


平成18年第1回定例会  
上富良野町議会会議録



開会 平成18年3月 2日  
閉会 平成18年3月17日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (3月2日)

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行政報告 .....	2
日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件 .....	5
日程第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件 .....	6
日程第 6 議案第10号 平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第6号) .....	9
日程第 7 議案第11号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) .....	15
日程第 8 議案第12号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号) ...	16
日程第 9 議案第13号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号) ...	17
日程第10 議案第14号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) .....	18
日程第11 議案第15号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) .....	18
日程第12 議案第16号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号) .....	19
日程第13 議案第17号 平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号) .....	20
日程第14 議案第32号 財産取得の件 .....	22
日程第15 議案第36号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H17国債)請負契約締結の件 .....	22
日程第16 議案第37号 北24号道路改良舗装工事(改良工)(H17国債)請負契約締結の件 .....	23
散 会 宣 告 .....	24

# 目 次

## 第 2 号 (3月3日)

議 事 日 程 .....	2 7
出 席 議 員 .....	2 7
欠 席 議 員 .....	2 7
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	2 7
議会事務局出席職員 .....	2 7
開 議 宣 告 .....	2 8
諸 般 の 報 告 .....	2 8
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2 8
日程第 2 執行方針 .....	2 8
〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君	
日程第 3 議案第 1 号 平成 1 8 年度上富良野町一般会計予算 .....	2 8
日程第 4 議案第 2 号 平成 1 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 .....	2 8
日程第 5 議案第 3 号 平成 1 8 年度上富良野町老人保健特別会計予算 .....	2 8
日程第 6 議案第 4 号 平成 1 8 年度上富良野町介護保険特別会計予算 .....	2 8
日程第 7 議案第 5 号 平成 1 8 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 .....	2 8
日程第 8 議案第 6 号 平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 .....	2 8
日程第 9 議案第 7 号 平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 .....	2 8
日程第 1 0 議案第 8 号 平成 1 8 年度上富良野町水道事業会計予算 .....	2 8
日程第 1 1 議案第 9 号 平成 1 8 年度上富良野町病院事業会計予算 .....	2 8
予算特別委員会の設置について .....	5 4
日程変更の議決 .....	5 4
休 会 の 議 決 .....	5 4
散 会 宣 告 .....	5 4

# 目 次

## 第 3 号 (3月10日)

議 事 日 程 .....	5 7
出 席 議 員 .....	5 7
欠 席 議 員 .....	5 7
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	5 7
議会事務局出席職員 .....	5 7
開 議 宣 告 .....	5 8
諸 般 の 報 告 .....	5 8
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	5 8
日程第 2 町の一般行政について質問	
1 3 番 村 上 和 子 君 .....	5 8
1 団体への補助金の評価制度を創設してはどうか	
2 男女共同参画基本計画の策定を	
3 ウォーキングで健康づくり。住民が主役の健康づくり運動の推進について	
4 中央保育所の今後についてと幼保一元化に向けての支援や政策誘導について	
1 1 番 中 村 有 秀 君 .....	6 5
1 住居番号表示板及び街区符号表示板の整備について	
2 上富良野町会議の公開及び運営の実施状況と今後の方針について	
3 市町村合併について	
4 番 梨 澤 節 三 君 .....	7 4
1 「破たん法制」について	
2 住民自治条例制定について	
3 行政手続について	
4 住居表示番号について	
9 番 米 沢 義 英 君 .....	7 8
1 品目横断的経営対策について	
2 障害者自立支援について	
3 放射線管理センターについて	
4 J R 列車の増便について	
5 上富良野小学校の改築計画について	
6 一時保育について	
1 5 番 向 山 富 夫 君 .....	8 7
1 持続発展できるまちづくりについて	
2 観光行政について	
日程第 3 議案第 2 2 号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例 .....	9 3
日程第 4 議案第 2 3 号 上富良野町地域包括支援センター条例 .....	9 4
日程第 5 議案第 2 6 号 上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例 .....	9 6
日程第 6 議案第 2 7 号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例 .....	9 7
日程第 7 議案第 2 8 号 上富良野町保健福祉施設整備基金条例を廃止する条例 .....	9 7
日程第 8 議案第 3 1 号 上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例 .....	9 8
日程第 9 議案第 3 8 号 富良野広域串内草地組合規約の変更の件 .....	9 8
日程第 1 0 議案第 3 9 号 上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約の変更の件 .....	9 9

休 会 の 議 決 .....	9 9
散 会 宣 告 .....	9 9

# 目 次

## 第 4 号 ( 3 月 1 7 日 )

議 事 日 程 .....	1 0 1
出 席 議 員 .....	1 0 1
遅 参 議 員 .....	1 0 1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1 0 1
議会事務局出席職員 .....	1 0 2
開 議 宣 告 .....	1 0 3
諸 般 の 報 告 .....	1 0 3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	1 0 3
日程第 2 議案第 1 8 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	1 0 3
日程第 3 議案第 1 9 号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 .....	1 0 6
日程第 4 議案第 2 0 号 上富良野町国民保護協議会条例 .....	1 0 6
日程第 5 議案第 2 1 号 上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 .....	1 0 6
日程第 6 議案第 2 4 号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例 .....	1 1 4
日程第 7 議案第 2 5 号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例 .....	1 1 6
日程第 8 議案第 2 9 号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	1 1 8
日程第 9 議案第 3 0 号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例 の一部を改正する条例 .....	1 2 0
日程第 1 0 議案第 3 3 号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件 .....	1 2 1
日程第 1 1 議案第 3 4 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件 .....	1 2 1
日程第 1 2 議案第 3 5 号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件 .....	1 2 3
日程第 1 3 議案第 4 0 号 監査委員の選任の件 .....	1 2 3
日程第 1 4 平成 1 7 年第 4 回定例会付託 .....	1 2 3
議案第 9 号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件	
日程第 1 5 予算特別委員会付託 .....	1 2 5
議案第 1 号 平成 1 8 年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成 1 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 1 8 年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4 号 平成 1 8 年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 1 8 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成 1 8 年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成 1 8 年度上富良野町病院事業会計予算	
日程第 1 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件 .....	1 2 5
日程第 1 7 発議案第 1 号 町長の専決事項指定の件 .....	1 2 6
日程第 1 8 発議案第 2 号 上富良野町情報共有と町民参加の自治条例 .....	1 2 6
日程第 1 9 発議案第 3 号 旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見の件 .....	1 3 1
日程第 2 0 発議案第 4 号 平成 1 8 年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立 を求める意見の件 .....	1 3 1
日程第 2 1 閉会中の継続調査申出の件 .....	1 3 2
町長あいさつ .....	1 3 2
議長あいさつ .....	1 3 3
閉 会 宣 告 .....	1 3 3

## 第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成18年度上富良野町一般会計予算	3月17日	原 案 可 決
2	平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
3	平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
4	平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
5	平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
6	平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
7	平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月17日	原 案 可 決
8	平成18年度上富良野町水道事業会計予算	3月17日	原 案 可 決
9	平成18年度上富良野町病院事業会計予算	3月17日	原 案 可 決
10	平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)	3月2日	原 案 可 決
11	平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月2日	原 案 可 決
12	平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第3号)	3月2日	原 案 可 決
13	平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月2日	原 案 可 決
14	平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月2日	原 案 可 決
15	平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月2日	原 案 可 決
16	平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	3月2日	原 案 可 決
17	平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	3月2日	原 案 可 決
18	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月17日	原 案 可 決
19	上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	3月17日	原 案 可 決
20	上富良野町国民保護協議会条例	3月17日	原 案 可 決
21	上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	3月17日	原 案 可 決
22	上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	3月10日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
23	上富良野町地域包括支援センター条例	3月10日	原案可決
24	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	3月17日	原案可決
25	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3月17日	原案可決
26	上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例	3月10日	原案可決
27	上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
28	上富良野町保健福祉施設整備基金条例を廃止する条例	3月10日	原案可決
29	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月17日	原案可決
30	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	3月17日	原案可決
31	上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
32	財産取得の件（見晴台公園整備用地購入）	3月2日	原案可決
33	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	3月17日	原案可決
34	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	3月17日	原案可決
35	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月17日	原案可決
36	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約締結の件	3月2日	原案可決
37	北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約締結の件	3月2日	原案可決
38	富良野広域串内草地組合規約の変更の件	3月10日	原案可決
39	上富良野町母子通園センター事業の事業委託に関する規約の変更の件	3月10日	原案可決
40	監査委員の選任の件	3月17日	同意可決
	〔平成17年第4回定例会付託〕 議案第9号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件	3月17日	修正可決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成18年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月17日	原案可決



議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	議案第3号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第6号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第7号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第8号 平成18年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成18年度上富良野町病院事業会計予算		
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月17日	適 任
	執 行 方 針	3月3日	
	行 政 報 告	3月2日	
	町の一般行政について質問	3月10日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月2日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月2日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件	3月17日	原 案 可 決
2	上富良野町情報共有と町民参加の自治条例	3月17日	否 決
3	旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見の件	3月17日	原 案 可 決
4	平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見の件	3月17日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	閉会中の継続調査申出の件	3月17日	原 案 可 決

平成18年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成18年3月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 3月2日～17日 16日間  
第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君  
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口勤君  
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件  
議会運営委員長 向山富夫  
厚生常任委員長 中村有秀  
第 6 議案第10号 平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）  
第 7 議案第11号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
第 8 議案第12号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）  
第 9 議案第13号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
第10 議案第14号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
第11 議案第15号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
第12 議案第16号 平成17年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第2号）  
第13 議案第17号 平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）  
第14 議案第32号 財産取得の件（見晴台公園整備用地購入）  
第15 議案第36号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約締結の件  
第16 議案第37号 北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約締結の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	岡崎光良君	ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君
教育振興課長	垣脇和幸君		
町立病院事務長			

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 18名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成18年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月27日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、2月8日及び2月23日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第40号までの40件、諮問第1号の1件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第4号の4件であります。

なお、人事案件の議案第40号監査委員の選任の件と諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後日配付いたしますので御了承賜りたいと存じます。

議会運営委員長及び厚生常任委員長から、委員会所管事務調査の報告がありました。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長並びに教育長から、平成18年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成17年度建設工事総括表をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月22日までに受理いたしました陳情要望の件数は、6件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付

のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

14番 長谷川 德行 君

15番 向山 富夫 君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月17日までの16日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許可します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用な中、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練ですが、2月21、22の2日間の日程で、北海道、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、上川南部消防事務組合など12関係機関が参加して実施いたしました。

1日目は情報の収集と伝達訓練を主体に、2日目

は避難、救助、救出、避難路確保、道路閉鎖などの各種実動訓練などを展開してまいりました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に8カ所の避難所を設置し開設して、泥流を伴う十勝岳噴火が起きたという想定で210世帯287人に参加いただいたところであります。

また、西小学校避難所においては、自衛隊、警察、消防による救助・救出訓練のほか、消防職員が講師となった応急手当講習と火山防災パネル展も実施いたしました。

なお、昨年までは北海道が上川支庁内に設置しておりました災害対策現地合同本部は、見直しによって災害現地により近い美瑛町に置かれて訓練が行われたところであります。

次に、昨年10月の国勢調査にあわせて実施した地域情報化調査についてであります。医療施設、社会福祉施設入居者など一部を除く小学生以上の全町民を対象に、携帯電話やパソコンの所有状況とインターネット利用状況を把握し、今後の地域情報化計画策定に向けた基礎資料とするため調査を行いました。調査には95%の皆様にご回答をいただき、携帯電話、パソコンの世帯普及率はそれぞれ75%、51%との結果を得ました。詳しくは町報3月10日号に掲載するとともに、情報提供コーナー等に掲示いたしますので、御高覧いただきたいと存じます。

今後の町の取り組み予定といたしましては、調査結果をもとに地域情報化計画を策定し、民間活力を活用しながら町内の情報インフラ整備を推進してまいります。

次に、市町村合併につきましては、1月24日に市町村合併に関する上川支庁管内説明会が開催され、総務省と北海道から説明がありました。

総務省からは、都道府県が作成する合併推進構想に伴う市町村の組み合わせの考え方として、地理的条件などを考慮し、おおむね人口1万人未満を構想対象にしたことなどの説明がありました。

北海道からは、住民が適切な行政サービスの提供を受けることができる人口規模をおおむね3万人程度とし、合併に向けた自主的な取り組みなどに配慮することを示されたところであります。

また、2月14日に第4回北海道合併推進審議会が開催され、クラスター分析による市町村の結びつきが強い度合いなどを示す樹形図が公表され、富良野沿線では、富良野市と南富良野町が最も関係が深く、次いで上富良野町と中富良野町が、その次に富良野市と南富良野町と占冠村が、そして富良野沿線5市町村の順に結びつきが深いとされております。

また、本年夏ごろには道の市町村合併推進構想が

示される予定と聞いております。

次に、広域行政についてであります。12月27日と2月21日の2回、広域圏振興協議会委員会へ「自治のかたち検討プロジェクト」から広域で担うことが望ましい事務事業の状況と最終報告に向けての状況報告を受けております。広域で担うことが望ましい事務事業については、今年4月から上川支庁の窓口縮小に伴う消費者相談業務を富良野市消費生活センターが広域の窓口として一括して相談する体制となり、日常法律相談業務を富良野市に広域の窓口体制へ移行し、図書貸し出し業務の連携や職員研修の連携を図っていくことになっているほか、障害者自立支援法による認定審査会の広域設置についても、平成18年度中に広域設置できそうな状況にあるとの報告を受けたところであります。

また、プロジェクトの最終報告に向けては、最終報告書の概要や最終報告後の各市町村住民説明の実施、その後、再度市町村長が状況報告することなどが確認されました。

次に、行財政改革実施計画の推進状況についてであります。平成17年度の効果実績額については、今年6月ごろになりますが、平成16年度の実績額1億8,370万円と合わせ2年間で約5億9,000万円の効果と見込んでおります。

平成10年度より8年間にわたる行財政改革の取り組みは約13億2,000万円の効果となり、行政の内部改革で約10億円、住民の協力や負担を伴う改革で約3億円、このうち人件費は全体の約45%を占める5億9,000万円の効果となっております。

次に自衛隊関係であります。1月12日、北海道自衛隊連絡協議会で組織している第2師団管内の駐屯地所在市長及び町長として、第2師団長に対し、駐屯地部隊の削減反対にかかわる要望運動を行いました。

また、防衛施設周辺整備事業関係では、2月13日から15日までの間、上富良野町基地協議会の関係団体長同行のもと、防衛施設庁の関係課長等に事業採択の要望を行うとともに、防衛庁防衛部長、防衛課長等に上富良野駐屯地削減反対にかかわる要望を行ってまいりました。

次に、税の徴収関係であります。12月から2月にかけて預金調査230件、給与支払い調査1件の財産調査を実施して、10件の差し押さえを執行いたしました。また、管理職及び税務課職員全員による滞納プロジェクトによるきめ細かな臨戸訪問徴収を実施するとともに、夜間・休日納税相談窓口を設置して、収納サービスの向上に努めるなど、収納対策を講じ、1月末現在の滞納繰越分の収納率は、

町税で29.4%、国保税で26.3%となり、いずれも昨年同期を上回る状況にあります。

次に、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定に関しては、12月26日から1月25日までパブリックコメントを実施し、3名からいただいた5件の御意見を初め、さまざまな機会を通じて多数の御意見をお聞きいたしましたので、できる限り意見反映しながら条例制定に向け検討を進めてまいります。

次に、平成17年度所得税確定申告の受け付けについては、2月16日から3月15日の期間で受け付け事務を実施しておりますが、今年初めての申告となる課税売り上げ1,000万円を超える事業主の消費税の申告についても、町民の皆様方が混乱を来さないように、所得税の申告と同様に相談窓口への対応を図っているところであります。

次に、農業関係では、平成19年産から、国が導入する品目横断的経営安定対策について、北海道、農協等との関係機関とともに、12月6日、農業者向けの説明会を開催いたしました。この制度は認定農業者等を対象としており、農業者全員が制度を熟知する必要があることから、説明会以降も農協とともに農事組合ごとの地域説明会を開き、さらに個別相談会を全町的に実施してまいりました。

町の認定農業者は現在288名で、全農業者の約7割となっており、今後も認定に向け積極的に推進をしてまいります。

次に、第42回かみふらの雪まつりについてであります。日の出公園を会場に2月5日に開催し、好天に恵まれ、延べ2,000人の御来場をいただきました。会場には上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による大雪像1基、商工会青年部制作による滑り台が設けられ、もちまき大会や上富良野産豚肉の川柳・標語コンテストなど、さまざまなイベントに多くの町民の皆様にご参加をいただきました。

雪まつり当日はもとより、雪像制作期間中から御支援いただきました陸上自衛隊初め、各関係機関等のご様に厚くお礼を申し上げます。

次に、環境省・北海道・大雪山国立公園連絡協議会の共催による第9回大雪山国立公園フォーラムが本町の「かみん」を会場に2月18日に開催されました。北海道大学で大雪山・十勝岳を中心に「地衣類の分類と生態」について研究されている志水顕氏と北海道教育大学旭川校で「大雪山・十勝岳火山地域の火砕流・マグマ」の研究をされている和田恵治氏から御講演をいただき、講演終了後には活発な意見交換が行われるなど、意義あるフォーラムでありました。

次に、保健福祉総合センターについてであります

が、開設以来、保健福祉活動はもとより、研修会など各種の活動に多くの町民の皆様にご御利用いただきてまいりました。また、外構関係の整備についても、総額6,616万1,000円を投入し、前庭舗装、駐車帯、車庫等の整備を終え、保健福祉総合センターとしての全ての整備を完了いたしましたので、今後は保健福祉の拠点として、その機能発揮に努力を注いでまいります。

次に、軽費老人ホーム「ケアハウスかみふらの」の民営化につきましては、平成17年第4回定例議会において財産譲与及び設置条例の廃止について御議決をいただきましたので、平成18年4月1日、社会福祉法人わかば会が適正運営できるよう諸手続を進めてまいります。

次に東中へき地保育所についてであります。へき地保育所として昭和33年の開設以来、地域保育の拠点として運営を続けてまいりました。近年の少子高齢化などから通所児童が極端に減少する事態の中で、地域の関係者との協議を重ねた結果、平成18年3月末日をもって閉所することになりました。なお、今後は地域活動の利用に供することで合意いたしております。

次に、生活習慣病の予防対策として実施している国保ヘルスアップ事業については、予定していた80名が参加し、動脈硬化予防健診受診、水中運動教室参加、食事相談、個別運動プログラム作成、自己実践コース等、一人一人が選択した方法で改善に取り組んでおります。国保の医療費分析でも、医療費総額のうち生活習慣病が76%を占めていることから、町民の健康に対する意識の高揚と介護予防、医療費削減の基礎的な活動として、今後も最大限に取り組みを推進してまいります。

次に、今冬の除排雪の状況についてであります。全国各地から大雪による被害が伝えられる中、幸いにも富良野周辺地域においては、現時点で例年よりも少なめの降雪にあり、道路網の確保も順調な状況にあります。このような中で、広い地域単位による自発的な排雪作業の申し出があった銀座通り振興会に対し、町は重機による積み込み作業を協力することで地域との連携行動により一定の効果を上げることができました。今後も、同様のケースについては、住民との協働に努めてまいります。

次に、成人式についてであります。本町では新成人の皆様が出席しやすいよう1月8日に保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただき挙行いたしました。

新成人130人の出席のもと、厳粛なうちに式典が行われ、門出を祝福したところであります。

次に、上富良野町地域子ども教室についてであり

ますが、放課後の子供たちに安全で安心な遊び場を提供するため、平成16年度から実行委員会が主体となり、「子どもの居場所づくり」として実施してまいりました。本年度は町内小学校児童数696名のうち約29%に当たる203名の児童が登録し、平均して約30名の子供たちが放課後スクール事業に参加し、2月末をもって、盛況のうちに終了することができました。

今後におきましても、地域の協力を得て、子供や保護者のニーズに沿って、事故のない運営に努めてまいります。

次に、道立上富良野高等学校についてであります。公立高等学校適正配置計画により2間口校は原則統廃合の検討がなされていることに加え、地元中学校の生徒数の減少から、上富良野高等学校の置かれている立場は非常に厳しい状況にありますので、12月10日発行の町広報誌を活用して、広く町民の皆様にも周知を図ってきたところであります。また、2月9日には現状を何としても維持継続していただくよう、中富良野町と連携をとり、北海道教育委員会に対しまして要望運動を行ってまいりました。これからも積極的な支援と存続運動を進めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況であります。12月定例議会で報告以降に入札執行した建設工事は、2月24日現在で本定例議会に契約議案を上程しております2件を含め9件、事業費総額で4億8,520万5,000円となっております。

なお、本年度累計では51件、事業費総額で8億9,959万8,000円となっており、詳細につきましては、お手元に配付しております平成17年度建設工事総括表で御確認いただきたく存じますが、本日以降、本年度中に発注を予定している工事がさらに2件ありますことをつけ加えさせていただきます。

以上をもちまして行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと

思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町総務課、町民生活課、保健福祉課、ラベンダーハイツ所管の財務事務を監査の対象として、平成17年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の期間は、平成18年1月26日、27日の2日間で行いました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、所管課長に講評いたしました。

次に、2ページから10ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成17年度11月分から11月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては11ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上で監査報告を終わります。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 一番最後の11ページの税収、収納の状況でございますけれども、国民健康保険税の医療の関係のところ、大変今年の同期と



比べまして、昨年13%に対して26.6%と、非常に倍以上収納については頑張っていたいただいているところがございますけれども、なおかつまだ3,456万2,671円、収納未済額があるということで、この滞納は何年前ぐらいからの滞納の繰り越しになっているのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 村上議員の質問にお答えいたします。

今、資料をちょっと持ってきていないので確かなことは言えませんが、一番古いので10年ごろからの国保税の滞納があります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 収納に非常に頑張っておられるところがございますけれども、収納しても収納してもというような、今、大変厳しい経済状況がありまして、雇用関係も大変厳しくて、社会保険から今度国保に加入するという人がどんどんふえてきている状態があるわけで、いろいろと分納とかいろいろ、転出されて居所がわからないとかという方もあるやに聞いていますけれども、この追いかけるような、国保に加入する人がまたどんどんふえてくる状況というのがありますので、今、頑張っておられるところですが、分納をさらにまた細かくするとか、さらなる手を打っていただかないと、どんどんまたこれ滞納がふえてくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 村上議員の質問にお答えいたします。

徴収に全力投球しておりますけれども、あと分納等により少しずつ納めていただいている形でありますけれども、18年度におきましては資格証明書、国保の、悪質な滞納者に対しては資格証明書の発行を予定しておりますので、御了承をお願いいたします。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長向山富夫君。

議会運営委員長（向山富夫君） ただいま上程さ

れました報告第2号議会運営委員会所管事務調査の件について御報告させていただきます。

なお、報告書につきましては既に配付されておまして御高覧賜っていることと存じますので、その要点のみの報告とさせていただきますことを御了承賜りたいと存じます。

報告第2号議会運営委員会所管事務調査報告の件。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。平成18年3月2日、議会運営委員長向山富夫。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

調査の経過。

厳しい状況が続く地方行財政に加え、合併問題や少子高齢化問題を初め、これからの地方自治のあり方が改めて問われています。本町においても同様で、さらにこの行財政改革を進める中において、議会のあり方も改めて検討を行うことが必要であり、特に議員定数と報酬に関しては、議会内はもとより町民の関心も高く、また、最近の道内市町村議会の動向を見ても、多くの議会において定数の削減や報酬の削減がなされている状況にあります。

このような状況を踏まえ、本委員会においてもこれらの課題について調査、検討をすることとして、平成18年1月25日から27日まで、先進市町村の十勝管内芽室町と釧路管内白糠町の両議会を視察し、研修を行いました。

調査の結果。

調査項目、1、議員定数と報酬について、2、委員会運営のあり方についての2項目であります。

まず芽室町議会。

町の概要ですが、十勝平野の中央部に位置しまして、土地はおおむね平たん、肥沃で農耕に最適の地であります。昭和17年に町制が施行されており、面積は513平方キロと、本町の約2倍強で、基幹産業は農業でございます。帯広市と隣接していることから、商工業の進出も進んでおりまして、人口は1万8,669人と、ここ10年間で約2,000人増加しております。

調査の概要ですが、まず、議員定数と報酬につきまして、現在、芽室町議会の議員定数は18名でございます。平成16年には帯広市、芽室町、中札内村の1市1町1村で結成いたしました合併任意協議会から離脱し、自主自立を宣言したことにより、議員の定数及び報酬について、平成16年8月に議長から諮問があり、議会として協議し、結論を出すことを全員で確認しております。

平成17年2月の議会運営委員会において、委員

から今後の議員定数及び報酬について意見を聴取し、同時に町民からの意見なども聞き、その中で、定数は現状維持、報酬を削減すべき案と、定数を削減し、報酬は現状維持すべき案と、定数と報酬の両方を削減すべき案が出ておりました。審議の結果、議会費全体を削減するという事は共通認識でありましたが、定数による削減か報酬による削減かの意見は分かれていたということでございます。

しかし、議長の諮問を受けた議運として、その結果を各常任委員会に示し、意見を求める場合、両論併記ではなく議運としての方向性を示す必要があるとの認識から、次の3点を確認しておりました。

一つ目は、町民から信頼される議会でなくてはならないこと、二つ目として、厳しい財政状況の中で、議会として議会費全体をどのようにすべきかを考えなければならないこと、三つ目として、議会の機能を低下させないこととでございます。

以上の議論から、議運各委員で議会費の予算を削減していくことを確認し、協議の結果、議員定数は現状の18人、議員報酬、手当は総額で10%ないし20%削減するという議会運営委員会の方向性を示した上で、全議員から再度意見をいただき、さらに町民からも意見を求め、これらの意見をもとに協議し、最終的に議員定数については現状の18人、議員報酬と期末手当の総額から20%程度削減するという内容の答申を行っておりました。

なお、そのほか何点か意見が出されておりました、御高覧賜りたいと思います。また、削減の内容についても報告書に記載のとおりでございます。御高覧賜りたいと思います。

次に、2番目、委員会運営のあり方について。

芽室町議会の常任委員会等の内容は以下に示してあるとおりでございます。常任委員会は3常任委員会でございます。それから、議会運営委員会の中におきまして、議会広報に関する事項も取り扱っております。委員の任期は2年でございます。常任委員会の開催につきましては、年間約20回の開催で、所管事務に関する審議が主であります。

審議方法につきましては、議案等の審議方法につきましては、定例会前の事前調整的な委員会協議会及び議員協議会を行わず、議会運営委員会で事前に重要案件かどうかを概略審議し、議運において担当する常任委員会を決めて方向づけを行い、議案が本会議に提案された後、重要案件はそれぞれ所管委員会に付託し、審議されております。年間20数件の案件が委員会付託となっているようでございます。

また、委員会は本会議において審議内容の説明と質問に対する答弁をしなければならず、理事者同様の説明責任があるため、十分理解をしていなければ

ならないということでありました。

意見書等の取り扱いにつきましては、ここに掲げてあるとおりでございます。また、平成13年10月より本会議、予算・決算特別委員会をインターネットにより議会生中継を実施し、庁舎内の職員の机上のパソコン、町内4カ所の公共施設で見られるようにしておりました。

次に白糠町議会でございます。

町の概要は、釧路市の西隣りに位置し、人口は約1万800人でございます。面積はおよそ773平方キロ。入植は非常に古く、寛政12年、西暦1800年で、安政時代には北海道で最初の石炭採掘が行われたということでございます。昭和25年に町制が施行されております。

主な産業は、酪農を主体とした農業、サケ、シシャモ、タコなどを中心とした漁業、さらに水産加工や建設などの商工業であります。

また、平成14年に住民発議による合併協議会が発足、釧路市を含む6市町村による合併を検討してきましたが、平成16年末に合併の是非を問う住民投票実施の要望が複数のグループから出され、翌平成17年1月に住民投票を実施した結果、合併反対が多数を占め、自主・独立の道を選択しております。

調査の概要。

1番目、議員定数と報酬について。

現在、白糠町議会の議員定数は18人でありまして。昭和57年に全議員による特別委員会で法定定数26人に対して24人に、さらに平成2年に委員7名による特別委員会で22名に、平成5年に議会運営委員会の所管事務調査を経て、法定数22に対して20人に、平成14年に全議員による特別委員会で18人とし、現在に至っております。

平成17年1月に4市町村合併の意思を問う住民投票の結果を真摯に受けとめ、自治体の最終意思決定を行う議会の役割と責任は格段に重いとして、さらに分権型社会に向けた新しい時代にふさわしい議会として、本来の行政監督機能を果たす必要性から、適正定数や民意を反映するため必要定数等を考慮し、行政改革の一環として総合的な視野に立った調査をし、平成17年3月定例会において、議員発議により議員報酬を現行から20%減額し、さらに同じ年、平成17年12月定例会において、行財政改革の推進や人口の減少と各自治体の実態等を検討の結果、次期選挙から現行の18人を13人とする条例改正を行っております。

特に住民投票を実施したことによりまして、住民、行政、議会との間で意識の乖離が生じ、自立に向けた町づくりに対する一体感が逆に低下し、今後

に対する大きな不安を抱えたこと、自治体の最終意思決定をあずかる議会の役割と責任が格段に重くなったことを強調しておられました。

2番目、委員会運営のあり方について。

白糠町議会の常任委員会等の内容は、以下に示すとおりでございます。常任委員会は3常任委員会でございます。それから、特別委員会が五つ設置されておりました。常任委員会の開催は、年間約20回の開催がございまして、所管事務に関する審議が主であります。

議案等の審議方法については、定例会前に所管委員会で関係議案の説明は受けますが、質疑、意見等は基本的に本会議で行うこととしております。重要案件については委員会付託としているので、委員会の審議日数を要することから、理事者はそれを見込んで早めに提案することにしており、また、所管委員会と担当課長が常に情報交換を図りながら、町民からの負託に的確に答えようとする努力がうかがえました。

議員協議会を定例会前に実施した場合、本会議での審議が形骸化して空洞化するばかりでなく、住民不在の議会となるなどの障害が生じる恐れがあるとのことで、定例会前の議員協議会は原則として開催しておりませんでした。

まとめといたしまして、まず、議員定数と報酬につきまして、芽室町議会、白糠町議会とも議会の行財政改革に取り組んでおり、議員の定数、報酬について、芽室町では議会運営委員会において、白糠町では全議員による特別委員会においてそれぞれ審議がされております。

共通していたことは、議会としてその役割と責任を果たすために、広く住民の意見を反映させようとするれば一定の定数が必要であり、しかも責任の重さや議員活動に費やさなければならぬ時間等を考えると、安易に報酬を削減することにより、現役世代の議会参加への意欲をそぐようなことになってはならず、相当の議論がなされた上で結論を得ておりました。

本議会といたしましても、議員定数や報酬のあり方については、議会として議員間はもとより、広く住民と議会が大いに意見交換を行い、将来を見きわめた中で、本当に住民が求める議会はどのようなものなのか、十分議論を重ね、しかも迅速に議会として議員定数と報酬について、その方向性を住民に示すべきと思われる。

町財政の健全化とあるべき住民自治の姿を考えたとき、その判断には難しさも伴いますが、乗り越えていかなければならず、このたびの視察、研修を通じ、現下の我が町の財政状況、さらには他市町村議

会の動向等を総合的に判断しながら、本議会としては、いずれにしても削減を視野に入れた検討を行うべき時と考えました。

2、委員会運営のあり方について。

芽室町議会は、定例会前の議員協議会は原則的に開催していませんでした。また、各常任委員会は定例会前だけでなく閉会中も所管事務調査を行うとともに、出前委員会として、積極的に地域住民の中に入って意見交換を行っており、本議会もこのような取り組みを行うべきと感じました。

意見書、要望書等の取り扱いでは、議会運営委員会で所管委員会ごとに振り分けして、各所管委員会で先議して、そのようにすることにより、その結果が議会運営委員会、そして議会に反映されるので、検討する課題であると思われま。

白糠町議会の常任委員会の運営は、重要案件の早期提案と、さらに所管委員会へ付託するという一定のルールが敷かれ、その中で十分な審議時間が確保されており、本町議会も今後はそのような方向性で議会と理事者として検討すべき課題であると思われま。

議員協議会のあり方については、本町も定例会前の常態化した進め方は本会議の審議の形骸化の恐れがあると思慮されるので、早急に検討すべき課題であると思われま。

結びといたしまして、今回報告をさせていただくに当たり、調査、研究を行う上において、先進地視察調査がとても大切なことであること、委員全員が再認識させられましたことも申し添えまして報告とさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって議会運営委員会の報告を終わります。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

厚生常任委員長中村有秀君。

厚生常任委員長（中村有秀君） 厚生常任委員会の所管事務調査報告書を申し上げます。

厚生常任委員会に所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

平成18年2月13日、上富良野町議会議長中川一男様。厚生常任委員長中村有秀。

記、調査事件名、1、所管する事務事業の件。

1、調査の経過。

厚生常任委員会は委員会を開催し、委員会構成後間もないことから、所管する事務事業の概要を調査

することを主眼とした。

## 2、調査の結果。

### (1)所管する事務事業の件。

厚生常任委員会は、委員会を開催し、所管する事務事業の概要について、担当課長などから説明を受けるとともに、各委員からの質疑を行うなど、目的である事務事業の概要をおおむね把握することができた。よって、今回の調査項目は終了することとし、今後、委員会において所管する事務事業の中から具体的な項目を取り上げ、調査することといたしました。

以上、厚生常任委員会所管事務調査報告を申し上げます。

議長（中川一男君） 報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

### 日程第6 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第10号平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第10号平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の提案要旨につきまして、最初に御説明申し上げてまいります。

最初に、歳入の特徴的なもので、町税についてありますが、個人・法人町民税、均等割、所得割の増額など税率を決算見込みに置きかえ、4,240万6,000円増額を計上するものでございます。

次に、歳出において、新たに予算措置をいたします施策について申し上げますが、まずアスベストによる被害の未然防止を図るため、国においてアスベスト回収事業の創設がなされ、本年度、補正採択になることから、郷土館天井石綿吹き付け改修事業を取り進めます。また、郷土館内部のホール改修につきましては、アスベスト除去後に取り進めたく、所要の予算措置をお願いするものです。

なお、時期的に年度中の施工は難しいことから、新たに繰越明許費を設定するものです。

その他繰越明許費の設定であります。富原南地区、島津地区において実施の道営農地基盤整備事業が、収穫後に予定していた工種が冬季施工となり、年度中の整備が難しいことから、新たに繰越明許を設定するものです。

次に、清富小学校閉校に伴う地方債の一括償還についてですが、平成17年12月定例町議会において、平成18年3月31日をもって清富小学校閉校の御議決をいただきました。このことから、起債の未償還金の取り扱いにつきまして検討の結果、この際、利子分の後年負担の軽減を図るべく義務教育施設整備事業債の未償還金、元金2,362万5,000円の一括償還を行うために予算措置をお願いするものです。

次に債務負担行為補正につきまして、ケアハウス運営の補助、資金利子補給の借り入れ分の確定、見晴台公園整備事業並びに新年度初日の4月1日から事業開始される各公共施設の警備、清掃、管理業務などについて、本年度中に受託業者を選考し、業務の円滑な推進を図るため、新たに債務負担行為を設定するものです。また、既に債務負担行為を設定しております3事業につきましては、事業費の確定をしたことから、限度額の変更手続をとるものです。

次に、地方債の補正につきましては、郷土館天井石綿吹き付け改修事業を限度額350万円として追加をお願いし、その他の5事業は事業費確定に伴い限度額の調整を行うものであります。

そのほか、多くの予算の執行の結果、不用となる見込みのものについては減額するなど、歳入歳出それぞれ所要の額を補正するものです。

以上申し上げました内容とし、総体的に余剰となる財源を予備費に計上することで、補正予算の調整をし、上程した次第でございます。

以下、議案の議決事項の部分につきまして御説明してまいります。

議案第10号平成17年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

平成17年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,539万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,578万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表債務負担行為補正による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

それでは、1ページをお開き願います。

この1ページに掲載の第1表歳入歳出の補正の内容につきましては、議決項目でございますので、款ごとに補正額を朗読してまいります。

第1表歳入歳出の予算補正。

1、歳入。

第1款町税、4,240万6,000円。

12款分担金及び負担金17万1,000円の減。

13款使用料及び手数料83万7,000円の減。

14款国庫支出金738万6,000円の減。

15款道支出金2,872万2,000円の減。

16款財産収入80万6,000円。

17款寄附金161万1,000円。

18款繰入金432万1,000円。

20款諸収入486万5,000円。

21款町債150万円の減。

歳入合計が1,539万3,000円でございます。

次、2ページの歳出に移ります。お開きを願います。

2、歳出。

1款議会費132万1,000円の減。

2款総務費756万5,000円の減。

3款民生費1,246万1,000円の減。

4款衛生費333万9,000円の減。

6款農林業費378万6,000円。

7款商工費13万9,000円の減。

8款土木費2,672万6,000円の減。

9款消防費177万5,000円の減。

10款教育費421万9,000円。

次、3ページに移ります。

12款公債費1,088万2,000円。

15款予備費4,983万2,000円。

歳出合計1,539万3,000円でございます。

次の4ページをお開き願います。

次に、4ページの第2表繰越明許費補正につきまして申し上げますが、冒頭申し上げましたように、2件の道営事業の事案につきまして、完了が4月以降の見込みとなり、また、郷土館アスベスト除去事業に伴う年度中の施工は難しいことから、新たに設定するものになっております。

次に、第3表債務負担行為の補正につきまして申し上げます。

これも冒頭申し上げましたように、追加補正する各業務につきましては、ケアハウス運営費の補助な

ど3月中に受託者を選考する必要から設定するものとなっております。

また、限度額を補正する3件につきましては、需用費それぞれ確定したことから増減変更手続するものであります。

次に5ページ、第4表地方債補正につきまして申し上げます。

これも冒頭申し上げましたように、まず郷土館天井の石綿吹き付け改修事業を地方債の追加をお願いするものです。そのほか5事業の事業費確定による限度額の増減変更をいたすものであります。

以上、御説明申し上げました事項につきましては、議決対象項目であります。

9ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいでいることで、説明については省略させていただきます。

これもちまして、議案第10号平成17年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質問の場合はページ数をお願いいたします。

ございますか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 4ページ、債務負担行為補正の(2)変更の関係でお尋ねいたしたいと思えます。

公民館の警備業務委託の関係で、平成17年から20年までということで、補正前は1,150万円、補正後は1,136万5,000円ということで、13万5,000円の減でございます。この減の要素について、まず1点お伺いをいたしたいと思えます。

というのは、恐らく公民館の、図書館の整備改修の関係だろうと思うのですが、ただ私が1,150万円で4年間の分ということになると、単年度287万5,000円、これを単純に12で割れば1カ月23万9,583円になるのですね。現実に4月から9月まで、工事、中央でやっていたものですから、警備がなかったように私は見ておりますけれども、そうすると、単純に13万5,000円はこの要素なのか、それともそれ以外のものなのかということを含めてちょっと内容的にお伺いをいたしたいと思えます。

議長(中川一男君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の単価の変更の部分でございますけれども、この件につきましては、御指摘のように公民館警備業務の内容でございます、やはり公民館の工事に伴いますその期間が当初よりも延びたことによりまして、この期間、警備を要しなかったことの減額の部分ということでございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 現実に4月から9月までであれば、単純に計算すれば、23万9,583円ですから、24万円の6カ月分あれば13万5,000円以上の削減をしなければならないはずなのです。現実にやっていなかったのだから。ですから、そのほかに要素があればいいけれども、今、課長の判断ではそれが原因だということになると、余りにも削減幅が、債務負担行為ですから、あくまでその後の段階になると思いますけれども、非常に少ないのではないかと。ですから144万円ぐらいの削減をしなかったら現実の問題として合わないのではないかなという気がするのです。ですから、公民館を図書館にするといった段階で維持管理費だったら何とか、皆さん方、平成17年度の予算で、そのまま前年度踏襲の予算の計上をしていたのですよ。ですから、そんなことはないでしょうということを書いて、最終的に決算であらわれてくると思いますけれども、現実にこの問題もこういう形になるのではないかと。単なる13万5,000円といったら一月23万9,000円の半分弱の金額になるということになると、この削減についてもう一度、単純に計算してみてください、それが要素だということです。そうすると違うのではないかと。ことなのですよ。

議長（中川一男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時03分 休憩

午前10時30分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

11番中村有秀君の質問に対し、教育振興課長、答弁いたします。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の先ほどの質問に改めてお答えさせていただきます。

先ほど委託費の減による執行残と申し上げましたけれども、公民館警備業務の委託、債務負担行為の設定におきましては、17年から20年度までの4カ年の業務委託の債務負担行為の内容でございますが、今年度、債務負担行為をお認めいただいた後に

入札を執行した結果におきまして、1,136万5,000円というふうに総体が確定いたしまして、その差額、13万5,000円を減額変更するものでございます。

当初より平成17年度におきましては6カ月間という、図書館完成後の業務を開始するという内容でございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私、一番最初に公民館が図書館になるその間の6カ月はどうということを知りたい、それが13万5,000円の減だということだからおかしいのではないかと説明を求め、質問をしたのです。ですから、前段でそのことでなくて、先ほど休憩中に課長から資料を見せてもらった、17年度は6カ月分しか見ていないよ。18年度と19、20と分けて、そうしたら数字的に合うのです。ですから、そのことをあくまでも入札の執行残でこうなんだと。それから17年度は6カ月分だけしか見ていませんよということではっきり答弁してもらえれば、こんな休憩になるまでのことではなかったなという気がするのです。その点、やっぱり答弁の段階で、質問に対してわかりやすく答弁を求めたいということの意見を申し上げます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まことに申しわけないことで、質問の要旨を勘違いしてお答えをいたしました。そのことについては、私の方からおおむねを申し上げたいと思います。

再度報告をさせていただきますが、平成17年度においては6カ月間ということで、これは公民館、図書館の整備が終了後警備に当たるということで、当初から6カ月間を予定していたところであり、18年度以降につきましては、12カ月ということでありますので、今回につきましては、執行残というようなことで減額変更をさせていただいたところあります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

第1点目は、4ページの施設運営委託業務という形で債務負担行為が小学校等の用務員等の債務負担行為となっておりますが、例えば勤務時間日数であります、中学校もそうかと思っておりますけれども、町の職員については、雪が降った等については早出をしてそれに備えるというふうな状況が聞かれますが、しかし、この契約上の問題かと思っておりますけれども

も、委託した側に対しては通常勤務という形の中で出てきて、いち早く雪はねをしなければならない状態にあるにもかかわらず、契約内容上の問題で勤務がずれてしまうというような、そういうような実態があるというふうに聞いておりますが、そこら辺は、実態は契約上どのような契約内容になっているのか、この点について、まず1点お伺いしておきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、歳入の問題でお伺いいたします。

近年、国の方では保育所等の運営に当たっての一般財源化という形になってきております。係る経費は全体の予算見ても人件費と、それに付随する光熱費等が年々ふえるという傾向があります。本来、国はこういった部分に対して交付税等においては、きっちりと見てくれるというような状況がありましたが、お金がないという形の中で一般財源化という形の財源措置がされましたが、しかし、実態に見合った財源確保という点ではどうなっているのか、保育所にかかわらず他の問題でもそうだと思いますが、その財源の確保という点で、実際の係る経費と、国が財政負担する経費との差の状況、実態等はどのようになっているのか、本当に必要な部分が確保されてきているのかどうなのか、この点、ちょっと明確にさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次にお伺いしたいのは、家賃収入補助という形で、14ページから15ページに補助あるいは対策債補助という形になっておりますが、これは当然入居者の増減によって変動するものだというふうに考えておりますが、これの収入に対する補助の基準はどのようになっているのか。現在、入居戸数、総体で何戸あって、現在入居されているのは何戸か、この点。

それとあわせてお伺いしたいのは、3月に入って突然何らかの状況で、12月でもいいのですが、入居したいという方が出てきております、毎年。ところが、住宅の修繕、補修の維持費がないという形の中で、現場の方は大変苦慮しています。入居したいという方たちは何らかの要素で早急に入居したいということですから、年度をまたがないでもそういう方たちに対しては、やはり予算を組んですぐ入居できるような対策をとる必要があるのではないかとこのように考えているところであります。そういった意味では、とかく近年予算がないという状況の中で、本当に必要な、入居される方に苦勞をかけているという実態は御存じなのか、そういったことも含めて、やはりきっちりとした、年度がわり直前であっても入居できるような壁の修繕あるいは塗

り、あるいは畳のかえだとか、そういったことを速やかに行うべきではないかというふうに考えておりますが、この点について、実態等も含めてお伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、42、43ページにかかわって、44ページにもかかわりますが、土地改良事業費の負担金の問題であります。白金にかかわってかと思いますが、納入されるのがかなり困難だという方もおられますし、もう既に完納されたという方もおられるという話も聞いております。この年度末に当たって、収納の状況はどのようになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

さらに48、49ページにかかわって、除雪の問題でありまして、毎年なのですが、線路から東と西の除雪の委託されている業者によって、除雪の仕方が非常に悪いという苦情が多く出ます。ことしも、去年からことしにかけて、やはり特に西側の業者については、そういう町の住民の方からも聞かれておりますので、この点について、町と連動した中で除雪というのがされているのだらうと思いますので、そこを統一的にきちんと住民の利便性にこたえられるような除雪対策という点でどうなのかなど。この年度末含めてちょっと感じたものですから、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、64ページの元金償還という形になっておりまして、清富小学校の借り入れた部分の返済という形で、防衛庁や文部省等から借りた部分でないという話の説明がありましたが、これは利息分の繰上償還することによって1億1,200万円減額になっているという形になっておりますが、これは、当初建設にかかわる文部やあるいは防衛補助にかかわる繰上償還がないという形の説明ありましたが、実際、この繰上償還による利息の減というのはこの数字にあらわれてきたこの部分という形でおさえていいのか、ちょっとその部分についてお伺いしたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長(中川一男君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 9番米沢議員の1点目の学校用務員の勤務の状況についてでございますけれども、現在、学校用務員は委託という部分でお願いしている部分も実はございまして、その勤務状況におきましては、職員に準じる形で7時間45分の勤務時間の範囲の中で、特に早朝の勤務時間というのも想定されるということから、時間外に対応する部分も委託費に実は含めてございます。

それも時間外勤務手当という形の委託費を含めて

ございますが、やはり限界もございまして、そう多くない額というふうになっておりますので、なかなか年間を通じて及ばないということも見られるかと思えます。その辺につきましては、早く出た場合には、例えばその分委託費を追加するということにはなりませんので、勤務を早く終えるような形でという学校長の管理下のもとに業務を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） 9番米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず2番目の保育所等の一般財源化のお話をいただきましたけれども、これは国の三位一体改革の部分で、議員御存じのとおり3年間の中で財源化を図るということでございます。17年については、今おっしゃいました保育所等の部分についての一般財源化ということで対応させておりますけれども、実は額的な差というのは、最終的な判断の中で18年度の部分で出てくると思いますが、やっぱり1割弱ぐらいの一般財源の減になるという押さえをしているところでございます。そういう状況の中で対応しているということで御了解を賜りたいなというふうに思います。

それと清富小学校の元利、今回、小学校が閉校になるということで、内部協議いたしまして、元金、31年までの25年の部分で償還をしようという計画でございましたけれども、本年度、元金分を支払うことによりまして利息分が約750万円ほどこれから発生してきますので、その額が今回発生しないということで、今回お願いするものでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

初めに家賃収入補助のところでございますけれども、これにつきましては、現在438戸の管理戸数に対しまして緑町の戸数が32戸程度、入居をさせていないという状況にありまして、その中で、現在公住の入居戸数は、はっきりの数字は、一、二戸は狂いあるいかとは思いますが、398戸ということで覚えております。

それから、この家賃収入補助につきましては、そういうようなことで、16年度で補助が打ち切られるということでありましたけれども、それが17年度、何分の1か、ここに載っております87万3,000円が補助として入ってきている状況にあります。

それから、家賃対策補助につきましては、これは

うちの方と道の方への申請の段階で考え方などの精査をした結果、今回207万6,000円が減額になっておりまして、トータル的には1,600万円ぐらいの対策補助が入っております。

それから、入居が年度をまたがないで入れるよという御質問でありますけれども、これにつきましては、考え方としては、年度がこうだから、今申し込まれても入れませんよという考えは持っておりません。傷んでいるところの修繕の時期とかそういうものによって、今すぐは入れませんということで、個々に考え方がそういうふうになっている人もおられるのかなと思えますけれども、基本的には年度がかわるまで入れないとかそういうような考えは持っておりません。

それから、除雪の関係でありますけれども、再三議員からも御指摘を受けておりまして、所管といたしましても、東西の考え方につきましては同じでありますので、今後とも御指摘のないように鋭意指導してまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

土地改良区の負担金でありますけれども、土地改良区二つあります。富良野土地改良区としろがね土地改良区でありますけれども、富良野土地改良区の負担金につきましてはおおむね納入されているというふうに聞いてございます。それからしろがね土地改良区の関係でありますけれども、通常賦課金につきましては納入されているというふうに聞いておりますけれども、事業負担金につきましては、現在、まだ3戸の方が納入をされていないところでございます。これらの方々とは話し合いをさせていただきながら、納入に努めているところでございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 一般財源化とまた他の税源移譲という形でいろいろ財源要素として入ってきているわけですが、本当に問題にしなければならぬのは、自治体のそういう実態を顧みない財源措置だということがここに来てさらに明らかになってきているんだというふうに思います。私は町長もこういった点では私と認識は同じで、こういった自治体の置かれている現状を見ない税源移譲や財政措置についても、どうしても国に対して改善を求めるといことは、当然だということを何回も言われております。そこで、やはりしわ寄せというのが、そこに住んでいる人たちや住民負担という形の中で、やはり返ってくるというのが実態になってきているわ



けです。

そういう意味で、こういった問題というのは、引き続き自治体としても現況にあった交付税の算入を引き続き求めて、この財源確保という点での改善を求めていくべきだというふうに考えておりますので、町長はこの点についてどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに感じているところです。

次にお伺いしたいのは、住宅の入居の問題で、年度をまたがずともいつでも入れるというような答弁だったかというふうに思います。実際、担当者に聞きますと、やはり壁や畳の修繕等を要するという形であるけれども、やはりどうしてもそれに必要な額が、修繕費がないからなかなか要望にこたえられないというような答弁というか、聞きましたらされているところです。実際、そういう方、そう多くはないのだろーと思えますけれども、やはり年度をまたがなくても、あるいは年度途中であっても、そういった必要な部分については、きちんと財源を確保するという形の何らかの対策という点で、今必要だというふうに思いますので、この点について、もう一度答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

そんなようなところで、答弁求めたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員のまず1点目の御質問にお答えさせていただきます。

私、いつも申し上げておりますように、地方財政の改革ということで、国は三位一体改革の推進を16、17、18年の3カ年間で実施しました。その中で、その結果何であったかということは、私どもも当初は地方六団体ともにひもつきの予算と補助金等は要らんわと、ひもつきでなくて一般財源化してくれや、ほしいわというようなことで、賛同してきたわけでありまして、結果的には、いつも私申し上げておりますように、地方財政は補助金あるいは負担金等々で4兆7,000億円の削減と。そして、地方交付税で5兆1,000億円の削減と。そして、税源移譲するのは3兆100億と。言うならば、従前の地方財政は70%国は減らして、地方に30%しか来なくなると。これが三位一体改革の結果でありまして、私どもはこれから地方交付税につきましても、地方交付税の持つ財政調整機能と財政保障機能というものが、これはあくまでも堅持しながら地方自治の存続のためにも、私ども町村会もあげて国に対して要望をしていかなければならないというふうに思っております。

非常に厳しい国の地方財政の方向性、また、19

年度からの第2次の三位一体改革、地方財政改革がどのような形で出てくるのかということも、私どもにおきましては大きな懸念材料となっておりますので、これからも地方自治体としての対応につきましては、国に対する要望は的確に対処していきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、住宅の問題であります。私は常に担当に申し上げておりますのは、公営住宅を供給する立場として、空き住宅をつくるなど。民間であれば、あいたらすぐ翌月から入れることを対処しているぞということで、全面的にその対応を図りながら、空き室が2カ月も3カ月も経過して、家賃収入が少なくなるということは絶対だめだぞということを指示しております。そういう中にありまして、今、議員から御質問ございますような、予算がなく修理ができないから住宅を供給することができないと、入居させることができないという報告は一切受けておりません。私は十二分にその対応がなされているものと、現場の対応の処置のまずさによって、例えば対処して、2カ月も3カ月もそのままになっている、空き室になっているぞという地域の皆さん方から私のところに入りたいたいだけどもという声が来ております。そういうときなどにも、常に担当には即入居できるように、入れるように、そして家賃収入をもらうようにしなさいということ指示しております。

今後もそのことにつきましては、私としては十分配慮しながら、修繕費がないから入居させられないというようなことは、まず私としては報告を受けておりませんので、そういうことはないものと思っておりますが、十分指導をしていきたいと思っております。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 公営住宅の問題で、職員の方は非常に一生懸命やっておられます。住宅の予算という点では、直してやはり快適な入居をさせたいという思いからそういう表現になったわけで、確かにすぐ入れないということではないのだと思うのですが、直して完全な形で入れたいという形の思いがあるから、そういう表現になったということでありまして、そういった部分も理解されて、今後こういった問題については、町長言っているように、問題がないのであれば、それはそれでいいのですが、そういう予算がないがゆえに職員の方も一生懸命やられて快適な環境の中で入居してもらいたいという、こういう思いから、やっぱり少しでも直して入ってもらって、そのためにはちょっとずれるというような形なのだろうと思えますが、そういったことも含めて、きちんと直して入れるものであれば、

すぐ対処してもらおうという形の方向がいいのではないかというふうに思いますので、この点、答弁要りませんので、この点を理解していただいて進めていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 私もこの公営住宅については、米沢議員と同じ考えを持っております。即入居していただいて、いい、快適な中で入居していただいて、そして家賃収入をちょうどいするという形を進めていきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 71ページ、地方債に関してなのですが、最近の報道を見ていてちょっとどうなのかなと思うのですけれども、町には105億余りの地方債があります。これを民間の金融機関にこれを一括返還をするということで、民間の金融機関を活用して、それをやっているというようなことが報道されておりました。これについて、損なのか得なのかというのはちょっとわからないところもあるのですが、これについておわかりのところを答弁いただきたいと思います。

一括返還をやるようなお考えがあるのかなのか、またこれについて詳しいことがあったら答弁していただきたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の御質問にお答えします。

以前も申し上げた機会があるかと思いますが、政府系の資金融通先を中心に、一括償還を柔軟に対応できるという段階になってございません。仮に一括償還をすれば、融資先の方に一定の保証金を支払うというようなことでございますので、結果として、する側からすればメリットがないということでございますので、実質的にはできないというようなことでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 17ページですけれども、児童福祉費の産休代替、今、少子化が進んでいて大事な部分かなというふうに思いますけれども、補助金ですけれども、町も負担すると思うのですけれども、負担の率をお願いしたいなど。

それから、乳幼児の医療費補助ですけれども、これについては123万円減となっておりますけれども、その減額の内容について説明願いたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 産休代替の関連でございますが、代替にかかわりましては基本的な数値の中では産休代替で、町の負担は今のところございません。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩崎議員の御質問にお答え申し上げます。

乳幼児の医療費の補助金の減でございますが、これにつきましては、道の補助を受けて実施してございます乳児でございますが、これにつきましては入院分の医療費が減額になりまして、道に対して精査するものでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） この産休代替ですけれども、100%という答弁でございますけれども、これについては、今、中学校の方でも現場で産休をされて代替の教員が、これは教育振興課の方でわかると思いますけれども、実際に配置されているという状況でございますよね。これらにつきまして、100%道補助金でこれがなされているということで理解してよろしいですか。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 3番岩崎議員の中学校教員におけます産休代替の件につきましては、これは法に基づきまして代替職員を道教育委員会の方において代替教員を配置するという手続がとられます。学校の方には支障はございません。

議長（中川一男君） 3番議員、よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第11号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第11号平成17年度上富良野町国民健

康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、1点目は、平成17年保険税の課税標準額となります平成16年所得額が、一般分として当初見込みより算定税額が603万7,000円の減、また、退職分といたしまして1,112万6,000円の増額となりまして、差し引き508万9,000円の増額となったところであります。

2点目として、歳出の療養給付費の負担増及び変更申請等に伴います国庫負担金、交付金を増額するものであります。

3点目としまして、共同事業交付金につきまして、確定見込みによりまして増額するものであります。

4点目といたしまして、一般会計繰入金として保険事業費相当分を繰り入れするものであります。

歳入に関しましては、保険給付費について、療養給付費及び高額療養費の増額が見込まれますことから、その対応をしようとするものであります。また、共同事業拠出金額の確定に伴いまして減額をするほか事業費等の精査による所用の補正をするものであります。

さらに、収支の差額につきましては、予備費として計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第11号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成17年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,192万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,966万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税508万9,000円。

2款国庫支出金269万2,000円。

3款療養給付費交付金1,911万8,000円。

4款道支出金47万5,000円の減。

5款共同事業交付金1,112万4,000円。

6款財産収入1万1,000円。

7款繰入金436万8,000円。

歳入合計としまして4,192万7,000円となります。

2、歳出。

2款保険給付費5,972万9,000円。

5款共同事業拠出金190万円の減。

6款保険事業費60万円の減。

7款基金積立金1万1,000円。

9款諸支出金436万8,000円。

10款予備費1,968万1,000円の減。

歳出合計としまして4,192万7,000円となります。

次ページ、歳入歳出予算事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第12号平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第12号平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

平成17年度におきまして、医療費の動向が見込みより増加傾向にありますことから、交付金等につきまして増額補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第12号平成17年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第3号）。

平成17年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,051万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款支払基金交付金1,084万8,000円。

2款国庫支出金543万5,000円。

3款道支出金135万9,000円。

4款繰入金135万8,000円。

歳入合計としまして1,900万円となります。

2、歳出。

2款医療諸費、補正額1,900万円。

歳出合計といたしまして1,900万円となります。

次ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第13号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第13号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、認定者数が当初を下回ったことにより

ます認定調査費の減額精査であります。

2点目といたしまして、介護保険法改正により居住費、食事費の利用者負担となったため、保険給付費が当初予想に比べまして減少したこと、一方、高額介護サービス費につきましては、制度改正により住民税非課税世帯に新たに負担軽減措置が設けられたことから給付増となったことを含め、結果として減額精査をしようとするものであります。

3点目といたしまして、保険者独自の給付事業といたしまして実施いたしております特別給付、いわゆる上乗せサービスにつきましても、当初に比べ減少したことによる精査をしようとするものであります。

これに伴います国、道支払基金交付金、町の一般会計からの繰入金及び介護保険事業基金の支消額の減額精査をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第13号平成17年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成17年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,243万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,329万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款の補正額のみ申し上げます。

2款国庫支出金1,057万3,000円の減。

3款道支出金510万5,000円の減。

4款支払基金交付金1,306万8,000円の減。

6款繰入金1,369万2,000円の減。

歳入補正額の合計4,243万8,000円の減となるところであります。

2、歳出。

1款総務費59万9,000円の減。

2款保険給付費4,083万9,000円の減。

4款特別給付費100万円の減。

歳出合計4,243万8,000円の減であります。

なお、2ページの事項別明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上説明といたします。

御審議賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第14号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第14号平成17年度上富良野町簡易水道事業別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程されました議案第14号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、水道管移設補償工事として計上してありました衣川橋架替工事及び道々上富良野旭中富良野線交付金工事の事業量精査による減でございます。

2点目としまして、江花地区浄水場井戸洗浄工事及び量水器の検満工事などの事業費精査による減でございます。

3点目としまして、事業量、事業費精査に伴い繰入金を減額するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第14号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成17年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,681万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の1ページをお開き願いたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金142万2,000円の減。

4款諸収入55万1,000円の減。

歳入の合計といたしまして197万3,000円の減でございます。

2、歳出。

1款衛生費197万3,000円の減でございます。

次の2ページ、3ページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第15号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第15号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程されました議案第15号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、下水道使用料の予算額が、節水などにより予定額を下回ることが想定されますことから、補正を行うものでございます。

2点目としまして、基準内繰り出しの経費の確定及び自己財源充当減による繰入金の補正でございます。

3点目としまして、建設事業費確定による町債の減でございます。

歳出の1点目としまして、水洗化等改造補助金な

どの確定による一般管理費の減及び維持管理業務などの精査による施設管理費の減でございます。

2点目としまして、起債対象事業費の確定及び需用費精査による事業費の減でございます。

3点目としまして、地方債償還金利子確定による公債費の減でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第15号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成17年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,812万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加及び廃止は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款使用料及び手数料150万円の減。

3款繰入金18万円の減。

5款諸収入1万円。

6款町債20万円の減。

歳入の合計187万円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費159万9,000円の減。

2款公債費27万1,000円の減。

歳出の合計187万円の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2表債務負担行為補正。

(1)追加。

浄化センターの維持管理業務につきましては、新年度からの水処理、污泥処理の機器類の稼働に支障が生じないよう業務の委託契約を年度内に行う必要があることから、債務負担行為の追加として補正をお願いするものでございます。

期間につきましては、平成17年度から平成18年度、限度額は4,127万6,000円でございます。

す。

同じく第2表(2)の平成17年度水洗化等改造資金貸付に伴う利子補給金につきましては、今回申請者がなかったことにより廃止するものであります。

次に、第3表地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、公共下水道事業一般分の限度額は20万円減の1,220万円でございます。

次のページの5ページから6ページの歳入歳出予算補正事項別明細書から12ページまでにつきましては説明を省略させていただきます。

13ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為表の浄化センター維持管理業務につきましては、先ほど申し上げましたので説明を省略させていただきます。

次に地方債でございます。

下水道事業債の当該年度末現在高見込額は20万円減の33億6,480万4,000円でございます。

以上、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑を承ります。

16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) ちょっとお聞きしたいのですが、ここに廃止とある水洗化の改造資金利子補給ということで、これは17年度分がなかったから廃止なのか、これから先もそうなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長(中川一男君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 16番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。17年度がなかったということで、18年度からまた計上させていただきます。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第16号  
平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別  
会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） ただいま  
上程されました議案第16号平成17年度上富良野  
町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2  
号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げま  
す。

歳入の1点目につきましては、介護保険制度の見  
直しによりまして、特養においては居住費及び食費  
が、また、デイサービスセンターにおいては食費が  
利用者負担となりましたことから、介護給付費と自  
己負担金をそれぞれ精査させていただいたところで  
ございます。

2点目につきましては、町民の方4名の方から御  
寄附がありました。内訳としましては、2万円の寄  
附が2件、5万円の寄附が2件ありまして、合計金  
額14万円の寄附をいただいたところでございま  
す。これら寄附目的に沿いまして施設整備を図るよ  
う、施設整備基金に予算を計上いたしましたところで  
ございます。

3点目は施設整備基金からの繰入金につきまして  
は、基金で整備しておりました事業費が確定いた  
しましたことから、減額補正するものでございます。

歳出の1点目につきましては、産休及び育児休業  
の職員の休職期間が確定いたしましたので、給与費  
及びその代替の臨時職員の人件費の精査と施設整備  
費につきましては、事業費確定によりまして減額補正  
でございます。

2点目につきましては、寄附金と収支の差額を合  
わせて500万円を今後の施設整備に充てるよ  
う基金として積み立てるものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていた  
だきます。

議案第16号平成17年度上富良野町ラベンダー  
ハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度上富良野町のラベンダーハイツ事業  
特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めると  
ころによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当  
該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為については、「第2表 債  
務負担行為補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。  
款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入26万円。

3款寄附金14万円。

4款繰入金40万円の減。

歳入合計の増減はございません。

2、歳出。

1款総務費272万円の減。

2款サービス事業費262万6,000円の減。

3款施設整備費56万7,000円の減。

4款基金積立金500万円。

6款予備費91万3,000円。

歳出合計の増減はございません。

第2表、債務負担行為補正。

(1)追加につきましては、新年度からの業務委託  
に支障が生じないよう、年度内に委託契約を行う必  
要があることから、債務負担行為をお願いするもの  
でございます。

施設整備業務につきましては、限度額を311万  
9,000円、施設清掃及び洗濯業務につきましては  
は、限度額558万6,000円としまして、期間  
はそれぞれ平成17年度から平成18年度とするも  
のでございます。

3ページ以降の事項別明細書につきましては、説  
明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議いただきましてお認めいただけますようお  
願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質  
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第17号  
平成17年度上富良野町病院事業会計補正予算（第  
3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第17号平成17年度上富良野町立病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

最初に、予算第3条の収益的収入及び支出についてでございますが、1点目は、特別利益の計上についてでございます。

内容につきましては、平成12年度の介護保険事業スタートに際し、病院に療養型病床の開設を行うべく申請に必要な医師数確保のため、不足する医師をやむなく非常勤医師から常勤医師として措置をしたところでありました。このことが名義借り類似行為として、北海道から嚴重注意処分を受けた経過がございます。

このことにつきましては、平成15年9月の定例町議会一般質問での答弁、また、同じく15年12月の定例議会におけます行政報告並びに町民へのおわび等を行っているところでございます。

このたび、平成17年3月、道の調査を受けまして、北海道社会保険事務所の調査を受けました。対象医師6名、延べ76月分の社会保険の適用がさかのぼりまして取り消しとなりまして、今回計上の事業負担分の保険料の返還分511万8,000円を補正するものでございます。

2点目は、医業費用につきましては、手術の増によります血液製剤等の材料費の増、また、燃料費単価のアップに伴います増額を行います。また、上下水道料及び借上等につきましては、減額精査をいたすものでございます。

3点目は、過年度損益修正損の計上でございます。内容につきましては、交通事故の自賠責保険に係るものが1件、それから労災事項に係ります給付に係るものが1件、それから生活保護に係ります給付のものが1件、計3件のものにつきまして、いわゆる二重の調停となっております。このことにつきましては大変申しわけなく、今後このようなことが起きないように、十分留意して処理をまいります。まことに申しわけございませんでした。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の1点目につきましては、町民の方から1件5万円の御寄附がございました。趣旨に沿いまして、什器備品に充てるように計上いたすものでございます。

2点目は、泌尿器科診療日の尿検査の時間短縮を図るため尿の自動検査機と、防衛庁の調整交付金事業で購入いたしておりました検査器具の中で、一部検査室のエアコンの設置については補助の対象外ということになりましたことから、所用の財源調整を行いまして、設置することといたしたものでございます。

債務負担行為につきましては、新年度からの病院の診療請求事務、警備、清掃、それからボイラー主任、洗濯業務等の業務を支障のないように行うため、年度内に契約を行うことから、債務負担行為の補正をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にさせていただきます。

議案第17号平成17年度上富良野町立病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成17年度上富良野町立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益511万8,000円。

第3項特別利益511万8,000円。

支出。

第1款病院事業費用511万8,000円。

第1項医業費用5万3,000円の減。

第2項医業外費用5万3,000円。

第3項特別損失1万8,000円。

第4項予備費510万円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入5万円。

第4項寄附金5万円。

支出。

第1款資本的支出5万円。

第2項建設改良費5万円。

債務負担行為。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。

事項、町立病院管理業務並びに医事等業務。

期間、平成17年度から平成18年度、限度額3,560万1,000円。

次に、1ページからの予算補正実施計画以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。

御審議をいただきましてお認めくださいますようお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第32号

議長（中川一男君） 日程第14 議案第32号 財産取得の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程されました議案第32号財産取得の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、町民の憩いの場、野外の活動の場として、市街地の良好な景観を確保し、立地箇所の有意性から、地元PRなどの情報発信を初め、各地域活性化につながるさまざまな活動の場として、光町3丁目地区に都市計画街区公園、見晴台公園を設置するため、防衛施設庁所管の補助採択を受け、用地の取得を行おうとするものであります。

この用地につきましては、所有者本田健慧氏名義の土地で、地目は畑、原野であり、用地の価格算定につきましては、平成17年3月時点で行った不動産鑑定士による鑑定評価をもとに宅地見込み地として、北海道建設部所管に係る北海道事業用地事務取扱要領に定める取り引き事例比較法により調査し、評価価格を決定したものであります。

価格につきましては、1平方メートル当たり、畑6,600円、原野6,600円をもって売買することの承諾を得るに至ったところでございます。

購入いたします土地の面積は5,417平方メートルであり、取得価格では3,575万2,200円となるところでございます。

なお、工事の実施につきましては、平成17年ゼロ国債により着工し、平成18年度完成の予定であります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第32号財産取得の件。

都市計画街区公園の整備用地として、次の土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、取得する財産の表示、土地。

表示内容につきましては、所在、地番、地目、面積の順により申し上げます。

空知郡上富良野町光町3丁目2554番の1、畑、5,155平方メートル。

同じく2554番の2、原野、262平方メートル。

合計といたしまして5,417平方メートルでございます。

2、取得先、空知郡上富良野町光町3丁目、本田健慧。

3、取得価格、3,575万2,200円。

4、取得時期、平成17年度中。

以上で説明を終わります。

御審議賜りましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第36号

議長（中川一男君） 日程第15 議案第36号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程されました議案第36号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましては、防衛施設庁所管の委託工事として実施するものであります。

工事の目的といたしましては、演習場内を東西に流下しております区間のうち、工作物が設置されている延長1,400メートル間を河川環境保全の観点から落差工及び砂防ダムに魚道の整備を行い、河床路を橋梁化とし、魚類が遡上または自由に可動できるようにし、生態系の回復を図るものであります。

本工事の概要としまして、魚道工12基、護床工2,300平方メートル、根固め工一式、また、仮

設といたしまして仮締切工、水替え工、抜根処理などが主なる工事内容であります。

次に、本議案につきましては、地元業者を含む7社を指名いたしまして、2月24日、入札を行った結果、大北土工業株式会社が1億3,100万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億3,755万円であります。

参考までに、2番札は新島工業株式会社の1億3,150万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。落札率につきましては、96.60%でございます。

以下、議案を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第36号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）の請負契約を、次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。1億3,755万円。

4、契約の相手方。富良野市本町8番1号、大北土工業株式会社代表取締役社長荒木毅。

5、工期。契約の日から平成18年12月28日まで。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 今のベベルイ川の入札の件でございますが、今、公共事業が非常に少なくなりまして、当町においても建設業者が非常に受注額が減っているということから、ジョイントベンチャー、共同企業体が組めなかったのか、またこういう事業が出たとき、分割発注というのは、そういうことができないのかお聞きします。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 14番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨今の建設事業の公共事業の縮減でなかなか従前よりかなり減ってきておりますけれども、この工

事につきましては、御案内のとおり演習場の中でベベルイ川、上富良野町の河川の流量の中でもかなり大きいところで、しかも今回施工するこの工種につきましては、河川のカーブ区間に落差工が入っております、その落差工のところ魚道を設けるわけでございますけれども、かなり高度なコンクリートの施工技術が必要とされるというようなことから、ランクでいうとAクラスというか、そういうところを選考したところでございます。

それから、分割でございますけれども、この区間、先ほど申し上げましたように、水量も多く分割ではなかなか仮設等で大きな諸経費等がさらに加わるということで、分割でどうしても施工するということになれば、その分の通常の金額、それぞれの金額に戻した積算をしなければならぬ。その分については、当然国の補助対象にはなりませんので、そういうことも考えて分割をしないということで、一つのロットの発注をさせていただいたところでございます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第37号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第37号北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程されました議案第37号北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の補助事業として実施するものであります。

工事概要としまして、延長524.31メートル、道路土工1万8,300立方メートル、法面工7,100平方メートル、擁壁工一式、路盤工9,500平方メートル、防護柵工300メートル、排水溝880メートルなどが主なる工事内容であります。

次に、本議案につきましては、地元業者を含む7

社を指名いたしまして、2月24日、入札を行った結果、アラタ工業株式会社が1億4,180万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1億4,889万円であります。

参考までに、2番札は高橋建設株式会社の1億4,200万円であります。

また、本工事につきましても予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。落札率につきましては、95.91%でございます。

以下、議案を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第37号北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約締結の件。

北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求め

記。

1、契約の目的。北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。1億4,889万円。

4、契約の相手方。上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役荒田裕昭。

5、工期。契約の日から平成19年2月28日まで。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月3日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前11時54分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年3月2日

上富良野町議会議長                      中    川    一    男

署名議員                      長 谷 川    徳    行

署名議員                      向    山    富    夫

平成18年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成18年3月3日（金曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君

第 3 議案第1号 平成18年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第3号 平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第4号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第5号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 8 議案第6号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第 9 議案第7号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第10 議案第8号 平成18年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第9号 平成18年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（18名）

1番	清 水 茂 雄 君	2番	徳 島 稔 君
3番	岩 崎 治 男 君	4番	梨 澤 節 三 君
5番	小 野 忠 君	6番	米 谷 一 君
7番	岩 田 浩 志 君	8番	吉 武 敏 彦 君
9番	米 沢 義 英 君	10番	仲 島 康 行 君
11番	中 村 有 秀 君	12番	金 子 益 三 君
13番	村 上 和 子 君	14番	長 谷 川 徳 行 君
15番	向 山 富 夫 君	16番	渡 部 洋 己 君
17番	西 村 昭 教 君	18番	中 川 一 男 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
総 務 課 長	佐 藤 憲 治 君	企画財政課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長		税 務 課 長	高 木 香 代 子 君
	小 澤 誠 一 君		
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君
保健福祉課長	米 田 末 範 君	会 計 課 長	越 智 章 夫 君
建設水道課長	田 中 博 君	ラベンダーハイツ所長	早 川 俊 博 君
教育振興課長	岡 崎 光 良 君		
町立病院事務長	垣 脇 和 幸 君		

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	次 長	藤 田 敏 明 君
主 査	大 谷 隆 樹 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 18名)

### 開 議 宣 告

議長(中川一男君) 昨日に引き続き、出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成18年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日、平成18年度富良野広域申内草地組合一般会計予算書と、平成18年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、御審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

なお、平成18年度上川南部消防事務組合一般会計予算書は、後日配付いたします。

一般質問の通告期限は、本日午後3時までとなっております。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

16番 渡 部 洋 己 君

17番 西 村 昭 教 君

を指名いたします。

### 日程第 2 執行方針から

#### 日程第11 議案第9号まで

議長(中川一男君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成18年度上富良野町

老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 平成18年第1回定例議会の開会に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

我が国の経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、地域や業種によってはばらつきが見られるものの、総じて民間需要中心の緩やか回復が続くとされております。

物価においても、依然としてデフレ状況にありながら、実体経済が緩やかに回復する中で、政府と日銀が一体となった取り組みを行うことによって、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価や物価変動指数も年度を通してみると、わずかながらプラスに転じると見込まれております。

我が国の財政は、このような経済情勢を背景に、国税収入の上向き動向を踏まえ、平成18年度予算において、国債発行額を前年度よりも大幅に減額し、30兆円以下にとどめたものとなっております。

しかし、歳入歳出構造は、高齢化の進展などに伴う諸経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大などにより、さらに硬直化していることから、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化と、小さくて効率的な政府の実現に向け、歳入歳出の両面において思い切った見直しがなされたところであります。

一方、地方自治体の財政状況は、中央における景気拡大基調や国家財政の危機的状況のもとで、急速な構造改革の影響により、極めて厳しく、ここ数年、年を追うごとに深刻の度合いを増しております。

とりわけ、国庫補助負担金の改革と、その税源移譲や地方交付税総額の抑制策を意図する国の三位一体改革により、地方自治体財政の根幹をなす地方交付税などが大幅に削減されており、ほとんどの地方自治体では極度な財源不足に陥っております。

この、国・地方を通じた極めて厳しい財政の状況を踏まえたとき、ともに中長期的な一層の構造改革、とりわけ行政改革を政策の中心に据えなければ、我が国の未来はないと言っても過言でない事態にあります。

町の現状については、町税収入が上向き兆しもなく、単に国からの地方交付税や臨時財政対策債など、貴重な一般財源の減額影響のみが顕著となっていることから、ますます財政構造的に硬直化が進むこととなりますので、行政運営も従来のような前例踏襲の発想では、量的・質的両面にわたり現行の行政サービス水準をすべて維持することは困難な実態にあります。

このような状況を踏まえて、町では地方分権の実現や地域の実情に十分配慮しながら、財政的自立に向けた道筋をつけるため、平成16年9月に策定いたしました上富良野町行政改革実施計画を着実に実践をし、効率的で持続可能な財政への転換を図るとともに、これからの時代を見据えた中で、本来の行政機能を発揮することが私に課せられた責務であることを強く自覚しているところであります。

本年度は、5カ年計画とした行政改革の折り返しの年でありますので、前期の成果を総括し、見直しが必要な項目については見直しを加え、後期計画に効果的な反映ができるよう引き続き取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様の特段の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、まず、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

一般会計の歳入では、町税においては、税制改正内容を踏まえ、公平・公正を原則に、できる限りの収納対策を講じることで9億円の額を確保してまいります。

また、国の三位一体の改革における削減などの内容は、国庫補助負担金を一般財源化などにより、総額4兆7,000億円、削減による税源移譲額は3兆円、さらには、赤字地方債を含めた交付税では5兆1,000億円を削減・抑制した結果でありましたので、町の歳入は税源移譲分として、所得譲与税を9,900万円、臨時財政対策債を含めた地方交付税を、前年当初比4.4%減の28億9,400万円、各種譲与税及び交付金など、自主財源の繰越金や基金からの繰入金を加え、一般財源総額で昨年同額程度の47億4,600万円を何とか確保したところであります。

また、ごみ処理経費を初めとした関係行政経費の一部について、受益者負担の適正化を図る観点から、町民の皆さんにも御負担をお願いすることとし

ております。

一方、歳出では、人件費の抑制を図るため、新職員数適正化計画に基づいた退職者の欠員不補充を初め、諸手当の見直し削減を進めるとともに、施設管理面では、軽費老人ホーム「ケアハウスかみふらの」を施設ごと民間法人へ移譲することや特定施設の指定管理者制度導入など、民間活力を積極的に活用して、サービスの向上と経費の節減や効率化に努め、その他補助金等の整理合理化や事務事業の再評価についても指針に基づいて実効を上げてまいります。

また、投資的経費については、緊急度の高い事案に絞って予算化することで、収支の均衡を図るよう努めました。

しかし、現状では、扶助費や過去に実施した公共事業等の公債費などの増加額を吸収するには至らず、最終的に特定目的基金のほか、財政調整基金に財源を求めざるを得ない結果となったところであります。

このような中で、第4次総合計画推進期間も終盤を迎えておりますが、町の貴重な財源である地方交付税は、今後も国の方針により減額傾向で推移が予測されることから、その先の見通しが立つまでの当分の間、厳しい財政運営が強いられることは否めません。

今後もその動向を十分に見きわめながら、現総合計画が目標とする「ふれあい大地の創造」の実現を目指し、まちづくりの基本方針の四つの柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分野における諸施策を推進してまいります。

それでは、各分野における主な施策の概要について申し上げます。

最初に、一つ目の柱の「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

国際的にも、国内的にも、大きく変化する社会の中であって、町が真の豊かさやいきがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基礎となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも十分連携をとりながら、生涯教育の観点に立ち、幼児から高齢者までの各期に、そして教育・文化・スポーツなどの各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

人材育成については、引き続き友好都市提携を結んでいるカナダ国カムローズ市及び三重県津市との交流に努めてまいります。

道立上富良野高等学校について、北海道教育委員会が示している方針は、公立高等学校の適正規模は4学級から8学級であり、小規模高等学校において



は、原則的に統廃合を検討する考え方であります。

このような状況から、地域に根差した特色のある地域の高校として、関係機関や教育委員会はもとより、中富良野町とも十分連携を図りながら、存続に向けた要望運動を展開してまいります。

健康で生き生きと暮らし続けることは、町民誰もが願ってやまないことであります。そのためにも、一人一人の生活習慣のあり方が、その後の健康や医療、さらには生活対応などに大きく影響していくことを共に理解することが大変重要であります。

国においては、保健・医療・福祉の密接な連携が重要であることから、医療保険や介護保険、さらには障害者支援制度などの大幅な改正に着手し、その対応を地方自治体に求めています。

町でも、制度改正に適切に対処し、町民皆さんの保健・医療・福祉の諸施策に取り組んでまいります。

しかし、特に少子高齢化が確実に進行する中で、地域の福祉活動については、地方財政の悪化とも相まって、より小さな地域内での福祉力の醸成が必要になってまいります。そのため、民間の関連組織はもとより、社会福祉協議会との連携をより一層密にし、町民の皆さんとの協働を基盤とした地域福祉事業の推進に努めてまいります。

町民の保健福祉の拠点施設として開設した保健福祉総合センター「かみん」については、開設1年を経過しましたが、おかげさまで年間利用者は約10万人を超えております。今後も、施設機能を十分に発揮して利用の促進を図ってまいります。

高齢者福祉については、在宅生活の支援を柱に、家族や地域の中で存在感のある生活を送れるよう、引き続き在宅福祉推進事業を実施してまいります。

介護保険サービスの一つである居宅介護支援事業については、在宅介護を支える要となるケアマネジメント・サービス管理を実施するものでありますが、介護保険法の改正で、中・重度者への在宅生活支援の強化が示されておりますので、他の居宅介護支援事業所・介護保険サービス事業所と連携を図り、今まで以上に地域における在宅介護を推進してまいります。

高齢者が住みなれた地域で、その人らしく、そして尊厳のある生活を送るためには、要介護状態にならないための予防対策や高齢者の状態に応じた医療から介護までさまざまなサービスを適切に提供することが必要となります。

このため、高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上や生活安定のために必要な援助・支援を包括的に行う機関として、現在の「在宅介護支援センター」を「地域包括支援センター」に改め

て、その機能を果たしてまいります。

子育て支援については、「子どもセンター」を拠点施設として、引き続き支援活動の充実に努めて努めてまいります。

また、上富良野小学校で開設しておりました幼児の「ことばの教室」を、本年4月から母子通園センターに統合し、あわせて名称を「発達支援センター」と改めて、個々の発達に応じたきめ細かい療育支援を進めてまいります。

子育て支援と療育支援のいずれにおいても、通所する方々だけでなく地域全体に目を広げ、就学までの間のあらゆる機会をとらえながら、発達段階での解決すべき課題や発達障害の早期発見などに努めるとともに、必要に応じて関係機関の専門的な指導を仰ぎながら、具体的な支援策を講じてまいります。

保育事業については、昭和33年から運営してまいりました東中へき地保育所が、近年、区域内の幼児が減少したことから、他の保育所への通所などについて、地域との合意に基づき、本年3月をもって閉鎖し、中央、西、わかばの三つの認可保育所により、基本定員195名をもって進めてまいります。

また、西保育所については、現在、指定管理者制度による管理運営代行となっておりますが、平成18年度をもって3カ年の指定期間が満了しますので、本格的な民営化に向けた検討を進めてまいります。

障害者福祉については、本年4月から障害者自立支援法により事業が行われますが、改正内容の細部がいまだに明確になっておりませんので、今後、動向を十分見きわめながら、障害を持つ方々の生活に不安のないよう適切に対処して取り組んでまいります。

また、障害者自立支援法に基づく認定審査会につきましては、介護保険認定審査会を参考に、富良野圏域5市町村の共同設置の方向で協議を進めてまいります。

介護保険事業については、第3期目のスタートの年を迎えておりますが、制度の大幅な見直しにより、これまでの介護給付中心から要介護者発生の抑制へと変更になり、介護予防対策など関連する事業の積極的な取り組みが求められております。町においては、先駆けて独自に予防対策を基本とした実践を続けておりましたので引き続き保健事業等との連携を密にし、さらなる事業推進を図ってまいります。

なお、第3期の介護報酬の試算結果は、今まで維持してきた第1号被保険者の介護保険料の月額3,000円では介護保険事業の運営が難しいことから、500円を引き上げて月額3,500円に改正

する内容の関係条例を議案として本定例会に上程しております。

保健予防については、これまで推進してまいりました生活習慣病の発症予防をさらに促進させ、早世予防、健康寿命の延長に取り組んでまいります。

特に、医療給付の増高要因である糖尿病については、要介護認定者となる確立が高いことから、国保ヘルスアップ事業により、日常生活習慣改善を目的とした事業展開や学習機会の提供に努めるなど、予防を重点に置いて積極的な取り組みを進めてまいります。

乳幼児期から高齢期に至るそれぞれの時期にあられる、発達面、精神面、身体面などの特徴的な変化をとらえ、必要な時期に必要な診断やその診断結果に応じた対策など、町民の健康生活を支援するために引き続き各種健診事業を実施してまいります。

病院事業については、町民の健康維持、疾病の早期発見・治療及び救急医療体制の維持が重要であることから、経営基盤強化や経営効率化に努めるとともに、引き続き地域の医療ニーズに沿った体制の整備に努めてまいります。

特に、昨年10月からは、福祉法人北海道社会事業協会富良野病院より泌尿器科医師の派遣を受け、地元で治療を求める方々への診療で大きな成果を挙げております。この経験を生かし、今後も旭川医科大学を初め、他医療機関と連携した地域医療支援事業等により、一層の経営改善に努めてまいります。

ラベンダーハイツについては、介護保険の制度改正を踏まえ、高齢者が安心して生活できる老人福祉施設の拠点として、また在宅福祉施設として、利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、地域ボランティアの協力を得ながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送られるよう施設運営に努めてまいります。

また、特別養護老人ホームとデイサービスで共用しております浴室については、利用者の制約など潜在的な問題を解消するため、デイサービスセンターの浴室を新設し、それぞれの利用者がゆっくり入浴できるよう改善してまいります。

国民健康保険事業については、国の医療制度改革大綱に基づいた医療制度全体のあり方の中で検討がなされており、昨年度以降、三位一体改革に関連して国庫負担と保険料負担を均等にするなど、都道府県の役割・権限の強化による市町村の国保財政の安定化が図られている状況でありますので、これらの動向を見きわめながら国保財政の安定的な運営に努めてまいります。

特に、介護納付金については介護2号被保険者数の減少により、被保険者に応分の負担をお願いする

ため、関係議案を本定例会に上程しております。

また、昨年度から国保保険事業の助成策として実施しております国保ヘルスアップ事業では、糖尿病、循環器系疾患の危険因子をもつ生活習慣病の予備軍となる方々に対して、疾病発症の危険性を取り除く個別健康支援プログラムを作成するなど、個別の生活改善・体質改善を指導して医療費の抑制に努めてまいります。

老人保健事業については、公費負担割合の段階的引き上げが見込まれることから、町負担の増高が予想される厳しい状況を十分認識し、安定した運営に努めてまいります。

次に、二つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

農業、農村を取り巻く環境は、平成19年産の作物から導入される品目横断的経営安定対策により、農政の大転換が図られるなど、厳しい対応が求められております。

国は、従来の農業者すべてを一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を、今後は意欲のある担い手農業者に限定し、施策を集中化・重点化するなどの見直しがなされており、また、諸外国との生産格差の是正や農産物販売収入の変動が経営に及ぼす影響を緩和する施策を実施することで、従来の価格政策から所得政策への転換を図っています。

この政策の対象となる農業者は、認定農業者及び集落営農が要件となるため、現農業者が不利益にならないよう、認定農業者の認定等に関する相談窓口体制を整えるなど、関係機関とともに対応してまいります。

町の基幹産業である農業の振興については、農業者の自主的な取り組みを基本にして、農業の基礎である土づくり、営農条件に即した輪作体系の確立、生産コストの低減など創意工夫をこらし、良質で安全・安心な農産物の生産が図られるよう、第5次農業振興計画にもとづき関係機関と連携のもとに推進してまいります。

特に奨励作物振興事業については、従来のメニューのほか、先進的農業に取り組む法人等に対して支援を行ってまいります。

農地流動化対策については、条件の不利な農地については植林などを勧め、また、優良農地については、地域の農用地利用改善組合を通じて、経営規模拡大を目指す農業者にあっせんを行うなど、農地の流動化を積極的に推進してまいります。

防衛施設庁所管の演習場周辺農業用施設設置助成事業については、ふらの農業協同組合の事業主体による農業用機械の導入を行ってまいります。

森林の育成については、森林の持つ水土保持や大気循環、地球温暖化防止などの公益的機能を持続させるため、民有林施業計画に基づき適切な管理を行う森林所有者の取り組み事業に対して、国・道補助のほか、町も助成を行ってまいります。

商工振興については、小規模企業及び商工業者の経営安定を図るため、経営改善指導事業と町民に憩いの場を提供し、賑わいを創出していくための地域振興対策事業を実施してまいります。

観光振興については、経済効果はもとより、地域の活性化や人々の心に豊かさをもたらす効果を期待できることから「富良野・美瑛広域観光」の推進により地域内への誘客を目指してまいります。

特に近年、韓国、香港するなど、アジア圏からの観光客の入り込み数が伸びていることから、関係市町村や観光協会と連携して、訪れた方々に満足いただけるような観光ボランティアの積極的な活動や外国語による情報提供などを行ってまいります。

次に、三つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

景観行政については、かみふらの景観づくり条例に基づく「景観づくり推進会議」を設置し、「かみふらの景観づくり重点地区」の指定に向けた作業を関係する皆さんと進めるとともに、かみふらの景観づくり基本計画に沿った施策の展開を図ってまいります。

駅及び周辺商業地域の整備については、実施した場合の事業効果を精査し、導入事業メニューを具体的に選択するとともに、実現性や実施までの過程など全体を明らかにするため、より踏み込んだ協議を進めてまいります。

公園・緑地の整備については、光町3丁目地区に「町民の憩いの場・活動の場」「良好な景観形成」「地域の活性化」の観点から、防衛施設庁所管の民生安定施設設置助成事業の採択を受けて「見晴台公園」として都市計画公園を整備し、平成19年度の供用開始に向けた取り組みを進めてまいります。

上水道及び簡易水道並びに飲料水供給施設については、清浄で良質な飲料水の安定的な供給に努めてまいります。

特に、上水道事業では、倍本浄水場電気計装設備が老朽化したことから、設備の更新を行い、適正な機能を発揮してまいります。

公共下水道事業については、浄化センターの経年によって劣化してきている中で、機器類の適切な維持管理を行い、経営の安定化に努めてまいります。

一般廃棄物については、受益者負担の適正化を図るため、現行のごみ分別制度が定着した中、増高する処理経費の一部を町民の皆さんにさらなる御負担

をいただくよう、ごみ手数料の条例改正について議会との協議を重ねておりますので、議決を得た段階で町民の皆さんに周知を図ってまいります。

なお、クリーンセンターについては、引き続き適時適切に維持補修を加えるなどにより、経費の増高を抑えながら安定稼働に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、平成15年度の事業開始とともに大変多くの希望が寄せられております。近年、国や北海道の助成策に大きな変化が伴うなど、財源的に厳しい状況にありますが、引き続き希望者の要望にこたえながら事業を継続してまいります。

葬斎場の運営については、築後31年を経過しており、2号火葬炉など火葬炉排気筒の耐火煉瓦の積みかえ時期を迎えておりますので、早期に実施し、安定運営に努めてまいります。

なお、葬斎場の管理経費の一部をさらに利用者の皆さんに御負担いただくことになりましたので、一層、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

防災対策については、新地域防災計画に基づき、また総合防災訓練などを通じてさらなる強化を図ってまいります。特に、地域住民がみずからの地域をみずからで守るための条件整備として、自主防災組織の再編成を支援してまいります。

また、平成16年9月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」通称「国民保護法」に基づき、本年度は、上富良野町国民保護協議会を設置するとともに、上富良野町国民保護計画を策定して、法の趣旨に沿った体制を整備してまいります。

消防関係については、消防車両管理の一元化と、消防団分団活動の集約化による消防活動の機能強化を図るため、防衛施設庁所管の事業採択を受けて、消防防災車庫兼消防団詰所の施設整備を行ってまいります。

除排雪対策については、できる限り公道に雪を出さないなど、皆さんの協力が必要となりますが、特に交差点など見通しの悪い箇所の除排雪に重点を置き、地域において快適な生活や活動ができるよう安全対策に努めてまいります。

交通安全及び防犯関係については、地域生活安全のため、各団体それぞれで活動いただいておりますが、各団体との調整協議の結果、さらに青少年問題も含めて、本年4月から新組織により総合的に地域活動を進めることとなりますので、町としましても「上富良野町生活安全推進条例」に基づき、新組織との十分な連携のもとに、地域全般にわたる安全なまちづくりに努めてまいります。

消費生活の安全については、本年4月より富良野

市消費生活センター内に共同設置する富良野沿線の広域相談口として、被害相談や法律相談に対応することになりましたので、新体制の中で町民生活の安全に努めてまいります。

道路網の整備及び河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会の形成と、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据え、国土交通省・防衛施設庁などの補助制度を活用し、有効かつ効率的に事業を推進してまいります。

また、北海道の管理河川であるトラシエホロカンベツ川、デボツナイ川、コルコニウシベツ川の河川改修工事にあわせ、町道橋の架けかえ事業を推進してまいります。

次に、四つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町が抱えるさまざまな課題や問題を、町民の皆さんとともに考え、町の進むべき方向を決定していくためにも、あらゆる分野で男女を問わず住民参画の拡充を図っていくことが重要であります。政策の決定過程や評価過程などにおいて、より多くの町民の皆さんに参画いただき、町民との「協働」によるまちづくりを進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民に広く提供して共有することが重要と考えますので、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」、「出前講座」のほか「行政ホームページ」など、さまざまな機会や手段を通じて情報の提供に努めてまいります。

また、町民とともに考えるまちづくりについて、町民意見制度のパブリック・コメントの活用や意見を交換できる「まちづくりトーク」、「町長と語ろう」など広聴活動の充実に努めてまいります。

それぞれの地域の条件や課題に応じた地域みずからの自主的な判断による地域づくりを促進していくため、現在、住民会を初め町内会等の自治会組織に交付しているさまざまな補助金等について、平成19年4月を統合化の目途とし、用途を限定しない一括交付金として交付するよう、住民会などと協議・調整を進めてまいります。

町の憲法ともいわれる「自治基本条例」については、自治の基本ルールとして「共に創るまち」の根幹をなすものでありますので、将来の制定に向けて町民の皆さんとともに具体的な作業に取り組んでまいります。

自衛隊関係については、昨年は駐屯地創立50周年の節目を記念とし、記念式典並びに町内観閲行進などが取り進められ、町民の皆さんとともにお祝いをすることができました。今後も、各自衛隊協力団体と連携を図り、駐屯地とのより一層の協調関係を築き上げてまいります。

一方、防衛庁の中期防衛力整備計画に基づく組織見直しが進められており、上富良野駐屯地部隊の改編・削減についても例外でない状況にありますので、部隊の改編・削減反対に向けた取り組みを、美瑛町を含む富良野圏域6市町村及び富良野地方自衛隊協力会並びに各自衛隊協力団体と連携を図り、要望運動を強化してまいります。

上富良野演習場に係る防衛施設周辺整備事業については、事業採択及び促進について、引き続き駐屯地を初め関係機関と連携調整を図りながら懸案事案の要望を進めてまいります。

行政組織機構については、平成16年4月の12課26班体制によるスタッフ制を導入してきましたが、時代の要請に応じた簡素で効率的な組織体制のあり方について、さらに検討してまいります。

指定管理者制度については、平成16年4月にスタートした西保育所に、本年4月から新たに日の出公園関連施設、パークゴルフ場、吹上温泉白銀荘の3施設を加えて、延べ4施設について運用することになりますが、地域内の民間事業者などの動向を把握しながら、さらに他の施設についても適用することで効果が期待できるものについて、できるだけ早期に移行できますよう、具体的な検討を進めてまいります。

広域行政の推進については、昨年5月、富良野地区広域市町村圏振興協議会内に設置した「自治のかたち検討プロジェクトチーム」の最終報告が3月下旬に予定されております。この報告を待って、目指すべき将来像としての「市町村連携・広域連合・市町村合併・広域都市」の四つのテーマを5市町村で議論するとともに、夏に公表を予定されている北海道の合併構想など、それぞれの状況を踏まえて、町の対応と方向性を町議会議員の皆さん、町民の皆さんと議論してまいりたいと考えております。

なお、最終報告の内容については、町民の皆さんへ説明の機会を設けるなど、情報の共有を図ってまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源として税収確保は極めて重要であります。

このことから、納税については、納期内納税の推進により、新たな滞納者を出さないよう努めるとともに、滞納者の生活実態に応じた確実な分納の推進、夜間・休日納税窓口の開設、催告や訪問徴収の徹底、また悪質な滞納者に対する差し押さえなど、現行制度の中で最大限の収納率向上に向け、職員一丸となり収納対策の取り組みを進めます。

さらに、新たな収納対策として、納税等に誠意を見せない悪質な滞納者に対しては、町独自の制度として行政サービスの制限を講じる条例の制定に向け

た取り組みを進めてまいります。

また、本年度中に町税等のコンビニ収納システムの導入についても検討を進め、時代に即した収納環境を整えてまいります。

以上、平成18年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成18年度の予算案の概要を申し上げます。

本年度は、国の三位一体の改革が3年目の終期を迎える年であり、特に主要財源である地方交付税や地方交付税の振替措置として発行される臨時財政対策債の動きを注視しておりましたが、国が示した地方財政計画においては、昨年度より大幅な減額となったことから、財源確保に難航をきわめたところであります。

特に、行財政改革の実施計画の着実な実践を取り進めながら、歳入においては、町税滞納額の徴収強化及び手数料の改正等による適正な歳入確保に努め、歳出では、事務事業の見直し、補助金等の適正化など、行政サービスの評価検討を行いながら方針を定め、現段階においての可能な範囲での縮減と投資的事業の抑制を図ったところであります。

しかしながら、一般会計では、財源不足をすべて解消するには至らず、最終的には特定目的基金を初め財源調整のために財政調整基金を取り崩すことで、予算総額を67億1,800万円、前年度対比で8.7%の減、額にして6億4,400万円減の予算案を定めたところであります。

また、特別会計及び公営企業会計予算につきましても、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項については効率的な対応方針のもと、それぞれ予算案をまとめたところであります。特に、繰出金及び補助金等としては、法令の基準に基づくものや財源確保として一般会計によることが妥当なものに限り予算措置することで、それぞれの会計へ計上しました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保健特別会計11億5,963万円、老人保健特別会計11億5,467万円、公共下水道事業特別会計3億5,830万円、簡易水道事業特別会計9,677万5,000円、介護保険特別会計6億6,939万6,000円、ラベンダーハイツ事業特別会計2億9,400万円、病院事業会計9億1,217万5,000円、水道事業会計2億8,703万6,000円となっております。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は49億3,198万2,000円で、一般会計予算と合わせた町全体予算では116億4,998万2,000

円、前年度対比で4.8%の減、額にして5億8,241万1,000円減の財政規模になっております。

以上、議員各位並びに町民皆さんの御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成18年度の町政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長、中澤良隆君。

議長（中川一男君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 平成18年第1回定例町議会の開会に当たり、教育委員会の所管する教育行政の主要な方針について申し上げ、町議会並びに町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

今、我が国は「変革の時代」であり「混迷の時代」であり「国際競争の時代」であると言われており、あらゆる分野において構造改革が進められてきております。

教育の分野においても、教育内容や教育制度等、さまざまな面で改革が進められてきており、中でも義務教育改革においては、昨年の10月に中央教育審議会から「新しい時代の義務教育のあり方」についての答申がなされたところであります。

今後、この答申を受けて、学習指導要領の見直し、教育内容の改善や質の高い教師の養成等について、さらに議論が深められてくるものと思われま

す。

このような状況から、我が国の教育の進むべき方向やそのあり方の動向を踏まえるとともに、「確かな学力」と「豊かな心」「健やかな体」を軸とした「生きる力」の育成に向け一層の充実を図ってまいります。

また、最近では、全国各地で子供たちの安全を脅かす事件が多発している事態を、教育委員会としては大変憂慮しているところであります。かつては、学校は安全で安心なところと考えられていましたが、外部からの不審者の侵入や登下校時における子供たちを巻き込んだ犯罪が、本町でも起き得る可能性があることを強く認識しなければならないと考えております。

子供たちの安全を守るためには、地域が一体となつての活動が必要なことから、教育委員会、学校、保護者、地域住民が総ぐるみで将来を担う子供たちの安全確保に向けて取り組みを進めてまいります。

資源の少ない我が国におきましては、人材こそ国の宝であり地域の宝であります。教育は、この国、この町の将来を左右する最重要課題の一つであると

の認識のもと、教育のあらゆる分野において人間力向上を目指し、教育・文化・スポーツの振興に最善の努力を払ってまいります。

学校教育に今求められているのは、新しい時代にふさわしい活力ある学校、すなわち「学校力」の強化と「教師力」の強化により、子供たちの「人間力」が豊かに育まれる学校であります。

そのためには、学校の方針や重点を明らかにした教育計画を作成し、家庭や地域との連携のもと、開かれた学校づくりを進めることが重要であります。子供たちの真の学力と、健やかな体、そして豊かな心を育てるため、教職員の資質や指導力の向上を目指し、各種研修会等への積極的な参加を奨励してまいります。

また、新学習指導要領が意図する基礎・基本を重視した「確かな学力」を育むための教育活動が各学校において円滑に実施され、その成果が得られるよう「総合的な学習の時間」の充実や、地域の自然や文化を活用しての特色ある学校づくりを推進してまいります。

児童・生徒の指導等についてであります、「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」を初め、地域が健全な子供を育てるため、各関係機関や団体等の協力を得て、児童生徒の健全育成に努めてまいります。

上富良野中学校に配置している「心の教室相談員」は、いじめや不登校など問題行動の未然防止に大きな効果を上げ、高い評価を得ています。本年度においても、心の教室相談員を配置し、生徒の悩みや相談に応じてまいります。

へき地・複式教育につきましては、ますます少子化が進み、児童が減少する中、小規模校としての特性を生かし、少人数の家庭的な雰囲気や自然に恵まれた環境のもとで、体験活動を主とした学習に取り組み、地域に応じた特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

清富小学校につきましては、残念ながら平成17年度末をもって、72年にわたる歴史を閉じることとなりました。校舎等の跡利用につきましては、地域や関係機関の方々の意見を伺い、効果的な施設の利用を決定してまいります。

特殊教育につきましては、平成19年度から「特別支援教育」への移行が予定されています。

仮称であります、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」を設立し、本町における特別支援教育の体制や、学習障害、多動性障害、高機能自閉症等についての基礎的な知識等を学ぶ研修会を開催し、平成19年度を万全な体制で迎えることができるよう努めてまいります。

さらに、引き続き、上富良野小学校と上富良野西小学校に特別支援教育指導助手を配置し、特別支援教育の指導体制の充実を図ることといたしました。

学校の危機管理につきましては、最近の教育課題の中で最も大きな問題の一つと考えています。当町において子供たちを巻き込んだ大きな事件が発生していないことは、学校、地域住民、PTAや青少年健全育成をすすめる会等、関係機関の熱心な活動によるものと感謝しているところであります。

今後は、児童生徒の安全を第一に考え、危機管理意識の高揚に緊張感を持って取り組むよう教職員への指導の徹底を図るとともに、地域の子供は地域で守るという共通認識のもと、地域住民の協力を得るよう取り組んでまいります。

学校の危機管理対策としては、上富良野小学校と上富良野中学校の玄関に監視カメラとオートロックを設置することにより、学校の安全を守るよう計画いたしました。

また、児童生徒の交通事故や学校における事件、事故、さらには自然災害などに対する安全教育や他人を思いやる教育にも努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、現在の財政状況を考え、緊急性の高いものから計画的に整備を進めてまいります。

特に、老朽化が著しい上富良野小学校校舎の整備については、議会や学校等の意見を伺い、本年度において今後の整備方針の方向性を定めてまいります。

各学校施設においても、計画的に整備を進めてまいります。本年度においては課題でありました東中小学校と江幌小学校、また東中中学校に網戸を設置するよう計画いたしました。

学校給食につきましては、子供たちが豊かな人間性を育み生きる力を身につけるためには、何よりも食が重要であるとのことから、平成17年6月に食育基本法が制定されました。

今、改めて食育が生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎をなすべきものとの考え方から、学校給食においても地元の食材を積極的に取り入れ、安全・安心で栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費については、近隣市町村より安い給食費で運営を行ってきていますが、給食内容の充実や地場産食材の使用増加により、現行の給食費で学校給食を提供することは厳しい状況にあります。このため、学校給食センター審議会に諮問し、小学生においては10円、中学生は9円の給食費を引き上げることで答申を得ましたので、本年4月より実施いたします。

幼児教育につきましては、平成16年度に「上富良野幼児教育特区」の認定を受け、平成17年度から2歳児を幼稚園で受け入れ、それ相当の成果を収めてきています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、人間としての生き方を大きく左右する幼児教育を担う幼稚園に対し、幼児教育振興のための支援を行ってまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市であるカナダ国アルバータ州カムローズ市から、平成16年8月より英語指導助手としてマイケル・スティーブス氏を迎え、学校教育や社会教育の場面で国際理解教育の推進と、本町とカムローズ市の交流の進展にも努めてきているところであります。

現任者の任期は7月末までとなっていることから、後任の英語指導助手につきましても、カムローズ市から招聘するよう予定しております。

引き続き、幼児・児童生徒、町民の方々へ英語によるコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際化社会に対応した英語教育を推進してまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、平成14年度から校舎の全面改築が進められ、昨年10月には同窓生や保護者を初め、地域住民の方々の御協力をいただき、盛大に校舎落成記念式典が行われました。

しかしながら、今、上富良野高等学校が置かれている状況は大変厳しい状況にあり、北海道教育委員会が示している「公立高等学校配置の基本指針と見通し」の中では、4学級から8学級が公立高等学校の適正規模であり、3学級以下の小規模の高等学校においては、原則統廃合を検討していくとの考え方が示されているところであります。

このため、上富良野高等学校の存続については、大変厳しい見通しから、地元における高校教育の維持と地域振興のためにも、将来とも存続するよう町民挙げての運動を展開していかねばならないと考えております。

教育委員会といたしましても、上富良野高等学校が地域に根差し、特色ある地域の高校となるよう、在学中に資格や技能を修得する者に対し援助を行い、社会の第一線で即戦力となる人材を養成し、就職に強い高校となるよう支援をしております。

社会教育の推進につきましては、「心豊かな人間性を育み、潤いのある地域づくり」を目指し、ふれあいと学びあいを重視した文化活動やスポーツ活動などを実践し、町民の生きがいと生涯学習社会の実現に向けた環境づくりが必要であります。

そのため、第6次社会教育中期5カ年計画の3年

目を迎え、生涯学習の三原則である「だれでも、いつでも、どこでも」自由に学び、互いにふれあえる場づくりを進めるとともに、推進目標である「生活づくり、人づくり、健康づくり、文化づくり、条件づくり」の五つの領域についての検証を行い、中期計画後半の事業を推進してまいります。

特に、学校教育と社会教育が一体となって次代を担う子供たちの教育に積極的に取り組んでまいります。

家庭は社会の原点であり、教育の出発点として重要な役割を担っております。

このため、町の保健福祉課子育て支援班や幼稚園との連携のもと、子供の発達段階に応じた家庭教育に係る講演会、本の読み聞かせ会、親子でのスポーツ活動などを支援し、家庭教育力の向上に努めてまいります。

次世代を担う青少年の健全育成は、家庭や学校はもとより、地域に生活する大人が強くかかわっていくことが必要であります。

特に、子供たちを巻き込んだ事件・事故に対しては、地域社会全体で取り組まなければならない重要な課題と考えております。

今後においても、地域の皆さんの協力を得て、子供会やスポーツ少年団活動を通じ、心身ともに健全な子供の育成を図るとともに、これらの活動が子供たちの安全・安心の確保にも貢献するよう、積極的に推進してまいります。

平成16年度から実施してまいりました地域子供教室は3年目を迎え、事業も定着化し、必要性も広く認められてきております。地域子供教室の次年度以降のあり方を見据えた中で、今年度はボランティアの協力を得ながら、上富良野小学校と西小学校は週4回の固定型子供教室を実施し、東中小学校と江幌小学校では週1回の巡回型子供教室を取り進めます。

また、青少年の見聞を広め、友好都市「津市」との交流を深めることを目的に、全町の小学生40名を津市に派遣する計画であります。

この青少年国内外交流派遣事業の実施に対し、必要な支援を行ってまいります。

今年の8月には、北海道青年大会が上富良野町と中富良野町を会場に開催が予定されております。数種目のスポーツ競技が行われますが、本町においてはソフトボール競技の実施が予定されていますので、この大会の成功に向け協力・支援をしております。

成人の学習活動については、男女を問わず自主的なサークル活動や公民館講座の開催により、学習の効果が上がってきています。これからも、町民の学

習意欲に応じた機会の提供と自主的な活動への支援を行い、学習活動がより充実し活性化が図られるよう努めてまいります。

また、高齢者が健康で生きがいのある社会生活がおくれるよう、高齢者の学習機会の一つである、いしずえ大学の充実を進めてまいります。

さらに、高齢者の方々の知識と知恵を生かしたボランティア活動へ積極的に参画していただけるような機会を築いてまいります。

町民の芸術鑑賞や体験などの機会を充実するため、町内で文化・芸術活動を行っている団体やサークルが、芸術文化の発表や講演会を主宰する者に対し、会場の提供や運営の協力を行ってまいります。

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、だれでも気軽に運動ができるスポーツ環境を整備することが必要であり、町内には、パークゴルフ場、運動公園、体育館等の施設を備え、町民の方々に利用していただいております。

子供から高齢者まで、各年代に応じたスポーツに親しんでいただくため、気軽に楽しめる軽スポーツの普及推進に努めるとともに、体育協会を初めサークル等の支援と連携を深めてまいります。

昨年10月から開館しました図書館は、大勢の町民の方々に御利用いただき、公民館図書室と比較して2倍以上の貸し出しと利用者の増加を見ているところであります。

本を通じての学習や研修会の開催等、新しい活動の中から図書館のあり方を考察し、道立図書館や他市町村図書館との連携を深め、各種情報の提供を行い、町民の学習施設の拠点として、さらに充実するよう取り組んでまいります。

また、富良野広域圏の5市町村では、どこの住民に対しても図書の貸し出し等のサービスが受けられるよう協議を終えているところであります。

公民館大ホールの外壁は、塗装の経年劣化により、はがれがひどく、構造体に影響が及ぶことが予想されることから、全面を再塗装し建物の適切な維持管理に努めてまいります。

郷土館は、昨年から懸案事項でありました、アスベスト除去工事と内部の一部改修を早急に完了させた上で、大正15年の十勝岳爆発から80年という節目の年を迎えることから、郷土をさぐる会等の協力を得て、記念事業を実施する予定としております。

スポーツ施設については、本年度からパークゴルフ場とスキーリフトの運営管理は指定管理者制度を導入し、民間の力による施設の効率的な運用を図ることとしました。設置者として、利用者のニーズや利便性を優先に考え、適切な管理が実施されるよう

十分な指導を行ってまいります。

以上、平成18年度の教育行政の執行に関する主な方針について申し上げます。

社会変化の激しい時代ではありますが、教育委員会といたしましても、当面する教育課題を的確にとらえ、本町の教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くしてまいりますので、議員並びに町民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま町長から、平成18年度におけます町政全般についての執行の基本的な方針、また、教育長からは、教育行政につきましてそれぞれ述べられましたことから、その方針に沿いまして編成いたしました。

なお、本年度、公営企業会計予算書につきまして、各会計予算書に一括して編さんしてございますので、御報告申し上げます。

それでは、平成18年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算から、議決対象項目の部分につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算。

平成18年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億1,800万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。



次の2ページをお開き願います。

第1表におきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

第1表 歳入歳出の予算。

1、歳入。

1款町税9億25万5,000円、2款地方譲与税2億6,700万円、3款利子割交付金350万円、4款配当割交付金50万円、5款株式等譲渡所得割交付金100万円、6款地方消費税交付金1億3,000万円、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金8,800万円、8款自動車取得税交付金5,000万円、9款地方特例交付金2,900万円、10款地方交付税26億8,400万円、11款交通安全対策特別交付金340万円、12款分担金及び負担金6,410万6,000円。

次のページ、13款使用料及び手数料1億3,219万8,000円、14款国庫支出金9億2,695万7,000円、15款道支出金3億7,592万円、16款財産収入1,326万2,000円、17款寄附金1万円、18款繰入金2億6,867万8,000円、19款繰越金9,000万円、20款諸収入2億871万4,000円、21款町債4億8,150万円。

歳入合計が67億1,800万円でございます。

次、4ページの歳出に移ります。

2、歳出。

1款議会費6,379万9,000円、2款総務費2億1,616万4,000円、3款民生費7億1,758万3,000円、4款衛生費8億6,569万円、5款労働費56万3,000円、6款農林業費4億7,512万2,000円、7款商工費1億8,823万1,000円、8款土木費12億2,340万4,000円。

5ページに移ります。

9款消防費3億8,762万8,000円、10款教育費2億8,930万円、11款公債費11億4,232万7,000円、12款諸支出金1,090万1,000円、13款給与費11億2,728万8,000円、14款予備費1,000万円。

歳出合計が67億1,800万円でございます。

次、6ページをお開きください。

6ページでは、債務負担行為を設定する二つの事業につきまして記載をしておりますので、説明を申し上げます。

まず、ベベルイ川砂防事業及び北24号排水路支線整備事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき2カ年継続事業として取り進められることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

次に、7ページでは、平成18年度の地方債の限度額を、延べ13件で、金額にして4億8,150万円と定めた内容につきまして、各項目ごとに利率やその償還方法等を記載してあります。

特に将来の財政見通しが大変厳しい状況にありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置いております。

対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案を中心にしまして、そのほか緊急性、あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源として計画的に整備を図るものでございます。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債、あわせまして減税補てん債につきましても、昨年度に引き続き補てん措置されていますことから、所要額を計上しております。

ここまで申し上げましたことが一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び老人保健特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化などにより、制度的にも経済的にも大変厳しい状況でありますことは御案内のとおりであります。

さらに、道内におきます経済の低迷が保険税収納の低下を来す等、不安定要素を抱えながら運営を強いられているところであります。

国におきましては、市町村の国保財政の安定化を踏まえ、高齢者医療制度を含めた医療保険制度の抜本的な改革が行われているところであります。

本町の国民健康保険財源につきましては、段階的な引き上げを予定しておりましたが、平成17年度において基金支消を行わないこととしたため、1億2,600万円程度の基金残高を確保できたこと、さらには、国の国保財政安定化支援事業の継続が決定されたことから、平成18年度、税額改正は見送ることとし、財政調整基金3,500万円を支消充当することで対応しようとするところであります。

一方、介護納付金につきましては、平成18年度予算編成に当たりまして、前年に比べほぼ同額の納付金が見込まれますが、その財源確保につきましては、介護2号被保険者数の減、課税所得の伸び悩みにより現行税率では不足額を生じるため、税率改正

が必要となるところであります。

以上によりまして、平成18年度国民健康保険特別会計予算規模を11億5,963万円としようとするものであります。

以上、議案の朗読をもって説明といたします。

各会計予算書、8ページをお開き願います。

議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成18年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,963万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

9ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。款のみ申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税3億6,462万円、2款国庫支出金3億7,892万7,000円、3款療養給付費交付金1億7,215万1,000円、4款道支出金5,830万2,000円、5款共同事業交付金1,307万1,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億5,234万9,000円、8款繰越金2,000万1,000円、9款諸収入20万8,000円。

歳入合計といたしまして、11億5,963万円であります。

10ページを御参照ください。

2、歳出。

1款総務費3,816万6,000円、2款保険給付費7億8,968万9,000円、3款老人保健拠出金2億2,130万1,000円、4款介護納付金6,864万5,000円、5款共同事業拠出金2,614万円、6款保健事業費1,144万円、7款基金積立金1,000円、8款公債費20万円、9款諸支出金75万3,000円、10款予備費329万5,000円。

歳出合計としまして、11億5,963万円あります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成14年8月に改正されました健康保険法によりまして、老人保健加入年齢が75歳以上と定められ、受給者自体は自然減の状態が平成18年まで推移することとなり、これに伴います医療給付減が徐々に進み、予算編成におきましては11億5,467万円規模となったところであります。

なお、歳入に関しましては、平成14年の老人保健法の改正に伴いまして、公費負担額が平成15年から平成18年度まで段階的に引き上げられ、町の負担割合につきましても、これに応じて増となるところであります。

以上、議案の朗読をもって説明といたします。

各会計予算書11ページをお開き願います。

議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成18年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,467万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。款のみを申し上げます。

歳入。

1款支払基金交付金6億1,889万円、2款国庫支出金3億5,540万円、3款道支出金8,885万円、4款繰入金9,152万7,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入2,000円。

歳入合計としまして、11億5,467万円となります。

2、歳出。

1款総務費267万5,000円、2款医療諸費11億5,199万2,000円、3款諸支出金3,000円。

歳出合計としまして、11億5,467万円となります。

以上で、老人保健特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（中川一男君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） 議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その要旨について御説明申し上げます。

介護保険法改正によりまして、これまで介護保険事業の果たす役割として、要介護者等の自立支援を目的とし、保険給付を中心に運営を進めてまいりましたが、要介護状態を可能な限り阻止するため、介護予防に力点を置いた事業運営と軸足が変化されてまいりました。このことに対応するために、保険者としていたしまして、第3期事業年度であります平成18年度から平成20年度までの3年間の事業計画を位置づけ、法の改正趣旨をとらえつつ、安定した保険運営を目指そうとするものであります。

予算上においては、新たに地域支援事業費を計上し、前年対比約1,600万円増の総額6億6,939万6,000円、率にいたしまして2.5%増の予算規模となったところであります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成18年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,939万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

14ページ、15ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

款ごとの総額のみ申し上げます。

1款介護保険料1億495万9,000円、2款分担金及び負担金147万5,000円、3款国庫支出金1億5,339万5,000円、4款道支出金9,478万4,000円、5款支払基金交付金1億9,405万7,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億1,871万8,000円、8款繰越金200万円、9款諸収入7,000円。

歳入合計、6億6,939万6,000円となります。

次に、歳出。

1款総務費2,951万3,000円、2款保険給

付費6億1,939万8,000円、3款地域支援事業費1,638万2,000円、4款財政安定化基金拠出金63万7,000円、5款特別給付費100万円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金5,000円、8款予備費246万円。

歳出合計、6億6,939万6,000円であります。

以上で説明いたします。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、予算についての説明を求めます。

次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額9,677万5,000円を計上させていただいております。前年度対比では2,990万円、44.7%の増となっております。

主な増額要因といたしましては、北海道など他の事業により行う工事の支障となります配水管の移設補償工事の発生によるものでございます。

また、公債費につきましては、江花地区の元金の償還が本年度から始まったことなどによるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

16ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成18年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,677万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1,653万8,000円、2款繰入金4,633万4,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入2,200万2,000円、5款町債1,190万円。

歳入の合計、9,677万5,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費5,454万5,000円、2款公債費4,222万9,000円、3款繰出金1,000円。

歳出の合計、9,677万5,000円でございます。

次のページの「第2表 地方債」。

地方債につきましては、東中地区、西部地区、江花地区の他事業による配水管移設工事によるものでございます。限度額は、1,190万円でございます。

続きまして、議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額3億5,830万円を計上させていただいております。前年度対比では600万円、1.6%の減となっております。

主な減額の要因といたしましては、昭和59年から計画的に汚水管渠工事として面整備を行ってまいりましたが、住居と道路との連檐箇所もほぼ整ってきたことから、本年度は休止したことにより減になったものでございます。

今後につきましては、引き続き管渠並びに浄化センターなどにおける機器類の維持管理を適切に行い、快適な居住環境を確保するとともに、経費の縮減を念頭に効率化とサービスの向上に努めてまいります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

19ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成18年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,830万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金690万円、2款使用料及び手数料1億4,162万5,000円、3款繰入金1億5,837万2,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入30万2,000円、6款町債5,110万円。

歳入の合計3億5,830万円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費1億309万2,000円、2款公債費2億5,470万7,000円、3款繰出金1,000円、4款予備費50万円。

歳出の合計3億5,830万円でございます。

次の22ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為。

水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金としまして、今年度は4件を見込んでいるところでございます。

次の「第3表 地方債」につきましては、公共下水道の一般分280万円と資本費平準化分の4,830万円を合わせまして、5,110万円を見込んでおります。

以上、説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算の総額につきましては、前年対比1,300万円、率にしますと4.6%増の2億9,400万円となったところでございます。

歳入のサービス収入につきましては、昨年10月の介護保険制度の改正により、食費の基準額の引き下げ、また、本年度から介護報酬の引き下げ等々、施設運営にとりましては厳しい制度の改正ではありますが、今後の利用状況等を十分勘案いたしまして予算を計上いたしたところでございます。

歳出につきましては、施設内における経常経費の節減と効率化による健全経営に努めるよう、また施設整備では、介護サービス施設整備事業債と施設整備基金を充てまして、特養とデイサービスで共用しております浴室を、それぞれの利用者がゆったりとした雰囲気の中での入浴ができるよう、浴室の増築とあわせて特養とデイサービスが行き来できる単独の渡り廊下を新設し、併設の施設の利点を生かした効率的な運営とサービスの質の向上が図られるよう、予算を計上いたしたところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成18年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,400万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、3,000万円と定める。

次のページをお開き願います。

歳入歳出予算につきましては、款のみの金額を申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入2億5,356万6,000円、2款使用料及び手数料1万4,000円、3款寄附金5万円、4款繰入金784万6,000円、5款繰越金660万円、6款諸収入52万4,000円、7款町債2,540万円。

歳入の合計、2億9,400万円でございます。

2、歳出。

1款総務費1億7,173万9,000円、2款サービス事業費8,672万円、3款施設整備費2,

920万円、4款基金積立金1,000円、5款公債費624万円、6款予備費10万円。

歳出の合計、2億9,400万円でございます。

次のページをお開き願います。

第2表、地方債。地方債につきましては、デイサービスの浴室の増築及び渡り廊下新設の工事分でございます。限度額は2,540万円でございます。

以上で説明といたします。

議長(中川一男君) 次に、水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) 議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額1億7,779万1,000円を計上いたしております。他会計負担金のうち、新総合行政システム導入負担金の発生により減となり、前年当初比では474万6,000円の減、2.6%の減となっているところでございます。

一般会計からは、拡張事業分の償還金などの負担金から、新総合行政システム導入分の工事後の負担金としまして、641万5,000円が繰り入れされております。

また、資本的収入では、予算額4,709万7,000円を、同じく支出につきましては1億924万5,000円の予算額を計上いたしております。前年対比では4,278万4,000円、64.4%増となっているところでございます。

増額の主な要因といたしましては、平成2年からの供用開始以来稼動しております倍本浄水場の電気計装設備が老朽化による故障及び誤作動などが頻繁に起きていることから、本年度更新事業として計上したことによるものでございます。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

27ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,151戸。

(2)年間総給水量、88万3,900立方メートル。

(3)1日平均給水量、2,421立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億7,779万1,000円、第1項営業収益1億7,137万4,000円、第2項営業外収益641万7,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億7,779万1,000円、第1項営業費用1億1,821万4,000円、第2項営業外費用4,780万6,000円、第3項特別損失119万4,000円、第4項予備費1,057万7,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,214万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,214万8,000円で補てんしようとするものでございます。

収入。

第1款資本的収入4,709万7,000円、第1項企業債3,400万円、第2項負担金1,309万7,000円。

支出。

第1款資本的支出1億924万5,000円、第1項建設改良費6,704万3,000円、第2項企業債償還金4,220万2,000円。

次のページをお開き願いたいと思います。

企業債。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

倍本浄水場の電気計装設備更新事業による限度額は、3,400万円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、3,806万9,000円。

他会計からの補助金。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、641万5,000円でございます。

棚卸資産購入限度額。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、870万2,000円と定める。

以上、説明いたします。

議長(中川一男君) 先ほどのラベンダーハイツの説明のところで、款項の間違いがありますので、所長より訂正を申し上げます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(早川俊博君) 大変申しわけございません。訂正させていただきます。

先ほど歳入の部分で、8款使用料及び手数料と申し上げましたが、これを2款の使用料及び手数料に訂正いただきたいというふうに思います。

また、9款町債と申し上げましたが、これを7款の町債に訂正いただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。申しわけございません。

議長(中川一男君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を申し上げます。

病院経営に関します業務の取り組みにつきましては、先ほどの町政執行方針に述べさせていただきましたことから、省略をさせていただきます。

最初に、予算の規模についてでございますが、3条予算の収益的収支では8億1,190万5,000円、前年比4,103万6,000円、4.8%の減となりました。

収入の主な減額の要因は、外来収益の減少と経営健全化に対する一般会計補助の減額でございます。

また、費用の減額の主な要因は、退職者不補充によります人件費の減、患者数減少に伴います診療材料費等の減少によるものでございます。

次、4条予算の資本的収支では1億27万円、前年比106万4,000円、1%の減額であります。

収入の主な要因は、企業債元金の償還及び病院屋上改修工事に伴います建設改良費等の一般会計出資金及び医療機器、器械購入を起債で行うことによるものでございます。

また、費用の減の要因は、医療機器の更新の変更によるものでございます。

こうしたことから、病院事業の予算の総額は9億1,217万5,000円、前年比4,210万円、4.4%の減となったところでございます。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入の負担金及び補助金で1億4,021万8,000円、資本的収入の出資金で8,587万円、合わせました

繰入金総額は2億2,608万8,000円、前年比0.5%の増となったところでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします  
29ページをお開き願います。

議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)業務量。

イ、病床数。一般病床44床、療養型病床36床。

ロ、患者数。年間6万9,355人、1日平均253人。入院患者、一般病床、年間1万3,870人、1日平均38人。療養型病床、年間9,125人、1日平均25人。外来患者、年間4万6,360人、1日平均190人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益8億1,190万5,000円、第1項医業収益7億4,037万2,000円、第2項医業外収益7,153万3,000円。

支出。

第1款病院事業費用8億1,190万5,000円、第1項医業費用7億9,995万4,000円、第2項医業外費用1,194万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費1万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入1億27万円、第1項出資金8,587万円、第2項企業債1,440万円。

支出。

第1款資本的支出1億27万円、第1項企業債償還金7,231万9,000円、第2項建設改良費2,795万1,000円。

次のページに移ります。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額につきましては、医療機器等の整備事業に充てるものでございまして、限度額を1,440万円をお願いをします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、7億円と定め

る。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、5億4,704万7,000円。

(2)交際費、30万円。

他会計からの補助金。

第9条、企業債償還利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、867万円である。

棚卸資産購入限度額。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、1億1,578万8,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、医療器械、超音波診断装置ほか一式でございます。

以上で説明といたします。

議長(中川一男君) 以上で、議案の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時22分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、先ほど前段で説明されました町長並びに教育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の行政執行方針の概要についてのみ質疑といたします。

また、質疑の回数は、上富良野町議会運営に関する先例により、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

議長(中川一男君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 町長の施政方針に対しまして御質問したいと思います。

国の三位一体改革に伴いまして、補助金の削減や

地方交付税の見直しによりまして、ことしは大きな事業はできなくて、福祉や教育は現状維持になりましたけれども、あとは削減という大変厳しい財政情勢を強いられる中でございますけれども、私は、人口の減少問題を先のことととらえずに、ことしから若者の定住や団塊の世代の取り込み、定住の促進対策等を考えるべきでないかと考えますけれども。

と申しますのは、上富良野町の第4次総合計画、20年度が最終でございますけれども、この20年度の人口の目標は1万2,500人だったと思うのです。それが、ことし18年1月31日に1万2,551人、ことしの1月31日現在でございますけれども、国勢調査によりまして1万2,350人くらいだと聞いております。

人口というのは、地方交付税の算定やいろいろと基礎になる大切な部分でありますし、ましてや自衛隊の削減問題とかということも聞いております。

人口減少は、町税の収入源にもなりますし、幾ら財政の縮減とばかり言っておりますも間に合わないのではないかと。町長は、この第5次総合計画の中でお考えになれるかもしれませんけれども、私は、2年早く目標人口になってしまったわけですから、一日も早く、ことしからこの政策を考えていくべきだと考えますけれども、これらの政策に、執行方針にはあれですけれども、どのようにこの部分についてはお考えになっていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員御質問にありましたように、町の第4次総合計画の最終年度目標であります1万2,500人、2005年国勢調査におきまして、もうそれが終わったと。予定よりも非常に速い速度で人口が減少していくことにつきましては、議員と同じように非常に大きな懸念をしているところでありますが、この人口増につきましては、何といたっても目標人口1万2,500人を平成20年で達成するためには、少なくとも生産人口を毎年80人ずつ確保しなければ達成できないという目標でありましたが、これらの80名の若い生産人口を増やしていくことができなかったということが大きな要因であるというふうに思っておりますのと、また、加えて、日本の国民人口が非常に速いペースで人口減につながっていると。

言うならば、平成17年度をピークに、18年度から日本の人口は減少していくだろうという予測であったのが、基本的には平成17年度から日本の総人口が減ってきているというような状況でありまして、例えば、北海道におきまして5万7,000

0人近くの北海道民の人口が減ったと。

しかし、札幌周辺には十何万人の人口がふえたということは、北海道の周辺市町村におきましては10万人以上の人口が減っていると、一極集中の状況が顕著にあらわれてきているという状況の中で、この上富良野町において人口をふやすということは、私としては、今のところはどうのように対応しているのかということにつきましては、事業の対応につきまして、これというものを持ち合わせておりませんが、総合計画で位置づけております人口の減少をいかに食いとめるか、ふやすということではなくて、人口の減少を食いとめるということを最重点の課題として位置づけしながら、これからの総合計画の残された3カ年間の対応について、人口の減少を抑止していく施策の展開というものを考えていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 今、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況を踏まえた中で、我が町においては税収の伸び悩み、三位一体の改革に伴う一般財源の減額が顕著に見られ、町の財政運営は非常に厳しい中において、18年度予算も策定されました。

町では、厳しい財政が続く中、将来のまちづくりを進めていくため、行財政運営の構造を抜本から見直すということで、平成16年を構造改革元年とし取り組みを始め、一般財源ベースにおいて中期財政推計では、平成20年、歳入を42億8,300万円、歳出を50億6,000万円と推計を立てています。

この歳入、歳出差額を町と町民がともに努力をして埋めていかなければならないことだと思います。

今、町では手数料、使用料の値上げ、補助金のカット、行政サービスの減少、削減、職員給与の見直し等で歳入に見合った歳出に抑えています、住民全体に少なからずとも従来よりも痛みを与えています。町民もその痛みをこらえて、ともにまちづくりを進めていこうとしています。

国の財政状況において、地方がどのように変わるかわかりませんが、町民としてはこの痛みのトンネルを抜けて、これからの季節のように暖かい春を迎えられると町民は思っています。

先ほど申し上げました手数料の値上げ、補助金、行政サービス、給与の削減等をどこまですれば、町民が痛みを耐えてどこまで我慢をするのか、町の財政が何年後に健全になるのか、当分の間というようなものでなくて、きちっとした具体的な数値を町民に示す必要があると思っております。



そのことによって、町民も努力目標ができて、一層の痛みを耐えた努力をしていくこともできると思いますので、その辺の数値目標を掲げる必要があると思いますが、どのようにお考えかお聞きいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきますが、私も議員のお考えと同感でございます。しかし、それができ得ないというのが非常に残念だと。

町は、中期財政計画を立てまして、その財政運営をさせていただいているわけですが、今までは三位一体改革の中で、国は地方財政から70%の削減をして10兆の財政運営を強いてきているわけでありまして。

そういう中にありまして、これから国がどのような施策の展開をしていくかということが全く見定めることはできないと。残念ながら19年度、これから第2次の三位一体改革を国は実施します。7月にどのような骨太方針が出てくるのか、これを私どもとしては大いに見きわめながら対処しなければならないというふうに思っていますが、国の地方財政計画は全く示されていない中にありまして、自主財源25%そこそこの我が町におきましては、国、道の状況を見きわめた中で財政運営を強いられると、そういう状況にありましてなかなか厳しいわけでありまして、私としましては、何と申しましても、平成20年までの第4次の総合計画に掲げている分野につきましても、何としても継続をしながらこの総計の達成をしていきたいと。

そのためには、少なくとも福祉と教育については住民の皆さん方の協力をいただきながらも、最小限の対応、改善の中で取り進めていくように努めていきたいというふうに思っております。

そういうようなことで、将来的な町民の皆さん方が明るい展望を持てる、そういうような財政運営をするためにも、私といたしては国の地方財政の方向性が示されるべく努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 先ほど同僚議員も申しておりましたが、やはり上富良野町の人口減というのは非常に大きな問題となっていくと思われまして。

町長が掲げております「豊かな心の町」などで行っております、この上富良野町との友好都市提携をしている三重県の津市との交流においても、何ら、この長い間やってきた中において、大きな成果というのは見られていない現状にあると思っておりますが、今後、団塊の世代の定年後の第2の居住等の誘

致であったりとか、それから、農畜産物の連携を含めた、この当町の豊かな産業の交流を図るようなことが図られていくのかどうかと。

また、子育て支援についても、言葉の教室等々だけではなく、普通に一般に子育てをしているお母さんたち、保護者の皆さんが安心して子育てを取り組んでいけるような具体的な方策というものをもう少し具体性を見せていただきたいと思っておりますし、また、特に豊かな自然環境を持つ、そして近年、韓国、アジア等々の諸外国から観光客が出入りしているこの豊かな観光資源の言葉の問題、それから看板、サイン等々の環境整備の部分についてどのような具体策をとっているのか。

さらには、今年度から着工が始まります見晴台公園の有効活用については、北海道が進めていく食と観光との推進に向けて、これらをどう組み合わせるのか。

また、さらに加えて、消費者、住民の生活の安心・安全について、被害相談における新たな富良野沿線の窓口ではなく、最近是非常にインターネットを使ったりですとか、またIT等々の複雑多岐にわたります新手法の詐欺が中高年に向けてねらわれている現況でございます。これらを未然に防ぐ対応策というものについて、どのようにお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

また、教育長に、教育執行方針について1点御質問していきたいと思っておりますが、社会教育と学校教育の学社融合についてですが、この上富良野町におきましても、やはり18年度キャリア実践教育に向けた子供たちのニート、それからフリーターなどの対策による、そういった子供たちにキャリアを実践させていって、労働の喜び、それから就労の喜びを味あわせて体験をさせていくような教育方針というものが、この方策には組み込まれていないようですが、やはりこれからの上富良野町の産業を支えていく上においても、この子供たちがやる気を持って、そして労働の喜び、意欲を持っていけるという、そういった方策をとられていないか、いらないか、このことを御質問させていただきます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、友好都市提携を結んでおります津市との交流のことでありますが、我が町と津市との関係からして友好都市提携を結ばさせていただき、文化の交流等々を進めさせていただいておりますが、御指摘のとおり物流等については、なかなか前向きな状況にないということは現実ではありますが、これらの対応につきましても物流その他のいろいろな面で、姉

妹提携を結んだ市との友好提携を結びながら、地域の振興発展のために尽くしていかなければいけないなというふうに思っています。

それから、このことにつきましては、御案内のとおり、津市はことし1月1日付で10市町村の大同合併をいたしまして、大きな市となりました。そして、私と姉妹提携を結ばさせていただきました近藤市長は勇退をされまして、新たな市長が誕生したと。

それともう一つは、10市町村に従前からそれぞれに友好都市を結んでいる町村をまとめると、三十数カ所の友好都市提携を結んでいると。これらを、今、新津市で調整をしなければならないというようなことがあるようでございまして、議会の皆さん方のところに視察においでいただいた合併した町の議員さんも、上富良野町と津市との姉妹提携の状況についての調査をしてまいりましたが、これから新たに選任されました津市の市長さんとも十分調整をさせていただきながら、これからの上富良野町と津市との継続的な友好提携の推進を図っていく、これらについての確認を進めさせていただきたいなど。

今、津市はそれらの姉妹提携を結んでいる、友好都市提携を結んでいる市町村の調整をしている段階であるということを知っておりますので、そういうようなことで対応しながら、この友好提携を結んでいる、姉妹提携を結んでいる地域との物流、いろいろな面の文化、物流等々の交流が促進できるような対応を図っていききたいと。

人の交流、文化の交流につきましては、教育長の方からも行政報告でさせていただきましたような、児童の交流等々を推進させていただいておりますが、そればかりでない部分についても対応していくように努めていききたいと思っております。

また、加えて、子育て等々につきましては、町といたしましては、子育て支援センター、子育て支援班を新たに16年から設置いたしまして、また老人身障者センターを子どもセンターに改称し、その中で中心になりながら子育て支援の諸政策の展開をしております。

ただ、これらにつきましても、私としては十分な対応を進めているというつもりではありますが、子育てをする方々の生の声を十二分に聞きながら、子育て支援班が中心となってその事業の展開を進めていくように、より一層指導の強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、観光事業につきましては、御案内のとおり、我が町におきましての観光客の入り込みにつきましては、おかげさまで昨年度、上期におきましては、若干でありますけれども入り込み数がふえたと

いう状況にあります。

しかしながら、我が町のメインであります十勝岳地区の入り込みが、宿泊客が非常に減少しているというような状況等も含めながら、これらの対応策を十二分に図っていくとともに、今、議員から御質問にありました見晴台の整備等々におきまして、あそこに泊まる方々に、街並みを眺め、周辺の景観を眺めていただきつつ、江花街道から町の中に入って、いささかでも地域振興のための対処ができるような対応を進めていきたいと。

そのためにも、それぞれの機関の皆さん方、団体の皆さん方からいろいろな意見を集約させていただいておりますので、この見晴台の運営管理等々につきましても、新たな展開としてNPOの創設とか、あるいは実行委員会、異業種間の実行委員会等々の設置を図りながら、この見晴台のより一層の運営強化を図っていききたいと思っております。

それから、生活相談窓口等々の対応であります。何とか圏域の中で、これらの生活及び消費生活及び法律相談等々の圏域での共同対応を図ることができました。北海道としては、なかなか縮小の状況にあるわけではありますが、圏域としてこの対応ができるということで一歩前進したというふうに思っておりますが、議員御質問にありましたように、要は、被害に遭ったものを対処するという以前の、健康と同じように予防対応をどのようにしていくかということが重要でありますので、これらの対応につきましても十二分に、町民の皆さん方がそういう被害に遭わないような予防対応をPR、広報等々の対処を進めていききたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） それでは、金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、キャリア教育の点であります。キャリア教育の部分につきましては、既にかなり前から中学校等において、2年生が職場体験をするというように、いろいろな上富良野町の役場とか教育委員会、また民間の職場やなんか訪問した中でいろいろなことを体験していただいて、労働の大変さ、また喜びなどを学ぶ機会を今つくっているところであります。

このことにつきましては、今後も継続をしていきたいというふうに考えているところであります。

それに伴いまして、地元に着したような労働の喜びというようなことで、特に、今、体験学習などを取り入れております。

例えば、東中中学校では米を栽培する。そこに、江幌小学校の方から行って田植えもしていただいた

り、収穫する喜びも体験していただくと。そして、東中中学校においては、その米でお餅をついたりして地域の人とふれあっている、そういうような事業なども展開していますので、それにつきましても、これからも実施をしていきたいと思っております。

特に前段の中でお話がありました、社会教育と学校との学社融合というような点では、うちの町で16年度から取り入れて実施している子供教室などは、この学社融合の本当にいい事例でないかなというふうに考えているところであります。

この学社融合、本来的な意味合いでの学社融合からは離れてしまうかもしれませんが、社会教育事業としてやっているものを、その学校の中において、学校の施設において協力を得ながら実施していると、このことということは、全国の中でも本当に珍しい取り組みでありまして、今後さらに子供たちの安全・安心の放課後の児童対策としても、こういう子供教室の充実を図っていきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

1点目は、四つ目の柱、「共に創るまち」ということでございますけれども、この中で町の憲法ともいわれる自治基本条例の関係でお尋ねをいたします。

今まで一般質問等もいろいろあったり、理事者等の答弁もありましたけれども、この「共に創るまち」の根幹をなすということであれば、この将来の制定に向けてということではなくて、やっぱり早急に制定に向けて努力をすべきでないかと思うのですけれども、その点1点をお伺いします。

それから、2点目は教育長にお尋ねいたします。

学校給食の関係でございます。学校給食センターの審議会で、諮問において小学生においては10円、中学生においては9円の給食費を引き上げると。

それで、私、町の町政情報コーナーで、この経過がどうなっているかということで調べてみようと思っただけなんですけれども、ひどいことに会議録が平成16年、17年もありませんし、その前何ぼだったのかということも調べたいと思ったら、平成16年の2月24日に諮問をし、答申を受けて、児童というのは小学生だと思うのですが、228円。それから生徒というのは中学生で270円ということから、この10円と9円が上がったのかなという推測をしたのですけれども、言うなれば会議録もない、それから極端に言えば、平成17年5月1日か

ら19年4月30日、給食センター審議委員は2年ということであれば、その名簿すらないのです。

ですから、その開かれた町政をということで、その経過を知りたいと思っても、あそこにはもう、言うなればまるっきり空洞化された書棚の情報コーナーなのかなという感じがいたします。

その点で、そのほかの附属機関、結構ひどい状況がありますけれども、それはまた予算特別委員会の中で明らかにしておきたいと思っておりますけれども、たまたま学校給食センターの関係がこういうふうに金額が出てきたのに、その経過がどうかということが我々全然調べてもわからないと、こんな状態では困るなということで、言うなれば会議録の関係、それから委員の名簿の関係等も含めて、どういう管理状況になっているかということで2点お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の自治基本条例についてお答えさせていただきますが、この自治基本条例につきましては、行財政改革実施計画の中で、19年制定、20年から施行ということの対応の中で取り進めさせていただいております。

今、内部的には骨格が、素案骨格が内部プロジェクトチームででき上がっておりまして、最終的な中身につきましては、来週に私としては説明を受けて最終原案の対応をしたいというふうに思っているところでありますが、ただ、基本的には、この自治基本条例というのは、こういう条例を定めたから町民の皆さんこうですよということではなくて、この条例をつくるまでの住民とのプロセスが私は重要であるというふうに思っておりますので、ことし1年は住民の皆さん方のそれぞれの自治基本条例に対する御意見等々を十二分にお聞かせいただきながら、また議員の皆さん方とも議論をしながら、19年の制定に向けて、この自治基本条例の対応を進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お答えといいますよりも、逆に本当に申しわけないなということで謝らなければならないというふうに感じているところであります。

会議録と、それから名簿が添付されていないということにつきましては本当に申しわけなく、今後の管理運営に当たっては、私みずからチェックをさせていただきながら充実を図っていかなければならないというふうに感じているところであります。

若干、給食費のことでの執行方針の中で、10円

と9円ということではありますが、現行では228円が児童の値段を、それを10円上げるということで238円。そして、生徒については現行が270円です。それを279円というふうなことで審議会の答申をいただいたところであります。

以上です。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 上富良野高校についてお聞きしたいと思います。

これは町長の方針の方でも言っておりますけれども、あえて教育長にお聞きしたいと思います。

この間も町長の方から、今の状態では20年までは継続できるだろと。それ以降については、ちょっと心配はあるという話はあったのですが、現にその道教委の方からもそういう基本方針の中で、合併だとか統合だとかそういう話をされている中で、ここにも載っておりますように、特色ある地域の高校となる、あるいは資格や技能を取得するのに対して、人材を養成し就職に強い高校となるようにということをやっておりますけれども、具体的にどうということなのかお聞きしたいなと。

今現在は普通科なんですけれども、このままの普通科では当然統合すれといわれるのではないかと、継続は難しいのかなというふうに思っております。

その中で、今の時代に合ったといいますが、ITだとか介護、あるいは福祉だとか、そういった方面の科目というのかな、これはちょっと難しいかもしれませんが、そういった方向で転換をしていかなければ継続ができないような気がするのです。そこら辺をどういうふうに考えているのか、お聞きしたいなと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 渡部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この道立上富良野高等学校が置かれている状況につきましては、この執行方針でも述べさせていただいておりますように、大変厳しい状況にあります。

道教委の方では、つい先日の2月に新たな、これは前段で答申を受けての道教委の考えが示されたわけではありますが、新たな高校教育に関する指針ということで、これはまだ素案の段階ではありますが、示されたところであります。

その中で、適正規模については4から8間口が適正規模であるというふうなことで、3間口以下については原則統廃合であるというふうなことが、今、素案の中でもうたわれているところであります。

そのような状況から、うちの上富良野高等学校につきましては2間口80名の定員ではありますが、今年度につきましては33名の応募があったというよ

うなことでありますが、非常に少子化の影響等で、今後、上富良野高等学校に入学していただくということは非常に大変な状況にあるのだなというふうに感じているところであります。

質問の具体的な要旨の話ではありますが、やはりこの中でも述べさせていただいておりますように、今の上富良野高等学校の現状を顧みますと、やはり就職に強い高等学校にしていかなければならないなというふうに感じているところであります。

したがいまして、ワープロ検定とか漢字検定、また公務員検定だとかいろいろな試験があるわけですが、そういうようなものを志す子供たちには受験料等の応分の負担をしてあげて、そういうようなものを身につけていただいて、そして第一線に出ていただいて役立つ人間をつくっていきたいというふうに感じているところであります。

また、今の道教委が示したこの素案の中で、先ほど言っていた介護だとか福祉やなんかというようなことも、一応フィールド制という形の中で素案に挙げられてきています。

そういうようなことも、今後うちの上富良野高等学校に本当に合うものかどうなのか、また当然、教職員の数とかそういうことなどの制約等もありますので、そこら辺は学校現場とも十分話し合いながら方向を定めてまいりたいというふうに感じているところであります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町長にお伺いいたしますが、今回の農業の政策の中で、新しい農業づくりという形の中で、従来に増して厳しさがあるが、所得補償がなされているという形の表現もされております。

いずれにいたしましても、農業の転換期という形の中で、町や関係機関がこぞってこの制度に移る段階において、全面的な支援というのが強く求められているかというふうに思いますが、具体的に先進的な農業取り組み法人に対して、従来に増して奨励作物事業に、まして先進的な農業法人に対しての取り組み支援と、具体的な項目が書かれておりますが、この支援策というのはどういうことを想定されているのか、お伺いしたいと思います。

それと、もう一つは農業の町ですから、農業体験を通じてこの観光農業と結びつける、あるいは町外から来る農業者についても、体験農業と結びつけて上富良野のよさを知ってもらおうというふうな、具体的な取り組みという点で、これから町長はどのようにされようとしているのかお伺いいたします。

次に、利用料の負担という点で、応分の受益者負担という形に町は進めようとしております。

しかし、今回の税法の改正、あるいは財源移譲によって住民負担が伴うことによって、それに伴った税の収入という点でも結びついてきております。

そういった点で、今回、障害者自立支援法に基づいた制度の改正が行われますが、まだ上富良野町に至っては、この障害者支援制度に絡まった環境整備という点ではおこなわれているというふうに考えております。

あわせて問題なのは、この障害者自立支援法に基づいた応益ですね、応能から応益という形の負担割合が伴ってきております。所得ある、なしにかかわらず一定額の負担を求められるということになれば、その負担は大変なものでありますが、こういった軽減策、そして子育て支援においても保育料との負担が重いという状況の中で、具体的な軽減策ということも示すべきではないかと思っておりますので、この点。

さらに、商業の活性化という形で、店舗の改築に対する予算が今年度で終わりという形になりますが、その後に対しての住宅のリフォーム策に対する、いわゆる商業活性化、あるいは地元の関係する業者の活性化対策という点でも有効な手段と考えますが、こういう対策をお持ちなのか、具体的に町の活性化対策等を含めてお伺いしたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 暫時休憩といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君の質問に対し、町長、答弁をお願いいたします。

町長。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に農業関係でありますけれども、従前の国の農業施策が大きく方向変換をいたしまして、従来の価格政策から所得政策への転換を図ってきた。また、加えて、従前のように、全農業者を対象に品目別の価格対策を講じて支援をしてきた施策は、これからは担い手農業者等々、意欲ある農業者に限定した中での、また作物の限定をした中での所得補償制度ということで、大きく様変わりしてくるというような状況にありまして、これらの我が町の基幹産業の農業の対応につきましては、認定農業者の対応を図るとともに、加えてその所得補償を対応でき得ない、認定農業者になり得ない農業者に対し

て、どのような対応をしていくかということについても、十分施策の展開をしていかなければならないというふうに考えているところでありますし、加えてこれらの対応につきましては、行政報告でもさせていただきましたように、きめ細かく個別農家の皆さん方との相談窓口を設けながら、その対策を講じているということでございます。

また、2点目の奨励作物に対する法人等に対しての施策でありますけれども、このことにつきましては、従前、奨励作物を作付する農業者、あるいは農業法人に対しての振興策を講じていたところでありますが、これから先進的な農業に取り組む法人について、奨励作物以外で、例えば加工業等々いろいろな対応を図る、そういう法人についての支援策を講じていきたいというようなことでの対策を講じているところでございます。

次に、受益者負担の件でございますが、私がいつも申し上げておりますように、厳しい財政運営の中で、町民の皆さん方も議員が御質問にありますように、国の税制改正等々いろいろな面で町民の皆さん方の御負担も非常に大きくなってきていることは十分承知はいたしているところでありますが、町といたしましても厳しい財政運営の中で、町民の皆さん方の応分の御負担をいただく、そしてまた、基本的には、ある面では一部町民の皆様方だけ利用するというような対応につきましては、特に応分の御負担をいただくような体制をお願いしながら、財政運営をしていかなければならないというふうに思っているところでありますし、加えて、今、新たに取組もうとしております障害者支援制度、あるいは継続して対応しております子育て支援、あるいは介護保険、あらゆる福祉の面におきまして、いろいろな面での軽減策ということにつきましては御質問であります。これらにつきましては財政状況を見きわめながら、私といたしましては、現状の福祉の施策を最小限に後退をしないように、財政対応をしていくための努力を重ねていきたいというふうに現状では考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

また、商工業の振興策等々に対して、今、商業振興施策を講じている部門と、その後の新たな対応として、リフォーム対応等々の御提言等を承ったところでありますが、今後の対応につきましては、商工会とも、関連組織とも十分に協議をしながら、商工業の振興施策の対応を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 町長と教育長に1問ずつお

尋ねします。

町長にお尋ねしますが、国といいますが、本州は、今、合併バブルだし、株バブルだし、上場企業は雇用はよし、設備投資はよしということで、バブルに入っているのです。

一方、北海道はどうかといえば、御承知のように、合併反対、郵政民営化反対、小泉改革反対ということで、これではよくなりっこありません。

だから、町長に一言いっておきますが、交付税について何か期待するようなことは言わない方がいいと思います。交付税は激減します。これは職員の方もこれは覚悟した方が私はいいと思います。さらにもっと厳しい状況が出てくるというように私は思います。

町長の方針に書いてありますが、夏に北海道の合併構想の発表があると言っておりますが、この時期に厳しい状況が、最大の危機が見えてくると、私は見ております。

それで、ここからお聞きをしたいのですけれども、住みやすい町とは公共料金が安くて行政サービスのいいところ、これが住みやすいところなんです。だけど、これ、町長の意に反して逆方向に行かざるを得ないというのが現実だと思います。町長はそうではないのです。町長は、何とか住みやすい町をつくってやりたいと、私、よく気持ちはわかります。しかし、逆にやらなければならない、やらざるを得ない、かじ取りとしてやらざるを得ないという状況にある中で、住民に理解をしていただきながらやっていかなければならないと思います。これは、議決後に町民に理解を受けても、そんなのは認めてくれないのです、町民は。決まったやつをただやりたくて言うだけではないかということなんです。

今、同僚議員がずっと聞いてきておりますから、私ずばり聞きますが、要するに住民自治条例、何年何月に制定をするお考えですか。ずっと検討しているということ言われておりますが、何年何月ですか、最大の危機は夏に来るのです。何年何月に住民自治条例の制定をされるか、お尋ねしたいと思います。

次、教育長に、二つあったのですが、一つは、この学校給食の件は、少子化対策のためにも私は無料にすべきだと思うのです。だけど、これはよろしいです。もう質問しておりますから。

あと、学校の危機管理について、監視カメラとオートロックということで言われておりますが、これは日教組の全国大会で、こんなことしたってだめだと。一番いいのは人だと、御承知だと思うのですけれど、こういうぐあいに出ているのです。

そしたら、8ページに成人高齢者教育についてということで、ボランティア活動で積極的に参画していただくという、これと学校の危機管理を結びつければ、おのずから答えが出てくるのです。

それで、持ち出してまではいやなんです、高齢者は。だから多少なりとも有料ボランティアという形で考えられないのかなという、この辺についてお尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方財政の国の施策の中で、私は一度もこれから明るい日差しが見えますというお話は申し上げたことはございません。今の三位一体改革、18年、こととして終わりですが、19年から始まる地方財政の改革第二弾が、現在の三位一体改革よりも厳しい状況になるということは、十分承知をいたしました中の町の財政、中期財政計画を立てながら財政運営に対応しているということでございます。

これから、7月が山場だというようなお話もありましたが、先ほどお答えさせていただきましたように、7月ごろには国の骨太方針が閣議決定されるであろうというふうに思っております。その骨太方針が、どのようなものができるかということが、これからの地方財政の方向性を占う一つの糧になるのかなというふうに思っておりまして、注目をいたしているところでありますが、今後、より一層財政運営は厳しくなると、地方財政の締めつけは厳しくなるとい認識の中で、町の財政運営をしていきたいというふうに思っております。

そして、また、次の自治基本条例の制定をいつ予定しているのかということですが、先ほど御質問いただきました議員にお答えさせていただきましたように、町としての考え方は、19年制定の20年から施行するというので、ことし18年は住民との十分なコンセンサス、議論を重ね、そして議員の皆さん方とも議論を重ねながら、議員の御意見にありますように、町が制定して住民に示すのではなく、住民も理解した中で制定していくというようなスタンスの中で、この自治基本条例の制定に向けて対処してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校の危機管理についての御質問ですが、非常に、今、学校、当然開かれた学校とは言いながらも、子供たちが登校してくると施錠をしなければ

ならない状況になっています。こういうことが本当にいいことなのかといえば、我々としては非常に憂いているわけでありますが、その中でやはり学校だけでも、また行政だけでも、PTAだけでもできませんので、やはり住民の方々の学校に寄せていただく関心を、何とか子供たちの安全・安心を守っていただければというふうに感じているところであります。

そんな中で、お年寄りの方たち、散歩とか犬の散歩などの光景を見ますので、登下校時に合わせていただくとか、ちょっと気をつけていただくというようなことで、自然の中でそういう見守りをさせていただくのが理想的なことなのかというようなことで、今のところその有料ボランティアというような形の中では、ちょっと構想としては持っていないところでありまして、できる限り皆さんの善意にすがりたいというふうに感じているところであります。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 重複するところもあるのかなと思うのですが、教育長に質問させていただきたいと思うのですが。

教育環境の整備ということで、老朽化が著しい上富良野小学校の校舎というふう書いてあるのですが、西小学校ができるときも当然考えていただきたいということで、当然統合するべきであるというふうな考え方も当時からあったのですけれども、少子化を見据えると当然そうなり得るだろうというふうに思っております。

これから、江幌小学校、東中小学校、今、清富小学校が廃止というふうな考えがなっていますけれども、将来において当然人口減ということになると、それらを見据えた統合というものを考えていく必要があるのだと思うのです。

それは計画を練っているというのではなくて、いつまでの計画なのかというようなところも、少し早めに示しておく必要があるのではないかなというふうに実は思うのです。

それともう一つ、学校給食のやつなのですが、値上げの問題ということになっているのですけれども、おとといの新聞でしたか、三笠市が少子化対策で学校給食を無料にすると。それは、ことしも来年も継続するんだというようなところまできているのですけれども、うちの場合、そこまでやるにはお金があるかないかわかりませんが、そういうようなこともひとつ考えていく必要があるのではないかなというふうに考えますけれども、いかがお考えなのかと。

もう一つ、郷土館がアスベスト問題で今休んでい

る状況にあるのですが、開基100年のときに草分の資料館、あれは必要ないと思ったのですが、実は建ってしまったという部分もありますけれども、あそこにいるいろいろな貴重な私財をいただいているものがあると思うのです、展示品が。それがこっちの方の車庫が何かわかりませんが、あっちの方にも、あるいは地下の方にも十分、一回見たけれども、たくさん現状そのまま放置されているような状況にあるというようなことで、宝の持ち腐れというのか、そういうようなこともあるので、アスベスト対策も確かに必要ではあるのですが、それと同時にその資料そのものをどうにかするのかなというような考えも必要であろうと。

もう何年もああいう状況が続いているということなんですけれども、その辺はどのように考えておられるのかなと思います。その点をひとつよろしくお願います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 10番仲島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の学校の将来的な見通しについての御質問かと思いますが、やはり今非常に少子化が進んできている状況にあります。特に東中等におきましても、来年度は子供の入学がないというような状態にもなってきているところであります。

そんな中で、当然、小学校、中学校、本当に何年後には、おおよそ推計の中でどれぐらいの児童生徒数になるのか見据えた中で、当然、学校のあり方を検討していかなければならないというふうな考えられているところでありますし、その結果に伴ってまた学校の校舎の改修とか改築とか、そういうようなことにも手をつけていかざるを得ないものというふうに認識をしているところであります。

ただ、今のところ、では何年度までどのどのような計画は、今のところ持ち合わせていないところであります。

次に、給食費関係であります。先日、三笠市の少子化対策ということで、本当に思いきった施策の一つとして、給食費をゼロというような形を新聞報道で見ました。我が町において、ゼロでやっていけるかということ、逆になかなか難しい状況にあることは確かであります。

そんな中で、給食というのは、今、子供たちが朝の食事を抜いているというようなことから、ますます学校給食の重要性が叫ばれております。やはり給食センターといたしましては、質が高く、おいしく栄養バランスのとれたものを今後も提供していかなければならないというふうな感じているところであります。

また、3点目の郷土館についての御質問であります。開拓記念館が100周年記念、それから郷土館が80周年を記念しての事業として建てられました。そこには、当然、開拓当時から貴重ないろいろな展示品があります。

また昨年度、御意見も賜りましたが、スガノ農機さんの方で土の館が、また北海道遺産にも選ばれたというようなこと、その中でこの開拓記念館、郷土館、それから町内にある郷土資料などを展示しているところなどどう有機的に結びつけていくかということ、郷土館のこれからの運営について非常に大切なところというふうに感じているところであります。

さらには、そういうようなことを、社会教育委員とか教育委員、また文化財保護委員会、また郷土をさぐる会等の御意見を賜りながら方向性を、そして魅力ある郷土館運営にしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 2点ばかり。まず9ページなんですけれども、農地の流動化対策でここに表現があるのですか、条件の不利な農地について植林を勧めるということでもありますけれども、その条件の不利な農地という部分では、どなたが判断して決定するのか。そこら辺がちょっと問題があるのかなという気がするのです。

というのは、農地は農地としてきちっと確保して、やはり経済活動していくための大きな資本ですから、そういうものに対して条件の不利な農地に植林をしていくということになりますと、いろいろな想定がされるのですけれども、個人的にやれるのか、あるいは本当に地形的に悪くてせざるを得ないのか、あるいは流動化しない土地は皆条件の悪いところだという判断をするのかと、いろいろな場合が考えられてくると思うのです。

この考え方でいきますと、いかにも行政が勧めていくというような感覚にとられるのですけれども、これはどういう考え方を持ってこういう表現になされているのか、その考え方を1点お聞かせいただきたいのと、それから上高の問題ですが、いろいろとここに、中富良野町とも連携をとりながら存続に向けた運動を展開していくということでもありますけれども、基本的には入る生徒が少ないということが非常にある意味で問題になっているわけで、急にそういう生徒がふえるわけではないわけで、当然生徒数が減っているということが最大の原因なのですけれども、上高だけがそういう対象になっているわけではなくて、この学区の中で対象になっている学校があるというぐあいに私見しているのですけれども

も、そういう同じような抱える学校、ここには美瑛もありますし、南富もそうなんですけれども、そこら辺との連携といえますか、話し合いを持ってみることも必要なのかなと。

上高の場合は、もう既に新築になって、15億円も投資してやった学校ですから、これはなくすという話になると15億円投げてしまうことになりますよね。道が建てたわけでありましてけれども、やはり近隣町村にある、そういう問題抱える学校の自治体とも話し合ってみる必要もあるのかなというような気もするのですけれども、そこら辺町長、どういうお考えでおられるか、この2点をお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、農地の流動化対策でありますけれども、これは基本的に、町としては議員おっしゃるように、耕作地は耕作地として維持していくということが基本であります。

しかしながら、この耕作地が離農していくことによって、また流動化しないことによって荒廃化するというようなことを避けていかなければならないのも、また一つ課題であると。

ただ、その中におきまして、例えば優良農地と称するところが、流動化しないからといって植林にするなんていうことには100%なりません。やはり、林地、原野等々と隣接するようところで、なおかつ耕作地として、言うならば現代農業の中で農業機械も入らない、いろいろなことで不便な耕作地につきましては、農業委員会との調整を図りつつ、また農地利用改善組合の皆さん方の協力をいただきながら、流動化を基本としながら取り進めていくということではありますが、それでも対応できない、そういうような不利益な農地については、植林などの対応を図っていくということで農業委員会の方向性を定めていただきながら解消していくということで考えているところであります。

また、上高の問題であります。御案内のとおり、今、北海道は基本的に高等学校の教育効果の上がる学校規模というのはどうなんだということで、有識者の皆さん方からの答申を得たのが、4学級から8学級の学校は最も教育効果の上がる学校と。それ以下の学校については教育効果が上がらないということでもありますけれども、全く上がらないということではなくて、最も教育効果が上がるのがという選定であります。

そして、御案内のとおり、議員の質問にもありましたように、これは上富良野高等学校だけが抱えて



いる問題でなくて、北海道の高等学校全体の中で、今、北海道教育委員会がお話するのは、基本的には児童生徒数が少なくなっているにもかかわらず、学校の間口というのは縮小されていない、そのままの状態、ある程度は縮小してきているのですけれども、生徒数の減少の中でまだまだ学校数が多すぎるということが一つの基本であります。

しかし、北海道教育委員会としては、基本的には教育効果を重点にしたものの考え方を進めていくということで、3間口以下の学校については統廃合を基本として進めていくということでございます。

そういう中にありまして、私ども上川管内におきましても、道立高校を抱えている町村が11町村ございます。その中で、また南富良野、剣淵のように町立高等学校を抱えているところも2町あるということで、北海道としては、道立高等学校としての運営はやめても、高等学校が必要ななら町立高等学校として運営したらいかがですかというのが、言うならば北海道の財政状況の中での方向性であります。

そういうようなことで、今、上川管内11町村でこの問題に対する協議会をつくって、もう既に行動をとともにしておりますし、上川管内の教育長会議においても、この問題を取り上げて取り進めるように過般も町村会からお願いをしたところであります。

教育長会議の中でも、この問題を取り上げて取り進めていくということで、方向性を定めながら同一行動をとっております。

そして、この問題につきましては、上川管内町村会から全道町村会にこの対策ということで、上川管内だけではなく、全町村会に関連してまいりますので、全道町村会として対処するように働きかけをしているところでありますが、全道の町村会としてはこの問題について、内外的に今協議しておりますのは、行財政改革という名目の中で、児童数も生徒数も確保できない高校を存続しなさいということが、果たして町村会として取り上げる課題であるかどうかということも含めて、協議を重ねて最終的な対応をしていきたいということで報告を聞いているところであります。

私も1日の日、急遽、上富良野高等学校の卒業式終了とともに、札幌の教育委員会に赴きまして、上川管内町村会11町村と管内の町村会として、北海道教育委員会に要望運動の展開をしてきたという状況でございます。

そういうような状況で、非常に厳しい状況であります。この6月定例会に向けては、ややもすると統廃合をする指定校について、学校名を出して対処するようになるであろうという、道教育委員会から

の報告をいただいておりますので、これからはいろいろな面で、この上富良野高等学校の存続については、また上川管内選出の道議会議員の先生方やいろいろな先生方の力をいたくなり、また管内の町村会としての対応も図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

#### 予算特別委員会の設置について

議長（中川一男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第1号から議案第9号は、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いましたが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号については、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

#### 日程変更の議決

議長（中川一男君） 日程変更の件をお諮りいたします。

3日目、4日目に予定しておりました一般行政質問の人数が少数のため、3日目、4日目の日程を一日にまとめ、3日目を10日に、4日目を17日に変更したいと思いましたが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3日目を10日に、4日目を17日に変更することに決しました。

#### 休会の議決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間を休会といたしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月9日までの6日間を休会とすることに決しました。

## 散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす4日から9日までの6日間は、休会といたします。

3月10日を本定例会の3日目、3月17日を4日目といたし、それぞれ事前配付いたしました議事日程に基づき進行いたします。

3月10日の開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 1時31分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年3月3日

上富良野町議会議長            中   川   一   男

署名議員                    渡   部   洋   己

署名議員                    西   村   昭   教

平成18年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成18年3月10日（金曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政についての質問
- 第 3 議案第22号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第23号 上富良野町地域包括支援センター条例
- 第 5 議案第26号 上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例
- 第 6 議案第27号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第28号 上富良野町保健福祉施設整備基金条例を廃止する条例
- 第 8 議案第31号 上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第38号 富良野広域串内草地組合規約の変更の件
- 第10 議案第39号 上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約の変更の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長		税務課長	高木香代子君
	小澤誠一君		
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	米田末範君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	田中博君	ラベンダーハイツ所長	早川俊博君
教育振興課長	岡崎光良君		
町立病院事務長	垣脇和幸君		

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 18名)

### 開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成18年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外4名の議員から一般質問の通告があり、その要旨はお手元にお配りしたとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。

質問の順序は、通告を受理した順序となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 清水 茂雄 君

2番 徳島 稔 君

を指名いたします。

### 日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通知がありますので、順次発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります4項目につきまして質問いたします。

まず、1項目めは、団体への補助金の評価制度を創設してはどうかということであります。

いよいよ新年度予算も67億円台となり、大変厳しい財政となりました。町から団体への補助金として出されているところも大幅に削減される結果となりましたが、さらに平成19年度はこれ以上のものと考えられます。

庁内では行財政改革として補助金の整理・合理化に何年もこのことに取り組んでおられますが、評価制度の方はまだなので、一日も早く、即4月に評価制度を創設して、これから1年間、補助金の公益性や必要性、効果、発展性、団体独自の努力や工夫などがなされているかどうか等、評価制度に基づいての団体への補助金であれば、それぞれだれもが納得いくものと考えられますので、団体への補助金の評価制度の創設を早急にと考えますが、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

2項目めは、男女共同参画基本計画の策定を考えるべきでは。

基本計画案の柱として、1点目は、男女の人権尊重の推進を。

日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれてから半世紀がたちました。しかし、社会通念や習慣、制度等における男女の不平等感は依然として根強いものがあり、実質上の男女平等を実現する上での妨げになっています。こうしたことから、社会の習慣や人々の意識を改善していくために、男女共同参画の啓発や男女平等の視点に立った教育の推進、男女の人権について周知徹底を図る必要があると考えます。

2点目は、政策・方針・決定過程への男女共同参画の推進。

政策方針を決定する過程に男女が対等な立場で計画し、多様な意見を反映させることが重要である。我が町も審議会等への女性の参画がクォーター制度で取り組むとのことでしたが、まだ十分とは言えない。国の内閣府では30%を達成している状況であり、女性の登用や人材育成を行うとともに、就労の場や地域で女性の能力を発揮できる環境を整備する。

3点目、多様なライフスタイルを可能にする環境の整備について。

生活について価値観も多様化しています。社会にはまだ男は仕事、女は家庭といった性別で役割を分担する意識が根強く残っており、育児や介護のために退職せざるを得なかったり、悩んだりする女性が少なくありません。男女が職場・地域・家庭のあらゆる場で、バランスがとれた多様なライフスタイルを可能にする社会実現のため、子育てや介護などの支援体制の充実、安心して暮らせる環境の整備を図

る必要があると考える。

第4点目は、生涯にわたる男女の健康支援について。

男女がそれぞれの身体の特徴を理解し合い、対等な関係で相手の自己決定を尊重していくこと、これこそ男女共同参画であると考えますが、高齢男性の中には、仕事を優先してきたことによる家庭生活における活動経験の不足といった問題があり、女性の中には経済的基盤の弱さといった問題があります。お互いに生涯にわたり男女の健康支援とともに、高齢者が安心して暮らせる環境の整備が必要と考えます。

これらの4点を踏まえて、男女共同参画基本計画を策定してはと考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

3項目めは、ウォーキングで健康づくり。住民が主役の健康づくり運動の推進について。

平成19年に供用開始予定の見晴台公園の中に、散策路としてウォーキングコースが設定される。ウォーキングは健康のかなめであるとされているので大いに啓蒙し、ウォーキングリーダーの育成を進めるとともに、町民全体を対象にしたウォーキングラリーなどのイベント等を開催して、町民挙げての健康づくり上富良野町を考えると、いかがでしょうか、町長にお尋ねいたします。

4項目めは、平成16年度より指定管理者制度によって西保育所を高田幼稚園に移行していますが、中央保育所については今後どのように考えているのか、町長にお尋ねしたいと思います。

また、幼保一元化に向けての支援や政策誘導としてはどうか考えますが、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

平成16年度より指定管理者制度により西保育所を高田幼稚園に移行しておりますが、中央保育所についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねしたいと思います。

2点目は、現在の制度では幼稚園が保育所と同様の機能を担うことにはなっておりませんが、私立幼稚園が通常の教育時間外に預かり保育もしており、幼稚園という既存の施設機能を活用することは、保育ニーズへの対応や子育て支援の面から非常に重要であり、道としても子供未来化の施策として、建物を総合施設として生まれたばかりの子供から幼稚園児まで保育する認定子供園という施設も出されており、今後は幼保一元化へと幼稚園としてもそういう考えがあるとするれば、町としても支援と政策誘導等していくべきではないかと考えますが、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の4項目の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、第1項目めの、団体への補助金の評価制度の創設についての御質問にお答えさせていただきます。

平成16年9月に、村上議員より補助金に関する御質問にお答えした経緯がありますが、補助金の整理・合理化については、現行の行財政改革実施計画においても大きな改革の一つとして位置づけをいたしているところであります。

平成17年度においては、補助金改革を進める具体的な取り組みとして、すべての補助金の現状分析と評価を行い、補助金の交付基準など従来の指針の見直しを再度図りまして、昨年5月に、補助金等整理合理化指針の改定を行ったところであります。

具体的な取り組みといたしましては、新指針に基づき、所管課での評価を加え個別の補助金ごとに今後の方針を定めて、具体的に取り組みを進めているところであります。

議員の御提言の評価制度の導入につきましては、効果的な手法の一つであるとは思いますが、当面は新しくつくりました新指針に基づく補助金の整理・合理化に努め、その実効性を上げるべく町の考え方を関係団体等に十分説明をいたしまして、改善を進めていくことが重要であるとの考えから、当面は新指針に基づき補助金の整理・合理化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

さて、次に2点目の、男女共同参画基本計画の策定に関する御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員から男女共同参画に関する基本計画案の柱として、4点にわたる御意見を承ったところでありますが、男女共同参画社会基本法に示されておりますとおり、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力の発揮し合える男女共同参画型社会の実現は、議員を含めまして町民皆さんが望む姿と考えているところでありまして、広く町民の参画により形成される地域を私も強く望んでいるところであります。

このような地域を築いていく上において、その基本となる計画づくりが求められていると受けとめております。共同参画への行動が伴う計画とするためには、町民の意識醸成や合意形成が大変重要な視点と考えております。

男女共同参画に関する取り組みとしましては、第4次上富良野町総合計画に位置づけいたしました、男女が真に自立し合い、互いに尊敬し合えるまちづ

くりを目標としまして、国等との連携を図る中で男女共同参画意識の啓発や女性の学習機会の充実、子育てや介護の支援の取り組みを進めているところであります。

審議会などへの女性の登用としましては、「附属機関等の設置及び運営に関する規程」に基づきまして、20%の数値目標を基本としてその推進を図ってきているところであります。しかし、法令や条例等において選考基準を設けたり、機関・団体等における職名を指定している場合もありまして、この目標数値はなかなか達成でき得ない実態にあることも現実であります。

このような中で、町では現在、平成16年度に策定いたしました新行財政改革実施計画の取り組みを進めてきており、この中には行政と住民の協働による働き、つくるまちづくりといたしまして、自治基本条例の制定を位置づけし、今年度以降その取り組みを進めていくことといたしており、住民参画のあり方について幅広い議論がされるものと考えているところであります。

今後におきましては、これらの動向を踏まえながら、引き続き男女共同参画に関する施策を推進していく中で基本計画のあり方に関して検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、3項目めの健康づくりについてお答えさせていただきます。

現代の歩かない生活や生活量以上の食事の摂取が、多くの生活習慣病や生活機能障害を生み出しているのは周知のとおりであります。

町の医療費についても、生活習慣病が76%を占めており、一人一人の食生活の改善と毎日の活動量の増加が大幅な改善へと期待されるところであります。

健康づくりのための運動は、自分の体と生活にあわせてどこでも簡単に自由にできることが大切であり、意識的に家事や仕事にあわせて生活全体を活動的にして歩数をふやすなど、日常の「ながら運動」を基本として推進しているところであります。

御発言の見晴台公園に整備される散策路など、多くの場を利用したウォーキング活動につきましても、健康づくりや運動の手法の一つとして有効なものと考えますので、各種の保健活動を通じ先導的役割を果たす人材の育成に努めてまいりますとともに、現在御利用いただいておりますとおり相当の効果を御得しております、水中の浮力を利用した歩行浴プールの利用など、歩く運動への誘導と啓発に努めてまいりたいと思います。

続きまして、4項目めの中央保育所の今後につい

ての御質問にお答えいたします。

核家族化が進む中、女性の社会進出等により保育幼児の低年齢化、保育時間の延長、休日保育など多様化するニーズへの対応を図っているところであります。また、未満児、障害児等に対する保育を考慮しながら、中央保育所におきましては町内の一般的な保育需要に対応するほか、障害等を持った乳幼児の保育に積極的にかかわりを持って運営を進めております。

一方で、自治体運営に対する国や北海道からの従来の財政支援が一般財源化により、民間運営に比べ薄くなっていることも事実であります。行財政運営の効率化を図るために、行財政改革実施計画を策定し、現下の厳しい財政環境を乗り越えるべく、その実践に取り組んでおりますことは、御案内のとおりであります。

このようなことから、中央保育所につきましては、保育環境や行政機能など総体的に検討を加えるとともに、将来の民営化の実現についても検討をしてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上和子議員の私に対する質問にお答えをさせていただきます。

まず、ウォーキングでの健康づくりに関する御質問であります。ウォーキングは御承知のように体や足腰にやさしい有酸素運動で、ダイエットや健康保持に大きな効果があるということから、最近特に幅広い年齢層の方々がウォーキングに親しみ、汗を流している姿をよく目にするところであります。みずからの時間帯にあわせてそれぞれが思い思いにウォーキングを楽しみ、健康づくりに励む人たちがふえてきていることは、教育委員会といたしましても大変喜ばしい現象であると思っております。

さて、本町におきましては、東京オリンピックを記念して制定された体育の日を中心に、町民歩こう会を昭和40年代半ばから開催してきており、30年以上、町民の健康づくりのイベントとして継続してきています。そのほか年間に四、五回、主にふだん運動が不足している方々を対象に健康づくりセミナーを実施しており、内容はウォーキングとエアロビクスを組み合わせたウエルビクスやストレッチングを行ってきています。

現在のところ、新たにウォーキングを主体としたイベントの計画は、教育委員会としては持ち合わせはおりませんが、これからも町民歩こう会や健康づくりセミナーを継続開催することにより、町民の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。



次に、幼保一元化についての御質問にお答えをさせていただきます。

国においては現在、厚生労働省が所管する保育所と文部科学省が所管する幼稚園との一元化が可能かどうかの検討がなされてきています。

これらの国の考えを受け、上富良野町では平成16年8月に策定された上富良野町次世代育成支援行動計画、いわゆるエンゼルプランの中で、幼稚園については幼保一元化に向け検討するという位置づけをしているところでもあります。

また、民間幼稚園の意向といたしましても、幼保一元化に向けては柔軟、そして効率的なサービスの提供がかなえられる。つまりは保護者のニーズに応じた幼児教育が可能になるという考えのもと、積極的に一元化に向けて取り組む姿勢であることを確認しているところであります。

しかしながら、現在、国においては幼稚園と保育所の一体的な運営については、幼保一元化という方向性は示しているものの、まだ文部科学省と厚生労働省において協議のさなかにあります。制度として確定に至っていない状況にあることから、今後これらの推移を見守っていかなければならないと思っております。

したがって、幼保一元化につきましては、国の動向を見きわめるとともに、町の実情に合った幼保の連携について継続して研究を進めておくとともに、保護者のニーズや意見も把握しながら柔軟な取り組みを進めていくことが必要と考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） まず、1項目めの団体への補助金の評価制度の創設の件でございますけれども、2年前の9月に私はこの件で質問させていただいた経緯がありますけれども、行財政改革のもと、この補助金については、整理・合理化の方は進められておりますが、一向に評価制度の導入には至っておりません。

町長は執行方針の中では行政評価をしっかりとしながらとおっしゃってございましたけれども、きっちりしたその評価制度はまだできていないのではないのでしょうか。まずしっかりと、例えば点数制でも構いませんので、公益性については10点、あと効果はどうであったかとか、その団体独自の努力とか工夫とか、しっかり活動、運営がなされているとか、項目は私が提案する項目でなくても、そういった項目をつくりまして、50点満点であれば現行どおりと、例えば45点でしたらマイナス5%と、次年度の予算につきましては、こういうふうにしませ

んと、たとえ、たしか今行財政改革の推進町民会議の方でも提言されていると思いますね。今の事業の見直しや補助金制度の整理合理化等は理解できるけれども、さまざまな利権をはらみ、なかなか共通理解を得るのは難しいと、こういうふうには提言も出ていると思いますけれども、やはりそういった評価制度、これをつくってあれすれば、評価をして、そうすると町民にとっても大変わかりやすく公平性が保たれるのではないかと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目めの男女共同参画の件でございますが、町長確かにおっしゃるように、町民の意識醸成や合意形成が重要だとおっしゃいますが、それを高めるためにも附属機関、青少年問題や、ごみ廃棄物減量審議委員会とか、企業振興委員会とか、こういったところや大変女性の登用が低いわけでして、それからもっと男性も育児に携わるとか、介護の方もといった面とか、それから女性の能力発揮できる環境づくりが大変おこなわれていると思うわけなのです。それで、今の行財政推進事務局の中に男女共同参画も取り組んでいただいておりますけれども、埋没されているようでわかりにくくて、行政改革推進事務局の中の位置づけをもっと高めて、男女共同参画基本法がつくられることによりまして私は住民参画へ、男女してという、そういう認識も高まると考えますけれども、いかがでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、3項目めのウォーキングで健康づくりの件でございますが、個人でそれぞれ歩いております。プールでも歩いておりますし、健康づくりに励んでいらっしゃることは私も承知しておりますけれども、教育長おっしゃいましたが、体育の日、町民の歩こう会、確かに30年以上続いているわけでございますが、マンネリ化もしております、限られた少人数参加になっている状態でありますので、見晴台公園ができることでもあり、やっぱりこの散策路を活用することで、町民挙げてのイベントはと思っ、どうかなと思っして質問したわけでございますけれども、以前、道外視察で、町民挙げてウォークラリーですが、大変健康づくりに効果を上げているという、成果を上げているところを行政視察をしてまいりまして大変感銘を受けたものですから、見晴台公園、そんな公園どこにできるのなんていう町民もいらっします。それで、ぜひこの機会に、子供からお年寄りまでウォーキングで汗を流し、それぞれが勝手に好きな時間に歩くこともいいことですが、町民が一丸となって大きなイベント化すればそこからリーダーも生まれるでしょうし、行政としても今までやってきている行事

の見直し、大きな町民の輪となって歩け歩け運動の展開をしていけるのではないかと思います。これは教育長にお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

それから、4項目めの中央保育所の今後についてでございますが、将来の民営化の実現に検討しますとの答弁いただきましたけれども、西保育所のように指定管理者制度導入を考えておられるのか、将来といっても近い将来もありますし、5年後も将来ですし、10年後も将来ですし、それとも何年後かに一気に民営化を考えておられるのか、もう少し具体的に御答弁いただきたいと思えます。

それから、教育長に、幼保一元化につきまして再質問させていただきます。

確かに文部科学省と厚生労働省において協議のさなかということで、大変難しいとは思いますが、今までと違ってこれからは少子化、子供が少なくなってくることを考えなければ、少子化に対応して幼稚園のいいところ、それから保育所のいいところ、それを取り込んで、東川町にモモンガの家ということで、幼保一元化をしていらっしゃると思います。私そこへ勉強に行ってみました。それで、そこでは大変そういう両方のいいところを取り入れてやっているわけなのです。

それで、今後につきましては少子化対策ということも考えまして、行政がやっぱりこれらに対する施策としては保育施設ですね、幼稚園と保育所を兼ねたような施設や子育て支援サービスを充実するべきだと考えますけれども、今、道としても北の大地子ども将来づくり北海道計画、平成17年度から平成21年度までが策定されておりまして、その中に幼保一元化と就学前幼児に対する一体的な施設のあり方、保育所と幼稚園の連携促進等がうたわれておりますので、幼稚園としても幼保一元化に積極的に進める意向があるとすれば、行政としても道からの施策を生かすことではないかと考えますけれども、保護者のニーズと合致しなければいけませんけれども、少子化も見据えての行政としてのこういった支援も必要ではないかと考えますが、いかがでございましょうか。教育長によろしく願いたいと思えます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の補助金の評価制度の設置でありまして、先ほどお答えさせていただきましたように、行革進めた平成10年ごろだったと記憶しておりますが、そのころから補助金、助成金等に対する指針をつくりまして削減等々の対応を図ってきたところ

でありまして、その中には既に評価をしながらこの補助金については継続して実施すべきであるし、場合によっては増額してでも対応すべき事業であると。この事業においては段階的に削減しながらどの段階でそのまま継続していくか、あるいはやめていくか、そういったことがどうであるかというふうな評価をし、またこの事業についてはもう削減をしながら廃止に向かうべきであるというような、いろいろな観点でその一つ一つのものを評価しながら、その評価に従って行革の推進を図ってきておりまして、それを先ほどお答えさせていただきましたように、その評価の基準を再度見直して厳格に評価しながら今度は各課で十分評価し、そして再度削減に向けて、減額に向けて、あるいは必要であれば増額に向けてその対応をしていこうということで、その評価をしながら対応しておりますので、ひとつ評価なしに削減をしているということではありませんので、評価がしてないぞという御指摘がありますが、評価をして町としては対応させていただいているということで、協議をし対応させていただいているということで御理解をいただきたいと。

また、加えて事業評価につきましては、町といたしましても今行政評価システムをつくり上げまして、18年度から軌道に乗せていきたくということで、その行政評価システムを進めていきたいということでも、またこれらの部分についてもより一層の再度の重ねての評価を進めながら対処していきたいというふうな考えておりますので、改めて評価制度を設けようという考え方は今のところないということで、御理解をいただきたいと思えます。

それから、男女共同参画型社会の構築につきまして、基本計画等々の策定の御提言であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、町は規則をつくりましてその組織の20%を目標に、今対応させていただいておるところであります。

例えば、附属機関が今現在22ございます。しかし、12月の定例議会で青少年問題協議会、交通安全対策協議会等々につきましては、廃止ということで条例制定をさせていただいておりますので、この二つの組織がなくなる。それで20になる。またそのうち二つの組織、防災会議あるいは表彰審議会等々につきましても、条例等でもう既にあて職ということになっている組織もございまして。そういうようなことで、現在22ありますが実質的には18ということで見ますと、女性の登用率は23.86%ということで、町が抱えている20%の目標は達成させていただいていると。しかし、より一層議員が御質問にありますように国の制度では30%以上だ

よと。より一層の女性の登用を含めて推進していかなければならないなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたい。

それから、またその他の委員会、組織等々をすべて合わせましても、先ほど言いましたように廃止される二つ、それからあて職である組織等々を外しますと、全体的に女性の登用率は23%ということで、目標は達成させていただいているということでございます。しかしながら、その組織によっては達成していない組織もありますし、多く達成している組織もあるということでもありますので、今後はその達成していない組織につきましては、より一層女性登用がなされるように努力を重ねていきたいなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、中央保育所の民営化の問題ですが、御案内のとおり、西保育所を指定管理者に対応するまでの間には数年の準備を必要といたしました。私として一番課題になるのは職員の配置でございます。今現在、中央保育所にいる職員という職員に対応する中で、私は民営化あるいは指定管理者に対応するにしても、職員を解雇するというようなことは手をつけたくないということを基本として進めていきたいというふうに考えておりますので、そういったもろもろの状況等々も見きわめながら、現在数値的には確たる数値にはなっておりませんが、国が官から民へということでは先ほどお答えさせていただきましたように、町が対応していることによって国の補助金がなくなってきていると。別にまた中央保育所に町から規定以上の財政投資をしていると。基本的には五、六千万円近くになるのではなかろうかなと。例えば、現在の西保育所あるいはわかば愛育園さんにおいては、国の基準で経営をしていただいていると。しかし、町の部分についてはそれにプラス五、六千万円近くの繰り出しをして対応していると。民営化することによってその財政負担がなくなるということでもありますので、厳しい財政状況でありますから、今、行財政改革の中にも予定として民営化促進の対応を図っていくということで進めておりますので、そういったことで十分その状況を把握しながら、先ほどお答えさせていただきましたことを含めながら、この改革に向けて取り進めていきたいというふうに思っておりますので御理解をいただきたいと。

というようなことから、何年度にやりますよということには、今の現段階ではお答えすることができ得ないということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員の御質問、再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目、ウォーキングに関する関係であります。やはりこのウォーキングは先ほどもお答えをさせていただきましたから、どちらかというところ今個人個人がみずからの時間を見つけた中で、そして思い思いに歩いて、そして健康づくりに励んでいるということが非常にすばらしい健康づくりのための手段だなというふうに思っております。その中で、今、歩こう会なんかにつきましては、いろいろと趣向を凝らしながら30年以上も続けてきているという実態にありますが、この社会教育や何かの事業の中でイベントを展開するというところは、どんな目的があるかといいますと、やはり個人個人だけではどうしても弱くなってしまふ、継続をしていくというようなことが大切であります。その継続をするための動機づけ、そのようなことをイベントを開催することによってみんながまた継続して個人個人が頑張れると、そういうような意味からすると、今、議員がおっしゃられました新たなイベントということも一つは必要な点があるのかなというふうには感じるところであります。

そのような中で、やはりむやみに、またイベントをふやしていけばいいということでもありませんので、いろいろと関係機関、それから保健福祉課等とも協議を重ねながら、どのような形が先ほど言いました町民の動機づけ、健康に関する動機づけ、それから継続性につながっていくのかというようなことで、今後研究を進めさせていただきたいというふうに感じます。

次に、幼保一元化の関係であります。この幼保一元化につきましては、今まさに国会で議論がなされているというふうなところであります。そのような中で、今、少子化ということも質問の中にもありましたが、今子供たちが減ってきてということも一つはありますが、町全体で考えてみるとどうしても、かつては幼稚園志向が非常に強かった。そして今は保育所志向と、先ほどの男女共同参画社会や何かで女性が社会進出して働くというようなことから、そのようなことから保育所への需要が高まってきているということも、うちの町でも見られるのかなというふうな感じているところであります。

また、幼稚園に対する保護者の志向としてもやはり限られた、今幼稚園では4時間程度ということで定められておりますが、もっと長く幼稚園に預かってほしいというような需要も大変増してきています。そのような背景があつてこの幼保一元化という

ことが今議論なされていることだと思います。

そのような意味で、今私たちの町のことを考えると、やはり保護者の選択する幅が広がるということは、非常にいいことだというふうに感じておりますので、この幼保一元化に向けて国会や何かの制度として決定してきた場合につきましては、また民間幼稚園とも協議を進めながら、今後どのような取り組みをしていくのか、進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目めの団体の補助金の評価制度の件ですが、町長は評価しながらやっていますよと、こうおっしゃいましたけれども、そう言いながら、なかなかちょっとあいまいなと言いますか、なぜならば、そう言いながら一律8%カット、10%カットと、こういうような状況になってきているわけですし、それで、結局そういうことになりますと、なかなかじゃ今年は取り組む事業も縮小しようかと、それからまたどの事業をやめようかというようなことばかりになってしまいまして、そこから発想だとかということにやっぱりきちした評価制度というのを決めておけば、点数制でも何でも構いませんので、それに基づいてということでやっていけば、本来に来年いくら厳しい中であってもしっかり運営も活動もしているというところであれば現行どおりで、50点満点であればそういうものでよしいということを取り組んでまいりませんか、どうも町民にとっても毎年評価しておりますよと、10%カットと、何かどうしても一律カットのように見えるのですけれども、そういうことになると、事業のことにそういう縮小になってくるような気がしますので、わかりやすいそういったものを決めて取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、男女共同参画の件ですが、確かに何年前からこの件につきましては質問させていただいておりますが、町長はいつでも間口を広げて男女共同参画についてはいつでも待っていると、そういう気持ちはあるとおっしゃっていただいて、本当になかなかこの件についてはいろいろとお考えいただいているところでございますけれども、答弁では、今、自治基本条例、その制度に取り組んでいるんだと。そういうことで、それも急がれるところでありましようけれども、もし単独で無理だというのでありましたら、自治基本条例の中にいろいろな場で男女共同参画で取り組むという、その条文も取り込んでいただいているかどうかと思うのですけれども、町長はどのようにお考えなのでしょう、お願いしたい

と思います。

それと、4項目めの中央保育所の今後についてですが、町長は何年とは申し上げられないと、こういうお話でございますけれども、一方では行財政改革を進めようと思って今そのもとに進んでおりますし、今度は交付税も地方自治体に対する国や道からの従来の財政支援が一般財源化されてきて、ちょっと従来に比べると薄くなってきているわけですから、やっぱりそういうことを考えましたら少子化とも相まって、もうそんなに中央保育所も先のことと考えられることでもないのではないかと思います。もう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、補助金等の評価の問題であります。私は一度も一律カットだとか、また実践として一律カットしたことはございません。予算書を見てください、それぞれカットしているけれども、大幅にカットしたところもあります。しかし、してないところもある、あるいはしたところもある。その率は全部一律で対応したことは一度もございません。そこは、ちまたでそういううわさが立っておりますけれども、そういう現実はないということで、ひとつ誤解であるということで、御理解いただきたいと思ひます。

それぞれの評価の中で、今年はこの事業ですよというようなことで、しからばこれだけの事業で補助金はこうしますよということで対応しておると。今年事業がないからということで大幅な削減をさせていただいていると。ですから、それぞれの補助金、助成金に対応しても新たな年度で新たな事業展開を、こういう事業をするのだと。だから補助金の対応をしてくれということにつきましては、十分それを評価させていただきながら、それにおこたえしているつもりであります。決して一律カットしているということではありませんので、その評価をして調整させていただいているということで、ひとつ議員さんも、ちまたのうわさと同じように誤解をされているようですが、決して私はそういうことで対応したことは今まで一度もございませんということで、お答えさせていただきたいと思ひます。

これからも、それらにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、行政評価システム等々の対応を図りながら、より一層の評価をして対処していくように努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、男女共同参画型社会の構築、これはもう議員おっしゃるように私もそのとおり、町民もそのことを十分に望んでいるものであるということはお答えさせていただいたとおりであります。

ただ、新たにこれを対応するというだけでなく、これからつくり上げます議員の質問にもありました自治基本条例等々、19年度、来年度作成する予定ですが、これらについてもそれらの趣旨は十分組み入れた中でつくり上げていただくということを前提としながら対処していきたいし、また私作成させていただきました第4次総合計画の中にも、この男女共同参画型社会の構築につきましては重要な課題として総計の中にも織り込んでさせていただいているということで、ひとつ御理解をいただきたいと。

そこで、いろいろな私自身も組織の委員の推薦をするに当たりまして、女性の方々の活動の状況というのがどうも十分掌握でき得ない部分もある。どこにどういう活動できる方々がいるのかということも、所属の担当も十分掌握しにくい部分もございまして、活動していただいている女性の方々をその組織の中に委員としてお願いしようかということになると、あそこの組織にも入っている、ここの組織にも入っているというようなことで、そういうような状況でありますので、ひとつ議員も活動する女性の方々の状況というものが、私どもにもよく見えるようにひとつ御協力いただきたいということと、前回御質問いただいたときもお答えさせていただきましたが、今、委員会等々につきましては大半が公募をとるということを、一部公募の委員を対応するというので進めて公募をとっております。しかし、女性の方の公募が全く少ないというようなことで選び切れないという状況にありますので、そういった部分の基礎づくりも女性の立場で議員の御協力をいただければというように思うところでありますので、ひとつ私は議員と同じ考えを持っていると、構築していきたい、推進していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

次に、中央保育所の問題であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、財政的に非常に厳しい昨今でありますから、議員御意見のとおり、その対応を図ると、財政負担を軽減するためのことだけを考えますと、明日にでもやりたいわけがありますけれども、そこに働く職員がいるということのひとつ念頭に置いていただきたい。それと地域の皆さん方、そして状況、そういったものを十分に説明を果たしながら、御理解をいただきながら対応していかなければならないと。

西保育所の指定管理者の対応についても、2年か

けて父母の皆さん方と協議させていただきながら進めてきているというようなことでございますので、そのときにつきましては、職員につきましては中央保育所に対応できる体制を整えた段階でそれに着手して、2年かかったということになりますので、ひとつ私自身も気長に考えているつもりはございませんけれども、全体的な状況を見きわめた中で対処していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、一般行政について、先ほど通告をいたしました3項目、10点について質問をいたしたいと思えます。

まず第1項目めは、住居番号表示板及び街区符号表示板の整備についてでございます。

昭和56年に上富良野町住居表示に関する条例・施行規則が制定され、上富良野町の住居表示は整然と整備され、わかりやすい町として町内外から好評でありました。その後20数年が経過して、表示板が紛失・破損・損耗があるので、その措置について、私は平成15年12月の定例会でただしたところであります。

それにより、平成16年度に実態調査が行われ、平成17年度執行方針では実態調査の結果、約50%の表示板が破損等により確認できなかったことから、平成17年度において新規交付とあわせて整備をしていく。また、街区表示板についても大半が破損等により消滅していることから、新設を含めて年次的に整備するよう進めていくと町長は述べられましたが、次の2点について伺います。

まず1点目は、平成17年度の整備は9月1日から10月31日の2カ月間実施したが、その整備状況を住居番号、街区符号別に明らかにしていただきたいと思えます。

それから2点目は、今後の整備計画についてお尋ねをいたしたいと思えます。

次に、2項目めの上富良野町会議の公開及び運営の実施状況と今後の方針についてお伺いをいたしたいと思えます。

上富良野町情報公開条例の制定とともに、開かれた町政の推進を図ることを目的に、上富良野町会議の公開及び運営に関する規程が平成14年10月1日から施行されているが、この規程による実施状況とともに、今後の取り組み方針について、町長の所信をお伺いいたします。

(1)会議の対象範囲、これは第2条関係についてでございます。

附属機関の設置及び運営に関する規程第2条第3号に定める附属機関等の会議となっているが、現行の附属機関名を明示ください。

上富良野町行政組織内会議設置規則第2条に定める会議のうち、町長が必要と認める会議とあるが、その会議名をお示しください。

(2)会議開催の住民周知、第3条関係についてでございます。

この規程第3条では「第2条で定める会議を開催するときは、会議開催周知書（別記様式第1号）により、町政情報提供コーナーに掲示して住民へ周知するものとする」となっているが、平成17年度2月末現在の会議数、会議開催周知掲事件数を附属機関等の会議、行政組織内会議設置規則による会議とに分けて示していただきたいと思えます。

(3)公開の決定です、第4条関係についてでございます。

この規程では「第2条に定める会議は原則として公開とする。ただし他の法令等の規定に基づいて公開しないもの及び当該会議の主宰者が審議内容等により公開することが適当でないとするものは、この限りでない」となっているが、平成17年度2月末現在で公開しなかった会議名と件数についてお尋ねいたします。

(4)傍聴、第5条関係についてお尋ねをいたします。

この規程では「第2条に定める会議は何人も傍聴できるものとする」とあるが、平成17年度2月末での傍聴について、傍聴者がいた会議名と傍聴者数についてお尋ねをいたしたいと思えます。

(5)会議記録、第8条関係についてです。

この規程では「会議の記録は上富良野町文書事務取扱規程第17条に規定する会議等結果報告書に審議経過等を明確に記載して作成し、その写しを遅滞なく町政情報提供コーナーに収蔵し、一般に公表するものとする」となっているが、第2条関係の会議記録が遅滞なく収蔵されているのか確認を求めます。

(6)この規程は町が開催する会議の公開について定めるとともに、会議公開の取り扱い及び会議の運営等について定めることにより、開かれた町政の推進を図ることを目的にしているが、平成18年度の町政執行方針で明らかにしている、四つの目の柱「共に創るまち」としての取り組む姿勢について述べているが、具体的な一つとして、この規程の適切な運用と拡大を強く望むとともに、積極的に町民周知を図る具体的な方針について、所信を求めます。

次に3項目め、市町村合併について。

平成の大合併による自治体数は、平成18年3月

31日までの合併予定数を含めると、全国では3,232市町村が1,821市町村になり、北海道では212市町村が180市町村となります。上川支庁管内では平成17年9月1日合併の士別市と朝日町、平成18年3月27日合併予定の名寄市と風連町の2区域のみであります。道は平成18年2月14日市町村合併の組み合わせのたたき台となる市町村の結びつきの分析結果をクラスター分析として発表されました。最小人口3万人、役場間の距離は80分以内などの基準に照らし、各市町村の意向調査を5月下旬までに行い、6月か7月に策定するという市町村合併推進審議会で具体的な枠組みを示すといひます。道のクラスター分析によると、上富良野町は中富良野町と第1次的に組み合わせが提示されているが、次の各項について町長の見解を求めます。

(1)道が5月下旬までに各自治体に対して意向調査を行おうとしているが、これに対し町の対応策についてお伺いをいたします。

(2)道が6月か7月に策定する市町村合併推進審議会の具体的な合併構想が決定した場合、上川支庁による各関係自治体との協議への検討要請があったときの対応策についてお伺いをいたします。

(3)平成16年1月に中富良野町の沿線5市町村合併任意協議会離脱に伴い、町長は飛び地合併の考えはなく、自主自立の道を歩むとの方針で今日まで来たが、今回、道のクラスターにより中富良野町から合併任意協議会設置の申し出があった場合の考え方についてお伺いいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの住居番号表示板及び街区符号表示板の整備に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の住居番号街区符号の整備状況であります。平成16年度におきまして、担当課の職員により全戸調査を実施した結果、住居表示、番号表示戸数については2,887戸で、このうち汚損、文字消滅、紛失等により更新が必要と思われる戸数が1,354戸でありました。

このため住居表示が実施されている67の町内会長に更新希望の取りまとめの希望協力をお願いし、9月1日から9月30日までの間に提出をいただいたところ、59町内会の500戸の方から再交付届出書による申請があり、再交付をしたところでありました。

なお、更新が必要と思われる方につきまして

は、制度の趣旨を理解していただき、表示していただけるように今後も周知を図ってまいりたいと思います。

また、街区符号表示板につきましては、10月1日より10月31日まで、鉄道西側地区を実施し、90街区数で電柱124カ所、街路灯24カ所、住宅灯78カ所、合計212カ所について更新設置し、西側についてはすべて完了したところであります。

2点目の今後の整備計画であります。鉄道東側地区街区符号表示板については、201街区数の予定で電柱295カ所、街路灯62カ所、住宅灯など244カ所、合計601カ所の更新を計画しております。平成18年度で実施するよう予算に計上しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町会議の公開及び運営に関する規程につきましては、情報公開条例制定の趣旨と行財政改革推進の観点から、開かれた町政を推進する一手法として定めたものであります。

これまで町の附属機関等が開催する会議については、公開を基本として規程に基づいた取り扱いを適切に行うよう全課に指示してきておりますが、所管課に取り扱い実態の確認をさせたところ、町民ホールでの町政情報提供コーナーに会議開催をお知らせする周知書の掲示がなかったり、会議の記録書の写しが保存されていないなどの取り扱いの不備について、報告を受けたところであります。

御質問にあります本規程の取り扱い状況の詳細につきましては、総務課長よりお答えさせていただきますが、この不適切な取り扱い実態についてはまことに遺憾であります。助役を初め各課長など職員に対して制度の趣旨を踏まえて、適切に対処するよう指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、「共に創るまち」を支える原則としての情報共有と住民参画を、より一層推進していかなければならないと考えているところであり、会議の公開もその重要な一手法でありますので、現行規程の適切な運用とあわせて制度の検証、改善を組織を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、3項目目の、市町村合併に関する3点の御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、1点目についてであります。北海道が各自治体に対して行う意向調査への対応につきましては、富良野沿線5市町村のこれまでの合併協議の議論の経過を踏まえ、広域連携できるものを模索しつつ、現段階においては自主自立の道を歩むことで対

応する予定であります。

2点目の北海道の合併構想に基づく上川支庁から検討要請があった場合の対応についてであります。そのような状況になった場合には、関係自治体の合意ができれば町民へ情報提供するための詳細な内容の掌握に努めなければならないと思っております。

次に、3点目の中富良野町から合併任意協議会設置の申し出があった場合の考え方についてありますが、この富良野沿線は一つの生活圏として物事を進めてきた経緯にありますので、その視点に立って協議や判断、経過を踏まえることが重要であると考えております。

したがいまして、現段階において個々具体的な踏み込んだ発言は差し控えさせていただきたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員御質問の上富良野町会議の公開及び運営に関する規程に基づく会議公開等、平成17年度における本年2月末現在の取り扱い状況につきましてお答えします。

1点目の附属機関等の設置及び運営に関する規程により、対象範囲に位置づけております附属機関等につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に記載されております22の附属機関、それからその他の委員会、協議会などを含めて26の機関でございます。名称につきましては、割愛させていただきますことをお許し願います。

次に、行政組織内会議設置規則に定める会議のうち、町長が必要と認める会議につきましては、行財政改革にかかわる八つのプロジェクト会議であります。

2点目の会議開催の住民周知についてであります。本年度2月末現在、附属機関等の会議が延べ27回、行政組織内会議が課長会議、政策調整会議、合わせて26回、行革プロジェクトは延べ46回開催しておりますが、会議開催の周知書の掲示につきましては、各担当にゆだねているところから、正確な掲示件数は掌握できておりません。各課に取り扱い状況について調査した結果では、掲示漏れがあった旨の報告を受けております。

3点目の非公開とした会議につきましては、民生委員推薦会、青少年問題協議会、表彰審査委員会、特別職報酬等審議会、町営住宅入居者選考委員会、就学指導委員会の六つの附属機関等の会議で、件数は7件であります。

4点目の会議への傍聴者につきましては、附属機関等の会議、行政組織内会議のいずれにおいてもご

ございませんでした。

5 点目の町政情報提供コーナーへの会議等結果報告書の写しの収蔵状況につきましては、実行されていない会議が 8 回ございました。情報公開と町民との情報共有を所管し推進するものとして、制度が適切に運用されていないことにつきましては、まことに残念に思うとともに、深くおわび申し上げます。今後は制度の周知と実践を徹底し、適切な運用を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

1 1 番中村有秀君。

1 1 番（中村有秀君） まず、第 1 点の住居表示の関係でございます。

四季彩の町上富良野を訪ねてみればということ、ある知人から言われたことです。市街地に入ってくれば、市街地誘導サインが整然とでき上がっている。そして町の中に入れば、街角に街区表示板が張られて、それから個々の家には住居表示板が掲示されて整然としたまちづくりが行われているということで、感じられるというような言葉が言われました。

この平成 16 年度に住居表示の実態調査をしたが、住居表示板の調査戸数が 2,887 戸、それから街区表示板が、西側地区 212、それから東側地区 601 の合計 823 カ所となって、担当職員の方の御苦労は大変だったろうと推察いたします。

また、上富良野町住居表示に関する条例施行規則も実態にあわせて平成 17 年 4 月 1 日付で速やかに改正され、それぞれの努力の跡がうかがわれるということを感じました。

それで、再質問の第 1 点ですが、再交付申請 67 町内会長に依頼したが、59 町内会しか回答がなかったという答弁であります。それで、再交付申請をしなかった八つの町内会に町の調査で更新を要する戸数があつたのかどうか、また、あればその戸数を明示をしていただきたいと思います。

それから、2 点目は、調査戸数 2,887 戸で更新を要する戸数は 1,354 戸、全体の 46.9% あります。しかし、再交付申請は 500 戸しかなかったという答弁です。それで町が調査をし更新を要すると認めた 1,354 戸の 37% しかないのですね、この 500 戸ということになると。残り 854 戸は更新を要するが再交付申請がないという実態がこの中でわかりました。したがって、私は住居表示は個々の家が連なって、その中で全部が住居表示が整然となっているのが本来の姿でないかと。この状態であればまさに歯抜けの状態になるのではないかという気がいたします。それでこの対処について

お伺いをいたしたいと思います。

それから、3 点目は、住居表示板の調査戸数 2,887 戸の調査方法とその記録はどのようにして残されているかということで、お尋ねをしたいと思います。

というのは、残り 854 戸はないのであれば、それはどうするという対応をこの中で具体的にしていかなければならないのではないかという判断から、私はその調査方法と記録がどうなっているかということをお伺いしたいところです。

それから、住居表示板の関係で、今回の 17 年度の予算が 58 万 9,533 円ということでお聞きをしましたけれども、街区表示板が 1 枚お幾ら、それから住居表示板が 1 枚幾らかという、それぞれの単価についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、(2)の今後の整備計画ですが、先ほど申し上げた形で、私はこの中で具体的に言うならば 854 の関係が具体的に出てくることを期待したのですが、現実の問題としては、更新が必要と思われる方につきましては制度の趣旨を理解していただき、表示していただくよう今後も周知を図っていきますということですが、私は東側地区の街区表示板とあわせて、このこともこの中で本当は出していただきたつたのですが、なかったので(1)の関係のところであわせて答弁をお願いをいたしたいと思います。

それから、次に 2 番目の上富良野町会議の公開及び運営の実施状況と今後の方針で町長の方から冒頭、実態としてはこの規程どおりされていないと、不適切な実態でまことに遺憾ということを含めて、今後適切に指導徹底を図ってまいらうということでございましたので、まず冒頭そういうこととございましたけれども、まず の関係で平成 14 年 10 月 1 日施行のこの規程の中で 22 の附属機関、その他の委員会、協議会を含めて 26 ということで、先ほど町長の方から青少年問題協議会、交通安全等の関係がありましたので、一応現在の段階では 22、それから協議会等も含めて 26 ということで確認をいたしたいと思います。

それから、 の行政組織内会議設置規則の中で、現実に課長会議、それから政策調整会議、それからもう一つは行財政改革にかかわる八つのプロジェクト会議ということで確認をいたしたいと思います。

それから次に、(2)の会議開催の住民周知です。

この規程による会議開催周知書というのは、町民に町が開催する会議の名称、開催日時、開催場所、主な議題、傍聴の可否を周知するものとなっております。それで、附属機関が 27 回、課長会議、政策調整会議 26 回、行革プロジェクト 46 回、合計 9



6回開催されているが、正確な掲示件数は掌握できてない、掲示漏れがあった旨の報告を受けているとの答弁ですが、この規程の趣旨と町長の言う「共に創るまちを」支える原則は情報の共有であり、住民参加の一層の推進のために抜本的な改革が必要と考えます。したがって、私は今、単なる規程に基づいて会議開催周知書を町政情報コーナーに掲示する、言うならばA4など、今日の議会のあれではB5を半分にしたものが掲示をされておりますけれども、このことだけでは僕はだめでないかと。したがって、多くの町民が知る機会を積極的に周知する方策についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、次の質問の2点目、先般、1月25、26日で議会運営委員会で先進地視察を芽室町、それから白糠町に行っていました。

そうすると、芽室町の実情を示しますと、芽室町は芽室町掲示板として、スマイルボードとして町内に17カ所の掲示板を設置しております。それで、私が持ってきましたこれが、傍聴しませんかという芽室町が17カ所スマイルボードとしてやっている掲示板です。そしてこの中に、例えば会議の名称、第5回芽室遺産構想推進協議会、日時、場所、主な議題は芽室遺産の最終決定について、問い合わせ先はそれぞれ載ってます。次には、芽室町自治基本条例、これは18年2月1日開催いたします。行政活動の原則の条文整理について。それから一番最後は、第3回芽室町図書館協議会ということを含めて、主な議題は芽室町子ども読書活動推進計画策定についてということで、こういうふう具体的に17カ所、スマイルボードとしてやっております。

それから、もう一つは、パブリックコメント。向こうの担当者も言っていました、非常に応募は少ないと。それから一昨日富良野市議会を傍聴しましたが、富良野パブリックコメントの応募が少ないと。やっぱりこういうふうカラーに印刷して全部やっているのですね。これは一つは、第8次芽室行政改革大綱案について、こっちの方は第3期芽室町高齢者保護法、保健福祉計画、介護保険事業計画についてということで、こうやってやっている。

それから、もう一つは、委員募集です。これは芽室町特別職報酬審議会等の審議委員の委員の募集をやっています。この下に応募用紙が全部下に置いてあるのですね、このスマイルボードのところ。ですから、私は先進地調査に行けるだけそのものを行政の中に反映していかなければならないのではないかとこの観点で、このボードを若干大きめに拡大をして持ってきたわけです。それで、やっぱりそれも上富良野の町に生かすということで、我々議員が道内研修、道外研修等をして、それを具

体的にやっぱり我々の町に生かしていくという形を何とかとりたいということで、あえてこのボードを持ち出したわけでございます。そういう関係で、うちの町でもこれについて積極的にどう改革をしていくかということが必要でないかという気がします。

それから次に、4の傍聴の関係です。

現規程で会議開催周知書のみの取り扱いでは、非常に傍聴は考えにくいということを私は判断しています。したがって、会議の公開、それから傍聴条文の制定を十分考えて、あの中に三つほど周知書以外ということでホームページ、それから3点掲げてあります、町広報の方だということで。したがって、そういうものばかりでなくて、防災無線も入っておりますけれども、特に防災無線との関係等、それからやっていかなければ、いずれにしても今の規程の中での範囲でのごとということになると非常に狭められた感じで、言葉では言っているけれども実際は来てほしくないのかと。例えば課長会議、政策調整会議も含めて、そのような感じも受け取れないという気がするものですから、せっかくつくられた規程ですから、何とかこれを町民とともに町をつくるという感覚をお願いをいたしたいと思います。

それから、会議の記録の関係です。

収録されてない会議が8回あるとの答弁でございます。しかし、附属機関等の設置及び運営に関する規程の第6条第5項で、附属機関等の庶務担当課において次に掲げる事項を十分留意をするものとするということで、附属機関等の設置、改廃、委員の氏名については速やかに公表する。それから会議記録等は審議経過が明確になるよう作成し、公表することになっております。したがって、これは上富良野行政組織内の機構についても同じだろうと思うのです。

それで私は情報コーナーで調べてみました。そうすると、行政組織内会議の関係と課長会議、政策調整会議、それから執行機関では農業委員会、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産税評価委員会、これらは的確に会議録が残されているし、それからもう一つは、委員の氏名というのも完全になっております。それから附属機関の関係では、特別職報酬審議会、行政改革推進町民会議、それから民生委員推薦会議、国民健康保険運営協議会等は的確に会議録として残っております。

しかし、その他の関係では非常に私も驚きました。これは私が調べて丸バツで全部やったやつです。例えば青少年問題協議会、これは町民生活課担当、名簿がないのは平成15年4月1日から17年3月31日、その後のやつがあるのですね。それから、会議録の関係は14年と16年、開催したかし

ないかはわかりせんけれども、会議録が一切ない。

それから農業振興審議会、17年3月に、恐らくずっと見ていくと年度末に大体やっているようにかがいますけれども、会議録はなし。それから役員の名簿は平成17年9月30日で終わって、17年10月からの名簿はない。

それから企業振興措置条例適用審査委員会、これは審査委員の分に助役の植田耕一、それから総務課長田浦孝道、企画調整課長中澤良隆、道路河川課長田中博、これは建設水道課になっている。こんな形で文言残っているのですよ。これは産業振興課商工観光班が担当のしているところですね。

それから文化財保護委員会の関係、これはもう教育振興課社会教育班なんてございますけれども、16年4月1日から18年3月31日まで委員の名簿がございませんし、16年3月に開催されたと思われる会議録がございません。これで決算状況を見ますと、それぞれ報酬は出ているのですよ。出ているということはやっているということで私は感じてございます。

それから社会教育委員、17年4月1日から19年3月31日だろうと思うのですけれども、名簿がありません。それから大体2回ぐらいやっているのですけれども、17年度の会議録が一切なし。それから学校給食センターの関係、審議会、これはこの前ちょっと言いましたので省略をいたしたいと思います。

それから防災会議、総務課総務班があるわけですが、11、12、13は会議録があるのです。14、15、16、17、17はこの前2月の頭ぐらいにやったのではないかなと思いますけれども、会議録が一切ありません。これは委員は当て職ですからあれなのですけれども。

それから農業情報センター運営協議会、14年から16年、2年間ですから16年から18年の名簿がございません。それから会議録は14、15、16、恐らく17年度はぎりぎりにやるのかということでございますけれども、こういう形になっております。

ですから、まだ22のうちの四つあれて18はもう全部不適切なのです。ですから、私はそのうち、諮問に応じてやるということもありますから、それより若干落ちると思いますけれども、いずれにしても大半がこういうような状況になっているということで明らかにして、言うならば附属機関については継承しているのかということで判断をせざるを得ないというような、本来の自分たちの執行機関、行政内組織機関はきちとやっているのだけれどもという気がいたしますので、その点を明らかにしてい

ただきたいとともに、先ほど町長が決意されていた徹底的にやるということで、助役、課長に指示をしているということでございます。それで、これが1点。

それからもう一つ、行政改革実施計画の進捗状況、平成17年度の取り組み状況ということで、言わねば重点項目、情報の公開等共有化の推進。実施項目の中で情報の共有化に向けた取り組み強化ということで、昨年4月28日、課長会議で情報提供コーナーの情報更新を指示しております。それからもう一つ、5月31日の課長会議で、会議録の作成と公表についてということで指示をしているということですが、この行財政改革実施計画の進捗状況の中で記録が残っているのですね。ですから、そうやってやりながらまだまだ漫然とそのままだとされているということなので、その点やっぱり町長、助役、総務課長、この点がどうなのかということでお伺いをいたします。

それからもう1点は、パブリックコメントの関係で、こういう情報公開のためのいろいろなことをびしとしてないから、パブリックコメントも五つの案件をやりましたけれども、わずか8名ですね、生活安全条例で1人、見晴台公園で4人、それから町税の滞納者、行政サービスで3人ということです。非常に町がやはり期待をしていたパブリックコメント、ともにこの町をつくろう、そのために情報を公開する、そして共有する、そしてそのために町民の皆さんとの意見をということが、どうもちぐはぐな状態で、ただ時代の流れとしてそういうシステムを構築しただけに過ぎないのかなという心配を私はしております。したがって、これらの関係についてもどう実効あるパブリックコメントを町民からということで、聞くところによると平成18年度は広報関係でパブリックコメントをやるというようなことでお聞きをしております。したがって、これが重要なポイントになるのかなという気がしておりますけれども、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、市町村合併の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

国及び道は、北海道が全国的に見て市町村合併が低調であります。したがって、合併特例法を引き継ぐ形の合併新法が平成18年から22年度までの時限立法として出されておりますけれども、この中で、都道府県に合併推進の介添え役を務めさせようとしているのが特徴であります。したがって、道はこの合併組み合わせ等を盛り込んだ構想を策定しております。しかし、それが今回報道されているクラスター分析に枠組み提示と私は考えます。したがっ

て、道は平成17年11月7日に市町村合併道北地区地域懇談会、それから17年11月13日に市町村合併道北地区地域説明会、18年1月24日に管内説明会、18年2月1日に合併構想に関する市町村への説明会ということで開催をし、徐々に道の主導型でこの合併の関係について、取り進めようということ考えているのかということでしょうかがわれま

す。  
したがって、町長は平成18年度の町政執行方針で広域行政の推進についてということで、北海道の合併構想のそれぞれの状況を踏まえて、町の対応と方向性を町議会議員の皆さん、町民の皆さん方と議論してまいりたいと考えているということでおっしゃ

しております。  
したがって、私はまずこの項目上の質問の第1点目は、北海道は各自治体の行う5月の意向調査について、町長はそれぞれの状況を踏まえて、町の対応と方向性を町議会の皆さんということで、執行方針の中で出されていますので、この5月の意向調査の事前に議会と協議をする中という点でお伺いをいた

したいと思います。  
それから2点目は、富良野広域圏で自治のかたち検討プロジェクトチームが広域連合、広域連携、広域都市、市町村合併の四つを提示しながら、最終報告等を3月末に提出するというございます。したがって、最終報告書の町民への情報公開についてどのように対処していくかお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、合併関係(3)の関係で、6月か7月に道が市町村合併審議会により構想を示すとされております。したがって、町長の気持ちとしては、中富良野との関係云々ということについては、道が勝手にクラスターということで示したに過ぎないということの気持ち、道はそれぞれ地域を結びつけよう構想した面もあるかと思えますけれども、あと3カ月ぐらいの中で町長の腹はある程度どうなのかという気もしているのですけれども、公式の場で言うのはなかなかあれかなという気がしますけれども、もし、心の中に何かあれば、町長の所信をお伺いをいたしたいと思いますというふうに思います。

事務局(中田繁利君) 休憩時間を15分取りまして、再開時間を10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長(中川一男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番中村有秀君の質問に対する答弁を求めま

す。

町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、住居表示板、街区表示板等々の御質問であります。さきにお答えさせていただきましたように、西側地区の対応は進めさせていただいておりますけれども、住居表示板につきましては議員再質問にありましたように、854カ所残っております数値になっております。これにつきましては、9月1日から9月30日、1カ月やったからそれでいいのではなくて、先ほどお答えさせていただきましたように、今後も住民の御理解をいただきながら、町内会長さんの御協力をいただきながら、今後もこの対応につきましてはより促進をして、全戸が住居表示板を設置していただくように取り進めていかなければならないというふうに思っておりますので、今後の東側地区の対応とともに進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思

います。  
次の2点目の、会議の公開等々の対応であります。町の町政情報提供コーナーに対する種々の御質問、御指摘を賜ったところでありますが、その広報の方法等々について、いろいろと他の先進自治体のことにつきましての御説明等々もいただいておりますし、さきに議会の委員会、常任委員会の報告もいただいているところであります。町といたしましてもその対応につきましては、今後その広報の方法について十分検討していかなければならない課題であると、議員御質問にありますように、常に「共に創るまちづくり」を目指す町民と行政との橋渡しをするのは、この情報開示がなくてはならないと、情報を公開することによって、町民の皆さん方も行政に対する関心を持っていただくと。その情報の公開状況によって、町民の皆さん方の行政に対する関心の度合も左右されるということでもありますので、これらの情報公開につきましては、十分対応していかなければならないというふうに私自身は思っているところであります。この町政情報提供コーナーの対応について、数多く御指摘を賜りました。

さきにもお答えさせていただきましたように、このことにつきましては、私の方では会議のあるその都度、所管課長会議あるいはいろいろな会議の中で、議員の御意見の中にもありましたように何度となく指導をし、徹底を図るようにしているところでありますが、今の御指摘をいただくような結果になっておるといことは、私にとりましてはまことに遺憾であり、職員が今なお職責を全うしないで自己の職務を遂行していない部分があるということに

については、まことに申しわけなく思うところであり  
ますし、職員の意識というものがまだそのような程  
度なのかと。今、議員から御指摘をいただいて、な  
お私の胸の中は葛藤をいたしているところでありま  
して、今後またより一層厳しく指導をしていきたい  
というふうに思っておりますので、ひとつ御理解を  
賜りたいと。職員も自己の職務はすべて完結する  
と、職責を全うするということが町職員としての責  
務でありますから、その職務を果たすようにより指  
導を強化していきたいというふうに思いますので、  
御理解を賜りたいと思います。

それから、市町村合併の件であります。今後私  
といたしましては、北海道が意向調査等々の対応を  
進めていくということしておりますけれども、私昨日  
も北海道の方から、この問題につきましての説明に  
おいていただきまして、地域振興部長ともお話しし  
たところであります。この圏域におきましては、  
今、圏域の自治のかたち検討プロジェクトチームが  
間もなく最終報告を出してくると。これらにつきま  
して最終報告の結果を踏まえた中で、さきにも行政  
報告の中でも説明させていただきましたように、町  
民の皆さん方とその結果を踏まえて議論をしながら、  
その方向性を定めていきたいと。その議論を町  
民の皆さん方とする以前に意向調査を道の方に提出  
しなければならない期限が来るわということであり  
ますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、  
基本的には圏域の中でこれは圏域とともに歩調  
を合わせながら、お答えをさせていただきたいとい  
うふうに思っております。ということは、最終結果  
報告の状況によって、それを報告させていただく  
というような形になるかというふうに思います。

昨日も申し上げたのですが、クラスター分析によ  
る圏域の対応につきましては、この北海道としては  
クラスター分析はこのように合併を進めなさいとい  
うことではないと、交流ということと、80分以内  
というような時間の問題と、地域の交流が身近です  
よということをあらわしているだけで、合併イコ  
ールということではないよというような説明をいた  
しましたが、議員が御質問にありましたような、あ  
る面では北海道はこういう方向で行くということは  
富良野圏域5自治体が今一丸となって将来どうし  
ようかという協議をしているときに、分裂させるよ  
うな形で出てくるということは遺憾だということで、  
あれは北海道の考えていること、地域自治体とし  
てはまた別な方向で考えているということで、私の考  
え方を説明させていただいたところであります。

今後この問題につきましては、さきにお答えさせ  
ていただきましように、圏域の状況を見きわめた中  
で対応していくということで、決してこの意向調査

では今のところ申し上げておきたいことは、今まで  
私が議員の皆さん方や町民の皆さん方にお答えして  
いた、垣根を越えた回答をするつもりはございません  
ので、事前にこの件につきまして議員の皆さん方  
と協議するというについては、今の時点では考  
えておりません。今までお答えさせていただきまし  
たようなことで、意向調査にお答えしていきたい  
というふうに思っておりますので、御理解をいた  
さきたいと思っております。（「答弁漏れがあるの  
ですが。」と呼ぶものあり）

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の  
御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の67町内会長さんに御依頼いた  
しまして、59町内会長から再度の申し込みがあ  
ったということで、残りの8町内会につきましては申  
請がありませんでした。

また、次の854カ所の記録はどうかということ  
でございますけれども、私ども各町内会ごとに調査  
いたしまして、図面上に落としまして名簿につ  
きましても残っているところでございます。

次の、単価の御質問でございますけれども、単  
価につきましては、住居番号表示板につきましては、  
ステッカー含めて1枚210円、プラス数字のシ  
ールということでございます。また、街区の表示  
板につきましては、1枚当たり1,100円とい  
うことで、そのほかにバンドとスポンジテープ  
は別と、数がそれぞれ壁用と住宅用と違いま  
すので、電柱用と違いますので、このような形  
でなっているところでございます。

以上でございます。

11番（中村有秀君） まだ答弁漏れあるよ、  
残った八つの町内会長から来なかったわけ  
でしょう。その中に必要とする戸数があった  
のか、あるいはその戸数を明示してくだ  
さいと僕言ったので

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 失礼しました。

8町内会につきましては、必要な戸数の  
数はちょっと今確認できませんけれども、  
必要とされる戸数があるということ  
でございます。

議長（中川一男君） 再々ありますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 先ほどの住居表示板の  
関係なんですけれども、854戸が更新を  
要するのに再交付申請がないという  
ことで、歯抜けの状態になる  
のではないかと。せっかくやるので  
あれば整然と順番になっている形  
ということでございます。したが  
って、先ほど申し上げた67町内  
会のうち59の

町内会から返信はあったけれども、8町内はないというのはその数の対象の対策をどうするか。

それから、もう一つは、答弁では2,887戸の調査報告では、各戸地図に落として名簿があるということであれば、私は本来ならばもうこれだけの50%になっているのであれば、もうそのものをつくって町が交付するという方法がよかったのかなと。これからまたその対応の繰り返しをやると大変なのかなという気がしたのですけれども、今の段階ではいたし方ないけれども、できれば町としてそれらの再交付申請をしなかった854戸、それからもう一つは、町内会として8町内会が来ないということも、戸数が何ぼでそれに対するどこどこということで、できれば町として準備をし、やっていくというような方法を施行規則の改正をして、再交付請求でなってますけれども、今回はこのものということで、この約50%、正式には46.9%なのですけれども、そういうことをしていけばよかったのではないかなという気がするのですけれども、とりあえずこの854戸と、残り町内会の回答のなかったところの対策をもうちょっと具体的に、ただ周知するようお願いの文書を出すという形ばかりでなくて、具体的に町が全部きれいな住居表示になるような方策ということで考えていただきたいと思います。

それから、名簿が残っているということであるから、そういうことも私はできるのかなという気がいたします。

それから、あと上富良野町の会議公開運営の実施状況と今後の方針の関係は、町長がする説明がされた形、それから町長の決意等もありますので、何とか今の開示の周知のあり方なんかも含めて、やっぱり抜本的に見直しをしていかなければならないのではないかなという気がするのですね。それで、担当課はそれだけ会議録は残す、それから委員の変更等は的確にやっても、実際に町民がこれらの会議に対してどう公開に対応していくか、傍聴するか、その内容を知りたいという状況にはまだまだないのか、そのための方策をやはり考えていかなければならないのではないかなという気がいたします。

それから、あと合併の関係です。

私は富良野広域圏自治のかたちの最終報告が出た段階で、町民への情報公開をどうするかということをお尋ねしたのですけれども、それに答弁がなかったのですけれども、たまたま3月4日、富良野市議会で傍聴しましたら、とりあえず富良野市はコンパクトにまとめた10ページ程度の概要版をつくって、それを市民の周知と説明会に使うように考えているという答弁を私は今聞いてきたものですから、

できれば上富良野も言うならば同じあれであれば、広域圏のこの形でそういうものを同じように作成をしてやる方が一つの歩調と、それからニュアンスでこうなるよりは、その方がいいかなという気がするのですけれども、何か聞くとところによると3月の末に広域圏の会議が開催される。それからその前段で沿線の議長さんとの会議があるようにも承っておりますので、できればその点についてどう上富良野町としてはしていくかということでお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 先に町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、854の再交付がなかったということの関係でございますけれども、条例におきまして義務的に表示していただくということでございますが、本人の意向も今回はあったようにというふうに受けとめております。

また、広報及び町内会長の周知の中におきまして、表示板の文字のみが消えている、落ちている場合につきましては、手直しで使用していただきたいということが少なかった要因もあるかと存じます。基本的には広報等で周知を図っていくということで考えてございます。残りの八つの町内会長の部分も含めまして十分その周知方法、また再交付方法につきましては、十分検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1点目の住居表示板につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、854戸これ9月の1日から9月30日でこれでやって、それで終わりだというのはないよと。今後これをより一層全戸が掲示していただくように対応しなければいけませんよとお答えさせていただいたとおりであります。

ただ、これは行政がやるのではなくて住民の方が責任を持って対処していただくという形で考えておりますので、住民の意思で住民の個人の住宅に張りつけるということでもありますので、町が強制的に対応するというのではなくて住民の責任において、住民の対応をしていただくということで進めさせていただきたいと思っております。そのための理解を得たいと思います。

それから、次の広報関係であります。もう何度もお答えさせていただきましたように、結果としては遺憾な結果でありますけれども、広報の方法につ

きましては、これからも議員研修の中で所管委員会からも研修成果をお聞きいたした部分もございまして、いろいろな面で上富良野町の実態に合った広報の方法について十分対応しながら、住民の皆さん方が行政に対する情報を共有できるように促進を図っていききたいと。そのためにも今つくり上げる自治基本条例等々の対応の中でも、十分これらの対処をしていききたいというふうに思っております。

それから、市町村合併の件につきましては、行政報告でも、また執行方針でも述べさせていただきまされたように、圏域のプロジェクトの最終結果が出てき次第、町民の皆さん方との議論を重ねていききたいと。そのためには町民トークだとか、出前講座だとか、あるいは町長と語ろうとか、いろいろな機会をつくりながら、また住民会長会議の中でもお願いをした経緯がありますが、町の方が設定するのではなくて住民会で設定していただいて、そこへ赴いてこの話題を提供しながら議論するというようなことで、十分この成果を1年間の職員の成果を住民と議論をしていききたいと思っております。その中で、富良野市が小ページの対応をつくるということでお答えがあったということですが、富良野市が別につくるのかどうか分かりませんが、これはプロジェクトの中で、ダイジェスト版を町民にわかりやすい短く、こう包んだものをダイジェスト版としてプロジェクトの中でつくって、それぞれの町村に対応するというので、今までの委員会の中で話し合いが進められておりますので、それをもとにして住民との議論をしていききたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問いたします。

12月議会で、赤字再建団体になった場合は、町長・議員の無報酬化宣言をしてはいかがですかと質問したところ、町長から、それは当然であり、そのようにならないように努力する旨の答弁をいただきました。2月11日の報道によりますと、財政難に陥った自治体に対し民間企業と同じ厳格な赤字再建団体認定基準となる破綻法制を導入し、今国会で立法化されるとありました。また、この破綻法制には首長等の責任を明確にするとあり、さらにその自治体は首長・管理職・議員・住民に債務を返済させるとあります。

そこで、次の点についてお聞きします。

初めに、破綻法制について3点お聞きします。

町長はこの新聞報道にあるようなことについては

既に承知していたのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

2番目に、厳格な赤字再建団体の認定基準、破綻法制に対して、町は努力すれば赤字再建団体とはならないのか。

3番目、再建団体に指定されたならば、町長・議会がいかにか反対してもすべての公共料金は上がり、行政サービスは制限されます。我が町も赤字再建団体指定の可能性は高いと思います。今回の値上げに続いて、1年たたずに再値上げはいかがなものか。余りにも勉強不足ではないか。町民の皆さんにどのように説明をするのか、お尋ねをいたします。

次に、住民自治条例制定についてお尋ねいたします。

再建団体に指定されたならば、町長・議員の無報酬化どころか、管理職・住民まで含めて債務返済をさせるとあります。町長は選挙で自立を訴え当選されたと言われますが、対立候補も自立であり、明瞭な争点とはなっておりません。自立とは公共料金の値上げにとどまらず、行政サービスの制限等、町民には大変な覚悟があることを説明しております。情報共有のためにも、なぜ住民自治条例を提案、制定をしないのか、お聞きいたします。

次に、行政手続についてお尋ねをいたします。

国は厳格な再建団体認定基準、破綻法制により、小規模自治体を基礎自治体に再建・再編し、より交付税を削減する。道は道州制推進のため、合併推進構想案を示し、さらに総務省によると平成20年には地方自治体の基金はゼロになります。行政がどうなるということではなく、一体住民はどうなるのでしょうか。どうするのか、町長は提案をただけ、決めたのは議会、すべては議会の責任ということにはならないのです。基金ゼロ後の我が町はどうなるのか、行政手続的に根本が違っているのではないかと、お尋ねをいたします。

最後に、住宅表示番号についてお尋ねをいたします。

町内の住宅表示番号を見ますと、例えば南町1-2-3が一般的ですが、それが、南町1-1234-5という番号があり、このようなのが散見をされますが、整備についてお尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの破綻法制に関する3点についてですが、1点目御質問の破綻法制に関しましては年を明けて以降、竹中総務大臣の私的懇談会であります地方分権21世紀ビジョン懇談会におきま

して、検討されていることを新聞報道等により承知いたしましたところであります。

次に、2点目の破綻法制によって財政再建団体にならないかとの御質問であります。自治体の破綻をどのような基準で認定するのか、現段階においてはこの破綻法制の中身が全く承知しておりませんので、現段階でお答えさせていただく状況にはございません。

ただし、現行法におきます制度を照らしてみますと、国の厳しい管理下に置かれる財政再建団体とは、市町村での標準財政規模の20%を超える赤字が生じている状況をいいますので、当町の場合では現段階においてはおおむね8億円を超える赤字が出たときとなりますので、そう認識いたしております。

3点目については、このような事態に陥ることを事前に回避すべく、財政の現状と行革の必要性を町民に訴え、その上で町民を初めあらゆる階層からの御意見を聞き、平成16年9月に公共料金の適正化や行政サービスの見直しなど、想定できる項目を網羅いたしました上富良野町行財政改革実施計画を策定いたしましたので、実践しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、自治体の破綻法制化するには、私自身といたしましては、個人といたしましては、これらの前提として地方に権限と財源が完全に移譲されなければならぬと考えております。

次に、2項目目の住民自治条例制定に関する御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、私の町政執行方針に関する議員の御質問に対し、既に答弁申し上げておりますように、本年度自治基本条例の具体化に向けた町民の方々との共同作業に取り組むことにしておりますので、議会に対しましても早い時期に基本理念など、考え方を示す予定としております。このような経過を経ながら、素案がまとまった段階で議会並びに町民の皆様へお示しをいたしまして、さらに御議論いただいた上で、平成19年度中に条例化し、平成20年度には運用してまいりたいと考えております。

次に、3項目目の破綻制度による行政手続に関する御質問にお答えさせていただきます。

御質問の内容に理解できない点もあるわけですが、町民との合意形成については大変重要なことと強く認識しているところでございます。このため、情報の提供や町民などの意見を行政活動に反映すべく、新しい取り組みといたしまして、パブリックコメントなどの活用を図ってきているところであります。

町長及び町議会議員はもとより、直接選挙を経た町民の代表でありますので、その負託にこたえる責務が課せられておりますことから、私といたしましては、その自覚と責任のもとにこれからも引き続き行政手続に誤りのないよう職務を果たしてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、4項目目の住居表示番号についてお答えいたします。

住居表示番号につきましては、住居表示に関する法律に基づき、昭和56年度に上富良野町住居表示に関する条例及び施行規則が制定され、市街地の東側地区を昭和57年に、西側地区を昭和58年に実施しております。その後、未実施地区でありました一部につきましては、土地区画や道路などが整備され住宅も建てられたことから、平成元年と平成6年に実施したところであります。

しかし、市街地にありましては、農地などが点在し、一部未実施地区が12カ所、また未整備地区が23カ所で、合計35カ所残っております。これらは町名の後に土地の地番をつけてわかりやすく表示しているところであります。

今後におきましては、住宅の密集状況、道路の整備などの条件を整えば逐次実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をいたします。

本来なら、この件に関しては一問一答でわかりやすく実施したいところなのですが、そうはなりませんので、項目ごとにお尋ねをしていきます。

まず、1項目ですが、破綻法制の1項目について、質問の焦点がちょっと漠然としたのかなと思いますので、わかりやすくもう一度お尋ねをいたします。

今年2月11日の報道のことをお聞きしているのです。破綻に陥り再建団体の指定を受けた自治体は、首長・管理職・議員・住民に債務を返済させるというこのところをお聞きしているのです。管理職・住民にも返済をさせるという、このような話は突然報道されることはないはずで、市町村長には前もって話があるはずと私は思います。再建指定を受けた自治体は、債務を管理職・住民も含めて返済させるというこの報道は、私は初めて見ました。町長は前もってこういうことは聞いていたのではないのでしょうか、ということをお尋ねしているのです。

次に、2番目です。現行法の赤字再建団体認定基準では、8億円を超える赤字が出たときに再建団体となると言われていますが、それはあくまでも現行

法の話です。今、国はいらだちを持っているのです。基礎自治体にもならず、どうにもならない小規模自治体で権限移譲とか財源移譲という話にはならないのです。だから小規模自治体を再編、再建するためにより厳しい破綻法が制定されるのです。また、3月7日の報道では、二、三日前の報道では、財政制度審議会で地方交付税の抑制ということで、6月にまとめるとあります。厳しい破綻法制も地方交付税の期限もすべて今国会であり、7月にはその全貌が見えます。厳しい破綻法制、激減する地方交付税、道の合併推進構想、この3点セットに対して町長はどのように町を導くのか、自立の赤字再建団体の道を選ぶのか、道のいう合併に行くのか、または町民にさらに応分の負担を求める道を選ぶのか、それ以外に違う道があるのかわかりやすい御説明をお願いいたします。

3点目です。どちらにしても10月までには町の進むべき道を決めなければならないのではないかと思います。このような町の岐路にかかわる重大事項をなぜ住民に聞かないのでしょうか。住民自治条例を平成20年から運用すると言われますが、これは住民不在ではないのでしょうか。私は国と道が小規模自治体の再編・再建により国は地方交付税の抑制を、道は合併推進構想による道州制の推進に焦点を絞っているのが見えるからお聞きしているのです。このような時代ではなく、このような問題でなければ町長のされていることは全く問題とはならないと思います。非常に努力しているというように思いますが、そのような今時代ではなくなっている、そこが大問題ではないのかなと思います。住民自治条例については、平成20年以降に運用開始ということとはよくわかりました。すべて決着がついてから、住民に情報を開示して説明をするということになりますが、確認をしておきます。

次は、行政手続についてお聞きいたします。

総務省によりますと、平成20年には地方自治体の基金はゼロとなりますと発表しています。今、国と道は先ほど言いました3点セットで小規模自治体を基礎自治体にしようとしています。上富良野町も間もなく1万人を切り、小規模自治体となるのは目に見えてきております。そこで4点お尋ねをいたします。

このように重大事項を抱えているのですから、行政手続的にもこの3点セット対応について、町民との合意形成を図らなければならないのではないのでしょうか。

二つ目、町長が一方向的に国、道の方針に逆らっている、広域5市町村と言っておりますが、何をか言わんやと私は思っております。この行政手続に問題

があるのではないかと。

三つ目、町長は、新しくパブリックコメントの活用を図っているとありますが、どれほどの町民がこのことに関心を持っているかと。町民の方から、何人かの方から電話が入りました、私は年金生活者で難しい話はわからないし、町長懇談などと言われても恐ろしくて行くこともできないし、まして口をきくことなどもできないのですと。これはほとんどの方がそうではないかと思えます。このような事情も把握されずに、あれをやっている、これもやっていると、住民を軽視しているのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

四つ目です。町長と議員は負託にこたえる責務があるとおっしゃいました。全くそのとおりです。そしてさらに町長は、私は町長としてやっていると。その裏を読みますと議員もやれるならやって見せてほしいと、このように私は読み取りました。これまた議員を軽視しているのではないかと思えますが、以上、行政手続4点についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の破綻法制のことについては、先ほどお答えさせていただきましたように、竹中総務大臣の私的な機関がこんな話し合いをしますよということでありまして、私は議員と同じように報道で聞いただけで、こんなことは地方6団体にも何の説明もございません。この法制化は私はされるとは思っておりません。ただし、現在の赤字再建団体の対応についての改正は一部されるかもしれないけれども、ここで言っている当然にして執行者並びに議会、町民に一般企業の破綻と同じように責任を負わずということにつきましては、なかなか今の自治法からいっても地方自治の実態からしても、竹中総務大臣の言ったあの新聞報道されているようなままの法制化がされるというふうには私は認識しておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

そういうような中で、現行における赤字再建団体の対応につきまして、私はそうならないように何度も申し上げておりますように、行財政改革を推進しながら自主自立の道を歩む手法をもって、今現在取り進めているところでありまして、私は議員の御質問にありますように、住民をないがしろにして対応しているつもりはございません。すべての情報公開条例に基づく公開をしながら、先ほど一部中村議員からの御指摘もございませぬけれども、それらの対応につきまして忌憚のないように住民の考え方、そしてそれをもとにした行政執行をさせていただいてい



ると。市町村合併しか自治体の生きる道はないという、私は現状での結論には達していないということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

しかし、何度も申し上げておりますように、現在の地方財政の対応につきましては、三位一体の改革が18年、本年度で終わりますが、次に19年度から対応する地方財政改革、言うならば第2次の三位一体改革、これは議員の御質問にありますように、ある程度相当厳しい地方財政の方向性が示されるであろうということについては、予測をいたしております。これらの方向性につきましては、議員先ほども御質問にありましたように、7月ごろに出てきます骨太方針がどのような形で出てくるのか、ということに十分関心を持ちながら、見きわめていかなければならないと。そして今後の地方財政の方向性を見きわめていながら、我が町の財政運営をしていかなければならないというふうに思っております。

国は議員御質問のように、平成20年には地方自治体の基金はゼロになるということで、公表をしているようではありますが、我が町の基金につきましては、議員の皆さん方にも基金支消計画をお示し申し上げて、中期財政計画を対応しておりますように、当初の計画では平成20年までの中期計画の中で24億円からの財源不足が生じてくると。そのために基金を支消すれば基金残高は、当時の額からして半額程度になるだろうということを予測しておりましたけれども、町民の皆さん方の御理解等々をいただきながら、行財政改革の実施を図ってきた段階で、現状では今後24年までの総合計画の位置づけしている期間中におきましても、3億円程度の財源不足という状況かなというふうに思っているところでありまして、これらにつきましては、今後また行財政改革の中で財源確保を対応しながら、少なくとも次期総合計画のスタートの段階では、歳入イコール歳出の財政運営をしていくように取り進めるべく、行財政改革を実施計画に基づく対応を図りながら、忌憚のない財政運営を図っていくと。我が町におきましても基金は相当数の額を次期総計に持ち越していけるであろうということで、予定を組んでいるところであります。

そういったことで、私といたしましては、基本的に財政運営に忌憚のない対応を進めて、まちづくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

最後の3点目に、4件ぐらいの御質問がございました。議員からの御質問の中で、すべてにおきまして、私は議員の御質問のような考え方は全く持っていないと。その対応が議員との解釈が違うということで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

4 番 梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） 再々質問いたします。

既に知っていたのではないですかと、あの新聞報道の件ですが、2月11日ですね。2月12日たまたま富良野市長と会いまして、この件私びっくりしておりましたが、初めて見ましたから、富良野市長にお尋ねしたら、いや、それはもう前から私たちは聞いているということをお聞きしたから、市町村長はこういうことを聞いているのかなということでお聞きしたわけです。

それから、この破綻法制化に対する認識が町長、ちょっと甘いのではないかなというように思います。それから、中央の方向性云々ということをおっしゃっていましたが、方向性はもう見えております。この基金につきましても、地方交付税の削減ということで3月10日に、これはもう今国会に出されると、6月にまとめると、はっきり言っていて、もう見えてきているのです。これは町民がもう見ております、わかっている町民はわかっています、私と同じ。私はそれこそガセネタではありません、新聞を見てやっているのですから。だから、この辺のところ認識もう少し厳しく持っていかれてほしいなというふうに思います。

自立でいけば再建団体、では合併かということ、今となっては何のメリットがあるのかと。あの昨年の3月までの財政支援のある有利な条件で合併しても、首長の方3名が自殺をしています、御承知だと思いますが、それほどこの問題は深刻なのです。そのように受けとめなければならぬと私は思います。これから合併しても小さな自治体を有利にということにはならないのです、大きなところが絶対有利となるのです。ここ富良野圏であれば26名の議員のうち半数は富良野の議員ですから、これから合併しても惨めなだけとなってしまいます。町長は合併の相手がいないということをお切り札にしておりましたが、今度は赤字再建団体が嫌ですから、合併にという相手が出てくるのではないかと思います。合併には期待できない悪い状況になりますが、これは想定内の話ということですから、はっきりわかっているはずで、ここになってくるということは。

ただ、合併した場合は、基礎自治体となって2,000余の権限と180余の事業をしっかりと受け取ることができるようになり、また首長、議会等々が整理され経費が浮きますが、ここからなのですが、町長にお尋ねします。ここから首長、議会がなくなった後、私ちょっと進みます、住民自治の問題が出てくるのです。本来なら住民自治条例でもって勉強していかなければならないのですが、これは20

年までないと。であれば、この住民自治についてどのようにお考えなのか、これが1点。

そこで、期待のできない合併、これに行くようなことはないのかということについてお尋ねをいたします。広域首長でもって云々と言っておりますが、このような状況に追い込んだのは広域首長でございます。5名の。非常に責任は私は重いと思っておりますが、どのようにお考えになりますか、お尋ねをいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、住民自治の問題であります。もう既に私は住民自治の重要性を掲げて、総合計画の中で第4次総合計画の中で四つの柱の一つとして、重要であるということで位置づけしながら総合計画の中でまちづくりを進めております。この住民自治の対応の中で重要であるというふうに思っておりますので、住民自治条例がないから住民自治の推進をしてないということではないということで、御理解を賜りたいと思います。

また、住民自治基本条例につきましては、これは条例をつくるのが目的ではなくて、条例をつくることは必要であります。その条例をいかに生かしていくかということが大切でございますので、そういう観点からすると、先ほどもお答えさせていただいたように、今年1年かけて住民と十分議論をして、そして我が上富良野町に最適な住民基本条例を、自治条例を定めていきたいというふうに思っておりますので、決して住民をないがしろにしているという考え方を持っていないということで、御理解をいただきたいと思っております。

また、合併につきましても、これはあくまでも合併の最終決断をするのは住民であります。私が決めるのではなくて住民であります。ですから、住民の意にそぐわない合併、あるいは住民が合併を必要とする声が高らかなければ、そのことについては十分対応していかなければならないというふうに思っておりますが、今、私が何度もお答えさせていただいておりますのは、我が町の第4次総合計画の中でも広域行政の推進を図るということで位置づけていることを重点に置きながら、今現状におきましては、合併の方向ではなくて自主自立の道を歩み、まちづくりを進めていきたいというふうに考えているということで、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました項目について、町長及び教育長に質問するものであります。

まず、第1点目は品目横断的経営対策について、お伺いいたします。

国はこれまでこの間、畑作物の品目ごとの価格安定対策を廃止するということをうたい上げました。この背景にはWTO協定の推進をもとに、関税を引き下げて外国からの輸入産物に耐えられる農業づくりということを前提にしているところであります。

そうすれば、当然一握りの担い手の農家しか残らないという状況になり、今多くの農業者からも余りにもひどい話ではないかという状況の中で、混乱や動揺が起きるという状況になってきております。また、大規模な経営を行えば、低コストで農業の改善も図れるということではあります。果たしてそれが現実のものになるかということになれば、多くの問題や課題を抱えているということは明らかであります。

そして、農水省は従来の農家に対して行ってきた価格保証政策を廃止する。従来、米や麦、大豆、てん菜、パレイショ等において価格対策を行ってききましたが、これをすべて廃止して国が示した基準を満たした農家だけ18ヘクタール以上、あるいは20ヘクタール以上の農家だけに、この価格保証策を示そうという、金額を交付しようというものであります。

しかし、こういう状況の中で、農業者にとってはどちらへ進んだらいいのかという戸惑いが、あるいは困惑が日増しに高まるという状況は当然ではないでしょうか。大規模になれば設備投資が大変だという声も聞かれます。また、認定農業者になっても、将来の価格変動によって果たして生き残れるかどうか分からないという問題や、あるいは今後政府は基準認定農業者の基準を引き上げられれば、さらにハードルが高くなって農業を続けられないという人々が、農業経営者がまた新たに出るのではないかという、このような心配の声がこの上富良野町でも出ているという状況であります。

今大切なことは、国の農業切り捨て政策に地域から怒りの声を上げて離農に拍車をかけるという、このようなひどい政策に対して改善と要求、農業をしたい人はすべて農業を担える、こういう農業づくりが前提でなければ地域経済にとっても大きな悪影響を及ぼすということは明らかではないでしょうか。そのことを述べまして、私は次の項目に対して町長の答弁を求めるものであります。

一つ目には、農水省は担い手要件を満たせば他産業並みの所得が確保されると述べていますが、どの

ような基準に基づいてのことなのか、この点について伺います。

そしてまた、平均的な農産物のその前提になるのは、平均的な農産物の価格が初めて保証されてのことだと考えますが、これらについても答弁を求めます。

二つ目には、認定農業者となった場合、安定した経営が本当に確保できるかどうかということであり、この点についても町長はどのようにお考えでしょうか。さらに、認定農業者と離農者の現状はどのようになっているのか伺います。

3点目には、町長は上富良野町の農業経営を守るためにも、今行われようとしているこの政策に対して、上富良野町の問題点と課題を明らかにして、国や道、また関係する機関に必要な対策と改善策を要求し、1人の離農者も出さないという立場から、農業の改善、地域の声を上げ、そして改善策を求めるべきだと考えますが、これらの点について町長の見解を求めるものであります。

次に、障害者自立支援について伺いいたします。

国は障害者の地域生活と就労促進、自立するためという形の中で、障害者の自立支援法案を提出いたしました。しかし、この法案の中身を見ますと、従来の応能負担から応益負担という形の中で、新たに障害者の人たちに対しての負担を求めるといふ、ひどい中身であるということが明らかになりました。

そういう点では、多くの障害者団体からも、自立どころか自立を妨げるような中身であり、絶対このようなことは納得ができないという声が出されるという状況にあります。そして、今度の中身は、これまで別々だった知的障害、身体障害、精神障害の3障害を一元化し、支援策を行うというものであります。

そして、医療費の公費負担については、更生、育成医療は応能負担、精神障害者の通院負担については5%から原則1割負担という状況になり、所得に応じた自己負担の限度額が設けられ、軽減策がありますが、しかし負担がふえるという点では従来の応能負担から大幅に制度が改悪されたという状況にならざるを得ません。

国は、低所得者に対する一定の軽減策を設けたとしています。しかし、低所得者のひとつの段階を見た場合に、障害者年金2級で見たときに月額6万6,000円で、約2割の1万5,000円の負担という状況になり、到底低所得者に配慮したという制度ではないということは明らかであります。

また、今回、利用料の判断基準、算定基準として示したものは従来の応能負担にかわってその収入も

家族の収入を合算するという状況の中で、ここにも制度のゆがみと不公平感が生まれ、新たな負担になるという、このひどい内容であるということがわかりました。

そこで、町長にお伺いしますが、上富良野町における自立支援の対象者は現状で何人いらっしゃるのか。応能負担から応益の負担になることによる不平等感が当然生じるものと考えますが、どのようにお考えなのか。また、これらの負担の軽減策について町長は考えておられるのか、これらの点について町長の見解を求めるものであります。

次に、放射線管理センターについて伺いいたします。

放射線管理センターの経営者と地域懇談会が2月24日に開催されました。今回の懇談では草分住民会から7項目にわたる質問が出されました。それに対する会社側の回答も行われたという形で聞いております。しかし、今回の説明会というのは従来の草分地域や、あるいは日の出地域の一部というエリアに限って行われてきましたが、しかし、その枠を超えて草分全住民が対象として行われたことがあり、今までの説明が地域住民に伝わっていたけれども、草分住民全体に伝わっていないという形の中で、要望に対する回答に対して十分な説明がなされなかったということも聞いておりますが、しかし、いずれにいたしましても、この放射線の医療廃棄物処理施設というのは、地域の医療機関から出てくる廃棄物を処理するという特質な施設でありますから、関係する住民に今後ともわかりやすい説明を会社側が行うということは絶対的な条件であり、情報の開示からいっても当然行わなければならないということは明らかであります。そういう意味では、町においても、今後とも関係する住民や地域住民に対してもきっちりとした情報の開示を行うべきだという要求を、この放射線管理センターに対しても要求すべきだと考えますので、これらの点についても回答を求めるものであります。

次に、JR列車の増便について伺いいたします。

今、旭川・美瑛間の列車については、現在19本走っています。それが旭川・上富良野間になると、1日12本と少なくなります。今、通勤・通学者からも、また保護者からも、学校からの帰宅時間帯に合わせた列車の増発をしてほしいという声が出されています。そういう意味で、町においてもこれらについての今後の対応について伺うものであります。

また、一時保育について伺います。

町はこの間、私の質問に対して一時保育の必要性は認めてきましたが、しかし、実際それを制度と

してきっちりと住民に知らせるという点ではまだまだ不十分さが残っております。確かに一部実施という形もされてきましたが、しかし完全なものではありません。次世代育成計画の中には、今後こういった政策をきっちりと位置づけて保育行政に寄与するということが述べられています。そういう意味では、きっちとした保育行政、一時保育の特別保育の実施をきっちりと町としても制度化して行くべきだと考えますので、これらの点について、町長の見解を求めるものであります。

次に、上富良野小学校の改築計画についてお伺いいたします。

上富良野小学校が建設されてから、1線と2線校舎では45年と46年を経過し、3線校舎では35年と34年を経過するという状況になっております。この間、校舎の大規模改修などを行ってまいりましたが、修繕箇所も雨漏り、床のゆがみなどが出てくるという状況になって、いち早い修繕あるいは改築の方針を示すべきと考えます。また、教職員室から生徒の登下校時の様子が見えないという状況であり、侵入者があっても監視もできないという問題点があります。将来の生徒数の動向を踏まえながら、上富良野小学校の整備計画について、今後どのように対処されようとしているのか、教育長の答弁を求めるものであります。

議長（中川一男君） 昼食休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 再開時間を午後1時からといたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番米沢義英君の質問に対する答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の6項目の質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの品目横断的経営安定対策に関する3点についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問であります。国においては平成17年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を決定し、平成19年産の作物から品目横断的安定対策を導入することになりますが、農業経営基盤強化促進法に基づく運用の指針が示されたところであります。この指針に基づき、都道府県は基本方針の中で、目標農業所得を定めております。

北海道はこれまで主たる従事者の所得数値をおおむね700万円と定めてまいりましたが、米を初めとす

る農産物価格の下落や生産量、肥料費等の生産基礎数値の見直しを行い、主たる従事者の所得数値をおおむね480万円とする方向で検討されておりますが、この内容は、他産業に40年間従事する場合、賃金構造基本統計調査により算出した生涯所得約1億9,200万円を40年間で割り戻した額が所得目標とされているところであります。

2点目につきましては、品目横断的経営安定対策の対象となった場合、外国の価格と国内生産コストの差を埋める対策と収入の変動の影響を緩和する対策により、ある程度所得は確保されるものと考えますが、農政の大転換が図られる中において、大変厳しいものがあると考えております。

町の農業者数は平成17年3月現在441戸で、うち認定農業者は現在288戸であります。品目横断的経営安定対策などが示されたことにより、今のところ20から25戸程度の離農が予定されております。

3点目につきましては、平成17年3月、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、その実施方針は農業を本格的に担う経営体だけを農政の対象にすると言われておりますが、農政の大転換期にあっても、農業所得によって生計を維持し、意欲を持って営農に取り組めるよう国を初め関係機関に必要な対策を要請するとともに、町においても創意と工夫を持って取り組む農業者が実施する奨励作物振興事業等を引き続き実施してまいります。

次に、2項目めの自立支援についてお答えさせていただきます。

自立支援の対象者につきましては、重複して認定されている方を含め、平成18年2月末現在で、身体障害者613人、知的障害者78人、精神障害者189人で、さらに手帳の有無にかかわらず町が対象と認める児童デイサービス利用者42名を加え、総数922人となっております。

なお、参考までに平成18年2月末現在の支援費支給決定者は、居宅64人、施設40人となっております。

次に、本年4月の改正法施行に伴います利用者負担につきましては、議員の御発言のとおり、原則1割の負担となることが示されております。しかしながら、所得の低い方々に対する軽減については、細部にわたって措置されていくように聞いております。

今後、制度説明会等におきまして、支援報酬額の確定や負担限度額等の細部について明らかにされるものと思っておりますので、遺漏のないように対処してまいります。

なお、町といたしましては、現段階で特別な軽減

策は考えておりません。

次に、3項目めの放射線管理センターについてお答えさせていただきます。

株式会社放射線管理センターの上富良野施設は、平成2年より操業を開始し、本年度で16年目を迎えたところであり、この間公害防止協定を草分住民会、町、会社の三者で締結し、周辺住民の健康と生活環境保全を図ってきたところであります。

しかし、施設の拡充に際して、平成17年3月の中間処理施設焼却2号炉設置計画説明会において、関係する住民からは日の出住民会が入って協定を結んでほしいことや、扱ひ品目が今回変更になることから、協定の変更が必要ではないかとの意見が出されたところであります。

これを受けて、住民会組織から協議会組織として活動がよいのではないかという意見が出されたことから、両住民会長と会社とで協議し、その後、草分・日の出地域環境保全対策協議会が設立されて、新たに協定、覚書を締結し、周辺住民の健康と生活環境保全を図っているところであります。

御質問の地域懇談会についてであります。草分住民会により医療機関などから出る産業廃棄物による農産物に与える影響など7項目の質問が会社に提示されたことから、平成18年2月24日に草分防災センターにおいて関連する説明がなされたところであります。町といたしましても、担当課長と主幹を出席させ、会社に対し地域住民に理解を得られるよう情報の開示を求めたところであります。

今後も株式会社放射線管理センターに対しては、焼却にかかわる公害防止協定及び覚書に基づき、誠意を持って履行に当たることなどの指導に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めのJR列車の増便についての御質問にお答えいたします。

JR富良野線に関する要望につきましては、富良野沿線の5市町村と美瑛町により毎年JR北海道旭川支社に要望を行っているところであります。本年度におきましても、2月8日に旭川・富良野間の列車の増便や美瑛どまり便の延長運行など、6市町村長による要望活動を行いました。増便につきましては車両数や利用者数の実績等を理由に、現状では難しいという回答でありました。

公共交通機関の乏しい上富良野町におきましては、JR富良野線は生活の足として、また観光振興などからも貴重な交通手段であることを十分認識しているところであり、列車の便数維持及び増便を図るよう今後も粘り強く要望活動を行っていきたく考えております。

次に、6項目めの一時保育についてであります

が、次世代育成支援行動計画策定時のニーズ調査でも希望が高いことから、平成17年から平成21年までの前期計画に位置づけられております。現在町におきましては、育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育については、可能な限り通常保育の中で対応しているところであります。

なお、保育事業全般の定員管理等については、緩和の傾向となっておりますことから、国の動向を踏まえながら制度化について取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 次に、5項目め、上富良野小学校校舎の改築についてお答えさせていただきます。

現在の上富良野小学校の校舎につきましては、1線及び2線校舎は昭和35年、36年に、そして第3線校舎は昭和45年と46年に建設したもので、その後、逐次、もとの建物本体の改築や改造等の整備を行い、現在の校舎の状況に至っているところであります。

最近では建築後かなりの年数がたっていることから、天井、壁のコンクリート片やモルタル等のはがれ等による落下が見受けられ、危険防止の補修を行ってきている状況であります。しかしながら、平成20年度までの第4次総合計画においては、上富良野小学校校舎の整備についての位置づけはなされていませんが、現在の状況の校舎では、大規模改修か、それとも全面改築かの決断を早い時点で行わなければならないと考えているところであります。そのため、今年度、今後の上富良野小学校の整備計画策定の資料とするため、上富良野小学校校舎整備基本計画策定調査を行います。来る平成18年においてはこの調査結果に基づき大規模改修を行うが、既存の校舎の延命を図るのか、全面改築をすべきかを関係の方々の意見を十分聞きながら、判断してまいりたいと考えております。そして、その判断に基づいたものを平成21年度以降の第5次総合計画に何らかの整備計画を盛り込んでいく考えでありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 再質問を受けます。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、品目横断的経営安定対策についてお伺いいたします。

国の示す基準の所得数値という形で、480万円の従事者の所得数値があるということが答弁にあります。しかし調べてみますと、これはあくまでも平均的ないわゆる価格設定であり、米価においても大体1万5,000円から4,000円ぐらいの設定数値だというふうに言われております。しかし、現状

を見ますと、昨年度から今年にかけて、もう既にこれの値段を手取り収入でいえば1俵当たりで切るという状況になってきております。そういう判断でこのことを考えた場合に、余りにも現実離れた所得設定ではないかなというふうに感じているところであります。ここにやはり大きな問題点があるのではないかと、まず第1番目に思いますが、町長はこの所得設定のあり方についてどのような見解をお持ちなのか、お伺いしておきたいと思えます。

当然、今後、貿易の輸入自由化という形の中で、いわゆる原価主義という形の中で、やはり実質変動価格によってほとんど関税が取り払われますから、他の農産物においても当然価格設定がどんどん下がってくると。そうすれば農業収入も下がるという状況になります。確かにそれに耐え得るという形の中で、この保身策という形の政策転換という形になっておりますが、しかし、これとて将来的な保証がないという現状を判断した場合に、私は今の農業政策そのものが全く農家の実情を踏まえた農業政策になっていないということが明らかだというふうに思いますので、この点、町長は含めてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、もう既にこの17年度においては441戸に対して認定農業者288戸と、約7割ぐらいと。その他もうこれ以上農業は続けられないという形で、いろいろな要因があると思えますが、5%ぐらいの離農者が出るという状況になってきています。

こういう状況の中で、農業者の言っているのは、やはり我々に本当に罪があるのだろうか。これまで国の政策に従って一生懸命米や野菜をつくってきたと。しかし、今回の政策というのは、そういうことすらもう容認されることなく、やはり私たちの思いを逆なでするような農業政策だということが言われてきております。当然そうなりますと、この離農した農地をどこかが吸収しなければならぬと。しかし、これがますますふえるということになれば、その吸収する生産法人すら出てこないということになれば荒地になると。経済にも大きな打撃をこうむることはもう明らかであります。そういうことを考えたときに、私は町長は今後この課題として、今の制度の中でもやはり生きていけるような条件を見つけて、問題があるならば当然国に対してもその要求をしていくべきだと思います。

町長は今回の制度改正の中で、何が問題になってきているのかと、また町としてどういう点を関係機関に改善を働くべきかというその考え、認識ですね、具体的にお持ちなのかどうなのか、まず基本的なところだけ伺っておきたいというふうに私は考え

ているところであります。

今後の改善策としては、当然やはり新規参入者や定年帰農者の受け入れ等、あるいは地元で消費できるものは大いに地元で農産物を消費してもらうような対策、あるいは認定外の農業者においても、農業を続けたいということであれば必要な手だてを行って農業をやるような対策をとる。法人に移行する場合に当たっても、それにふさわしいようにするという、農業者がいるとすれば、それに対する支援策等も考えながら、やはりあらゆる可能性を追求した、農業を守るという立場からの支援対策というのをどん欲に求めていくべきだというふうに考えております。この点どのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思えます。

町長の答弁の中にも創意工夫ということがありますが、しかし、単なる奨励作物の従前の政策にこだわることなく、やはりもっといろいろな農業者の意見も本当に聞き入れながら、どういう上富良野に合ったやはり農業支援策がいいのかということ、やっぱり懇談もしながらその方向性をお互いに模索すべき段階だというふうに思いますので、この点について具体的な考えがあればお伺いしておきたいというふうに思います。

農業所得でいえば、富良野農業統計上における1戸当たりの専従者の農業所得は、平成12年で約246万円という形になっております。15年では若干価格変動があったせいもありますが、わずか380万円という形になっております。これはあくまでも平均的なものでありますから、これよりも低い世帯、所得の方もたくさんいます。また同時に、農家の方は四、五人で農家経営を行っておりますから、これを単純に割り返しますと、いわゆる40万円だとか、そういった年間の所得という形になってきます。そうしますと、国が言うおおむね480万円の所得という点ではかけ離れているという点でも、上富良野のこの間の農業生産所得を見ても明らかになっておりますので、こういった部分でやはり自由化における対策の見直し、やはり大豆、小豆や麦における需給率の向上という点でも、今後農産物のやはり消費がふえるという状況の中で、安定的につくれるかどうかということが前提になりますので、こういった価格保証にかかわる制度をこのような輸入を前提とした政策ではなくきっちりとした農業を、いわゆる1人でもやっていけるというような政策単価を一層求めるべきことが必要だと思いますので、この点を強調して町長の答弁を求めておきたいと思えます。

次に、障害者の自立支援の点でお伺いいたします。

上富良野町にも今答弁にありましたように、障害者の自立支援という形の中で、居宅あるいは施設という形の中で利用されている方もたくさんおられます。

今度の制度の中では、いわゆる施設利用をした場合においても、今まではほとんど負担がないという状況ありましたが、今度給食費の負担が出て、また新たに利用者負担という形の中で負担が上乘せされるという状況になってきております。実費負担という形で1回650円という形の設定になっているかというふうに思いますが、1食ですね、そういうことを考えたときに、やはり先ほども言いましたが、障害者年金の低額になればなるほど負担率がふえる、所得が低い人ほど負担率がふえるということになっております。やはり当然所得に応じた負担率ということが本来は基本であります、しかし、国は所得の率に応じるというのではなくて一律に1割負担、軽減策あるとしても求めてきております。そういった点で、町長は負担率からしても当然この不平等さがあるというふうにお考えにならないのか、お伺いいたします。

その前提に立って、今後も町はどうすべきかという点ですが、やはりこういう方たちの負担軽減する何らかの対策を現実のものとしてやはりとるべきでないかと。財政が伴わないというのではなくて少しでも利用の負担を軽減できるような対策をとってしかなるべきではないかというふうにお考えしておりますので、この点はどのようにお考えでしょうか。いろいろ障害を持っておられる方の家族の方にもお聞きしましたら、やはり制度の周知という点でもまだまだ知らされていない不安や、何よりも今後負担がどうなるのかという形のやはり不安をすごく持っております。そういう意味では、行政としてできる限りの対策をとって軽減策をやはりすべきだというふうにお考えしておりますので、この点、町長の見解についてお伺いいたします。

次、放射線管理センターについてはそれぞれ協議会もつくられて、その中で運用されているという点があります。今回のいわゆる500メートル以内の範囲の方を対象に恐らく今まで説明会を開いていましたが、しかし、それではだめではないかという形の中で、いわゆる幅を広げたという感じの今回設定になっております。今回そういう中で初めてこの説明を聞いたという方もおります。そこでちょっと初めて聞いてびっくりしたという方もおられるというふうにも聞いておりますし、実際話を聞いた方にも聞きました。

ですから、引き続きこの点については町が示すように覚書を遵守しながら、幅広い地域の説明が求め

られる条件があれば、もう既に前回の狭い地域の住民説明会ではなくて、今回新たにやはり規模が広がった中で説明会というのはとてつもなく大切なことですので、これは引き続き町としても要望をお願いしたいというふうに思いますので、この点見解を求めておきたいと思っております。

次、JR列車の増便の問題であります、いろいろこの間も町も努力してきているということは十分理解もできますが、やはり保護者の方は、子供さんがちょっと勉強で遅くなった場合は、美瑛まで車で迎えに行くという形をとっている保護者の方もたくさんおります。そういう意味でいえば、夕方の時間帯だけでも、1本が2本でも、JRにすれば非常に大変な列車ダイヤそのものも変えなければならないという状況があるかと思っております、ぜひこの点、引き続き要望していただけるように、ぜひ町としてもお願いしておきたいというふうに思います。

次に、一時保育の問題であります、これは非常にニーズの高い点であります。

上富良野町ではその時々対応しているという答弁であります、現場を見ましたら5%枠、20%枠という形の中で、もう定員枠を超える入所というのが実態としてあります。そうすればおのずとこの一時的に保育を、いわゆる病気、いろいろな冠婚葬祭等で預けて受けてもらいたいと思っても受け入れられないと。また施設ももう狭隘でいっぱいだというのが実情であります。

そういう意味では、今後こういう答弁を何回も繰り返すのではなくて、狭いのであれば増築も考えて、将来の保育園児の動態も増減も考えながら施設の整備も含めた中で対応しなければ、これは実際実現できないのではないかというふうにお考えのわけです。

国の方では簡単に緩和策という形の中で受け入れ枠を広げてきますが、しかし、現場ではもうこの目いっぱいという状況が上富良野町で見受けられます。ですから預けたくても、受け入れたくても受け入れられないと。また、そういう話聞くから、やはり町ではもうそういう状況はなかなか厳しいのだなということになれば、自然とそういう要望があっても遠のいてしまうというのが実態で、本当に必要な人が利用できないという状況が私はあるというふうにお考えますので、この点は町長、施設整備も含めて具体的な対策をしっかりと早急に計画の中に盛り込むべきだと思いますので、この点、町長の見解についてお伺いしておきたいというふうにお考えしております。

次に、教育長にお伺いいたしますが、上富良野小学校の改築という形の中で、17年度においては基

本整備計画の策定調査を行ったということで書かれております。この間何回か質問しましたが、財政のことということもありまして、なかなかその方向性については明確にされませんでした。今回の答弁の中では5次総合計画の中でという形では表現してありますが、この5次総合計画の何年度ぐらいに盛り込まれようとしているのか、お伺いいたします。当然、生徒数のやはり動向も動態も考えなければなりませんし、財政的な面もありますので、大いに論議するということも含めて、この点教育長としてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

学校の現状についてはもう細かいことは言いませんが、不審者の侵入等についてもなかなか見受けられないという形で、今回から監視カメラもつくようになりましてけれども、そういうことも含めて、耐震性も含めて今後このあり方について、もう一度基本的な考え方についてお伺いしておきたいと思えます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの品目横断的経営安定対策の関連でありますけれども、国は食料・農業・農村基本法を制定いたしまして、その後基本計画を策定し、そして先ほどお答えさせていただきましたように、19年から品目横断的経営安定対策に取り組むということになります。このことにつきましては、終戦後今日まで国が取り進めてきた農業政策が大きく転換されるものというふうに認識いたしておるところであります。

ということは、従前は、今まではすべての農業者に対しまして、品目別の価格施策を国は講じてきたところではありますが、これらにつきましては意欲ある担い手、あるいは認定農業者を対象とした品目における所得保証制度に大転換をしてきたということでございます。大きく言うならば、所得保証制度を充実していこうということでございますが、その所得の基本になるものは、先ほど議員からも御意見の中にもありました従事者の所得をどのように位置づけするのかということ等々も含めながら、これからの課題としても残る部分もあるわけですが、基本的に私の承知している範囲におきましては、農業者の過去3年間の農業所得の平均をもって、その部分の農業所得保証の対象として推進していくというようなことで承知をいたしておるところであります。そういう対応の中で農産物の価格の変動等々における所得が低減した場合において、それらの所得の保証がなされるものというふうに認識をいたしているところでもあります。

ただ、大きな課題は、ただいま申し上げましたように、これからの国の農業施策におきましては、担い手を含めた認定農業者に対する品目における所得保証ということでございますので、そういった認定農業者となり得なかった農業者をどうするのかということが大きな課題でございます。認定を受けられなかったから農業経営はでき得ないということでは全くございませんので、その認定を受けられなかった農業者に対する施策、それから認定を受けた農業者に対する対応、こういったものがこれからの中で大きく重要な課題であろうというふうに思っているところであります。

先ほどお答えさせていただきました離農が20戸から25戸ぐらいあるということにつきましては、これは認定を受けられなかったからということも含めますし、これからの農業経営に対する対応ということも含めた中での離農ということも理解できるわけですが、基本的には後継者がいないということに大きな課題があるということでございます。

そういったことで見切りをするという農業者が出てきて、私どもが予測したよりも戸数が多いというような状況下にあるわけですが、これらにつきましては認定農業者に選任されなくても、農業経営ができるすべにつきまして、行政としての対応を図っていかねばならない。そのためにも農業者が安定的な農業経営が持続できるような施策の展開ということも重要でありますし、先ほどお答えさせていただきましたような施策の展開をするとともに、現在定めております農業振興計画に基づく対応について、農業関係団体でありますJAさんとともに連携を図りながら、この施策の展開を進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

そういう状況でこの新たな国の制度にのっとって、その枠の中でいかに農業経営を持続していくかということに意を注いでいかなければならないし、その農業施策、国の施策が不備な点につきましては、農業団体とともに国に対し関係機関とともに是正を働きかけていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、障害者自立支援の関係でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、国は現在1割の負担を求めるということで、原則1割の負担ということで受益者負担の対応を図ってきているところでございますし、また他の医療、あるいは介護等々と同じように食費等々につきましては、それぞれに御負担をいただくというような方向を定めてきているのが現在の障害者自立支援の対応であります。



この中で、原則1割の負担ということに対応する中で、国は先ほどもお答えさせていただきましたように、低所得者に対する軽減策を国は講じるということではありますが、それらの内容につきましては今まだ国から私どもの方に細部は説明をされておられませんけれども、今後この軽減策の状況を十二分に見きわめながら遺漏のない対処をしていきたいというふうに思っておりますので、先ほどお答えさせていただきましたように、町独自の軽減策ということは現時点で考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、放射線管理センターの件ですが、私もこの件につきましては議員と同じ考えでございまして、地域住民の皆さん方が安心できる対応を図るためにも、基本的に会社が地域に対する説明責任を果たし、また情報の開示を図っていただかなければならないというふうに思っているところでありまして、三者で協定を結んでおりますそのことにつきましても、覚書等々の中で町の果たすべき役割というのは地域住民の対応を遺漏のなきよう対処していかねばならないということで、これらにつきましては、その協議会の参加が幅広く地域の皆さん方が参加して対処していける協議会となっていただくべきであるというふうにも思っております。そして、町の果たすべき役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、JR富良野線につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、例年2月の初めに富良野圏域5市町村と美瑛町との6市町村で、長い間、過去ずっとJR北海道旭川支社に対する要望運動展開を進めてきているところでありまして、観光事業等々に対するJRの支援体制等々も含めた中での要望運動の展開をしております。

その都度、私の方で申し上げておりますのは、富良野線の、議員が御質問にありましたように、美瑛どまりのを富良野までということでお話を申し上げているところでありますが、いかんせん、JRさんの方では現在富良野線に走っている車両が目いっぱいであると、あの車両を富良野まで延ばすと車両台数をふやさなければならないと。しかしながら、現在の富良野線の利用状況を見きわめると、車両台数をふやすと、つくるということを考えると利用度合等々の中でなかなか難しいというようなことから、なかなかいい返事をいただいております。しかしながら、これは今までも重ねて要望してきておりますように、これからも引き続き要望活動を行ってまいりたいと、粘り強く進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、一時保育の問題であります、さきにお答えさせていただきましたように、現在町が16年に策定いたしました上富良野町の次世代育成支援行動計画に基づきましてこのニーズにこたえて、先ほどお答えさせていただきましたように、21年の前期の中で対処していきたいというふうに思っているところでございます。今現在、施設の問題等々もありまして、十分におこたえでき得ないところがあるわけではありますが、そのことにつきましては、施設が狭ければ増築しなさいという御意見であります、これからの少子高齢化の中で我が町の乳幼児の児童の数につきましては、大幅な減少になってきているという実態がございまして、小中学校におきましても、児童数が少なくなってきている、就学以前の乳幼児の数も減ってきているというような状況の中で、今多額の財政投資をして増設をしていくと、あと1年か2年するとあいてくるというような状況下の中では、なかなか私としても進めていけないという状況にありますので、現状を十二分にその定数の緩和等々を含めながら、国の緩和施策等々も含めながら現状に合った中で、最大限の対応を図っていくように努力をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長(中川一男君) 教育長、答弁。

教育長(中澤良隆君) 9番米沢議員の上富良野小学校の将来計画についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、第4次総合計画につきましては、平成20年度までであります。この間での対応は現在難しいというふうに押さえているところであります。この後の第5次総合計画が平成21年度から始まるわけですが、ちょうどこのころは1線校舎が建てってから50年を経過するというような年数にもなるわけでありまして、この中で大規模改修で延命を図るのが、また全面改築を行うのか、18年度中にある程度の方向性を見出した中で、教育委員会といたしましては、平成21年度からの第5次総合計画のできるだけ早い時点で、何らかの対応策が位置づけられるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

議長(中川一男君) 再々ございますか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 障害者の自立支援の問題でもう一度お伺いいたします。

この間町の行政のあり方で、国の流れに沿ってはよく制度の改正を行われるのですが、しかし、実際こういう住民の求められております負担軽減策、介護の問題でもそうなのですが、なかなか国のいわゆる制度で軽減されているという形の中で、制度を利

用していただければ軽減されるという形で、制度があるから町独自では行わないということが基本的な町の考えで、この間そういった問題に対しては一向に改善しようとしないのですよね。ここに私もっと置かれているこういう人たちの現状を知ったときに、本当に心を痛めるというようなことを感じておられないのではないかとこのように考えているところです。

先ほども言いましたが、障害年金の2級の上限というのはもう示されています。恐らくこの上限で来るのだと思うのですね、国の方では。負担額というのは大体低所得者の1で1万5,000円で、所得者の2では1万4,600円、一般では3万7,000円ぐらいのいわゆる施設利用をした場合だとか、サービスを利用した場合の原則という形で来るのだと思うのです。こういうことを考えて先ほどから何回もつこく言いますが、低所得者軽減という形で言われているのですが、この6万6,000円から2割もこの生活費がやっぱり減額されると。残りのやはり家族構成もいろいろあるにしても、この問題とらえて言えば、もう生活保護世帯の基準を満たないという状況だと思うのです、70歳にしても。平均40歳なら、まだ50歳でも高くなりますから。やはりこういうことを考えたときに、医療費がこういう方多くは重度であったり、やはり働くことができないという重度の方が多いわけですから、そういうことを考えたとき、今まで医療費についても、部分についても、この給食費が所得制限、いわゆる免除されていたのが今回の制度の中で給食費という形で実費負担が導入されるようになっていきます。

それで、そういう状況の中でやはり生活をやっていくとなると、相当きついということは明らかだというふうに思うのです。そういうことも含めて、町としてはこういった部分に対する低所得者のいわゆる18歳未満でもいいです、そういった部分のやはり軽減策をとって、対策をとるべきだというふうに思いますので、この点もう一度お伺いいたしますし、先ほどもお聞きしましたが、今の制度というのは所得に応じてではなくて、一律1割負担原則になっておりますので、不平等という点では町長言いましたけれども、どのようにお考えなのかお伺いしておきたいとします。この点もう一度答弁求めたいと思います。

次、一時保育の問題では、確かに入所児童の入所者の動態は当然勘案しながら政策展開をしなければなりません。もう一度明確にさせていただきたいのは、21年度までに計画に位置づけられるという形で答弁されております。実際、町長は、この21年度ぎりぎりまでこれをきちっと制度化される用意が

あるのか、この点明確にさせていただきたいというふうに考えているところです。この点明確にさせていただければ、本当に利用される方も本当に行政の利用する制度として本当にありがたいという声が聞かれるのだと思いますので、この点もう一度どう思うのかお伺いしておきたいとします。

次に、農業者の問題で言えば、農業後継者がいないという形の離農も当然その中にあるのだと思います。私、この農業後継者がいなくなった背景というのは、町長も御存じのように、やはり農業政策の転換、確かに自分で努力するという部分もあるのだろうと思いますが、やはり多くはこういう農業が続けられないというような所得保証、価格保証がどんどん削られていったと。こういった部分もやはり大きくこの農業後継者がいなくなった要因としてあるのだろうと思います。そういうものが今度の制度改革の中ではさらにそういった部分の見直しで、小面積の農業者は農業をやれないという状況、保証がありませんから、こういった状況になってきています。やはり基本は自由化を全部が制限できないにしても抑制して、個人経営でも小さな農家でもやはり農業をできるような経営対策という形の中で、しっかりとした農業づくりをやっていかなければだめなのだろうというふうに考えておりますので、町長ということも踏まえて答弁しておられると思いますが、もう一度この点について、国に対するやはり具体的な課題を持ちながら、よく具体的にどうなのかと聞きましたら、町長余り出てこなかったのですけれども、よく農業者と懇談して、町長みずから聞いて対策を講じて要望をあげていただきたいとしますので、この点最後になりますが、町長の答弁を求めたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、障害者自立支援の関係でありますけれども、これはある面では受益者負担の原則に基づきます対応と、それから従前の対応の中で原則1割負担ということで進められていくと。言うならば食費等々については他の制度と同じように対処していくということでございます。これらの対応につきましては、今、国が、さきにお答えさせていただきましたように、1割負担の部分についての所得の状況に応じた軽減対策、これが今どのような形で示されるのかというようなことについては細部、私もまだ承知しておりませんので、これらの細部の低所得者に対する軽減策を十分見きわめながら、その対処に沿って町としての遺漏のないように対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜り

たいと思います。

次に、一時保育の件であります。これは先ほど来もお答えさせていただいておりますように、上富良野町の次世代育成支援行動計画の中で位置づけしてあるものでございますので、この位置づけしている行動計画に基づいて、21年に向かってこの対応が図られるように取り進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、農業施策につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、国は農業施策を大きく転換してきているところであります。そういう中にありまして、現在、畑作農業者におきましては自立の対応の中で、その経営を対処しているという部分と、水田農業者において今大きな課題を抱えているというような部分もございます。

町といたしましては、そういった課題を持ちながら、今2月から個別相談をしながら、農業者個々との個別相談を進めながらJAさん等々との関連の機関とも調整を図りつつ、今後は先ほどお答えさせていただきましたように認定農業者の今後の対応と、特に認定農業者から外れた農業者の対策、これは認定を受けなかったから農業ができなくなったというふうになるということでありませぬので、認定農業者としてなれなかった農業者の今後の自立経営を持続できるような、その施策等々につきましても十分今後、議員御質問にありますように農業者みずからの意見、あるいは農業関係者の皆さん方との調整を図りながら、町の施策として基幹産業の推進に努めていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただいております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 全く回復の兆しすら見えてこない地方経済。しかしながら、本州の大都市圏を中心とした一部では確実に回復の兆しがあらわれ、折しも昨日は日銀による量的緩和策の解除が発表されるなど、もはやデフレ脱却とまで報道がなされております。このような現象を見るとまさしく都市と地方の格差が拡大し、地方切り捨てかと思わざるを得ませぬ。

加えて、国の三位一体改革や合併推進などにより、地方を取り巻く環境、とりわけ地方自治体の財政状況の厳しさは今さら申し上げるまでもなく、当町においても例外ではありません。しかしながら、泣き言ばかり言っていたのでは何も切り開くことはできません。今こそあの泥流の中からはい上がってきた上富良野町民の開拓者魂をもってこの難局に立

ち向かい、50年、100年後に引き継いでいけるまちづくりのため、町民一丸となって立ち向かっていかなければならないとを思いをいたし、今後のまちづくりの基本2項目について、町長に御質問させていただきます。

まず、1点目は、維持発展できるまちづくりについてであります。冒頭申し上げましたように、今日、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しく、上富良野町が今後とも自主自立を続け、維持発展を図るためには多くの課題があると思われまますが、中でも特に、町の勢いを維持するための基本は何と言っても人口規模であり、その中でもさらに生産人口の占める割合は大きな要素と考えられ、現在、当町の現状を見ると常態化した少子化現象、農業、商工業の大きな構造変化による若者の町外流出、加えて国の防衛計画の見直しによる当駐屯地の縮減も避けることができないような状況であり、このような状況が続くと果たして我が町の自主自立は本当に可能なかと不安を持たざるを得ませぬ。

財政の健全化を図ることは不断に行わなければなりません。今こそ町長は町民に対し何をもって町をなすのかをはっきりと示し、攻めのまちづくりを進めるべきと私は考えますが、町長の見解と対応策についてお伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、観光行政についてお尋ねいたします。

当町において観光は重要な位置づけであることは申し上げるまでもなく、町を支える重要な産業基盤の一つであります。しかし、近年の観光の状況はこの地域も集客対策に大変苦勞をしている現状にあり、当町においても早急に観光政策を再構築するべきと思っております。

その中でも、十勝岳温泉地区の活性化と町内観光ポイントの拠点化は特に重要ではないかと思われま。まず、十勝岳温泉地区については、特に冬期間の道路条件の悪さから、個々の温泉事業者が必死で頑張っているにもかかわらず、客足は一向に伸びてはおりませぬ。このため、冬場でもだれもが安心して通行できる道路の整備が何よりも重要で、このことに対し早急に強く北海道に対し要望すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、観光ポイントの拠点化であります。現在、町内には民間で幾つもの拠点が整備されてきている状況にあり、このような中、今後も日の出公園を観光拠点として継続していくとすれば、観光目的と都市公園との両立は大変難しいと思われ、当町の置かれた財政状況等を考慮すると、この際、観光拠点の整備は民間活力にゆだね、日の出公園を町民公園として位置づけしていくよう再考するべきと思

ますが、町長の見解をお伺いいたします。

ますます進む少子化の中における人口の確保、常に新しいものを求める観光客の誘致合戦、いずれも並大抵のことでないことは十分承知しておりますが、何ともしも立ち向かっていかなければなりません。改めて町長の力強い御答弁を御期待申し上げ、質問といたします。よろしくお願いを申し上げます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの持続発展できるまちづくりについてであります。議員が認識のとおり、人口減少問題や産業構造の変化、また国の方針による財源の削減問題など、過去に経験のない諸問題が立ちはだかっていることは御案内のとおりであります。

加えて、次期防衛計画による陸上自衛隊の再編に伴う地元駐屯地の縮小が進められようとしていることなど、まちづくりの根幹を揺るがす大変困難な問題が降りかかってきているところであります。

このような懸念材料が現実のものとなる厳しい状況にありますが、町の目指す将来像やその実現に向けた基本的な考え方は第4次総合計画にまとめ上げているところであります。特に町が掲げている3本の柱に関し、今後の行政運営の根幹を揺るがす大問題と受けとめておりますので、当面は影響を最小限に食い止めるようなあらゆる運動の展開を考えていかなければならないと思っております。

しかしながら、すべての行政活動を支えている財政の状況が安定していなければ、町としての持続は不可能となりますので、当面は国の財政構造改革の影響を強く受ける現段階において、大きな誤算とならないよう十分に配慮しつつ、今まさに縮小均衡路線という時期を認識し、施策をとり進めておるところであります。

そのためには、町民皆様の御理解と御協力が不可欠であり、また行政の力量が試されているときであると自覚しており、今後とも自立に向けたまちづくりの諸施策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げましたように、現在は町民も行政もともに大変厳しい変革の時代を迎えておりますが、地方分権時代に合った真の自立した地域社会を町民の皆様とともに作り上げ、地域の地域の元氣を取り戻すことに邁進していく決意であります。

2項目めの観光行政についてお答えいたします。

町は平成元年、「観光によるまちづくり」を旨とし、上富良野町観光開発基本計画、平成4年に十勝岳地域総合開発基本計画を策定し、観光振興を進め

てまいりましたが、バブル経済の崩壊による財政難から計画で示す施設整備は一部を除きほとんどが実現せず、この間、施設建設によるハード指向から、自然や田園風景、温泉などを生かした誘客を進めるソフト面に施策の展開を図ってまいりました。

十勝岳地区の観光については、十勝岳の自然と温泉資源を生かし、民間事業者による施設経営が行われておりますが、冬期間は自然条件の厳しさから観光客等の入り込みも減少する時期にあります。

道道吹上上富良野線は年間10万人以上の方々が利用する主要な観光道路であると認識し、北海道もこれまで改良整備を継続してきておりますが、観光客等の皆さんが年間を通じて安心して通行できる道路整備を北海道を初め関係機関に対し、今後も引き続き要請を行ってまいりたいと思います。

また、日の出公園については、町民に憩いの場を提供する都市公園としての位置づけと、ラベンダー観光の拠点としての二つの要素を持ちながら、役割を果たしてきております。観光シンボルとしての役割を果たす日の出公園のあり方については、今後の利用動向を十分踏まえながら議論すべきと考えますが、他の観光拠点の整備等については、民間活力にゆだねていく考え方は議員と同様でありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 再質問させていただきます。

まず、1点目の持続・発展できるまちづくりについてでございますが、将来の姿、未来像は、将来像が4次総に示されているというようにお答えいただきましたが、それは私も承知しているつもりでございます。その4次総の実現が私は非常に難しいのではないかという危機感を持っているものですから、改めてそれに向かって打てる手を、対策を打つ必要があるのではないかという観点からお尋ねさせていただきます。

特に、人口減少が及ぼす町に対するダメージは大変厳しいと思われまして、既に清富小学校の廃校、あるいは東中保育所の廃止、それから最近大変問題になっております上富良野高等学校の生徒確保対策を見ても、人口減少が既にこういう形でじわじわと町を窮地に陥れているというふうな実感を持っているものでございます。

特に、人口減少の進み方も、特に懸念されます駐屯地の縮小がなされるとすれば、今日までのような仮に人口が減少したといたしましても、年間100人程度の緩やかな減少ではなくて、階段をおりていくような数百人単位の落ち込みが私は現実のものとして

なってくる心配をしているわけでございます。特にそういうようなことが現実になりますと、商業、特にサービス業の方々などに対する影響ははかり知れないものがありまして、これから議論がされると思われますが、駅前再開発事業などにつきましては、本当に議論ができるのかというような危惧も持たざるを得ない状況だと思えます。

農業関係につきましても、御案内のように来年度以降大きな制度改革がなされることが決まっております、これは極論すればもう国は今後はもう少数精鋭主義にしようといっているようなものというふうに私は理解しております。

これらの諸問題や課題に対し、今からしっかりした対応を構築していかなければ、私は負のスパイラルに陥る不安を感じるわけでございまして、改めてこれらに対しまして町長の見解を賜りたいと思っております。

また、最初の答弁の中で、町長は現在は縮小均衡型の路線でいく時期だというふうにお答えいただいておりますが、私は縮小均衡ではなくて、収支の均衡がとれていれば、そういう財政運営でいいのではないかと。むしろ重要なのは自主財源の確保も含めまして収入をふやす対策も同時に行う必要があるのではないかと思いますので、この点についてもお答え賜りたいと思えます。

いずれにいたしましても、このような状況でいきますと、持続的な上富良野町の自主・自立はかなり難しいと推察され、一度失われました力をよみがえらせるのは並大抵のことではなく、こういう事態に陥らないためにも、私は対応策の根本は仕事のできる場所を確保することに尽きると。要するに人口を減少させないためには働く場所が確保することにもう尽きると思えます。それにはもちろん既存産業の育成や拡大、あるいは異業種の連携もさることながら、新たな企業誘致も大きな要素と考えております。これにつきましては、仮にそういう行動を起こしたにいたしましても、実現に至るまでは5年、10年と非常に長い期間を要するわけで、本当に真剣に取り組んでいかなければならぬのではないかとこのように考えております。

4次総の中でも主要施策に位置づけられております、企業情報の収集と町のPRについても掲げておりますが、これについても本当に真剣に取り組まなければならない重要課題でないかというふうに考えております。この点について、現在どのようなこの課題に対して対応がなされていて、どういう状況にあるのかも、お聞かせいただければと思えます。

町長もお答えされておりますように、今まさに町民が一体となり、将来しっかりと自立できるまちづ

くりを推進するため、私は行政推進体制を現在行革推進事務局ですか、ということで行政改革に対しまして非常に熱心に、また非常にきめ細やかに取り組まれておりますが、その組織にさらにその組織を一步も二歩も前進させて、町を拡大発展させるためのそういう方策も町民の皆さん方に御提案させていただくような、そういうまちづくりを推進する機能もあわせ持つような組織に私は生まれ変わらせていくべきだと思いますが、この点についても町長のお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

次に、2点目の観光行政につきましてですが、十勝岳地区の活性化は上富良野町では唯一宿泊を伴うことができる観光拠点でありまして、しかもあのロケーションは全国的に誇れる場所であるというふうに、町のほこりでもあるわけでございます。

しかし、観光客や旅行者の方々にしてみますと、冬期間交通の不便さなどからして、果たして計画をしても十勝岳温泉を訪ねる計画をしても、果たして計画どおりに行けるのか、あるいは行っても帰れるのかというような不安感があれば、当然敬遠をされてしまうのではないかというふうに考えております。いわば北海道の離島観光と同じような、私は状況ではないかなというふうに理解をしているわけでございます。

町報を私、見させていただきまして、昨年11月の町報だったと思えますが、町長と語ろうで、町長は十勝岳温泉地区の若い経営者の方々とは懇談されておりましたが、その中でも事業者の中から、どのようにして年間通じてお客さんに来ていただけるようにするか悩んでいるというようなことも町長に語っておられております。

いずれにいたしましても、十勝岳温泉地区は上富良野町の観光産業にとって重要な位置づけでございます。その活性化と推進をぜひ図らなければならず、とりわけ道路整備は最大の課題であります。この際、町を挙げて早期整備の実現に向け北海道に対して要望する体制を整備されてはどうかと思えますが、この点についてお尋ねいたします。

日の出公園についてでございますが、日の出公園の上富良野町の観光シンボルとしての役割は、最近のラベンダーまつり、今は花と炎の四季彩まつりと申しますが、観光客の入り込み数を聞いてみても、日の出公園の上富良野町の観光のシンボルとしての役割はある程度、一定程度果たしたと私は理解しております。これからもそのシンボルとして、その役割を持たせ続けるとすれば、さらに相当の投資をしなければ後発の、方々にできております新しい観光スポットに対抗していくことはできないというふうに私は理解しております。

そういうことで、今後は早急に町民との協議を十分進めていただきまして、都市公園としての位置づけとして、町民の憩いの場として親しんでいただけるよう、私は位置づけをしていくべきではないかというふうに考えておりますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の持続発展できるまちづくりについてであります。議員御質問にありますように、懸念しておりますように、私も先ほどお答えさせていただきましたようなことで、大きな課題を抱えながらまちづくりの根幹をなす人口の減少ということは大きく、私自身も気にとめてこれからのまちづくりについて、大きな方向転換をしなければならない時期が来るのかなというふうに思っているところであります。

第4次総合計画の中で当時1万2,800近くの人口を持ちながら、私といたしましては、当時、これからのまちづくりは人口をふやすということではなくて、人口をいかに減らさないでいくかということを中心に掲げながら、減少規模にある人口の対応を、当時としては多くの皆さん方におしかりを受けたところでありますけれども、第4次総計の最終年度の平成20年度に1万2,500の人口を目標人口として掲げたと。現在の人口よりも少ない人口を目標人口として掲げたことに大きくおしかりを受けてきたところであります。それがもう既にその平成20年の目標人口に到達してきていると。昨年の国勢調査におきましては1万2,352人ということで、非常に減少率が大きいと。1995年から2000年の平成12年の国調におきましては、5年間で74人の減、率にして0.57%という少数で、北海道内でおきましても減少率の非常に低い町村ということで位置づけられていたところですが、現在は3.6%の減少率ということで、大きな減少率を迎えたということは町にとりまして大きな課題であると。これはひとえには少子高齢化と、少子と、これが大きく左右しているなというふうに思っておりますのは、当時からしますと上富良野町の出生の数が非常に減ってきているということも大きな要因をなしている。そして加えて、やはり流出人口というものが大きいなというふうに思っております。

これらの人口減少をいかにとめるかということが大きな課題であります。これからは私といたしましては当初掲げたように、人口をふやすということ

は当然でありますけれども、なかなか難しいと、いかに減らすのを少なくするかということを中心に置きながら、まちづくりを進めていかなければならないなど。そのためにも、議員から御質問にありました農業施策の問題だとか、いろいろな部分で企業誘致の問題だとか、そういったものを十分に見きわめながら、今後のまちづくりの方向を定めていきたいというふうに思っております。

今、現在そういったことに対応するにつけても、何としても多額の財政投資を図って対処するということが非常に難しい状況にありまして、今日まで先ほどもお答えさせていただきましたように、縮小の状況での財政運営をしているということでございますので、この成果を今行財政改革の中で何とか財政運営を基盤に乗せつつある中で、これをほごにするような財政運営は今後もでき得ないというふうに思っておりますので、この現在の限られた財政の中で何としてもこの4次総計の対応を進めていながら、まちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

おかげさまで、4次総計の中で財政的に厳しいからということで、第5次総計の中に先送りした部分の大きなものとして、議員からも御質問のありました駅前周辺並びに中心市街地の整備につきましては、今総計の中で財政的に厳しいということで、次期総計に先送りさせていただきました。

そして、また加えて図書館の建設、これにつきましても財政的に厳しいということで、次期総計に先送りをさせていただいたところであります。何か現在、図書館につきましては今期総計の中で、御案内のとおり公民館の改修ということを含めて図書館整備を進めさせていただいたということと、もう一つは、文化会館の建設、これにつきましても今期財政的に厳しいということで、次期総計に先送りさせていただいております。しかし、このことにつきましても関係機関の皆さん方の御理解をいただきながら、保健福祉総合センターの中に多目的ホールをつくりまして、そこを何とか文化連盟の方々や、そういった文化会館としての位置づけとはいきませんけれども、その利用がなされるような形で対応させていただいているというようなことで、これらの部分については先送りはしましたけれども、何とか曲がりなりではありますけれども対処できたなど。これからは大きな課題として私抱えておりますのは、駅前と周辺と中心市街地の対応について、何としても次期総計に向かっての方向性を定めていきたいというふうに思っているところであります。財政的に厳しい中で財政運営を破綻にすることのないような運営を重点に置きながらまちづくりを進めて

いく。そのためには、議員から御提言もありました組織機構等々の改革につきましても、今後也十分見きわめていきたいと、御提言を受けてこれらの部分についても検討をしていきたいというふうに思っております。

御案内のとおり組織機構改革につきましては、平成16年の4月から改革をさせていただきまして、スタッフ制をとって今日に至っているところでありますが、今年度、18年度におきましては、2年間実践をいたしましたので、この組織機構改革に伴います検証を十二分に今年度対処して、新たな19年度に向かっての組織機構の見直しを進めていきたいと、再編をしていきたいというふうに思っているところであります。この現状の組織機構を今年度・18年度検証しながら進めていく予定でありますので、そういった折におきましてもまた議員の皆さん方の御提言、御指導等々も賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それで、続きまして、観光行政であります。

十勝岳温泉地区の方々とは、若者たちと懇談をした経過につきましても、議員から御質問ありました若者たちも一生懸命になって努力をして、経営者の皆さん方も努力をしておりますけれども、いかんせん、思い通りにいかないということが悩みでありました。町といたしましても、そういった方々の現状を見きわめながら支援できるものは支援しながら協力体制をひきつつ対処していきたいと。今回も、「富良野・美瑛人になる」の2月の事業の中で、十勝岳温泉地区の皆さん方が大きなイベントを計画し実行して、誘客対応に努力をしているということでございます。これらにつきましても、何とでも我が町にある温泉施設としての対応の中で、より一層利用の促進を図っていけるような体制を支援していかなければならないというふうに思っております。

昨年度、17年の上期の我が町の観光客の入り込み状況は、既に御案内のとおり2.7%ほど全体的にはふえました。しかしながら、十勝岳地区につきましては、残念ながら95.43%と大幅な減少になっていると。これが何に要因するのかということにつきましては、議員の御指摘にあります道路環境等々もあるのかなという気もしますが、いろいろな面で見まして、我が町の状況からして、この4地区、十勝岳地区、深山峠地区、日の出地区、その他の地区ということで、四つの地区に分けて見きわめてみますと、他の地域は全部大幅な伸びをしていると。ところが十勝岳地区についてのみは大幅な減少をしているということでありまして、これら

の対策についても十分懸念があるということから、地域の温泉経営者の皆さん方と懇談をさせていただいた経緯もありますので、そういったものを生かしながら、今後十勝岳温泉地区の対応について取り進めていきたいというふうに思っております。

御指摘のありました道道吹上線の改良につきましては、これは毎年北海道の方に、土木現業所の方に要望を展開しております。今、下の方から順次改良工事が進んでおります。今、先の方の温泉地区の方の大きなカーブ等々につきましても、これらの改修についても数年前からお願いを申し上げまして、あそこは特定保護地域でございますので、環境省や営林署等々の方向性の現地調査もさせていただいて、方向性のある程度北海道としての対応も進めてきているところでありますので、これらの上の方の部分の改良についても要望しておりますが、対処していただけるものと期待をいたしておりますが、これが環境省や何かの調整が進んで年月がたってきております。北海道も財政的に厳しいということで、なかなか事業採択が難しいようではありますが、これも粘り強く要望展開をしながら道道吹上線の改良工事を進めさせていきたいというふうに思っております。

次に、日の出公園の件であります。議員御提言のとおり、先ほどもお答えさせていただきましたように、日の出公園というのは非常に町民の憩いの場としての都市公園でございます。その中でラベンダー園を造成して、たまたま観光シンボルとしての観光施設としての営業をしていると。しかし基本は町民の憩いの場の都市公園でありますから、今後その都市公園としての対応を進めていきたいというふうに思っているところであります。

あの日の出公園周辺の整備につきましては、多額の財政投資を図ってきておりましたけれども、私といたしましては、御案内のとおり、都市公園の整備はもうこれで完了したということで、ちょっと記憶定かではありませんが、16年から多額の財政投資をする都市公園整備につきましては中止をいたしまして、日の出公園は都市公園としての整備は終了したということで位置づけしております。

そういうようなことから、今後この日の出公園につきましては、都市公園としての整備をしながら管理運営をしていきたいと。ただ、そのことの波及効果として、観光の拠点として維持できるものがあるとするならば維持対応していきたいと思っておりますが、観光拠点としての整備を進めていくつもりは持っておりません。

そういうようなことで、この観光拠点につきましては、議員と同じように私といたしましては、それ

その施設における民間活力によって対応していただくように期待をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 再々質問させていただきたいと思いますが、本当に町の懐ぐあいが大変だということはもう本当にもう、寝言にも言うぐらい認識しております。

ただ、かといって、こういうことだから座して死を待つのかということにもなりませんので、私何点が申し上げさせていただきましても、財政投資をするばかりが政策でございませんので、例えば今の行革推進事務局体制を、町長お答えもいただいておりますが、さらに次のステップのための方策を提案するような、そういう組織に衣がえも、これもお金かかることでもありませんし、そういうこともぜひ取り組んでいただきたいことだなというふうに考えております。あるいはちょっとお答えいただけませんでしたけれども、企業誘致も私も人口これからどどんふやすというような環境にないことは百も承知です。しかし、維持をしていくということはもうすごく大切なことだと思いますので、過去にも幾つかの大きな企業が三つ、四つ上富良野に立地してくれておりますが、今思えばその立地が今日の町をやはり支えてたんだということで再認識させられるのですよ。

そういうことから、10年後に向けて今からそれも大して財政投資を必要とするわけではございませんから、そういう種をぜひ町長にまいていただきたいというふうに、これもお願いしたい事柄でございます。

それから、十勝岳の吹上道路の件であります、この道路整備は私は何としてもこれはやっぱり早急に実現を図るべき大きな上富良野町にとっての課題だと。と申しますのは、冒頭最初に申し上げましたが、唯一温泉が出て宿泊もできるということで、お金を落としていただける産業として、なりわいとして立派にあそこは将来性を秘めているというように思うものですから、ぜひ道路の早期整備の実現のために、先般上富良野高校の改築実現するために、町民挙げてああいう運動を展開したわけですが、ぜひ私はあの道路の整備についても同じような手法で町として取り組めないかということ、再度お尋ねしたいと思います。

それから、日の出公園につきましても、町長も御理解をいただいているように私も理解しております。ぜひ町民のための公園として町民だれもがゆったりと楽しんでいただけるような方向にハンドルを

切っていただければというふうに思っております。

ただいまお尋ねいたしました、まず組織体制の行革推進室をさらに組織を一回りも二回りも工夫して、まちづくり推進のための組織として位置づけていただけないかと。それから、企業誘致についてもぜひしっかりとした政策をもって、これから進捗していただけないか。それから、もう1点、十勝岳の道路整備の早期実現に向けて体制整備が図れないかということで、3点御質問させていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の組織機構の改革につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、19年度に向けて、今検討を進めていきたいということでございますので、議員の提言も受けながら、組織の再編について取り進めていきたいと思っておりますので、そういったことを考慮しながら改革を進めていくつもりでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

2点目の企業誘致につきましては、先ほどもちらっと触れさせていただきましたけれども、今までの景気低迷の中で非常に厳しい国の景気状況の中におきましては、そういったことに対する対応が非常に厳しかったわけでありまして、御案内のとおりこの地域はまだその兆しは見えてきておりませんが、既に国内的には景気が回復したというような状況でございますし、先ほど議員の御意見にもありましたように、昨日、日銀は量的緩和は解除したというようなことで、日本の景気は回復したというような方向になってきておりますし、そういったことで北海道に対する進出企業も非常に自動車関係含めて出てきております。昨日の高橋知事の答弁の中にもありましたように、地元企業の振興を図っていくために、そういった進出企業との連携等々も図っていききたいという北海道の意向もございまして、我が町におきましても、そういった部分も含めながら、今後この組織機構改革の中で、そういった部署等々につきましても十分検討をしていきたいというふうに思っております。

今、現在、我が町におきましてもそれぞれに定住したいという方々につきましては、いろいろと町の方にも照会がありますので、そういった方々の対応についても進めていきたいし、今、町の方にお話あります関係からすると、例えば定住するためにも農地の問題、施設を建てるのに農地の転用の問題等々について町も便宜を図ってほしいというような要望もありますので、そういったことも含めながらこの



人口の減少に対する少しでも歯どめをきかすような対応を進めていきたいというふうに思います。

また、道道吹上線の改良工事につきましては、これは毎年私も北海道の方に強く要望をしておりますし、今、現在、北海道も年次的に改良工事を下から進めておりますので、これらの部分を含めながら今後もあの急カーブの改修等々も含めて、道道吹上線の改良につきましては粘り強く土木現業所、北海道の方に働きかけていきたいというふうに思っておりますので、また皆さん方のお力もおかりしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日の出公園の件につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、今後、現在も町民の憩いの場としての都市公園であります。たまたまその都市公園と兼ねて観光拠点としての対応を進めているところであります。これからはその都市公園としての位置づけをしながら、観光としてどう対処していけるのか、このことにつきましては、今後も議論を重ねながら進めていきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、15番 山富夫君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を20分といたしまして、再開を午後3時からいたします。

午後 2時37分 休憩

午後 3時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第3 議案第22号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第22号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程されました議案第22号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1点目としまして、下水道法の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第70号関係）の条文繰り下げに伴う町条例関係条文の改正でございます。

2点目としまして、下水道法施行令の一部を改正

する政令（平成11年政令第435号関係）の中にダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）が平成11年7月に公布されたことに伴い、下水道法施行令の一部が改正され、規制項目にダイオキシン類が追加されたため、除害施設の設置にかかるダイオキシン類対策特別措置法の規定による水質規制の基準等規定整備を行うものでございます。

3点目としまして、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第213号関係）の中に、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、平成13年7月に下水道法施行令が一部改正され、特定事業所からの下水の排除にかかる水質規制の項目にアンモニア性窒素等が追加されたのに伴い、除害施設の設置等に関して条例で定めることのできる水質の基準にも、この項目が追加されたことにより、関係条項の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第22号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道に関する条例（平成2年上富良野町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中、「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に改める。

第12条中、「第4号」を「第5号」とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1)アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5、第1項第1号のただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。

第13条第1項第4号中、「沃素消費量」を「よう素消費量」、沃をかな字に改め、同条第2項第1号中、「それぞれ当該各号に定める数値」を「政令第9条の10、各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」に改め、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3)アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、1リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5、第1項第1号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第23号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第23号上富良野町地域包括支援センター条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第23号上富良野町地域包括支援センター条例につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年4月施行の介護保険法改正によりまして、これまで介護保険事業の果たす役割として、要介護者等の自立支援を目的とし、保険給付を中心に運営を進めてきました。

しかし、団塊世代の大量退職を初めとする超高齢化社会に高齢者の生きがいや地域生活の安定に加え、介護保険の安定的運営を目指し、要介護状態を可能な限り阻止するため、介護予防に力点を置いた事業運営へと軸足が変化されてまいりました。

高齢者が住みなれた地域でその人らしく、尊厳のある生活を送るためにも要介護状態を予防する対策や高齢者の状態に応じた必要適切な援助・支援を包括的に行う機関の設置が義務づけられたことから、現行の在宅介護支援センターを移行し、地域包括支援センターとして設置するために、本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文を追って説明いたします。

議案第23号上富良野町地域包括支援センター条例。

第1条は、当該支援センター条例制定の目的を定めるものであります。

第2条は、支援センターを設置する法的根拠を定めるものであります。

第3条は、支援センターの名称と保健福祉総合センター内に置くことを定めるものであります。

第4条は、支援センターが法の定めにより行う事業として、第1号では、被保険者が要介護状態などになることを予防するため、心身の状況などに応じ適切な事業が包括的・継続的に提供されるよう援助することや、被保険者の生活実態の把握、保健・医療・福祉関係施設等の情報提供、連絡調整などの支援、虐待等の早期発見などの権利擁護などの地域支援事業。

第2号では、居宅要支援者に対する介護予防サービス計画の策定のほか、サービス提供事業者との連絡調整等の便宜の提供。

第3号では、そのほか、町長が必要と認めた事業を行うことができることを定めるものであります。

第5条では、利用対象者を町内居住被保険者及びその家族と定めるものであります。

第6条は、委任規定であります。

附則。1、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

上富良野町在宅介護支援センター条例の廃止。

2、上富良野町在宅介護支援センター条例（平成12年上富良野町条例第13号）は廃止する。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） この条例の改正に反対するものではありませんが、今までの在宅介護支援センターをそのまま地域包括支援センター条例に改正することによって、何かただ名称だけの変更になってしまうのではないかと、私だけの心配かもしれませんが、なぜならば、その地域包括支援センターになりますと、総合窓口の設置が必要でありますし、それらの対応は今いる既存の職員で当たるということを前にお聞きしたのですが、私は福祉士の1人設置が必要でないかと考えますし、今度新しく4月から新介護保険になりまして、今度は7段階になりまして予防給付と介護給付とに分かれますし、今も予防事業もやっているわけでございますけれども、課長がおっしゃいましたように、超高齢化に向けての生きがいですが、さらに要介護にならないように介護の予防、この事業をさらに進めていかなければならないとなると、この地域包括センターの役割を担っていくことになるのかどうかという、その運用の方が心配なわけですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上議員の御質問でございますけれども、これまでも在宅介護支援センターの中では十分にそれぞれに相談窓口としてもお受けをいたしてございましたし、これからも包括支援センターとしては当然にしてその対応を図っていくということございまして、現状の職員をもって十分に充てていきたいというふうに思っておりますが、ここ近時になりまして予防管理、いわゆる地域支援事業の関連でその数的制限といいますが、ケアマネージャーが持ち得る数というもの事業所のケアマネージャーにおいては制限を加えられてきたということもございまして、これらにどう対応するかということについては、現在内部の私どもで持ち合わせてございますケアマネージャーを持ったものもおりますので、課の中でその対応をしっかりと考えていきたいということでございまして、将来的にはおっしゃるような社会福祉士という者も要してくる時があるというふうに、現状ではいわゆる高齢者特例、3,000人未満という一つの特例を利用して展開をしようとしてございますものですから、それが超えるときにはどうしても必要になってくるという問題もございまして、これらも十分勘案しながら、急なものでありますので、しのいでいかなるを得ないということに現状なっておりますが、これについてはそう対応してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 国の方ではやっぱり設置に当たっては、しっかり要求を満たすようにということで、19年度でも構わないと、こういうようなことを言っていると思っておりますけれども、何か今課長、しのいでいろいろとお考えいただいているとは思いますが、やっぱり今度包括センターとなりましたら、今までの業務より確かにふえることも多うございまして、そういった面ちょっと心配するところなのではございますけれども、今の状況でいけるというようなことではございませぬか。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上議員の再質問でございますけれども、私どもが先ほど申し上げましたように、19年度でいいとは言いながらも、実質事業が展開されていくということを私どもとしてはとらえてまいりまして、少しでもそれらのこれまでも進めてまいりました予防ということについては、課をあげて対応していきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 似たような質問になるかと思うのですが、今回地域の包括支援センター設置にあわせて、運営協議会等の設置も当然義務づけられているかと思っております。この運営協議会等については、介護の包括支援センターの運営等における指導、あるいは設置等について協議できるというような重要な役割、またサービスの公平、公正を保つという点での監視チェック機能を向上させるためのチェック機関でもあるという重要な機能を持っていると思うのですが、この設置等についてはどのようなのか、お伺いいたします。

それと、今後人員の配置という点では、将来的には増員ということも当然予想に入れた現在2名体制という形の配置かというふうに思いますが、現行制度の中では将来いわゆる新予防給付の中で事前に介護認定にならない、そういうための新予防給付制度の実施という点で、ますます保健師やケアマネージャーのいわゆる役割というのは重要視されてくるかというふうに思います。

現在このケアマネージャーにおける策定に当たって、おおむね50名ぐらいの設置基準だと思いますが、今度改正に当たってはその制限が恐らく外されて、受け持ち範囲が聞くとところによりまして、300名当たりまではいいのではないかなというふうなことも言われておりますが、やはりこういう2名配置という形になって問題だと思うのは、いわゆる地域の相談窓口であったり、家族がいわゆる介護で困ったときの相談受け入れ体制という点でも、相当な役割を担って、そこに人がいないということでは困ると思しますので、やはりこういうことも含めた人員配置という点では今後、現在2名だと思いますが、すぐ3名体制に移行できるような余地はないのかどうなのか、この点についてちょっとお伺いしておきたいと思うのと。あとこれケアプランについては委託ができるという形になっているかと思っております。それで、委託した場合、この在宅介護の地域包括支援センターにおける報酬額というのは、どの程度いわゆる改善後と制度が改正された後の報酬額というのはどのように改正されてきているのか、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問でございますが、まず1点目の運営協議会の関係でございますが、これにつきましては現在介護保険の事業運営協議会がございまして、この方々にこの運営協議会も含めてといいますが、あわせて充てさせていただくという方向をとらえてございます。これ

らの要綱整備を今進めてございまして、4月段階からまた論議をしていただく予定をいたしてございませぬ。

それから、人員配置の関連につきましては、先ほども申し上げましたように、課内でのいろいろな財政整備を整えながら支援体制をつくり上げて対応していきたい。先ほど議員御発言の、そこにいないというようなことのない体制を努力していきたいというふうに思っておりますので、その辺のことにつきましては御心配をかけないように努力してまいりたいというふうに思います。

それから、委託した場合のその包括支援センターの報酬ということでございますが、ちょっと私も今その部分については持ち合わせてございませぬで、大変恐縮であります。この報酬額の決定については少し前だったものですから、大変恐縮ですがその点についてはわかったときに、またお伝えを申し上げたいということで御了承をいただきたいと思ひます。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 人の配置については今後の恐らくケアマネージャーあるいは保健師等の受け持つ人数等が今後ふえてくるのだらうと思ひます、間違いなく。こういう体制の中で、現在の2名体制という形の中で、現在はいいとしても将来はきちっとしたその人員体制をとれると、とってもらえるということというのは、ある程度今回の条例設置の中には2名だけれども、将来的にはそういう変動があった場合については人員配置等についてはふやせると、ふやしてもらえるということの方向で検討していただいているという形で受け取ってよろしいですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の人員配置の関係について私の方からお答えさせていただきたいと思ひますし、もう今既にそういう実態については、問題なきよう対応しているところでありますし、今後におきましても、そういう対象者の増加ということが考えられますので、今、担当課長から申し上げましたように、十分相談の業務に事欠くことのないように、町長においてその動向を見ながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてますので、御理解をちょうだいしたいと思ひます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。  
原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第26号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第26号上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第26号上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

昭和33年に東中地域の農繁期における手足緩和と小学校入学準備対策として開設以来47年間、地域保育の拠点として役割を担ってまいりましたが、近年の少子化現象が地域内にも急激に進行をしたため、その存廃について地域との協議を重ね、平成18年3月末日をもって廃止することで合意いたしましたことから、当該条例を廃止するものであります。

なお、現入所保育児のうち継続して保育所への入所を希望される場合は、町内の認可保育所に入所いただくこととし、保育環境の激変緩和策を講じてまいります。また、現在へき地保育所として利用いただいております施設につきましては、今後一部改修を行うことで地域利用の合意を得ているものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第26号上富良野町立へき地保育所条例を廃止する条例。

上富良野町立へき地保育所条例（昭和44年上富良野町条例第24号）は廃止する。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上で提案といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第26号を起立により採決いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、特別多数議決の案件であり、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。

出席議員は、議長を含め17名であり、その3分の2は12名であります。

本件を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者 起立)

議長(中川一男君) ただいまの起立者は3分の2以上です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第27号

議長(中川一男君) 日程第6 議案第27号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第27号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成17年に子育ての支援機関として設置し、町内の子育てや療育に対する支援活動を推進してまいりました。

平成18年度よりこれまで上富良野小学校に場を借りまして開設しておりました幼児の言葉のおくれ等に支援を行ってまいりました「ことばの教室」を「子どもセンター」に統合し、発達段階に応じた総合的な療育体制を整え、専門性の高い適切な相談や療育支援を進めるに伴い、制度活用などで北海道の事業名称の改正に準じ、母子通園センターから発達支援センターに改め関係条の整備をしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第27号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例。

上富良野町子どもセンター条例(平成17年上富良野町条例第8号)の一部を、次のように改正する。

第1条から第8条見出しを含むまでの規定中、「母子通園センター」を「発達支援センター」に改める。

第4条及び第5条中、「通園」を「通所」に改める。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますよう

お願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第28号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第28号上富良野町保健福祉施設整備基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第28号上富良野町保健福祉施設整備基金条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成11年保健福祉総合センター建設を目的とし、その建設に要する経費の財源に充てることを目的として設置されました当該基金につきましては、保健福祉総合センターの平成15年度から16年度の本体施設整備、平成17年度の外構整備を終了し、基金のすべてを支消したことから、当該基金条例を廃止しようとするものであります。

なお、基金の支消経過につきましては、平成15年度9,100万円、平成16年度1億330万円、平成17年度2,603万8,000円で、総額2億2,033万8,000円でありました。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第28号上富良野町保健福祉施設整備基金条例を廃止する条例。

上富良野町保健福祉施設整備基金条例(平成11年上富良野町条例第5号)は、廃止する。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第31号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第31号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第31号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

スクールバス路線のうち、清富線におきまして本年3月末をもって清富小学校が閉校になるため、運行区間及びバス停留所に関する事項について、所要の変更を行うものであります。

また、里仁・江幌・静修線につきまして、11月中の降雪により運行区間の一部路面が凍結し危険性を伴うことから、運行の安全確保のために冬期間運行始期を1カ月繰り上げるよう変更する内容で、本条例の改正を提案するものでございます。

以下、議案朗読しながら御説明してまいります。

議案第31号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例。

上富良野町スクールバス条例（平成16年上富良野町条例第24号）の一部を、次のように改正する。

第5条第1号につきましては、清富線の運行区間に関する規定でありまして、空知郡上富良野町3746番160地先、括弧書きの規定の改正であります。「清富小学校」を「旧清富小学校」に改めるものであります。

同条第2号につきましては、里仁・江幌・静修線でありまして、冬期間運行の始期について「12月1日から」を「11月1日から」に改めるものであります。

別表1につきましては、清富線中のバス停留所名、「清富小学校」を「清富会館前」に、また里仁・江幌・静修線、括弧書きの12月1日から翌年3月31日までの間の記述中、「12月1日から」を「11月1日から」に改めるものであります。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行

する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第38号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第38号富良野広域串内草地組合規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第38号富良野広域串内草地組合規約の変更の件につきまして、提案理由を申し上げます。

串内草地組合においては、富良野広域串内草地組合収入役事務兼掌条例を制定し事務を取り扱っておりますが、収入役の廃止に伴いまして副管理者がその事務を兼掌するため規約の変更を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第38号富良野広域串内草地組合規約変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、富良野広域串内草地組合規約を次のとおり変更する。

第8条の関係でありますけれども、第8条の4項につきましては、組合に収入役を置かずその事務を副管理者が兼掌する旨の規定でございます。

第8条第1項、それから同条第3項及び第9条につきましては、収入役廃止にかかる文言の整理でございます。

附則。この規約は知事の許可があった日からいたします。

以上、説明といたします。

御審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第39号

議長(中川一男君) 日程第10 議案第39号上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第39号上富良野町母子通園センター事業事務委託に関する規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

先ほど、議案第27号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の御議決をいただきましたことから、子どもセンターで開設いたしております療育部門の母子通園センターが中富良野町からの受託を含めて運営いたしておりますので、本町と中富良野町で定めております規約についても母子通園センターを発達支援センターに改めようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第39号上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約の変更の件。

地方自治法第252条の14の規定により、上富良野町母子通園センター事業委託に関する規約を次のとおり変更する。

上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約の一部を変更する規約。

上富良野町母子通園センター事業の事務委託に関する規約(平成15年3月12日議決)の一部を、次のように変更する。

題名中、「母子通園センター」を「発達支援センター」に改める。

第1条中、「母子通園センター」を「発達支援センター」に改める。

附則。この規約は、平成18年4月1日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い

いたします。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 休 会 の 議 決

議長(中川一男君) お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日から16日までの6日間を休会といたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月16日までの6日間を休会することに決しました。

#### 散 会 宣 告

議長(中川一男君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

ただいま決定いただきましたとおり、明日11日から3月16日までの6日間は休会といたします。

3月17日は、本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の3月13日から16日の4日間は、予算特別委員会をいずれも午前9時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時40分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年3月10日

上富良野町議会議長                      中    川    一    男

署名議員                      清    水    茂    雄

署名議員                      徳    島                      稔



平成18年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成18年3月17日（金曜日）

議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 18号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 19号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 20号 上富良野町国民保護協議会条例
- 第 5 議案第 21号 上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 第 6 議案第 24号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 25号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 29号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 30号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 33号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件
- 第 11 議案第 34号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
- 第 12 議案第 35号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
- 第 13 議案第 40号 監査委員の選任の件
- 第 14 平成 17 年第 4 回定例会付託  
議案第 9号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件
- 第 15 予算特別委員会付託  
議案第 1号 平成 18 年度上富良野町一般会計予算  
議案第 2号 平成 18 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3号 平成 18 年度上富良野町老人保健特別会計予算  
議案第 4号 平成 18 年度上富良野町介護保険特別会計予算  
議案第 5号 平成 18 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 6号 平成 18 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 7号 平成 18 年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算  
議案第 8号 平成 18 年度上富良野町水道事業会計予算  
議案第 9号 平成 18 年度上富良野町病院事業会計予算
- 第 16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第 17 発議案第 1号 町長の専決事項指定の件
- 第 18 発議案第 2号 上富良野町情報共有と町民参加の自治条例
- 第 19 発議案第 3号 旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見の件
- 第 20 発議案第 4号 平成 18 年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見の件
- 第 21 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

遅参議員（1名）

5番 小野忠君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 尾 岸 孝 雄 君  
 教 育 長 中 澤 良 隆 君  
 教育委員会委員長 増 田 修 一 君  
 総 務 課 長 佐 藤 憲 治 君  
 産 業 振 興 課 長 小 澤 誠 一 君  
 農業委員会事務局長 米 田 末 範 君  
 保健福祉課長 田 中 博 君  
 建設水道課長 岡 崎 光 良 君  
 教育振興課長 垣 脇 和 幸 君  
 町立病院事務長

助 役 田 浦 孝 道 君  
 代表監査委員 高 口 勤 君  
 農業委員会会長 松 藤 良 則 君  
 企画財政課長 北 川 雅 一 君  
 税 務 課 長 高 木 香 代 子 君  
 町民生活課長 尾 崎 茂 雄 君  
 会 計 課 長 越 智 章 夫 君  
 ラベンダーハイツ所長 早 川 俊 博 君

議会事務局出席職員

局 長 中 田 繁 利 君  
 主 査 大 谷 隆 樹 君

次 長 藤 田 敏 明 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 17名)

### 開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

これより、平成18年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日、平成18年度上川南部消防事務組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、御審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

予算特別委員長から、平成18年度各会計予算について、審査結果の報告がありました。議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、議案第40号と諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 岩 崎 治 男 君

4番 梨 澤 節 三 君

を指名いたします。

### 日程第2 議案第18号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第18号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(佐藤憲治君) ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成17年の人事院勧告により、国家公務員につきましては、既に昨年の1月に給与構造を改革するための関係法律が改正され、本年4月1日施行されることになっております。このことから、人事院勧告の内容に基づき、本町の職員についても労使間において協議を重ねてまいりましたが、国家公務員の給与の改定内容に準じて改定することで合意しましたので、本条例を提案するものであります。

今般の人事院の給与構造改革の勧告による本条例の改正内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第1に、地域の公務員給与が、それぞれの地域の民間給与水準をより適切に反映したものとなるよう、官民の給与格差が最も大きい北海道、東北地域を基準として、給料表を平均4.8%引き下げ改定するものであります。

具体的には、おおむね30歳以下の若手のスタッフ層については引き下げは行いませんが、中高年齢層に対して、平均7%を引き下げることとなります。このことにより、給与カーブのフラット化が図られるところでございます。

第2に、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与とするため、行政職については1級、2級及び4級、5級をそれぞれ統合し、現行の8級制から6級制へ給料表の級構成の見直しを行うものでございます。

第3に、現行の1号給当たりの昇給額は額が大きく、勤務実績をよりの確に反映して昇給させることが困難であることから、現行の号給を4分割し、昇給制度の見直しを行うところであります。この改正による影響額は、全会計で約3,700万円の昇給抑制となるところでございます。

このほか、自動車により通勤する者に係る通勤手当について、支給階層区分間の不均衡を是正するため、支給額の改定を行ったところであります。

以下、条文ごとに要約して説明してまいります。

議案第18号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

まず、改正条例の第4条につきましては、職員の昇給の規定を、国の改正内容に準じて条文を改正するものであります。

内容につきましては、職員の昇給については、規則で定める日に、同日前1年間における勤務成績に応じて行うものとし、昇給の号給数を4号給とする

ものですが、55歳を超える職員については2号給とするなど、昇給規定を改めるものであります。

次、2点目の第10条であります。通勤手当の支給額の見直しの改正であります。

改正の内容につきましては、これまでは国に準じて5キロメートルごとに定額で支給していたものを、階層区分間の不均衡を是正するため、自動車等の使用距離1キロメートルにつき475円を乗じて得た額を支給することに改めるものでございます。

3点目の第19条につきましては、期末手当の算定基礎額に加算する役職段階別加算額の適用を受ける職員の職務の級について、現行は4級以上となっておりますが、この条例による給料表の級構成の見直しにより、現行の4級は新給料表の3級に対応することから改めるものであります。

なお、この期末手当、役職加算の加算率につきましては、規則で定めておりますが、現行から2分の1程度の引き下げの改定を行い、人件費の削減を図ったところでございます。

4点目は、別表第1で定めています行政職給料表及び別表第2で定めています看護職給料表につきまして、国に準じて職務の級及び号給の構成を見直した給料表の内容に改定したところでございます。

また、別表第3で定めています行政職の級別職務分類表につきましても、別表第1の行政職給料表の改定を行い、現行の職務内容に対応し、改正を行っております。

次に、附則について申し上げます。

まず、第1項につきましては、改正条例の施行期日を本年4月1日からとするものであります。

附則第2項から第6項までは、職務の給与や給料表が変わることにより、職務の級、号給の切りかえ、最高号給を超える給料月額切りかえ方法を初め、施行日前の異動者の号給等の調整方法などを規定してございます。

附則、第7項から第10項までは、給料の切りかえに伴う経過措置として、現給を保障する規定であります。

内容につきましては、切りかえ日の前日から引き続き職員であって、その者の受ける給料月額が切りかえ日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほかに、その差額に相当する額を給料として支給することとするものであります。

附則第11項では、平成18年度に限り、昇給する号給数について、特例措置を定めております。

内容といたしましては、切りかえ日から昇給時期を統一化するまでの期間が9カ月となることから、昇給の号数を1号給引き下げ、4号給を3号給に、

2号給を1号給として、改正後の条例第4条第4項の規定を適用し、昇給させる規定であります。

附則第12項は、必要な事項を規則で定めるよう委任する規定であります。

附則第13項につきましては、この給料条例の改正に伴いまして、上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じることから、附則で改正するものであります。

内容につきましては、第6条で規定しております育児休業の職員が、職務に復帰した場合の職務復帰後における給与等の取り扱いについて、現行ではその職務に復帰した日または1年以内の昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、または昇給に係る機関を短くすることにより調整を行っていましたが、これらについて、号給により調整するよう改めるものであります。

以上で議案の説明といたします。御審議賜り、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点が御質問させていただきます。

職員組合とも一定の合意があるということの話でありましたから、それを踏まえて質問させていただきますが、今回の第4条4項の中に、昇給の条件として勤務成績が良好な者という形の中で、その判断というのはどういう基準に基づいて勤務成績が良好だというふうに判断されるのか、この点お伺いしたいと思います。

次に、30歳以下についてはまでは上がるが、以上についてはそう上がらないと。いわゆる職制が上がるにつれて部分的に上がる部分あるのだろうと思うのですが、子育て部分で一番お金等がかかる部分であり、1人当たり平均したらどのぐらい減額要素になるのか、この点。

もう一つは、地域手当という形の中で、都心部については官民格差をなくすという形で、民の方が比較的給与体系が変わってきたという形での話だったかと思いますが、それに準じて、都市部については引き上げるが、地方においてはそれほど官民格差、逆に官の方がまだ高いという状況の中で、そういう地域手当的なものはないという形の中でなっておりますが、現状は構造的な不況という状況の中で、どちらにしても大変な生活実態が見受けられますので、そういう意味では、本当に公平なあり方なのかという点で疑問が感じますが、この点は今回の制度改正の中でどのように考えておられるのか、この点

お伺いしておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、昇給に当たっての勤務成績の判断というような御質問でありますけれども、これにつきましては、現行で、要するに昇給前1年間の勤務が良好だというものの判断であります。それは1年間におけるの休み、要するに休暇等が特に4分の1以上を超えない部分についての勤務成績の状態が良であるという判断であります。

それから、子育てに係る費用で、30代の後半、40歳前後の方の層の減額の額はどれぐらいかというような御質問だったと思いますが、これにつきましては、40歳で大体1万2,000円、減額幅で3.3でございます。50歳代で6.4%ぐらいの減額幅で、ここについては約2万7,000円ぐらいの減額というような形になります。

それから、3点目の地域手当に関連した御質問だったと思いますが、これにつきましては、人事院勧告に基づいた今回の給与改定の内容というのは、先ほど申し上げましたように、官民格差の最も大きい北海道、東北地域を基準とした今回の改定となつてございまして、要するに東京とか大阪あるいは札幌も該当になると思いますが、これらの都市部におけるの民間給与との差の部分で、国家公務員によっては地域手当という部分を適用するようなことで規定しておりますが、北海道、特に町村においてはこういう地域の給与の実態に応じた部分で、今回の改定となっているところであります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 昇給における条件ということで、休みが4分の1を超えるというような表現になっておりますが、これはその家庭においてさまざま家庭の事情、あるいは体の事情があつて、大変難しい評価の部分ではないかなというふうに思うのですが、ましてや勤務成績良好という基準で言えば、いわゆる一般の企業と公務員というのは違う、住民に対するサービスの提供を行つていまして、単純に休みだとか何とかで割り切れるものではないし、ましてや一般の企業と違い、サービスの提供の仕方も根本的から違いますよ。一般で言えば売り上げが達成すれば、ノルマが達成すれば100%、120%という形になりますけれども、そういう違いというのは当然考えられますので、そういうことも含めて制度の中に生かすべきだというふうに思いますが、単純に民間に準じた形の中での成績評価ということにはならない部分もあると思うのですが、この点はどのようなのでしょうか。単純に4分の1以上の

休みを超えてとった人については、休みが多ければ多いほどだめだということなのですからけれども、それは体のことだとか、急に体調が不良になるということも考えられますので、そこら辺はどういう、この算定に当たって考慮されるのか。その判定に当たっては、どういう人たちが判定のメンバーに入つてされるのか、この点伺つておきたいと思つています。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の御質問にお答えします。

勤務の成績評価につきましては、御案内のとおり、まずこれから制度化するわけでございますので、今回の人事院勧告に基づきます現行1号給を4分の4号給にするような形で、細部の運用につきましては今後ということでございますし、といいながら今現行でもいろいろ職員の勤務の実態に応じて、いろいろマイナス要素がある場合については、現行でもそれなりの評価をするということでございますので、人事評価制度の確立の間、現行を踏まえまして、今申し上げましたようなケースについては、一定程度昇給の段階で考慮せざるを得ないということでもあります。

ただ、広くおのおの勤務実態を見て評価することにつきましては、いろいろな角度から制度議論が必要でございますので、余り踏み込んだ形で、この4月以降運用できない実態を御承知かと思つていますが、そのようなことで制度の議論を今後するというところで、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思つています。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 勤務評価の関係で、休暇が4分の1以上とつたというような、今、助役の答弁では、これからまた細部調整をするということですから、言うならば年次休暇のことを指していると思うのですね。これは労働基準法で決められて、その労働者の健康維持のために、それから休むことによってその次の仕事のエネルギーを発揮すると、そういういろいろな部面から労働者の権利として確保されていて、それが4分の1以上とつたら勤務評価の言うならば対象にすること自体が私はおかしいと思うので、これから再検討するというところで、検討するということであるから、その項目はぜひ除いてほしいという意見でございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 11番中村議員の御質問にお答えします。

ただいま議員が申し上げられるような制度的な有

給休暇については、私どもにおきましてもいろいろなケースを想定しまして、その取得の促進に努めているわけでございますので、それが今のような形で、一方でペナルティーをかけるということについては、非常にわかりにくい運用でございますので、そういうことはないということを前提に、制度議論しなければならないというふうを考えているところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 今、マイナスという言葉が出ましたけれども、これからプラスという方向のことも評価に入って行くのかということ一つですね。

それから、休暇の件なのですが、4分の1、あと残ったのは買い上げでもするのか、その辺のところ、この2点についてお尋ねします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の御質問にお答えします。

成績評価については、今、私どもも具体的な構想持ち合わせてございません。国段階でも今いろいろと制度議論されているようでございますので、あと、道なり他団体の状況も踏まえながら、慎重に考慮しなければならないというふうに思います。

したがって、今段階で個々具体的なケースを想定してございませぬので、申し上げることできないことをひとつ御了解いただきたいと思っております。

あと、休暇の関係でありますけれども、休暇の残余につきまして買い上げするというようなことは制度上想定できてございませぬので、そういうことにはならないというふうに思います。私どもも有給休暇については、いろいろと公務の能率を図るための元気回復とか、いろいろな場面で運用もされてますし、逆に、さらに限度までの取得を促進するという形で、大いに制度の普及を図っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） 他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第19号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第19号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

現行の規定におきましては、町議会議員及び町の行政機関、附属機関の委員の方々が、町内で開催される会議に出席した際、日当1,000円が支給されておりますが、近隣の市や町に出張した場合の日当につきましては、既に不支給となっておりますことから、この不均衡を解消するために町内日当を廃止するよう、本条例別表の改正を行おうとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第19号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員等の旅費に関する条例（昭和36年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中、日当括弧書き1日の部、道内の款、町内の項を削る。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第4 議案第20号及び

### 日程第5 議案第21号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第20号上富良野町国民保護協議会条例の件及び日程第5 議案第21号上富良野町国民保護対策本部及び緊急対

処事態対策本部条例の件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま一括議題として上程いただきました議案第20号上富良野町国民保護協議会条例、議案第21号上富良野町国民保護対策本部及び緊急処事態対策本部条例につきまして、提案の要旨を申し上げます。

提案いたします2条例につきましては、外国の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための避難、救護、被害の最小化の三つの柱を基本として、国、都道府県、市町村の役割を定めた武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法が平成16年9月に施行されたことにより、この法律の規定に沿って条例を制定しようとするものであります。

まず、上富良野町国民保護協議会条例であります。国民保護法において、市町村国民保護協議会の設置が義務づけられるとともに、この協議会について、市町村国民保護計画等市町村区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議することの役割が規定されております。このことに基づく協議会の組織及び運営に関する事項につきまして、市町村条例で定めることになっておりますことから、本条例を制定するものであります。

なお、本町の国民保護計画につきましては、国の基本指針を受けて、北海道が既に策定しております計画に基づき、平成18年度中に策定を予定しております。

次に、上富良野町国民保護対策本部及び緊急処事態対策本部条例についてであります。国民保護法においては武力攻撃事態、または緊急処事態が起きた場合、市町村に国民保護対策本部、または国民緊急処事態対策本部の設置が義務づけられております。その組織・運営については市町村条例で定めるよう規定されておりますので、本条例を提案するものであります。

なお、国民保護対策本部は、地上部隊の上陸、ゲリラや特殊部隊、弾道ミサイル、航空機攻撃の四つの武力攻撃に対応するために設置するものでございます。また、緊急処事態対策本部は、四つの武力攻撃に準じた手段によって、殺傷や破壊が行われた場合などに設置されるものであります。

それでは、以下、議案ごとに条文を要約して説明してまいります。

議案第20号上富良野町国民保護協議会条例。

第1条では、国民保護法の規定に基づき、上富良野町国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とすることを規定しており

ます。

第2条では、上富良野町の協議会委員の定数を25人以内とすること及び専門委員の任期について定めております。委員の構成については、上富良野町防災会議と同一構成を基本と考えてございます。

第3条では、会長に事故があるときの職務代理者の選任方法について定めております。

第4条では、協議会の議長及び招集、会議の成立要件、議決要件を定めております。

第5条では、協議会に幹事を置くことと、その任命方法及び任務について定めております。

第6条では、協議会に部会を置くことができること及び部会を置く場合の部会委員、部会長及び職務代理者の選任方法について定めております。

第7条では、本条例に定められていないものについては、協議会での議決に委任する旨を定めております。

また、附則第1項で、条例の施行日を平成18年4月1日とすること。

附則第2項では、協議会委員に支払う報酬について、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の項目を追加する一部改正を規定しております。

続きまして、議案第21号上富良野町国民保護対策本部及び緊急処事態対策本部条例。

第1条では、この条例の制定目的を規定しております。

第2条では、国民保護対策本部長及び副本部長並びに本部員の事務分掌と任命方法について定めております。

第3条では、本部会議の開催と出席者について定めております。

第4条では、必要に応じて本部に部を置くことができる旨と、部員と部長の選任方法などについて定めております。

第5条では、出先や事態発生現場に現地対策本部を置き、そこに配置する現地対策本部長と現地対策本部員の選任方法などについて定めております。

第6条では、この条例に定めのない事項については、国民保護対策本部長に委任する旨を規定しております。

第7条では、第2条から第6条までの規定を上富良野町緊急処事態対策本部について準用する旨を規定しております。

附則においては、施行日を公布の日とすることと定めております。

以上で、議案第20号及び議案第21号の説明といたします。御審議賜り、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。



議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第20号及び議案第21号を一括して質疑に入ります。

質疑を受けます。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点か、20号と21号にかかわってお伺いいたします。

今回の国民保護協議会条例、あるいは本部設置条例、二つ、同じ形の中で発動、連動されておりますので、今回の想定されている有事というものについて、どういう条件のときに有事が発動されるのか、この点についてお伺いいたします。

また、その発動において、有事が発動されるという指揮権については、どなたが握っているのかお伺いいたします。

次に、この協議会の中で、今後、上富良野町における国民保護法のあり方の条例というものがつくられるかというふうに思います。審議されるのだろうと思いますが、この審議の過程の中で、普通でしたらこういう条例等については議会の議決が伴うわけなのですが、今回の保護条例設置に当たっては、議会との関係ではどういう関係になるのか、この点お伺いいたします。

さらに、お伺いしたいのは、万が一有事が発生したというような場合は、町民はどのような避難態勢をとって、どのように守られるのか、この点についてもお伺いいたします。

次、国民保護対策本部長という形ではありますが、この本部長というのは、いわゆる防災会議で言えば町長かというふうに思いますが、有事の場合を想定した本部長という形ではありますが、この場合は、町長が本部長に任命するのか、副本部長についても助役という形になっているかと思いますが、副本部長はどのような方が任命されるのかお伺いいたします。

この設置に当たっては、恐らく道や国の保護条例のもとに、これを立案するということが説明員の方でありましたので、一般的には、従来でしたら防災については、あくまでも自治体の条件に合った形の中で、その条例等については地域住民の命と財産を守るという立場から、地域バージョンという形の中で防災計画が立てられておりますが、今回の武力攻撃事態に当たっては、そういうことが可能なかどうか、この点。

さらにお伺いしたいのは、国民動員法に基づいて行政、一般の国民が万が一有事が発動された場合に対しては、どういう責務と義務を負うのかということについてお伺いしておきたいというふうに考えま

す。

同時に、それとあわせてお聞きしたいのは、それを拒んだ場合、嫌ですと、そういうことについては、私は戦争、あるいはそういうものについては嫌ですという形になった場合は、罰則規定等があるのかどうなのか、この点お伺いいたします。

いろいろ読んでいますと、建物の、いわゆる有事の場合については、必要であれば除去、撤去できるというようなことも盛り込まれていますが、それは事実としてそういうことが想定されて、実際そういうことが行われた場合については、条件が合った場合については、建物についても本人が嫌だと、壊すなどと言ってもそれは国、あるいは地域を守るために防衛の拠点として、ここは、例えばわかりやすく言えば、対策本部として必要な場所だと。ここは第一線で攻撃、上陸してきた部隊を撃つたところにとって必要な形だという形の中で、そこに建物があってこれは邪魔だということになった場合は、その撤去というのは本人の意思にかかわらず行われるのかどうなのか、これらの点についてお伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問、かなり多くございましたが、お答えさせていただきます。

1点目の協議会が発動される時、どういうときかという部分であります。御質問でありましたけれども、これは先ほど提案説明で申し上げましたように、外国からの武力攻撃等で地上部隊とか、あるいは航空機とかミサイルとかと、そういうようなパターンの想定した部分で攻撃がされる場合とか来たときには、当然、それは国の方において内閣総理大臣が発動いたしまして、要するに指揮権を発動するというので、それに基づいて都道府県、それから市町村にそれらについての指示・伝達が行われてくる所でありまして。

それから、協議会につきまして、議会との関係の御質問でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今、防災会議の機関が23機関から防災会議の委員となって、これらの部分についての審議をする方たちは、この協議会の委員という形で国民保護の協議会ということで、そういう位置づけで考えてございます。

したがいまして、国民保護協議会につきましては、当然、委員のメンバーには入ってございませんけれども、いずれにしてもこれらの国民保護協議会の策定の過程においては、当然、議会にもこれらについての素案の段階での御提案とかという部分は、当然させていただかなければならないというふう

承知しているところであります。

それから、万が一、有事が起きた場合、町民の行動についての御質問でありますけれども、これにつきましては、先ほど国より有事の事態の発動がなされて連絡来ましたら、当然にして市町村においては、区域内の住民に対して避難の誘導をするというのが市町村に課せられておまして、これらの安全に避難の周知を、指導を図っていくというようなことになっておまして、仮に有事があつて避難先等での町民に対しては当然生活の必需品の提供とか医療の提供、これらについて救援ということで住民に対しては、それらの措置が講じられることとなっております。

次、5点目、現地対策本部長であります、これは上富良野町の現地対策本部でございますので、その長は町長であります。副本部長につきましては、これについては、本部長が指名するというところでございます。

次、有事が発動されまして、これについて、要するに国民に対しての責務、どういうことがあるのかという部分の御質問であつたと思ひますが、これにつきましては、住民の避難とか、先ほど被災者の救援の援助、消火活動、負傷者の搬送等の部分、それからもう一つは、避難に関する訓練への参加とか、こういうようなことに対して国民に協力をお願いすることとなっておりますが、これにつきましてはあくまでも任意ということで、これについての拘束力はございません。市町村等の要請に基づいて、住民の方が協力していただいたときの、例えば負傷したりした場合については、その損害を補償するというようなことにもなつてございます。

それともう1点、最後であります、有事が発動されたときに、要するに国民の権利の部分での対処ということでの御質問であります、例えば住宅等の収容施設等の確保するために、土地や家屋等を確保するというような必要があるという場合は、当然にして、その所有者の方に同意を求めて使用するというようなことであります。罰則という部分は特に私も承知しておりませんが、正当な理由なくて拒否したときは、これは国の発動で使用するというようなことになってございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今の答弁の中で、明らかになつた点があると思ひます。一つで言えば、有事の際の建物の撤去という形の問題では、理由がなければ、これは強制的に、罰則的規定があるのだというふうな話であります。今回の国民保護法計画をつくる義務規定の中の第34条と第35条の中に、課せ

られた住民避難計画だけではなくて、そこに病院や学校、公民館、いわゆる地方自治体の関連する施設、また自衛隊法の103条では、有事の場合には土地・施設の収容、物資の収容・保管命令、土地の取り上げ、あるいは強制収容を明記しているわけがあります。

そういう意味で、既にこういうことですから、担当者が説明するような事態ではもうないと。あくまでも国の命令に従わなければ、それは否応がなしに罰則、いわゆる国民としてはどうなのかなという形の判断に立つわけですから、こういう恐ろしい内容が、住民に知らせられないまま通つてしまう。

あるいは今の答弁でももう一つ問題だと思つたのは、議会に対しては、あくまでも報告だという形の内容がありました。住民にとって命や財産を守るといふ必要なものであれば、議会に対して報告だけではなくて、審議を求めるといふことも当然なければならないのに、報告だけで済ませてしまうと。それで何がしかの代表が集まつたから、そこで審議したから国民、あるいは町民で言えば町民の同意が得たという判断に立つて、これを推し進めるといふ問題点があると思ひますが、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

また、この間、有事の問題について総務省の消防庁の担当者は、このように言っています。都道府県国民保護モデル計画についてという報告の中で、大規模な国家間の戦争や日本への着上陸進行の可能性は非常に低いため、武力攻撃事態としてこうした想定を論じることに空理空論があるのだと。だから、小泉総理から特に注文があつたとして、テロやミサイル攻撃などの強調点を持ち込んだことを得意げに挙げたと。ですから、この条文の答弁のとおり、他国から武力攻撃を受けるということは、まず万々万が一ないと。だからそういうことをもつてして地方自治体にこういう条文規定をつくらせる、行動計画をつくらせるというのは、なかなか担当者も何をやっていいのかわからないというようなことです。

それで、そういうことでは困るので、そこにテロやミサイルということ限定すれば、これは大変だという形になって、こういう条文をつくるのが国民の中に受け入れられるのではないかということの説明がありました。ですから、この解釈をとつても、まさに国民行動計画の戦争有事を想定した計画というのは、全く理にかなっていないと思ひますが、この点はどうでしょうか。

また同時に、沖縄県議会でこういうやりとりがありました。担当の課長も述べていましたように、避難誘導するのだということ、万が一有事があつた場合に、言つておりましたが、これは沖縄の担当部

局の部長の話であります、知事も議会も答弁してありますが、沖縄の経験をかんがみると、有事事態に国民、県民を保護するというのはいかに困難であるかということが、沖縄の歴史をとってみても明らかだと。現地のいろいろな人の声という形も載っていますが、防空ごうに国民が避難したとき、これを中から追い出されてしまうと、権力によって。あくまでも有事が優先しますから、国民の避難どころではないと、そういうことなのですよ。

ですから、あなたが言うような町民を守れるという点でも大きな問題を残して、守れるどころか国民は本当に保護されないという問題があります。こういうことを考えたときに、今回の条例制定というのは問題があると思いますけれども、これらの点についてどういうふうなお考えなのか。

それと、本部長・副本部長の規定であります、恐らく有事の場合は、恐らく町長は、失礼かもしれませんが、現地に座っている感じになるのではないかと。そこに自衛隊のあるいはそれにかかわるような、いわゆる国から派遣された指揮権を持った強い人が出てきて、そこで指揮をとるという形に恐らくなるのだらうと思いますが、副本部長の任命については、どなたがつくのかという点では、町長である本部長が任命するという形でなっているだけで、これら等についてもよくわからないのですが、本部長というのはついでから副本部長推薦するのですか。もしも本部長は、事前にそういう場合想定して決められるのですか。そこはどのような解釈になるのか、お伺いしておきたいというふうに思っているところです。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の御質問にお答えします。大変数ある御質問でございますので、ちょっと順不同することについて御勘弁いただきたいと思ひます。

最後の本部長・副本部長の位置づけの関係については、私ども今想定しているのは、自然災害を想定した対策本部というのは体制確立されていますので、その姿を念頭に置いて、今、上程申し上げています対策本部につきましてもそういう形で進めることが、ベターではないかというふうに考えているところであります。

それと、国民保護計画の関係で議会とのかかわりでございますけれども、保護計画につきましては、今現在、国から複数パターンを示されてございまして、それらを念頭に置いて、ここの地域に今どういふものが合うのか。それから、今、議員がおっしゃられるように、地域実情からいってどういふ考慮が必要なのか、そういうことを十分検討しながら、御

意見もいただきながら決めますので、ある意味ではまた議会の皆さん方からも御意見いただくような機会が、その過程の中ではあるかもしれませんので、そういうことで町長におきましてもできるだけ幅広い意見をちょうだいしながら、この協議会において進めるということが今想定されるものであります。

それと、国の官僚のコメントもありましたが、私どもの地方の段階において、なかなかそういう角度のコメントはできないわけでございますので、その点は御容赦をいただきたいと思ひますが、いずれにしても一番大事なのは、国民保護法に基づきまして町長が法に基づきます任に当たるわけでございますので、そういう任務を果たせるような方向で十分備えることが重要だと思ひますので、そういう法の決まりに基づきまして、淡々と物事を進めていくことが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

それから、避難誘導等々の関係もございしますが、議員もおっしゃられているように、想定する事態が非常に我々この地域で発生のできないようなことの想定でございますので、それが法の想定ということを理解してございますことから、いろいろな場面で主権が制限されることは、これは国益なり公益のことを考えると、当然あり得るのだらうというふうに思うところであります。

いずれにしても国民保護協議会の中で、さまざまな角度から議論をして、当町の国民保護計画を策定するわけありますので、今、ちょうだいした御意見等につきまして私どもも念頭に置きながら、こういう協議会の中で御審議を賜るよう、心がけていきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういう実態のない、ましてやどこが攻めてくるのかわからないというような事態の中で、保護計画をつくること自体に問題点があるというふうに思ひますが、立場上、そういうことははっきり言えない部分もあると思ひのですが、私、そのように感じておりますが、町長は保護法の制定に当たって有事というものはどのように感じておられるのか、お伺いしていきたいと思ひます。

もう1点は、土地・建物については今回の中でも書いてありますが、本当に強制的に収容されるという恐ろしい中身で、それに従わなければいわゆる罰金も科すということが明記されておりますので、こういうところに本当に国民をないがしろにした、平和であるというのがあってほしいというのなら、政治や外交でこそ平和の願いを届けるべきだし、こういう法案をつくれればつくるほど他国をさらに挑発す

るものだと思いますので、この点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

ましてや議会とのかかわり而言えば、あくまでもそれは話でこういう内容で作りましと、意見を求めますということがあったとしても、今、この間の答弁のやりとりでも明らかになりましたけれども、いわゆる従わなければだめだと、強制収容だと。国益のためにだということになれば、何も国民の意見だとか町民の意見だというのは、既に議会の意見も通らないという形になってしまうのですよ、助役、そういう問題を含んでいるこの条例を、制定していいのかどうなのかということが疑問として残るわけです。

そういう意味で、私は、こういう危険なもの、あくまでも空理空論の中で行われようとしている武力攻撃に備えた事態というのは、本当に戦前を思わせる、そういうような内容だと思っております。この背景に何があるのかということですが、一般新聞を読んでみただけであればおわかりのように、アメリカが武力攻撃を今イラクだとかで進められています。それに連動して、日本の自衛隊員や国民を総動員して、その支援を行うという目的のいわゆる日本版です、これ。そういうものを現憲法9条があって、これが速やかに今までは解釈憲法という形の中でいろいろな条文つくって、この憲法をないがしろにしてみました。その後、さらにあの憲法を破棄して、あるいはこういう条文をつくって、それをさらに進めようというのがねらいにあるわけです。

日本は、多くの国民を戦争で亡くしましたし、第2次世界大戦の中で、多くの世界の人たちが悲惨な思いをして、そして日本の憲法9条が、平和憲法が出てきたわけですから、こういうことを考えたときに、町はこういう条例に対して国に速やかに、条文制定についてはやめろという必要があると思いますので、町長、この点についてどのようにお考えですか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、国防と外交は国の専決事項でございますので、自治体でそれを論ずるということにつきましては、なかなかそぐわない部分があるのかなというように思っております。議員の考え方というのは、よくわかりますが、その議員の考え方を地方自治体で議論し合うということとはなかなか難しいと。何かの機会に御質問受けたと思いますが、お答えさせていただきましたように、法律が定まって、北海道条例が定まって、それに従って市町村条例を制定することでございますので、私といたしましては、

法律に従いましてこの条例を上程させていただいているということでございます。

そういった現状の中で、いろいろな課題を議員がお考えのこと、また私もここでこういうことが、議員もしあるぞということの一つ一つ御呈示申し上げるわけにはいきませんが、あくまでも法律として国が所管する国防の面においてこうであると、万が一こうなったときには、町民の生命を守るために自治体としてどう対応するかと。町民の生命を守るためには、自然災害もこういった人災もすべてにおいて、地域挙げて保護していくことが前提でありますので、そういう観点から法律に従った条例を上程させていただいているということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。今の納得しましたか、3回なので、納得しましたか。納得していないですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 国民保護法の関係、それから緊急処理事態の関係でございます。

いずれにしても、今、町長の言うように、国の方針が決まられて、それに基づいて都道府県が計画をするとか、都道府県の計画に基づいて地方自治体が計画を策定するというのは、これも一応、法律の中で義務づけられているので、僕はある面をやむを得ないという気がするわけです。ただ、この法律が衆議院・参議院を通過する段階で、それぞれ地方自治体の防災会議と一体になるようにというような決議がされていて、それに基づいて今、防災会議と一体ということになられているのだと思うのですが、その中で専門委員の関係。一応、23名で25名以内ということのと、専門委員の関係は防災会議では、専門委員はどこから出すということになっているのです。上富良野町の防災会議条例では、専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員、上富良野町の職員、関係公共団体の職員、関係地方公共団体の職員及び学識経験者ということになっているので、一応、上富良野での保護協議会の専門委員2名というのは、これに準じた形で選出されるのかということがまず第1点。

それから2点目は、副本部長の取り扱いなのですが、防災会議条例では、会長が事故あるとき、あらかじめその指名する委員がその職務を代理をするということに明文化、そういうふうになっております。しかし、防災会議運営規定では会長の職務代理、第2条防災会議の会長に事故あるときは、会長というのは町長ということになりますので、あるときは防災会議以下、委員である上富良野町助役がその職務を代理すると。そうすると、片や職務代理、

片や副本部長ということになると、一種緊急的な形であれば副本部長という、どちらかが防災会議の方で副本部長ということにしておくのか、そのまま職務代理としておくのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、専門委員の方の想定のお質問でありますけれども、防災会議においては今そういうような規定となっておりますけれども、国民保護協議会におきましては、有事においての対処における専門有識者とかそういうようなこともあろうかと思ひまして、現時点ではどういう方をというのは想定にありません。専門委員が必要になったときに、ということ、そういう考え方のもとに専門委員ということの規定をここに定めてございますが、そんなようなことで御理解賜りたいと思います。

それと、副本部長の取り扱いの御質問であります。これについては、今、防災会議においては職務の代理というようなことの御質問であります。国民保護対策本部におきましては、職務の代理である助役が副本部長に携わるといふようなことの押さえであります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それであれば、あくまでも助役が職務代理者という防災会議の規定を設けてやるということになるということと理解してよろしいかと。

それからもう1点、この法律が制定された以降、防衛庁の防衛局防衛課防衛政策課事態対処法制室長の島田さんという人が言っているのですけれども、市町村の国民保護法協議会、これに自衛隊に所属する者を委員に任命するときは、防衛庁長官の同意を得るといふことに、この方が言われているのですけれども、その点はいかがでしょう。いかがということは、そういうこととやるということと理解していいのでしょうか。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の御質問であります。市町村の国民保護法協議会のメンバーの御質問でありますけれども、今、御質問のとおり、自衛隊等に関しましては、防衛庁の同意を得るといふような、協議するといふようなことになっております。そういうようなこととございます。

副本部長については、そういうようなことで、助役が当たるということと御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 右に寄って左に寄って、国歌も歌えないというのを何とか真ん中というような状況で今こういつているのかなと。また、ミサイルが落ちたときには、自衛隊はスコップ担いで行って、災害派遣で行くといふような法も改正しようかなといふようなあらわれかなと思ひてお聞きしていただきましたのですが、これ大事なことかなと思ひます。

というのは、酪農ヘルパーの方が拉致をされております。拉致名簿にきちっと上がっているのですよ。拉致をされているということは、主権を侵害されていることにほかならないのですね、これははっきりしております。名簿に上がっております。これは、そういうようなところ甘かったのではないかなといふことでもって今これにいつていると思うのですが、ここでこの地域のことを考えますと、ゲリラとかそれといふのはいかながかな、それよりも生物関係、それから化学ですね、そういうようなところあたり、これから検討されるのかと思ひます。けれども、水源池なんかに生物剤あたりといふようなことは、これは非常に恐ろしい話になりますから、平時でもこれは考えなければならぬことかと思ひますが、それも今後考えられると思ひますけれども、先ほども拉致といふところからして、平時、ふだんの情報の収集ですね、そういうようなことについてはどのようにお考えになられるのかなと、今、お聞きしていつて考えたのですが、いかがでしょう。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 梨澤議員の御質問にお答えします。

なかなか具体的にお答えしにくい点がありますが、情報の収集については大変重要なこととございますので、いろいろなケースで情報の収集の機関があるのかないかは、非常にケースごとに違ってくるかと思ひますが、私どもできる限り自治体としましても町長におきましては、町民の生命・財産を守るといふ観点からすると、そういう事態に至る過程、その間の情報収集については努めてしなければならぬといふふうに思ひますが、いかにせん情報をみずから得るといふよりは、情報を受ける側でのケースが多うございますので、国、あるいは道との関係の中で、そういうことも声に出しながら収集に努めることを心がけてまいりたいといふふうに思ひていつるところでございます。

議長（中川一男君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 私は、この条例は必要なも

のというふうに認識をしております。国破れて山河あり、城春にして草木深しでないけれども、国が破れて残ったのは山と川だけで、春うらの緑が茂って、そこに人間の営みがなければ平和な国とは言えないわけであります。このために、こういう事態に備えて、町民を避難誘導させると、それで防災と緊急事態との全然様相が違うわけです。防災の場合は地域限定ですから、これは自衛隊の全面協力得ることができるでしょう。しかし、緊急事態の場合は、方面・地区によっては部隊の移動というものが考えられます。したがって、その場合は、自衛隊の協力は全面的に受けることはできないと思います。したがって、その辺の自衛隊の協力を受けられないときの対処要領についてはどのように考えているのか、避難誘導についてはどう対処するのかということにお伺いをいたします。

議長（中川一男君） 今のやつですね、最初にこれは賛成ですと言ってしまっているの、質疑するのがおかしくなってくるのですけれども。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 8番吉武議員の御質問にお答えさせていただきます。

私ども経験としては、自然災害のみの経験でございますので、これから大いにいろいろなことを想定しながらのさきの議員ではないですけれども、情報収集の中で、そういう情報も得ながら事態を想定して、いかに対処するかということにつなげなければならないというふうに思っているところであります。

今、こういう時代でございますので、その事態がどうかによりますが、特定のものであれば当然広域的な市町村間の協力をいただかなければならないでしょうし、当然、地元の自衛隊駐屯地につきましても災害と同じように、相当町としましても綿密な関係の中で、そういう支援を受けるということになるかと思えます。想定しましたらきりございませんので、そういう経験の中でいろいろ一つ一つ幅出しをしてシミュレーションをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、本議案第20号と第21号に対して、反対の立場から討論をいたしま

す。

今回の条例案は、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づく、また、その後策定された国民の保護に関する基本計画に沿って、地方自治体が2006年度中に、それぞれ国民保護計画を作成するために整備をするよう求められているという条件の中から出てきております。しかしながら、これらについては緊急事態の想定も含めて、多くの問題が残されているのではないのでしょうか。国民の保護に関する基本趣旨においては、我が国に対する本格的な侵略事態発生の可能性は低下していると言いつつ、大量兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロの進展、組織活動ということの新たな脅威へという形の中で対応を迫ろうとしているものであります。

また、防衛計画大綱からは、日米安全保障体制を基調とする米国との緊急な協力関係を一層充実させるなどとした文書も見受けられるように、この間の経過からも明らかなように、これらの意味するところは日本に対する直接脅威の可能性は低下しているにもかかわらず、アメリカに協力し、国際テロや大量核兵器などの脅威と戦うために海外まで自衛隊を派遣させる、また、それとあわせて国民を総動員するという内容のものであります。

さらに、そうした危険な状態をつくり出しながら、国民保護法の名のもとに地方自治体にも参加を呼びかけ、責任を負わせ、市民を管理し、動員していくという中身であり、絶対許されるものではありません。この間、明らかにされた問題というのは、地方自治体が国民保護計画や避難計画をつくらうにも、米軍の軍事行動や自衛隊の支援行動派遣、どのように行われるのか示されていないという点でも問題があります。米軍の軍事行動は、平和・有事を問わず、日本国民にとっては機密事項とされて隠されているという問題がたくさんあります。

地方自治体は、計画をつくらうにも架空の計画にならざるを得ません。また同時に、論議の過程でも明らかになったように、地方自治体の意見というよりは国が定めた指針に基づいて、結局、国の方向に計画をつくらざるを得ないという状況になります。その中でも問題なのは、市民・町民がそれにかかわって建物強制撤去という形の中で徴用されるということになった場合に、それを拒否することもできないという大きな問題点が残っております。

そういう意味では、私は改めて今回の条例案に反対するとともに、また、今、日本がとらなければならない態度というのは、平和的・外交的に、そして多くの世界の国民と共通の理解のもとに、平和の理念を推し進めてこそ、国民と町民の命・財産を守れ

るものと考えています。町長は、また、国のことから、これは地方自治体が口を挟むことではないようなことを述べました。しかし、これはことこの条例が制定されれば町民にかかわる問題であり、大きな重大問題であります。

そういう意味では、国のことであると同時に、町民のことでもあります。そういう意味では、私は、改めて地方自治体にもこのような矛盾がある条例制定に対しては、国にはっきりと物を言う、こういう姿勢を求めて、反対討論といたします。

議長（中川一男君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） 国民保護法に関する2条例案に対する賛成討論をさせていただきます。

私は、国民保護法に関する2条例案に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、条例の対象となっている国民保護協議会は、平成16年6月公布と同年4月施行の国民保護法に定める市町村に、市町村国民保護協議会を置くという義務規定に基づく必置機関であります。この協議会の組織及び運営に関する必要な事項については、条例で定めることになっていることから、上富良野町国民保護協議会条例を制定するものであります。

また、国民保護対策本部等については、国民保護法に規定する市町村国民保護対策本部の設置に関する閣議決定に基づき、市町村国民保護対策本部を設置しなければならないという義務規定により設置するものであり、この設置内容の大半が法で定められているものであります。

新規制定しようとする上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は、法に規定されていない運営内容についてのみ本条例で定めるものであります。上富良野町議会が、法令遵守の立場にある以上、上程された2条例の制定に対して、反対を表明する余地はないものと考えてところであり、加えて国民保護法や事態対処法で想定されている武力攻撃事態については、あってはならないものと考えますが、発生を回避するためのあらゆる努力を外交や国防の面だけでなく、国民の意思として持ち続けることが必要であります。

しかし、不慮の事態発生に対しては、国民の生命・財産を守る趣旨から、しかるべく準備を怠るべきではないと考えており、私は国民保護法に関する2条例案に対し、賛成する立場といたします。

以上です。

議長（中川一男君） 次に、反対討論を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、まず、議案第20号上富良野町国民保護協議会条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号上富良野町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第24号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第24号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第24号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点は、平成18年4月施行の改正介護保険法によりまして、虚弱高齢者に対する介護予防活動を推進することが保険者に求められてまいりました。このことに伴います対象高齢者等の定義と状態による提供サービス内容について、法に準拠し、その整備をしようとするものであります。

2点目といたしましては、介護保険制度制定以前から本町におきましては、要介護への移行阻止のため、保健福祉の連携を基盤にその対策を講じてまいりましたが、当該法の改正によりまして、特定高齢者への提供と支援内容が区分されたことを背景として、介護給付対象者との区分を明確にし、虚弱高齢者に対するサービス提供制度を維持するために、関

係サービス事業負担を厚生労働大臣が定める基準額であります介護保険法におけるサービス費のこれまでの1割から2割及び2割相当額と定めようとするものであります。

3点目として、在宅要介護者の通院等における移送サービスに関し、道路運送法の特例対応として福祉輸送として市町村が所定の協議会の議を経て、陸運支局の認可を得ることが制度上で定められ、その利用料についてはおおむね地域タクシー料金の2分の1を上限とすることがガイドラインとして示されたことから、これまでの時間単価から区間を基本とする目的地を見据えた距離単価に変更しようとするものであります。

4点目として、高齢者世帯に対する自立を側面的に支援する配食サービスにつきまして、法の改正によるデイサービス等の通所における食事費の自己負担等の整合を図ることから、700円に改正しようとするものであります。

以下、条文を追って説明いたします。

議案第24号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成12年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号につきましては、これまでの「自立判定者」から介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された者で、「特定高齢者」と呼称することを定めるものであります。

別表1につきましては、生活管理指導員派遣サービス、通称ホームヘルプサービスのサービス内容の要介護状態を法に基づく要介護、要支援状態を防止する地域支援事業と改め、対象者を特定高齢者とし、利用料を2割、生きがい活動支援通所サービス、通称デイサービスにおきましてはサービス内容、対象者を同様に、利用料を1回800円に、生活管理指導短期宿泊サービス、通称ショートステイサービスにつきましては、サービス内容対象者を同様に、利用料を法に定める要支援1の介護予防短期入所生活介護費の2割に、移送サービスについては、町内片道250円初め、これまでの利用実績をもとに特定地域までの利用を定めるほか、25キロメートル、50キロメートル、100キロメートル、150キロメートル未満での料金に、配食サービスについては、平成17年10月施行の法改正によるデイサービス自己負担との整合性から700円に、それぞれ改正しようとするものであります。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上で説明いたします。御審議いただき、お認

めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） お伺いいたします。

今度の特定高齢者という形の中で、地域支援事業に移るという形で今回の法整備が、条例の整備がされると思いますが、お聞きしたいのは、通常でしたら介護保険においても1割負担というのが原則であります。今回の生活管理指導、ホームヘルパーの派遣の点、あるいは今回の生活生きがい支援サービスの点についても、2割負担という形の導入が図られております。短期宿泊サービスについてもですね、おかしいと思うのは、介護が1割なのに、なぜこの部分だけが2割相当額、あるいは2割負担という形になるのか。本来でありましたら、1割という形の中で公平なサービスを提供するという点で、当然あるべき姿としてはその方向ではないかと思うのですが、なぜ2割負担という形になったのか、この点についてまずはお伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問でございますけれども、特定高齢者に関しましては、御承知のように、介護の認定の対応の中で認定から外れた方、いわゆる自立として判定された方ということございまして、この部分につきましては、法整備上の中ではその給付ということではないということから、私どもとしてはその部分について対応するために、制度を維持していくということから、在宅福祉のこの制度を用いながらその対応を図っていきたいということでありまして、その区分をさせていただくということ、2割ということ、させていただくということでありまして、

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） このほか財政の方を見ますと、交付金という形で地域支援事業に対する交付金も約300万円余り来ているかというふうに思います。収入は、これにかかわって140万円ばかり計上しているかと思えます。

私、どうも腑に落ちないのは、確かに地域支援という形の中で介護保険制度から外れた方、自立支援という形の方が対象になるということであれば、そういう方であっても一律負担という形の中で、同じやはり環境の中でこういう政策展開が図られるべきではないかというふうに思います。そういう意味でお金がない、あるいは将来的にこの制度を維持するというところでありますが、交付金など来ております



し、そういうものを制度として活用した中で、従来の1割負担という形の制度として保つべき姿ではないかなど。お金がないだとかということを言いますけれども、この部分については生活管理サービスだとか、生きがい管理の指導短期サービス、宿泊サービスという形の中で、せめてこの部分については同じ1割にするだとか、なぜそういうことをやられないのか。ある程度輸送費については、現行こういう形は認めざるを得ない部分ありますけれども、配食にしても改善の余地ありますけれども、こういう部分でなぜ1割負担という形で同一視されないのかちょっとよく理解できないのですけれども、財源を一定部分、窮屈とはいえずそういう手法をとれば、全部上げなくても、割高にならなくても低額で利用できる、この趣旨が大事だと思いますが、この点伺っておきたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先ほども申し上げましたが、認定を受ける方と認定を受けない方の差というものを私どもとしてはとらえて、その対策を講じていくということについては、必要なことではないかというふうに思っておりますし、この制度を私どもとしては介護保険法の改正に基づいて地域支援ということになってございますけれども、その枠の中では御承知のように、介護保険枠での給付については限度がその中で定められてございまして、その枠の中では到底し得ない部分もございまして、私どもとしてはその対策として一般会計で努力をいただいて、無理の部分も承知しながら制度化を維持していくということが、今後にとっても大事であるというふうに理解をしております。2割の御負担をちょうだいしたいということでもあります。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 肝心なことが抜け落ちていくと思うのです、担当課長、どちらにしても予防介護・予防給付という形の中で共通しているのですよ。それぞれが充実させて、初めてこういう制度というのは成り立つものだと思っておりますし、いわゆる受益者負担の原則という形で言えば、あなた方が言うように公平なのです。しかし、受益者負担という形で、たまたまその制度から自立になったというだけであって、だけれども、この人だって前へ進まないための予防給付のあり方ですから、そのことを考えたときに、公平と言うのだったら1割負担でいいのではないですか、町長、どうですか、こころ辺。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお

答えさせていただきます。

議員と全く考え方が違うのかなど。今、担当課長から御説明申し上げましたように、基本的に認定を受けた者と認定を受けなかった者との一、二割ということでありまして、認定を受けない者、自立の者全員に、では1割ということになると、認定制度って何なのだろうということにもつながってくるのではないのかなというように思います。そういう中で、本来であれば認定を受けない自立の者については、10割負担していただくということではなくて2割を負担していただいて、自立を促進していくという方向で進めさせていただいているというのがこの条例でありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第24号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第25号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第25号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第25号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、改正の要旨を御説明申し上げます。

1点は、平成18年4月から施行の改正介護保険法により、介護給付と予防給付に区分されたことに呼応し、条文整理をしようとするものであります。

2点目は、平成18年度から20年度の第3期介護保険事業期間の介護保険事業計画をもとに、1号被保険者の介護保険料を算定した結果、基準額で第2期事業年度3万6,000円を6,000円引き上げ4万2,000円、月額におきましてはこれまでの3,000円から3,500円に改正しようとするものであります。

なお、所得階層におきます区分につきましては、国が標準的に示します6階層区分では、本町の所得階層を勘案しますと、基準額を下回る階層が多く分

布するため、基準額自体がより高い数字に算定されるため、7階層を用いて、少しでも基準額の引き下げを考慮したところであります。

3点目は、平成17年度税制改正に伴う老年者の非課税措置の廃止に対応し、第2期事業計画年度所得階層から、階層移行等による段階的激変緩和策として、平成18年度、19年度の特例措置を法に準拠して定めようとするものであります。

4点目は、法改正による介護度区分として、これまで要支援判定を要支援1、要支援2に区分しようとするものであります。

以下、条文を追って御説明申し上げます。

議案第25号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成12年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の特別給付につきましては、訪問介護、介護予防、短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護の追加であります。

同条第2項につきましては、居宅支援サービス費を介護予防サービス費等に改めるものであります。

第3条については、1号被保険者の保険料の改正であります。基準額を4万2,000円とし、階層を7段階とし、階層における料率は1階層が住民税非課税世帯で、本人老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者で基準額の0.5、2万1,000円、月額1,750円。2階層では、住民税非課税世帯で、本人課税年金収入額プラス合計所得額80万円以下の者、料率0.6、2万5,200円、月額2,100円。3階層では、1、2階層に該当しない住民税非課税世帯、料率0.75、3万1,500円。4階層以降は、住民税課税世帯となります。4階層では、本人住民税非課税で基準額の4万2,000円、月額3,500円。5階層では、本人住民税課税で合計所得額が200万円未満、料率1.25、5万2,500円、月額4,375円。6階層では、本人住民税課税で合計所得額が200万円以上300万円未満、料率1.4、5万8,800円、月額4,900円。7階層では、本人住民税課税で合計所得額が300万円以上、料率1.5、6万3,000円、月額5,250円と定めようとするものであります。

第18条は、条文の整理と法改正に伴うこれまでの認定区分、要支援から要支援1、要支援2の改正整備であります。

附則。第1条は、本条例の施行を平成18年4月1日からと定めるものであります。

第2条は、保険料に関する経過措置で、本改正以前については、従前のとおりとするものであります。

す。

第3条は、平成17年度税制改正に伴う激変緩和措置として、本人及び同一世帯の者が住民税非課税者で、改正税制により課税となった者に対する特例措置を平成18年度、19年度にわたり行うことを規定するものであります。

内容として、改正税制以前での階層区分が1及び2階層の者が、改正税制で4階層となる場合は、改正料率に対して平成18年度0.662、平成19年度0.832、3階層から4階層になる場合は18年度0.83、19年度0.912、1、2階層から5階層になる場合は18年度で0.75、19年度で1.0、3階層から5階層になる場合は18年度で0.91、19年度で1.082、4階層から5階層になる場合は18年度で1.08、19年度で1.16とし、平成20年度でいずれも改正料率で移行しようとするものであります。

以上、説明といたします。御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の条例改正でお伺いしたいところがありますが、別表1段階から4段階、2段階から4段階になる者、それと3段階から4段階になる方、こういう方というのは上富良野町でのぐらいいられるのか、4段階から5段階に移るのは60名という形で調べたらなっておりましたが、どういう状況になるのかお伺いしたいと思います。

次に、低所得者対策という形の中で、町において軽減対策を求めてきましたが、国の法律の制度において軽減措置がとられているという形の中で、なかなかこれを適用しようという形にはなっておりません。それで、例えば町住民税非課税の世帯の方、145万円以下の方、80万円以下の方であってもその差が開いておりますが、同じ第2段階でも保険料を払わなければならないという形の問題点が残っております。そういうことを考えたときに、いわゆる生活保護世帯や老齢年金世帯の方々の生活というのは、これにかかわることなく利用料、あるいは介護を利用していれば利用料、その他介護等の保険税等やいろいろ賦課されてきます。

そういう意味で、生活状況で言えば、今、所得格差が開いて大変な状況になってきているということは明らかであります。そういうときに、町としてもこういう階層の方々については、軽減策をとって何らかの対策を町としてもとるべきだと思いますが、なぜこういう対策をとられないのかお伺いしておき

たいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問であります。まず第1点の段階別の階層に新しい制度で移行する場合の激変緩和の対応する人数ということですが、総体的にこれからの所得の関連から影響してくるとものということで、必ずしも正確な状況になってございませんが、それぞれの段階に応じて影響してくる部分の方々が相当数いらっしゃるというのは現実であります。第4層に移行する方で、激変緩和を受ける方々がおおむね30%程度の方がいらっしゃるのではないかなというふうに思っておりますし、5段階への移行の部分の方についても、先ほどお話ししました60人程度いらっしゃるのかな、人数的には60人程度、パーセンテージでいけば2%程度ということになります。

それから、2点目の町として軽減対応を行わないのかということですが、これについては先ほどの御提案の中でも申し上げましたように、階層区分を広げることによって、その対応を図ってまいりました。御承知のように、介護保険制度につきましては、あくまでそれぞれ負担の区分がございまして、公費の割合が50%であり、1号、2号の被保険者の方々に50%というのが基本的な対応となっているということを御理解いただいて、その枠の中で対処せざるを得ないということもございまして、その理解をいただければというふうに思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 全部が全部とは言いませんが、他の市町村ではいわゆる所得の少ない段階については、独自の減免制度をつくって適用しているところもあります。たとえば300円引き下げたとした場合でも、第1段階で年間約15万何がお金を適用すれば、軽減できるのだというふうに思います。この部分で言えば、42名という形になっておりますので、そういう財源というのは出てこないものかどうなのかと。お金がないないと言ってケアハウスにお金をつけると、これは持ち出しの負担を軽減するという形で、ああいう財源を削ってこちらの方に持ってくるだとか、出す部分を減らしながら持ってくるだとか、そういうことをやればこういう財源というのは出るのだと思うのですよね。そういう対策というのをなぜしないのかと、国の指導があるからそういうことをやったらペナルティーが来るからだとかと書いていますけれども、国の指導があってもやっているところはやっているのですよ。

今、本当に置かれている生活実態というのは、す

べての階層にわたって本当に大変だと、私は思っております。こういう意味で、町として対策をもう一度講ずるべきだと思いますが、町長、この点最後にどうなのか伺っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の考え方というものもわかるわけですが、私といたしましては、今、国の基準に従って軽減措置も対応していると。特別に町の軽減策をということにつきましては、財源とかそういうこともありますけれども、そればかりでなくて、介護保険制度そのものの趣旨からしても平等性、そういったものを考えながら応分の負担をいただいて、この制度の運営をしていくということが基本であるというふうに考えております。

ただ、いろいろな面で厳しい状況にあるということは認識しておりますが、それらの部分についてはまた別な分野、生活保護とか生活対応については、この保険制度とは別な分野で考えていかなければならない課題でないだろうかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第29号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第29号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第29号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険会計の基盤であります保険税につきましては、医療費分を中心に平成15年4月より改定をいただき、安定運営に努めているところであります。一方、介護納付金につきましては、平成16年度に引き上げ改正を行い、介護保険加入以前の4

0歳から65歳未満のいわゆる2号被保険者の納付金徴収、納付が各加入医療保険者に義務づけられ、それぞれ算定された金額に対応してきたところがございます。

平成18年度の予算編成に当たりまして、納付額の算定予想額の提示が行われ、平成17年度とほぼ同額となっております。しかしながら、平成17年度においては、当初予定しておりました税収が所得水準の低下により予定を下回り、また、平成18年度においても大きく伸びる見込みがなく、さらには介護2号被保険者数の減少によることから、金額といたしまして600万円弱について、財源確保のため税額改定をお願いするものであります。

改定内容につきましては、応能・応益割合のバランスを勘案し、所得割につきまして0.35%の増の1.35%、均等割1,400円増の8,600円、平等割600円増の5,400円に、賦課限度額8万円を1万円増の9万円としようとするところであります。

なお、この改定によりまして応益割合につきましては、おおむね50%となる予想であります。また、低所得者層の軽減に関しましても、従前の軽減率をもって対応しようとするものであります。これまで年最低額は3,600円から4,200円となるところであります。介護納付額につきましては、あくまで全国ベースでの算定でありますことから、今後ともその変動に対応して税額を定めざるを得ない実態にありますことから、御理解を賜りたいと存じます。

以下、議案によりまして説明をいたします。

議案第29号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の1」を「100分の1.35」に改める。

第7条の2中「7,200円」を「8,600円」に改める。

第7条の3中「4,800円」を「5,400円」に改める。

第13条第1項第1号中「5,040円」を「6,020円」に、「3,360円」を「3,780円」に改め、同項第2号中「3,600円」を「4,300円」に、「2,400円」を「2,700円」に改め、同項第3号中「1,440円」を「1,720円」に、「960円」を「1,080円」に改める。

附則。施行期日、1、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 今回の一部改正はやむを得ないのかなと考えますけれども、一方で、未収が少なくなれば、今回も改正しなくてもよかったのではないかという気持ちもあるわけなのです。

といいますのは、収納金額に対して国の方から交付金 coming しているわけですから、未収が多いと、国からの交付金が少なくなるということで未収をどうするか、未収金についていろいろと今回意見も出ておりましたけれども、努力されているということも認めておりますが、いま一度、未収金についてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 村上議員の御質問でありますけれども、未収金については日々毎日収納に努力をしているところでありますけれども、これからはより努力していきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何回も同じような質問なのですが、今回の制度の税改正という形で、確かに、この制度そのもの持っている矛盾点があります。国の国庫負担率の低さの問題、なおかつ下げておいてお互い加入者同士で財政負担しなさいよという、単純に言えば、こういうことだと思うのですよ。医療費がふえればふえるほど、また加入者が少なくなればなるほど負担率は上がるというような、こういう問題を含んでいる介護納付制度というのは、そこに問題があるのだと思うんですね。

かといって、そういう問題をただ納税者だけに負担を求めていいのかという形では、そうではないと思います。確かに、国保税の軽減措置という形で、一般財源からの繰り入れ等もしております。やはりこういった軽減措置というのであれば、軽減部分も据え置くとか、こういった措置をとるべきではないかというふうに感じているところなのです。せめてそういうやりとりをなぜこういう制度の中で行わないのかと、本当にほかの制度もそうなのですが、お金がないと言って、そして負担を押し

つけるという形になってきているのです。

そういう意味では、本当に年金の生活者、あるいは所得が北海道新聞にも載っていましたけれども、それが正しい範囲ではないにしても1人当たりの道民の収入が、約200万何がしかの平均的な収入だという形で、本当に低い方に北海道の財政というのが、所得階層と別に見た場合に位置されていると。今回の所得階層別に見てもゼロから150万円以下の部分で、相当数やはり5割以上この構成比で見ても占めるという状況の中で、1,000円、2,000円上がっただけでもその分負担がふえる、基礎控除が減ってまた課税所得がふえて、国保税・納税率に連動して引き上がる、滞納者もふえるということだと思うのですね。

そういう意味では、せめて軽減世帯分については据え置くという対策をとるべきだと思いますので、この点、担当の課長、見解をお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

御承知のことと存じますが、介護納付金につきましては、あくまでも半分を国・道の調整交付金、さらには療養給付費負担ということで、残りにつきましては介護2号被保険者の40歳から64歳の税徴収と、あと一般会計より基準に基づきました軽減対策ということで、基盤安定ということの繰り入れということでございまして、不足分につきましてはあくまでも税額改定をせざるを得ないということで考えてございまして、今回につきましても先ほど申し上げましたが、600万円程度と見込んでおりまして、それらの改定につきまして、御理解をいただきたいと存じております。

また、軽減の対策でございますけれども、町におきましても保険税の負担の低所得者世帯につきましては、応益部分といたしまして均等割、平等割につきまして軽減制度ということで、7割、5割、2割ということの軽減策を講じて、公費で補っていただいております。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 本当に制度そのものも崩壊するかもしれませんが、やっぱりここで一定食いとめるために、財政基金から一部の支消をちょっとふやすだとか、そういうことをやる必要があるのだと思うのですけれども、この点について見解求めておきたいと思います。町長の。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお

答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、基本は保険制度、相互扶助の精神に基づいた対応の目的税でございますので、そういった趣旨で考えていくということでございます。また、加えて基金の支消ということでありますが、医療分野におきましては基金は持っておりますけれども、介護分野においては基金を持っていないということでありまして、医療分野の部分から介護分野の方に資金流用することは、いささかいかがかたという部分もございまして、今回、基本的には医療分野と介護分野等を明確に対応した中での措置ということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々いいですね。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第30号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第30号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第30号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

障害者自立支援法の平成18年4月1日施行により、障害者等に対する医療支援が自立支援医療として統合されるのに伴い、知的障害施設入所者については、自己負担がなかったところでございます。法律施行後、医療費の自己負担が発生することになり、現行では知的障害者施設入所者については助成対象外として規定しているため、当該施設入所者のうちこの条例の受給者要件を満たす者については、町が出資している医療給付助成事業、重度、ひとり親、乳幼児の助成対象とするよう改正するものであ

ります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第30号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正。

第1条、上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を削り、同条第4号を第2号に、第5号を第3号に改める。

上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部改正。

第2条、上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例（平成6年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削り、同条第3号を第2号に改める。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3号に係る部分を除く）及び第2条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

以上で説明いたします。御審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 新制度というか、いろいろ制度が変わってきて複雑になってきておりますけれども、町長に直接お伺いしたいと思います。

制度が変わって、通所、あるいは今まである子供さんたちでも入院した場合には、いわゆる限度1割ではないと、5%程度の負担、あるいは所得に応じた負担という形になって、今度は一律1割負担という形になりました。それで、所得の少ない方においても障害者年金2級で月額6万6,000円でも、約1万5,000円の何がしかの負担をしなければならないという形になってきています。給食費も当然支払わなければならないという形で、本当に負担の限度を超えるという状況になってきております。

この点考えて、町長、ある程度こういった障害者等における負担率の給食、子供さんたちが入院した場合の食費代の軽減だとか、そういった対策という

のは考えられないのかどうなのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

また、伺いたいのは、いわゆる限度額を超えて医療費の限度額と同じように高額医療になった場合という形では、そういった支払いというのはどういうふうになっているのか、これは担当者がわかるのだろうかと思うのですが、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番米沢議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

高額医療費の部分でございますけれども、高額医療費につきましては、一定以上の医療費に対しまして、町が共同で資金を提供いたしまして、高額医療一定以上の者に対して給付をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

この制度につきましても、新たな制度として生まれてきたわけでありまして、この中で議員が御質問にありました給食費等々の問題もありますが、他の制度と整合性を持った中で対処していると。私として個人的な考え方から申し上げますと、どこにいても食事はするものということになりますと、応分の負担をする、受益者の負担の原則が取り入れられてきたのかなというふうに思います。

そしてまた、今までの御質問と同じお答えになるのかと思いますけれども、この制度の問題と生活苦の問題とは、別次元の中で対策を講じていかなければならない課題であるというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号及び

日程第11 議案第34号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第33号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び日程第11 議案第34号上富良野町公共施設整備基金の

一部支消の件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま一括上程いただきました議案第33号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び議案第34号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件につきまして、一括して提案の趣旨を御説明申し上げます。

このたびの平成18年度の一般会計予算におきましては、国の三位一体改革に関連しまして、地方交付税などが削減される影響を受け、一般財源総額が縮減する中、現段階で継続的に進めております道路などの公共施設の整備を初め、地域特性を生かしました振興策などに、引き続き多額の財源を必要としております。

これらの行政課題を具現化するために、当町が裁量をもって使うことができる財政調整基金及び公共施設整備基金の一部を取り崩すことで、最終的な財源確保を図るため、各基金条例の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第33号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、4,000万円。2、使用目的、多額の経費を必要とする特別な建設財源に充当するため。3、使用年度、平成18年度。

続きまして、議案第34号に移ります。

議案第34号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、5,000万円。2、使用目的、公共施設の整備財源に充当するため。3、使用年度、平成18年度。

以上、議案第33号、議案第34号の説明といたします。議案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、議案第33号及び議案第34号を一括して質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論

を終了いたします。

初めに、議案第33号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第35号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第35号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました、議案第35号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源であります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付費に充当し、予算の計上をしておりましたが、なお不足する3,500万円を財政調整基金から支消し、保険給付費に充てようとするものであります。

なお、財政調整基金の当該支消後の予定残高は、9,178万5,000円となるとところであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第35号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、3,500万円。2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。3、使用年度、平成18年度。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

議長(中川一男君) 休憩を解き、会議を開きます。

### 日程第13 議案第40号

議長(中川一男君) 日程第13 議案第40号 監査委員の選任の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) ただいま上程いただきました議案第40号監査委員の選任の件につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

現在、監査委員につきましては、高口勤氏が平成14年4月から就任をいただいておりますが、この3月をもって任期満了となるわけでございます。

高口勤監査委員におかれましては、監査委員として町民の負託にこたえ、業務を執行していただいておりますので、私といたしましては再任をいたしたく御提案を申し上げるところでございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、議案を朗読をもって御提案させていただきます。

議案第40号監査委員の選任の件。

上富良野町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求め。

記。住所、上富良野町西5線北24号2970番地2。氏名、高口勤。昭和17年2月5日生まれでございます。

高口勤氏の経歴書につきましては配付してございますので、御参考にさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩を解きます。

### 日程第14 平成17年第4回定例会付託 議案第9号

議長(中川一男君) 日程第14 平成17年第4回定例会で手数料条例特別委員会に付託審査の議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、手数料条例特別委員長の報告を求めます。

手数料条例特別委員長西村昭教君。

手数料条例特別委員長(西村昭教君) 手数料条例特別委員会報告を朗読をもって御報告申し上げます。

平成17年第4回定例会付託議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件。

本委員会は、平成17年第4回定例会において、閉会中の継続審査に付された上記案件を審査した結果、原案の一部を修正し、意見を付して可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成18年2月16日。上富良野町議長中川一男様。手数料条例特別委員長西村昭教。

記。審査の経過。

本委員会は、平成18年2月1日、6日の2日間開会し、いずれも公開とした。委員長に西村昭教、副委員長に中村有秀君を選出し、平成17年第4回定例会で付託された「議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例」について、建築確認申請等手数料の改正と一般廃棄物処理手数料の改正の2件があわせて提案されているため、初めに建築確



認申請等手数料の改正の件について、賛成多数で原案のとおり可決された。

次に、一般廃棄物処理手数料の改正の件について、説明員より追加配付資料の説明を受けて質疑を行い、さらに全体での質疑・応答と町長への総括質問を行い、質疑を終了した。三つの常任委員会ごとに分かれて分科会を開催し、分科長を選出して、各分科会での審査意見の集約を図った。3人の分科長と正副委員長により、全体の審査意見報告書（案）をつくり、この報告書（案）をもとに委員相互の意見交換をし、意見集約をした。

審査意見報告書（案）の内容は、建築確認申請等手数料の改正の件については、原案のとおりとする。

一般廃棄物処理手数料の改正の件については、手数料の改正額と施行期日を平成18年10月1日に修正し、さらに4点の審査意見を付すこととした。

事務局長より審査意見報告書（案）の報告を行い、報告書（案）のとおりと決定した。

審査意見報告の討論を反対の立場と賛成の立場から、それぞれ1名ずつ行い、起立により採決を行い、起立多数により、審査意見報告書（案）のとおり可決された。

審議の内容は、建築確認申請等手数料の改正については、建築基準法の改正に伴い、審査項目の増加と複雑化に伴う審査時間の増加等によるコスト増を手数料の増額改正しようとするもので、特に意見もなく、原案のとおりと決定した。

一般廃棄物処理手数料の改正の件については、平成14年10月1日から、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの非資源化ごみにかかわる収集運搬処理に要する経費の3分の1について有料化されて3年経過し、分別収集の細分化等により、ごみの減量化、資源化の意識も高まり、有料化されたごみの排出量は減少し、資源化ごみは増加し、リサイクルが推進されているが、年々増嵩する廃棄物処理経費に対する負担の一部を受益者に求めることにより、町財政の健全化を図ることは委員会としても受益者負担の公平性、減量化、資源化の推進などの観点から、値上げについてはある程度やむを得ないとの判断をし、以下のとおり、原案を修正することに決定した。

手数料の改正額につきましては、町が収集、運搬、処理する場合の可燃ごみと不燃ごみについては、一般町民の負担軽減から約50%の値上げ率を16.7%に引き下げ、粗大ごみと処理施設に直接搬入する場合の可燃ごみと不燃ごみについては、事業者の占める割合が一般町民より多いということで

それぞれ修正し、住民への周知期間を考慮して施行月日の4月1日を6カ月延長して10月1日とし、さらに審査意見を付して報告することとした。

審議経過の詳細については、別紙のとおりでございます。

決定。

慎重に審議した結果、建築確認申請等手数料の改正については、原案のとおりと決定した。

一般廃棄物処理手数料の改正の件については、意見を付し、次のとおり修正すべきと決定した。

原案につきましては、別表第37項中「90円」を「140円」に、「60円」を「90円」に、「300円」を「450円」に、「600円」を「900円」に、「900円」を「1,350円」に、「120円」を「180円」に改める。

施行月日、平成18年4月1日の原案に対し、修正案は、別表37の項中「90円」を「105円」に、「60円」を「70円」に、「300円」を「500円」に、「600円」を「700円」に、「900円」を「1,050円」に、「120円」を「200円」に改める。施行月日、平成18年10月1日。

審査意見。

1、今まで使っていたごみ収集袋は使い切り、新たに別の色でごみ袋をつくる。残っているごみ袋については、町で買い戻しする。

2、住民周知を徹底して、混乱しないようにすること。

3、クリーンセンター管理委託費の削減を図るべきである。

4、一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会負担金（地区住民負担金）の削減を図るべきである。

なお、別紙審議の経過等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、手数料条例特別委員会審査意見の報告といたします。

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、原案の一部を修正し、意見を付して可決すべきものとのこととさせていただきます。

委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成17年第4回定例会手数料条例特別委員会に付託審査の議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおりと決しました。

昼食休憩といたします。

午前 11時54分 休憩  
午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第15 予算特別委員会付託

議長（中川一男君） 日程第15 予算特別委員会に付託審査の件、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長西村昭教君。

予算特別委員長（西村昭教君） 予算特別委員会報告を、朗読をもって御報告申し上げます。

本委員会に付託の議案は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査等の経過等を付し、報告します。

議案第1号平成18年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第3号平成18年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第4号平成18年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第5号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第6号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第7号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

議案第9号平成18年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

平成18年3月17日。上富良野町議会議長中川一男様。予算特別委員長西村昭教。

審査の経過。

本委員会は3月3日に設置され、同日、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号が付託された。

3月13日に委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号歳入各款と歳出第1款から第4款途中まで、款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月14日に委員会を開き、議案第1号歳出第4款途中から第10款途中まで、款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月15日に委員会を開き、議案第1号歳出第10款途中から予算調書まで、款別ごとに質疑を行い、その後、一般会計全般にわたる質疑を行い、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月16日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

表決。議案第1号、議案第2号及び議案第4号は討論を行い、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は討論を行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となった。

なお、別記、平成18年度各会計予算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査意見の報告といたします。

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号並びに第9号は、委員長の報告のとおりと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時04分 休憩

午後 1時06分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第16 諮問第1号

議長（中川一男君） 日程第16 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員となっておられます方が、ことしの8月をもって任期満了になるわけでありませぬ。そのために、人権擁護委員法の規定に従い、町として推薦を申し上げて選任をいただくというところでありますが、現在、就任をいただいております佐々木幸子氏におかれまして、引き続き選任をお願いしたく、推薦を申し上げたいということで御提案をさせていただきたくてございます。どうかこの対応につきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、朗読をもって提案させていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。住所、上富良野町富町1丁目2番43号。氏名、佐々木幸子。昭和17年6月13日生まれであります。佐々木幸子氏の経歴につきましては、配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第17 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第17 発議案第1号町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 発議案第1号町長の専決事項指定の件について申し上げます。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成18年3月2日提出。上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、議会議員仲島康行並びに中村有秀、長谷川徳行。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。平成18年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を改正すること。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第2号

議長（中川一男君） 日程第18 発議案第2号上富良野町情報共有と町民参加の自治条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 発議案第2号上富良野町情報共有と町民参加の自治条例。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成18年3月2日提出。上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員梨澤節三。賛成者、上富良野町議会議員吉武敏彦、同じく小野忠。

本条例の作成に当たりましては、住民との情報共有に重点を置きました。この厳しい時代を乗り越えていくためには、地域の実情を的確にとらえ、限られた財源を有効に活用し、町民とともに考え、とも

につくり上げるため、町民参加を一層進めなければなりません。そして、前文にもありますように、住んでよかった上富良野の町をつくり上げていきたいと考え作成いたしました。

なお、この条例には、住民投票については規定をしておりません。

上富良野町情報共有と住民自治条例。

御高覧いただいたものと思いますので、以下、要点について述べさせていただきます。

第1章は、総則で、第1条の目的から第4条の情報の共有について述べております。

第2章は、町民参加手続について。第1節通則、第5条町民参加手続の対象から第12条参加しやすい環境づくりについて。第2節は町民政策提案手続について、第13条で述べています。第3節はパブリックコメントについて、第14条手続の進め方から第16条手続の予告について述べています。第4節はワークショップについて、第17条ワークショップの開催から第19条記録の作成及び公表について。第5節は意見交換会について、第20条の意見交換会の開催と第21条の準用規定について述べています。第6節審議会について、第22条の審議会等から第25条の議事録の作成・公表について。第7節公聴会について、第26条公聴会から第29条の調書の作成・公表について述べております。第8節はその他の町民参加手続について、第30条で述べています。

第3章は、町民参加手続以外の町民参加の推進について。第31条要望、苦情の取り扱い。第32条広聴活動について。

第4章は、進行管理について。第33条から第35条の制度の見直しについて。

第5章、雑則として、第36条で委任について述べております。

附則として、施行期日と経過措置について述べております。

以上をもって説明にかえさせていただきます。御審議の上、御議決のほどよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 町民との情報共有と住民参加の自治条例も確かにこれからのまちづくりには町民と町がともに考え、ともにつくり上げることが必要であると考えますが、今、町でもパブリックコメントということで、景観条例ほか町民の意見が求められても1件ぐらいしか出ていない現況であり、

今の状態ではまだまだ町民の総意が盛り上がっておらず、いきなりこの条例をつくって出しましても受け入れられない心配がございます。

町でも今、自治条例制度に向けて検討中であり、この条例は、富良野市の市民との情報共有と住民参加の自治条例の市と町を置きかえただけのものであり、例えば2条の4項のところは、町の仕事に「その企画から決定までの過程において、町民の意見を聞くということを行います」とありますが、町民の意見を聞いただけでいいのか、それが反映されて予算化されることになるのか。上富良野町は演習場を持った駐屯地がありますが、先日、岩国基地の移転反対住民投票の結果のように、国の防衛問題について問うという形が、国が求めているものと民意とは違った形で困っている状態があります。ですから、こういった部分についてはという縛り、ものによってというところが必要でないかと考えます。

それから、また、5条の5項の「町の出資の総額が100万円を超えることとなる法人に対する出資について定める予算の立案」と、こうありますが、今、これらも現在、上富良野振興公社には940万円、富良野地区森林組合には787万2,000円、都市開発公社には300万円ほか15団体等出資しております。これから出資するところとなると、そうあるとは考えられませんが、そういったところの予算というものも大変難しいものがあり、こういった項目が必要なのかなど考えるところなのですが、確かに町民との協働のまちづくりをいかにしてとお考えになって、議員みずから発議されましたことに対しては大変敬意を表したいと存じますが、以上申し上げました理由で、いま少しの時間と、条文内容も上富良野独自のものとして、町民も巻き込みまして、議員としてもお互いにまだまだ議論を重ねて、町が今検討中の自治条例ともかみ合わせて策定してもいいのではないかと考えるのですけれども、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 4番、答弁。

4番（梨澤節三君） これを作成するに当たりまして、おっしゃるとおり、ニセコ、それから富良野、そのほかいろいろ資料を取り寄せまして、この地域は富良野地域であるということで、富良野は非常にこういうことには神経使って、ごみの件でもそうでしたけれども、非常に神経使っておりまして、これを勉強することによって、将来、富良野圏域としてすんなりいくのではないのかなということで、おっしゃるように富良野を上富良野に変えたというようなものかもしれませんが、大変勉強させていただいたなというふうに思っております。

それから、あと、町民参加手続の方法で、町民政

策提案とかパブリックコメント、ワークショップ、意見交換会、審議会、公聴会、その他の町民参加手続ということでもって、要するにパブリックコメント一つでは意見というのは見えないのですね。見えないのですよ。言った、返ってきたということで。今言ったような項目を広く投げかけても、恐らくおっしゃるように返ってこないと思います。しかし、やっぱりやっていかなければならないのですよ。我々の任期は19年、来年の8月で終わります。町長にお聞きしますと、19年に制定をして、20年に運用を開始するというのでいきますと、今、この国会が終わった後、私大変な危機が来ると見ておりまして、これを今まで同じように議決だけでもっていくということは、町民が非常にづらい思いをするのではないかと、やはり知っていて一緒になってという、そういうようなのがありまして、それで出しました。

そして、先ほど言いました住民投票のような岩国の基地ですか、航空路、あれは住民投票ですけれども、これは住民投票触っておりません。触っておりませんから、あくまでも情報を共有しましょうという、情報共有に重点を置いてやっております。

それから、5条の100万円の件なのですが、これ最後の方に、この条例の見直しについてということで書いてありますので、これは不備なところもあるかと思いますが、その辺のところ御理解はいただきたいなというふうに思います。

以上でよろしいですか。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 私は、この条例を提出された提出者に対して、本当に立派な条例を策定されましたということに敬意を表したいと思います。

私も平成15年4定で、基本条例について質問に立たせていただきまして、ことしと来年に向けてようやく日の目を見るなという、そういう思いでございます。

全国で初めて基本条例を策定しましたニセコ町では、平成9年素案づくりに着手、同時に並行して自治研究者との共同研究や町民講座を開催し、町民との議論を幾度となく行いました。そして3年後、ようやく平成12年末策定され、13年4月議会で議決になりました。この間3年間も町民とのコンセンサスを取り、議論を重ねてまいりました。

この条例は、町民が町政に参加する権利が保障されると、町民自身が責任を持ってみずから考え行動するという、本当に重い町民に対しても責任が生じてきます。この条例は、制定自体が目的ではなく、

重要なのは条例の精神が町民にいかに浸透するか、そういうことだと思います。そのためには、制定過程に力点を最も置くことが、必要な重要ポイントではないかと思っています。制定で何がどう変わるのかということも、町民と議論をうんと重ねて策定していかなければならないと思います。それには説明会やパブリックコメントを実施、それに町民の意見を聴取・把握されて、策定されるものであると思います。町民・行政・議会が一体となってかかわるべき条例だと思います。それがないと、提案者がこの条例の目的としている町民と町とがともに考え、ともにつくり上げるということの基本から、何か外れるのではないかというような気もします。

やはりこういう条例は、策定して提出するのは非常にすばらしいことですが、もっともっと住民とのコンセンサス、そして策定までのプロセス、これをきちっとしていかなければ、今まで行政がつくっている条例と同じように、これをつくりましたからしなさいというお上の悪いような条例になるような気がしますが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（中川一男君） 4番、答弁。

4番（梨澤節三君） おっしゃることそのとおりだと、私は思います。ニセコについても3年とおっしゃいましたですね、富良野も特別委員会を制定して半年間、研修にも行っておりますし、今おっしゃったようなこといろいろやっております。それで、私、危機感を持っているわけなのです。この国会終わった後、出てくることに対してどうなるかなという非常な危機感持っております、だからといって、それでもってこれがきっかけになればいいと。これ時期を外れてしまって、国が言っているところのものと時期がずれてしまって、平成20年運用ということにでもなると、何をやってたのだろうかということになるのではないかなという、そういう危機感のもとにこれを提出しまして、おっしゃるように、必ずしも通らなくても、立ち上がっていただきたいなというものがあるのです。立ち上がっていただきたい。半年やればやっていけるのではないかと思います。そういう気持ちでもって同僚の方にお願ひしまして、賛成議員になっていただきまして、そして提出をした状況でございます。

本当は12月と思ったのですが、そうはならないだろうということで、そして今回やっておくと、今国会の終わるのが5月ですから、5月から6月にかけて終わりますから、そうすると、それに適用されるかなと。もしや適用されなくても、それに使えなくてもこれから立ち上がってやっていただいたら、私はこれおっしゃるように時期尚早というこ

とについては、何ら異論は持ちません。そういう気持ちであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 他にございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 同僚議員と重複する点があるかとは思いますが、やはり住民基本条例に基づくものというのは、さきに住民に情報を公開して、その中で住民参加の提案というものをした上で、住民の意識の向上を図り、そしてさらには参加の仕組みづくりというところを経て、住民の将来の保障の安定の高まりというそういう機運が上がってから、住民が真剣にお任せ民主主義ではなく、住民みずからの手で上富良野町の行く末をきちっと方向を示していくという、そのプロセスが大事だと思われま

す。また、4条の町ホームページにも書かれておりますけれども、情報交流掲示板というものが今現在制定されていますけれども、約1年間で町民においては10名にも満たない書き込みしかないという現状を見ております中で、この辺の今私が申しましたプロセスの過程というものは、議員がいつ住民に対して御呈示をされてきた経緯があるのか、1点御質問していきたいと思えます。

議長（中川一男君） 4番、答弁。

4番（梨澤節三君） 住民に公開ということについてなのですが、これ不信感がたまってきているのですよ。今回、今議会で議決した値上がりのあれが出ていきますと、議会に対しても行政に対しても不信感というのが出てくるのではないのかなと。現実、富良野市の制定のこれを見ましても、バブルからずっと何でもやれたわけなのですよ。要するに手づかみで組まれてきていた、そういうところに来ていたところが、そうはならない状況になってしまって、それで厳しい状況でいったところが、不信感が出てきているということで、住民会長の集まりでもってやっぱり「おい、議会何やっているのだ」というようなことも言われたりしまして、何か立ち上がらなければならないかなということでもって立ち上がったということと、公開はいつするのですかということですが、先ほど長谷川議員に言ったように、これがきっかけになっていただきたいなことなのでございます。また、これをきっかけにしないと、私は必ず言われると思えます、何やっているのだということですね。ですから、これが通る、通らないでなく、これが我々の第一歩にというようなことになっていただいたら、私は本当に感謝申し上げます。これ通る、通らないでなくてですね。

それから、住民の関心が薄いということですから、

でも、これだけのものを羅列しても、恐らく関心は薄いと思います。富良野でも言っておりました。非常に関心薄いのですよと。しかし、石狩市、あそこはすごいそうです。これはどンドンどンドン書き込んでくるし、意見も出てくるしということで、要するに富良野圏域というのは上富良野町を母体として、そしてずっと仲よくやってきたという、要するに意見を言うのはよそ者と若者なのですよ、もう一つ言うとおかしくなるから言いませんけれども、よそ者と若者なのですよ。そういうことなのです。私なんかもよそ者なのですよ。若者からぜひ出して、これをきっかけにやっていただければ、私はとやかく言うところはありません。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 提案者に何点が質問いたしますが、今の答弁ですと、自治体、行政の側にこれの提案することによって、制定の弾みをつけてほしいというような話でありましたが、最初からこれは通らなくてもどちらでもいいというようなお考えで、という安易な考えで出されてきたのですか、これをまず1点確認したいと思います。

もしもあなたが第一歩にしたいということであれば、今、行政も考えているということでもありますから、その点を考慮した中で、出す前に、町と、あるいは議会、もしくは住民との関係できちりというものをオープンにして、そして審議を進めるといったことが手法ではないかなと思うのですが、この点どうも聞いていますと、明確ではないというふうに考えていますが、この点はいかがお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、例えば16条の前号の公表する期間からして10日前までに文書等で公表するという形になって、ここに予告に対して事前に一定期間、周知期間を設けて住民に周知する必要があるというふうな表現になっているかと思うのですが、これはどこの範囲まで周知の範囲という点では設定されているのですか。この点、よくわかりませんが、この点伺います。

それと、例えばこういうことを考えられていると思うのですが、対象とする町の仕事の原案の入手方法という形で、広報等の周知かというふうに思いますが、例えば広報しか見ないという方も中にはおられるかもしれません。ホームページもありますけれども、そうすると、広報というのは町内会ごとで周知、いわゆる回覧がおくれたりだとかします。そういう意味で、10日以上も経過した中で、こういうお知らせという形が来てしまったら、これはその趣旨にもおかれて意見を出すこともできない、そうい

う形にもなりかねません。

そういう意味では、こういう場合はどうなるのでしょうか、そういう場合の手続、あるいは条例の設置という点では、どういうふうを考えているのかお伺いいたします。

議長（中川一男君） 4番、答弁。

4番（梨澤節三君） これを出すに当たって安易ということを言われましたけれども、出す人間がそういう出し方をすると、あなたはお考えになるのですか。覚悟のことを言っている。出すからには、通したいということで賛成議員にもお話をし、そして出しております。それなりに、私なりにですけれども、勉強はしてきておるわけです。ですから、安易ということはありません。ただ、同僚議員が言われるところの時期尚早ということもあるのではないかと、どうだろうかというようなことでもっては、先ほどお話ししたとおりでございます。

それから、16条の件ですか、16条はパブリックコメント手続の予告は、意見提出期間の初日から換算して10日以前に行うこととし、意見提出期間の20日以上と合わせ、パブリックコメント手続に要する期間を1カ月以上確保するものということもあります。これについては、また、いろいろ手段があるのかなというように思います。

それから、行政なり何なりといろいろ話してということでございますが、それはおっしゃるとおりかと思いますが、一応、町長の口から19年に提案をして、20年に運用を開始するという言葉が出ております。それで、先ほど言ったように、私は今国会終わった後のところを非常に危機感を持って見ておりますので、これは恐らく6月、7月が来ればわかると思いますが、それで何回も言うようですけれども、踏み切ったということでございます。

もう一つ何かありましたですか。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 提案者は、常日ごろから行政に対しても議会に対しても住民に開かれた議会、あるいは住民の意見をよく聞きなさいという形で言われております。

今回の自治条例制定の中で、何らかの形で町民との懇談会、あるいは各種団体との懇談会、各階層別の懇談会等々というのは開かれたのですか。開かれてそういう条文制定という形に至ったのですか。本来でしたら、そういうことがきちきちとやられると。やられた中で、あなたが言うように住民に周知されて、一つ一つこれはこれだったら理解できますということであれば理解できるのですが、そういう気配も見られておりません。確かに何人かとは話ししたという形は聞きますが、やはりこういう条文

の制定については、きっちりとした住民との対話、階層別も含めて対話を求めて、そこからこういう条文の制定というのがあってしかるべきであり、急ぐべき性質のものでもないと思います。

よく審議されてこそ住民のものにもなり、私自身のものにもなり、あなた自身のものにもなるはずですから、この点等については経過としてはどういふうな段階を経て、今回、条文の策定と提案の経緯になったのかお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 4番、答弁。

4番（梨澤節三君） 私のやってきたことを言っても、恐らくあなたの考えとは違うと思います。そして、いろいろ懇談会をやったのかと言われておりますが、やっているところもありますし、やっていないところもございます。そして対話ですか、もっと根幹に入りたいと思いますけれども、米沢議員は、絶えず質問をしておるのを聞いておりましたら、米沢議員が本来これを出さなければならないのではないのでしょうかという私は意識を持っております。そういうのもありますから、ちょっと言われているそれとは合わないなという、私は同じではないかなという感じではいるのですが、そのところ何でも反対ということされるのだったら、これまたちょっと幾ら説明してもしょうがないですし、これは平行線ということになってしまいますから、これはどうも平行線になるのではないかと、もしくは弁解のための答弁をするというようなことになるのかなということを感じます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私、これを積極的な制定、こういう感じの条例は制定したいと思って聞いておりますので、別に拒否しているわけではありません。その過程で一番大切なのは、同僚議員もおっしゃったように、やっぱり多くの方の意見を聞いて前向きに進める、条文本当に自治条例制定する意味だったら、そのことだと思うのです。

今回の条文の中身にも、パブリックコメントという形の中で多くの団体や審議会、いろいろな階層別の意見を聞くということが当然うたわれているわけですから、そういう前提があってこそ、この条文の持つ意義があって効力も発揮されるわけですから、このことを私言っているわけで、やっぱりそういう点では大いに町民の皆さんや各階層の皆さん、行政の人も含めて巻き込んだ中でともに設置した方がより実りある、上富良野町の将来にとってもいいのではないかという立場からの質問でありますので、誤解なさらないように。そのためには、まだまだ不十分な点があるのではないかとこのことを質問してい

るわけでありませう。もう一度お願いします。

議長（中川一男君） 4番、答弁。

4番（梨澤節三君） 最初からそういうことであれば、もっと前向きといいますが、いい方向に進むのではないかと。それでこれはおっしゃるとおりなのです。安易に出したのではないかとおっしゃいましたが、安易ではありませんし、通ればよろしいと思っておりますし、通らなくても火がつけばいいと、私は思っておりますし、同僚の賛成議員の方々もこれで火がつけばいいなということでございまして、どうかこれでもって何かおかしくなるというようなことにならないように、議長にもお願いしますが、前向きなものにお進めいただきたいというように思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 議長の職権をもちまして、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立少数であります。

よって、本件は、否決されました。

#### 日程第19 発議案第3号

議長（中川一男君） 日程第19 発議案第3号 旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） 発議案第3号旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成18年3月2日提出。上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員仲島康行。賛成者、同じく中村有秀、長谷川徳行。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、行政改革担当大臣、財務大臣。

旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する意見書。

地域住民の生活の制度的基盤である不動産や会社の登記事務、またこれに付随して印鑑証明書の発行を初めとした各種証明並びに地図情報の提供は、地域住民の権利の保全と福祉の充実を図るために必須の社会的インフラである。

しかるに、旭川地方法務局は利用者たる地域住民の不利益を省みず、富良野出張所を統廃合しようとしている。これは、行財政改革の名を借りた地方切り捨て、また憲法により保障された住民の生存権的基本権を奪うことにほかならない。

よって、地域住民の生活権を奪う旭川地方法務局富良野出張所の統廃合に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月17日。北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 発議案第4号

議長（中川一男君） 日程第20 発議案第4号 平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

14番 長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 発議案第4号を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第4号平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員長谷川徳行。賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、林野庁長官。

平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書。

近年の温室効果ガスの増加による地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、「京都議定書目標達成計画」において、森林には二酸化炭素吸収源として重要な役割が



課せられ、今後、これを確実なものにするため、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林の整備が強く求められています。

一方、我が国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により、林業生産活動が停滞し、間伐を初めとする森林の整備・管理が十分に行われなくなってきており、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発する中で、安全で安心できる国民の暮らしを守る森林の役割についても果たすことができなくなることが、強く危ぶまれています。

さらに、違法伐採は今や地球環境を保全する上で大きな問題となっており、その増加により、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには違法伐採木材が国際市場に流通することによって、地球的規模で持続可能な森林経営を阻害する要因になっており、我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっています。

以上のような我が国森林・林業・木材産業を取り巻く厳しい環境の中で、平成18年度予算等において、下記の施策が実現するよう強く要望いたします。

記。1、森林・林業基本計画及び地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に基づく森林整備の推移、及び「緑の雇用」事業による林業労働者の育成・確保等の諸施策を着実に実施すること。

2、低コストで安定的な木材供給体制として、効率的なシステムを確立すること。また、伐期の長期的な森林経営の実態に即した借りかえ融資制度の創立など、森林・林業の再生に向けた施策を展開すること。

3、「違法に伐採された木材は使用しない」という考えに基づき、国として実効性のある具体的施策を早急に確立すること。また、地域産材の利用拡大に向けて、地域材利用者に対する助成措置の創設及び木質バイオマス利用技術の開発・普及など、具体的施策を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

審議の上、お認めいただきますことをお願いいたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の継続調査申出の件

議長（中川一男君） 日程第21 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長 あ い さ つ

議長（中川一男君） 本年最初の定例議会でありますので、町長から皆様方にごあいさつを申し上げます。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 3月2日から本日17日までの16日間にわたり開催されました平成18年第1回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成17年度の総締めくくりを兼ねてごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、上程いたしました平成18年度各会計予算案及び条例改正案など、多くの案件につきまして御審議、御検討を賜り、すべて原案どおり御議決いただきましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

議案審議に際して、お寄せいただきました御意見及び御提言につきましては、今後の執行上におきまして十分に参酌、吟味しながら、公明、公正、町民本位を旨とした情報の共有化と説明責任の遂行とともに、反映に努めてまいります。

国では、地方自治の確立と地方税財政のあり方を見直す三位一体改革を進めておりますが、国庫補助負担金や地方交付税の削減見直し、税源移譲のアンバランスが、一層の地方財政の厳しい方向性を示唆しております。また、国による道州制への動きや道が進める新たな合併議論など、上富良野町を取り巻

く将来が不透明な状況にあります。現時点でできる手段を模索しながら、健全な行財政運営に努めてまいります。

18年度予算においては、基金の繰り入れと行財政改革の取り組みに大きく依存しながら、何とか編成を終え、御議決を賜ったところでありますが、平成18年度以降は絞りきったぞうきんに、はさみを入れることまで検討しなければならないと考えているところであります。

昨年7月に策定いたしました第3次職員数適正化計画等も連動させ、財政構造と組織構造の改革を着実に進めていくことが、私に与えられた任務と考えております。今定例会には、町政執行方針を初めさまざまな場面で発言させていただいたところですが、民間にできるものは民間にゆだねるほか、負担の適正化と情報共有・協働のまちづくりを進め、簡素で効率的な行政運営を目指してまいりたいと考えております。

また、富良野圏域の自治のかたちについては、5市町村で共同設置した自治のかたちプロジェクトの報告がされますので、住民の皆様と議論の場を設けていきたいと考えております。変革期にあって、直面するさまざまな決断を行わなければならないと心しているところであり、ここに再度、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力をお願いするところであります。

最後になりましたが、慎重な御審議を賜り、御議決をいただきましたことに重ねて御礼を申し上げますとともに、新年度からの行政執行に際しましては、議員各位並びに町民各位の特段の御協力をお願い申し上げ、ごあいさついたします。

まことにありがとうございました。

#### 議 長 あ い さ つ

議長（中川一男君） この際でございますので、私の方からも一言、皆様にごあいさつを申し上げます。

第1回定例議会というものは、予算議会でございます。4日間の予算特例委員会を見ますと、委員長、副委員長、そして皆様方が本当に議論を尽くしていったな、そして執行者側というか、この議場に入られた説明員も緊張感を持って皆様に答えていたのではないかなと、そう思います。また、予算に対する討論においては、本当にぶつかり合ったな、反対も賛成もすばらしい討論だったな、つくづく感じるところでございます。

私も19年目になりますけれども、本当にさま変わりした、本当にそういう意味では議会の活性化になったと思いますし、先ほど4番議員から発議案も

出されました。これからも議員の特権でございますから、どしどし出していただいで活性化していただくと、議会が活性化するというは、やはり地域住民のためになる、そう考えております。どうぞこれからもそのような方向でいってほしいなと思いません。

また、先ほど町長があいさつの中で、説明責任を持ちながら18年度執行していく、そういう決意を述べられましたけれども、議決した以上は私どもも説明責任を負うということをお忘れずに、がんばってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

#### 閉 会 宣 告

議長（中川一男君） これにて、平成18年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時58分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年3月17日

上富良野町議会議長            中   川   一   男

署名議員                    岩   崎   治   男

署名議員                    梨   澤   節   三